

土木工事施工管理の手引き

令和 8 年 7 月

佐賀県 県土整備部、
農林水産部及び地域交流部

目次

写真管理

第1編 一般事項

土木工事施工管理基準	1-1
公告から工事完成までの流れ	1-3
契約関係の流れ	1-4
佐賀県工事関係書類一覧表	1-6
監理技術者等	1-10
施工体制台帳等	1-16
安全衛生組織について	1-18
腕章等の着用	1-19
工事現場での掲示	1-20

第2編 施工計画

施工計画書記載事項	2-1
施工計画書作成の要領・留意点	2-2
施工計画書作成例	2-7

第3編 出来形管理

① 共通

土工

1	盛土補強工	3-1	5-5
2	法面整形工(盛土部)・覆土工	3-1	5-5
3	掘削工(切土工)	3-1	5-5
4	路体盛土工・路床盛土工	3-3	5-5

浚渫工

5	浚渫船運転工(ポンプ浚渫船)	3-4	5-5
6	浚渫船運転工(グラブ船)(バックホウ浚渫船)	3-5	5-5

基礎工

7	切込砂利・砕石基礎工・割ぐり石基礎工・均しコンクリート	3-6	5-5
8	基礎工(護岸)(現場打)	3-6	5-5
9	基礎工(護岸)(プレキャスト)	3-6	5-5
9-2	矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)等	3-7	5-5
10	既製杭工(コンクリート杭)(鋼管杭)(H鋼杭)(木杭)	3-7	5-5
10-2	既製杭工(鋼管ソイルセメント杭)	3-7	5-5
11	場所打杭工	3-8	5-5
12	深礎工	3-8	5-6
13	オープンケーソン基礎工	3-8	5-6
14	ニューマチックケーソン基礎工	3-9	5-6
15	鋼管矢板基礎工	3-9	5-6

石・ブロック(張)工

16	コンクリートブロック積(張)、緑化ブロック工	3-9	5-6
17	連節ブロック張	3-10	5-6
18	天端保護ブロック	3-10	5-6

19	石積工・石張工	3-11	5-6
カルバート工			
20	現場打函渠(カルバート工)	3-11	5-6
21	プレキャストボックス工・プレキャストパイプ工	3-12	5-6
鉄筋工			
22	鉄筋の組立	3-12	5-7
法面工			
23	現場打法枠工・現場吹付法枠工	3-13	5-7
24	プレキャスト法枠工	3-13	5-7
25	コンクリート・モルタル	3-14	5-7
26	植生工 (種子散布工・張芝工・筋芝工・市松芝工・ 植生シート・植生マット・人工張芝工・植生穴工)	3-15	5-7
27	植生工(植生基材吹付工)(客土吹付工)	3-16	5-7
法面保護工			
28	護岸付属物工	3-17	5-7
29	多自然型護岸工(巨石張(積))	3-17	5-7
30	多自然型護岸工(かごマット)	3-17	5-7
31	羽口工(じゃかご)	3-18	5-7
32	羽口工(ふとんかご)(かご枠)	3-18	5-7
擁壁工			
33	現場打擁壁工	3-19	5-8
34	プレキャスト擁壁工	3-19	5-8
35	(テールアルメ工法)・(ジオテキスタイル補強土工法)	3-20	5-8
36	井桁ブロック工	3-20	5-8
37	小型擁壁工	3-20	5-8
樋門・樋管工			
38	函渠工(本体工)	3-21	5-8
39	函渠工(ヒューム管)(PC管)(コルゲートパイプ)(ダクタイトル鉄管)	3-21	5-8
40	函渠工(PC函渠)・樋門接続暗渠工	3-22	5-8
41	翼壁工・水叩工	3-22	5-8
42	階段工(現場打階段)(プレキャスト階段)	3-23	5-8
43	水門	3-23	5-8
44	扉体、戸当り及び開閉装置	3-23	5-8
堰・機場工			
45	床版工・堰柱工・門柱工・ゲート操作台工 ・胸壁工・閘門工・土砂吐工	3-24	5-8
46	堰本体工・水叩工・土砂吐工	3-24	5-8
47	魚道本体工	3-24	5-8
48	機場本体工・吐出水槽工本体工	3-25	5-8
49	燃料貯油槽工	3-25	5-8
地盤改良工			
50	路床安定処理工	3-26	5-9
51	置換工	3-26	5-9
52	サンドマット	3-26	5-9
53	表層安定処理工(サンドマット海上)(ICT施工の場合)	3-27	5-9

			写真管理
54	パイルネット工	3-28	5-9
55	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工・ペーパードレーン工・袋詰め式サンドドレーン工) 締固め改良工(サンドコンパクションパイル工)	3-28	5-9
56	固結工(粉体噴射攪拌工・高圧噴射攪拌工・スラリー攪拌工・生石灰パイル工)	3-29	5-9
56	固結工(スラリー攪拌工「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による場合	3-29	5-9
地盤改良工			
56-2	固結工(中間混合処理)	3-30	5-9
水路工			
57	側溝工(プレキャストU型側溝)(L型側溝)等	3-30	5-9
58	側溝工(場所打水路工)	3-31	5-9
59	側溝工(暗渠工)	3-31	5-9
60	山腹明暗渠工	3-32	5-9
61	現場打コンクリート水路工	3-32	5-9
62	二次製品水路工(L型、大型水路)	3-33	5-9
63	土水路工	3-33	5-9
64	河川護岸工	3-33	5-9
道路付属物工			
65	縁石、アスカーブ	3-34	5-10
66	小型標識工	3-34	5-10
67	防止柵工 (立入防止柵・転落(横断)防止柵・車止めポスト・防護柵工)	3-34	5-10
68	ガードレール	3-34	5-10
69	ガードケーブル	3-35	5-10
70	区画線工	3-35	5-10
71	視線誘導標、距離標	3-35	5-10
72	落石防止網工	3-36	5-10
73	落石防護柵工	3-36	5-10
74	防雪柵工	3-37	5-10
75	雪崩予防柵工	3-37	5-10
76	遮音壁基礎工	3-38	5-10
77	遮音壁本体工	3-38	5-10
78	排水性舗装用路肩排水工	3-38	5-10
79	大型標識基礎工	3-39	5-10
80	大型標識柱工	3-39	5-10
81	組立歩道工	3-39	5-10
82	組立歩道支柱基礎工	3-40	5-10
83	ケーブル配管工	3-40	5-10
84	照明柱基礎工	3-40	5-10
85	排水構造物修繕工	3-41	5-10
水路付属物工			
86	根固めブロック工・ブロック床版工	3-41	5-10
87	沈床工	3-42	5-10
88	捨石工	3-42	5-11
89	杭出し水制工	3-42	5-11
90	集水柵工	3-43	5-11
91	沈砂池工(コンクリート床版工)	3-43	5-11
92	床止め本体工	3-44	5-11

93	水叩工	………… 3-44	………… 5-11
砂利舗装工			
94	天端敷砂利工・天端補修工	………… 3-44	………… 5-11
舗装工			
95	アスファルト舗装工(下層路盤工)	………… 3-45	………… 5-11
96	アスファルト舗装工(粒度調整路盤工)	………… 3-47	………… 5-11
97	アスファルト舗装工(セメント(石灰)安定処理工)	………… 3-48	………… 5-11
98	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理)	………… 3-49	………… 5-12
99	アスファルト舗装工(基層工)	………… 3-50	………… 5-12
100	アスファルト舗装工(表層工)	………… 3-51	………… 5-12
100-2	橋面防水工(シート系床版防水層)	………… 3-52	………… 5-12
101	コンクリート舗装工(下層路盤工)	………… 3-52	………… 5-12
102	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	………… 3-53	………… 5-12
103	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	………… 3-54	………… 5-13
104	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	………… 3-55	………… 5-13
105	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	………… 3-56	………… 5-13
106	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	………… 3-57	………… 5-14
107	歩道路盤工(取合舗装路盤工・路肩舗装路盤工)	………… 3-59	………… 5-14
108	歩道舗装工(取合舗装工・路肩舗装工等)	………… 3-59	………… 5-14
109	歩道舗装修繕工(歩道路盤工・取合舗装路盤工)等	………… 3-60	………… 5-14
110	歩道舗装修繕工(歩道舗装工・路肩舗装工)等	………… 3-60	………… 5-14
111	切削オーバーレイ工	………… 3-61	………… 5-14
112	オーバーレイ工	………… 3-62	………… 5-14
113	路上再生工	………… 3-63	………… 5-15
114	路面切削工	………… 3-63	………… 5-15
115	舗装打換え工	………… 3-63	………… 5-15
橋梁下部工			
116	橋台躯体工	………… 3-64	………… 5-15
117	橋脚躯体工(張出式)(重力式)(半重力式)	………… 3-66	………… 5-15
118	橋脚躯体工(ラーメン式)	………… 3-68	………… 5-15
119	鋼製橋脚製作工	………… 3-70	………… 5-15
120	橋脚フーチング工(I型・T型)	………… 3-71	………… 5-15
121	橋脚フーチング工(門型)	………… 3-71	………… 5-15
122	橋脚架設工(I型・T型)	………… 3-71	………… 5-15
123	橋脚架設工(門型)	………… 3-72	………… 5-15
124	検査路工	………… 3-72	………… 5-15
コンクリート橋上部工			
125	プレテンション桁製作(購入工)(けた橋)	………… 3-73	………… 5-15
126	プレテンション桁製作(購入工)(スラブ橋)	………… 3-73	………… 5-15
127	ポストテンション桁製作工	………… 3-73	………… 5-15
128	プレキャストセグメント桁製作(購入工)	………… 3-74	………… 5-16
129	プレキャストセグメント主桁組立工	………… 3-74	………… 5-16
130	PCホロースラブ製作工	………… 3-74	………… 5-16

131	PC箱桁製作工	3-75	5-16
132	プレビーム桁製作工(現場)	3-75	5-16
133	PC押出し箱桁製作工	3-76	5-16
134	架設工(コンクリート橋・クレーン架設・架設桁架設)等	3-76	5-16
鋼橋上部工			
135	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合)	3-77	5-16
136	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合)	3-78	5-16
137	桁製作工(仮組立による検査を実施しない場合)	3-79	
橋梁上部工			
138	架設工(クレーン架設・ケーブルクレーン架設)等	3-80	5-17
139	現場継手工	3-81	5-17
140	橋梁現場塗装工	3-81	5-17
141	床版工(床版・横組工)	3-81	5-17
142	支承工(鋼製支承)	3-82	5-17
143	支承工(ゴム支承)	3-82	5-17
橋梁付属物工			
144	橋梁付属物工(伸縮装置工・ゴムジョイント)	3-83	5-17
145	橋梁付属物工(鋼製フィンガージョイント、埋設型ジョイント)	3-83	5-17
146	橋梁付属物工(地覆工)	3-84	5-17
147	橋梁付属物工(橋梁用防護柵工・橋梁用高欄工)	3-84	5-17
148	踏掛版工(コンクリート工・ラバーシュー)等	3-84	5-17
橋梁修繕工			
149	鋼桁補強工 桁補強材制作工	3-85	5-17
150	伸縮継手修繕工(ゴムジョイント)	3-85	5-17
151	PC橋支承修繕工・鋼桁支承修繕工(鋼製支承)	3-86	5-17
152	PC橋支承修繕工・鋼桁支承修繕工(ゴム支承)	3-86	5-17
153	沓座拡幅工・落橋防止装置修繕工(アンカーボルト)	3-86	5-17
仮設工			
154	土留・仮締切工(H鋼杭・鋼矢板)	3-87	5-18
155	土留・仮締切工(アンカー工)	3-87	5-18
156	土留・仮締切工(連節ブロック張工)	3-87	5-18
157	土留・仮締切工(締切盛土)	3-88	5-18
158	土留・仮締切工(中詰盛土)	3-88	5-18
159	地中連続壁工(壁式)	3-88	5-18
160	地中連続壁工(柱列式)	3-88	5-18
工場製作工			
161	刃口金物製作工	3-89	5-18
162	検査路製作工	3-89	5-18
163	鋼製伸縮継手製作工	3-89	5-18
164	落橋防止装置製作工	3-89	5-18
165	鋼製排水管製作工	3-89	5-18
166	プレビーム用桁製作工	3-90	5-18
167	橋梁用防護柵製作工	3-90	5-18
168	鋳造費(金属支承工)	3-91	5-18
169	鋳造費(金属支承工)	3-92	
169	鋳造費(大型ゴム支承工)	3-92	5-18

170	アンカーフレーム製作工	3-92	5-18
171	仮設材製作工	3-92	5-18
塗装工			
172	工場塗装工 現場塗装工	3-93	5-19
173	コンクリート面塗装工	3-93	5-19
175	水門塗装	3-93	5-19
共同溝工			
176	現場打ち躯体工	3-94	5-19
177	カラー継手工	3-94	5-19
178	防水工(防水)	3-94	5-19
179	防水工(防水保護工)	3-94	5-19
180	防水工(防水壁)	3-95	5-19
181	プレキャスト躯体工	3-95	5-19
182	管路工	3-96	5-19
183	プレキャストボックス工	3-96	5-19
184	現場打ちボックス工	3-96	5-19
② トンネル			
トンネル(NATM)支保工			
185	吹付工	3-97	5-19
186	ロックボルト工	3-97	5-19
トンネル(NATM)覆工			
187	覆工コンクリート工	3-98	5-19
188	床版コンクリート工	3-98	5-19
トンネル(NATM)インバート工			
189	インバート本体工	3-99	5-20
トンネル(NATM)坑門工			
190	坑門本体工	3-99	5-20
191	明り巻工	3-100	5-20
トンネル(矢板)覆工			
192	覆工コンクリート工	3-101	5-20
193	床版コンクリート工	3-101	5-20
194	インバート本体工	3-102	5-20
③ 海岸			
護岸基礎工			
195	場所打コンクリート工	3-103	5-20
196	海岸コンクリートブロック工	3-103	5-20
197	捨石張り工	3-104	5-20
198	海岸コンクリートブロック工	3-104	5-20
199	コンクリート被覆工	3-105	5-20
天端被覆工			
200	コンクリート被覆工	3-105	5-20
201	アスファルト被覆工	3-106	5-20

			写真管理
波返工			
202	波返工	3-106	5-20
突堤基礎工			
203	捨石工	3-107	5-21
204	吸出し防止工	3-107	5-21
突堤本体工			
205	捨石工	3-108	5-21
206	海岸コンクリートブロック工	3-108	5-21
207	石枠工	3-109	5-21
208	場所打コンクリート工	3-109	5-21
209	ケーソン工(ケーソン工製作)	3-110	5-21
突堤本体工			
210	ケーソン工(ケーソン工据付)	3-110	5-21
211	突堤上部工(場所打コンクリート・海岸コンクリートブロック)	3-111	5-21
212	セルラー工(セルラー工製作)	3-111	5-21
213	セルラー工(セルラー工据付)	3-111	5-21
消波工			
214	消波ブロック工	3-112	5-21
海域堤本体工			
215	海岸コンクリートブロック工	3-112	5-21
④ 砂防ダム			
コンクリートダム工			
216	コンクリート堰堤本体工	3-113	5-21
217	水叩工	3-113	5-21
工場製作工			
218	鋼製堰堤仮設材製作工	3-113	5-21
鋼製ダム工			
219	鋼製堰堤本体工(不透過型)	3-114	5-22
220	鋼製堰堤本体工(透過型) 鋼製堰堤製作工(仮組立時)	3-115	5-22
側壁工			
221	鋼製側壁工	3-117	5-22
222	コンクリート側壁工	3-117	5-22
⑤ 地すべり防止			
地下水排除工			
223	集排水ボーリング工	3-118	5-22
224	集水井工	3-118	5-22
抑止杭・アンカー工			
225	合成杭工	3-119	5-22
226	抑止アンカー工	3-119	5-22
ずい道工			
227	ずい道工	3-119	5-22
⑥ ダム			
ダムコンクリート工			
228	コンクリートダム工(本体)	3-120	5-22
229	コンクリートダム工(水叩)	3-120	5-22

230	コンクリートダム工(副ダム)	………… 3-121	………… 5-22
231	コンクリートダム工(導流壁)	………… 3-121	………… 5-22
フィルダム盛立工			
232	コアの盛立	………… 3-122	………… 5-22
233	フィルターの盛立	………… 3-122	………… 5-22
234	ロックの盛立	………… 3-122	………… 5-22
フィルダム工			
235	フィルダム(洪水吐)	………… 3-123	………… 5-22
ボーリング工			
236	ボーリング工	………… 3-123	………… 5-22
⑦ ほ場整備			
整地工			
237	整地工(表土扱い)	………… 3-124	………… 5-23
238	整地工(基盤整地・表土整地)	………… 3-124	………… 5-23
239	畦畔工	………… 3-124	………… 5-23
耕作道路工			
240	道路工(砂利道)	………… 3-125	………… 5-23
暗渠排水			
241	吸水渠工	………… 3-125	………… 5-23
242	集水渠工(支線)・導水渠工(幹線)	………… 3-125	………… 5-23
農地造成工			
243	農用地造成工(テラス・階段畑)	………… 3-126	………… 5-23
244	農用地造成工(改良山成工)	………… 3-126	………… 5-23
245	農用地造成工(道路工・耕作道)	………… 3-126	………… 5-23
246	耕起工	………… 3-127	………… 5-23
247	土壌改良工	………… 3-127	………… 5-23
⑧ 畑かん施設			
管布設工			
248	硬質ポリ塩化ビニル管工	………… 3-128	………… 5-23
249	強化プラスチック複合管工・ダクタイル鋳鉄管	………… 3-128	………… 5-23
管基礎工			
250	砂基礎工	………… 3-129	………… 5-23
畑かん施設工			
251	散水器具工	………… 3-129	………… 5-23
⑨ ため池			
堤体工			
252	堤体盛土	………… 3-130	………… 5-23
洪水吐工			
253	本体工	………… 3-130	
樋管工			
254	本体工及び付帯構造物(土砂吐ゲート等)	………… 3-131	………… 5-23

⑩ 治山

写真管理

護岸流路

255	木製護岸工	………… 3-132	………… 5-23
256	木製流路工	………… 3-132	………… 5-23

山腹工

257	柵工	………… 3-132	………… 5-23
258	張芝水路工	………… 3-132	………… 5-23
259	積苗工	………… 3-133	………… 5-23
260	筋工	………… 3-133	………… 5-24
261	伏工・実播工	………… 3-133	………… 5-24
262	土墨工	………… 3-133	………… 5-24
263	法切工	………… 3-133	………… 5-24

森林整備

264	本数調整伐工	………… 3-134	………… 5-24
265	枝落し工	………… 3-134	………… 5-24
266	地拵え工	………… 3-134	………… 5-24
267	植栽工	………… 3-134	………… 5-24
268	雪起し工	………… 3-134	………… 5-24
269	追肥工	………… 3-134	………… 5-24
270	作業歩道工	………… 3-134	………… 5-24

⑪ 港湾・漁港

浚渫・床堀工

271	浚渫工	………… 3-135	………… 5-24
272	床堀工	………… 3-135	………… 5-24

地盤改良

273	置換工	………… 3-135	………… 5-24
274	敷砂工・砕石マット工	………… 3-136	………… 5-24
275	サンドドレーン工・砕石ドレーン工	………… 3-136	………… 5-24
276	ペーパードレーン工	………… 3-137	………… 5-24
277	載荷工	………… 3-137	………… 5-24
278	サンドコンパクションパイル工	………… 3-137	………… 5-24
279	ロッドコンパクション工	………… 3-138	………… 5-24
280	深層混合処理工	………… 3-138	………… 5-24

マット工

281	アスファルトマット	………… 3-139	………… 5-25
282	繊維系マット・ゴムマット	………… 3-139	………… 5-25
283	合成樹脂系マット	………… 3-139	………… 5-25
284	アスファルトマット使用・アスファルトマット以外等	………… 3-139	………… 5-25

捨石・均し

285	基礎工	………… 3-140	………… 5-25
286	被覆石工及び根固石工	………… 3-141	………… 5-25
287	裏込工	………… 3-142	………… 5-25

杭及び矢板

288	鋼杭工	………… 3-143	………… 5-25
-----	-----	------------	-----------

				写真管理
	289	コンクリート杭工	………… 3-143	………… 5-25
	290	鋼矢板及び鋼管矢板工(鋼矢板)	………… 3-143	………… 5-25
	291	鋼矢板及び鋼管矢板工(鋼管矢板)	………… 3-144	
	292	コンクリート矢板工	………… 3-145	………… 5-25
控工				
	293	腹起し	………… 3-145	………… 5-25
	294	タイロッド取付	………… 3-146	………… 5-25
	295	タイワイヤー取付	………… 3-146	………… 5-25
ケーソン				
	296	ケーソン製作工	………… 3-147	………… 5-25
	297	ケーソン据付工	………… 3-147	………… 5-25
ブロック工				
	298	ブロック製作(L型ブロック)(セルラーブロック) (直立消波ブロック)(ブロック(方塊))(船揚場の張りブロック)	………… 3-148	………… 5-25
	299	ブロック据付(L型ブロック)(セルラーブロック) (直立消波ブロック)(ブロック(方塊))(船揚場の張りブロック)	………… 3-148	………… 5-25
	300	異形ブロック製作	………… 3-149	………… 5-25
	301	異形ブロック据付	………… 3-149	………… 5-25
中詰				
	302	中詰工	………… 3-149	………… 5-25
	303	蓋コンクリート(プレキャスト・現場打ち)	………… 3-149	………… 5-25
上部コンクリート工				
	304	上部コンクリート工(防波堤)	………… 3-150	………… 5-26
	305	上部コンクリート工(岸壁) 栈橋上部コンクリート	………… 3-150	………… 5-26
付属工				
	306	係船柱工	………… 3-151	………… 5-26
	307	防舷材工	………… 3-151	………… 5-26
	308	車止め・縁金物工	………… 3-151	………… 5-26
	309	防食工(電防陽極・被覆防食)	………… 3-152	………… 5-26
溶接及び切断				
	310	現場鋼材溶接工(アーク溶接)	………… 3-152	………… 5-26
	311	現場鋼材溶接工(水中溶接)	………… 3-153	………… 5-26
	312	現場鋼材切断工(ガス切断)	………… 3-153	………… 5-26
	313	現場鋼材切断工(水中切断)	………… 3-153	………… 5-26
⑫ 漁場 漁礁工				
	314	単体魚礁ブロック製作	………… 3-154	………… 5-26
	315	魚礁ブロック沈設	………… 3-154	………… 5-26
	316	コンクリート部材組立	………… 3-154	………… 5-26
	317	化学系部材組立	………… 3-155	………… 5-26
	318	鋼製部材組立	………… 3-155	………… 5-26
	319	重錘コンクリート製作	………… 3-155	………… 5-26
別表ア		管水路(ダクタイル鋳鉄管)ジョイント間隔規格値	………… 3-156	
別表イ		管水路(強化プラスチック複合管)ジョイント間隔規格値	………… 3-157	
		多自然型川づくり施工管理基準(案)	………… 3-158	

第4編 品質管理

1. コンクリート二次製品

工場	無筋コンクリート管及び鉄筋コンクリート管	4-1	
	遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)	4-1	
	遠心力鉄筋コンクリート杭	4-1	
	プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭)	4-1	
	コンクリート矢板	4-1	
	鉄筋コンクリートフリューム及び鉄筋コンクリートベンチフリューム	4-1	
	鉄筋コンクリート組立土止め	4-1	
	鉄筋コンクリートU形 (U字溝)	4-1	
	道路用鉄筋コンクリート側溝	4-1	
	舗装用コンクリート平板	4-1	
	コンクリート境界ブロック(地先境界及び歩車道境界)	4-1	
	コンクリートL形及び鉄筋コンクリートL形	4-2	
	組合せ暗渠ブロック	4-2	
	コンクリート積みブロック	4-2	
	建築用コンクリートブロック	4-2	
	製品の外観検査	4-2	5-27
現場			

2. 鋼材関係

工場	鋼管杭	4-2	
	H形鋼杭	4-2	
	熱間圧延鋼矢板	4-2	
	一般構造用圧延鋼材	4-2	
	再生鋼材	4-2	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	4-2	
現場		4-2	5-27

3. その他の製品

工場	ダクタイル鋳鉄管	4-3	
	ダクタイル鋳鉄異形管	4-3	
	ダクタイル鋳鉄直管	4-3	
	ダクタイル鋳鉄異形管		
	ダクタイル鋳鉄異形管継手 (農業用水用)		
	硬質塩化ビニル管	4-3	
	水道用硬質塩化ビニル管	4-3	
	強化プラスチック複合管	4-3	
現場		4-3	5-27

4. コンクリート

材料	アルカリシリカ反応抑制対策	4-4	
	コンシステンシーVC試験	4-4	
	マーシャル突き固め試験	4-4	
	ランマー突き固め試験	4-4	
	含水比試験	4-4	
	コンクリートの曲げ強度試験	4-4	
	骨材のふるい分け試験	4-4	
	骨材の密度及び吸水率試験	4-5	

4. コンクリート

写真管理

材料	粗骨材のすりへり試験	4-5	
	骨材の微粒分量試験	4-5	
	砂の有機不純物試験	4-6	
	モルタル圧縮強度による砂の試験	4-6	
	骨材中の粘土塊量試験	4-6	
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	4-6	
	セメントの物理試験	4-6	
	セメントの化学分析	4-7	
	セメントの水和熱測定	4-7	
	セメントの蛍光X線分析方法	4-7	
	練混ぜ水の水質試験	4-7	
プラント	計量設備の計量精度	4-7	
	ミキサの練り混ぜ性能試験	4-8	
	細骨材の表面水率試験	4-8	
	粗骨材の表面水率試験	4-8	
施工	骨材の単位容積質量試験	4-8	
	塩化物総量規制	4-9	5-27
	単位水量測定	4-10	
	スランプ試験	4-10	5-27
	コンクリートの圧縮強度試験	4-11	5-27
	空気量測定	4-11	5-27
	マーシャル突き固め試験	4-12	5-27
	ランマー突き固め試験	4-12	5-27
	コンクリートの曲げ強度試験	4-12	5-27
	温度測定	4-12	5-27
	現場密度の測定	4-12	5-27
	コアによる密度試験	4-12	5-27
	コンシステンシーVC試験	4-12	5-27
	コンクリートの曲げ強度試験	4-13	5-27
	コアによる強度試験	4-13	5-27
	コンクリートの洗い分析試験	4-13	5-27
施工後試験	ひび割れ調査	4-13	5-28
	テストハンマーによる強度推定調査	4-14	5-28
	コアによる強度試験	4-14	5-28
	配筋状況及びかぶり	4-14	
	強度測定	4-14	

5. 土工

材料	土の締固め試験	4-15
	CBR試験（路床）	4-15
	土の粒度試験	4-15
	土粒子の密度試験	4-15
	土の含水比試験	4-15
	土の液性限界・塑性限界試験	4-15

5. 土工			写真管理
材料	土の一軸圧縮試験	4-15	
	土の三軸圧縮試験	4-15	
	土の圧密試験	4-16	
	土のせん断試験	4-16	
	土の透水試験	4-16	
施工	現場密度の測定【河川土工】	4-16	5-28
	現場密度の測定【海岸土工】【砂防土工】	4-17	5-28
	現場密度の測定【道路土工】	4-18	5-28
	プルフローリング	4-19	5-28
	土の含水比試験	4-19	5-28
	コーン指数の測定	4-19	5-28
	平板載荷試験	4-19	5-28
	現場CBR試験	4-19	5-28
	含水比試験	4-20	5-28
	たわみ量	4-20	5-28
6. 既製杭工			
材料	外観検査(鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)、コンクリート杭、H鋼杭)	4-21	
施工	外観検査(鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む))	4-21	5-28
	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭の浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	4-21	5-28
	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)の放射線透過試験	4-22	5-28
	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)の現場溶接超音波試験	4-22	5-28
	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	4-22	5-28
	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	4-22	5-28
7. 基礎工			
施工	支持層の確認	4-23	
8. 場所杭工			
施工	孔底沈殿物の管理	4-23	
9. 既製杭工(中掘り杭工コンクリート打設方式)			
施工	孔底処理	4-23	
10. 吹付工			
材料	アルカリシリカ反応抑制対策	4-24	
	骨材のふるい分け試験	4-24	
	骨材の密度及び吸水率試験	4-24	
	骨材の微粒分量試験	4-24	
	砂の有機不純物試験	4-25	
	モルタルの圧縮強度による砂の試験	4-25	
	骨材中の粘土塊量の試験	4-25	
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	4-25	
	セメントの物理試験	4-25	
	ポルトランドセメントの化学分析	4-25	
	練り混ぜ水の水質試験	4-26	
プラント	細骨材の表面水率試験	4-26	
	粗骨材の表面水率試験	4-26	
	計量設備の計量精度	4-26	

	ミキサの練り混ぜ性能試験	4-27	写真管理
施工	コンクリートの圧縮強度試験	4-28	5-28
	塩化物総量規制	4-28	5-28
	スランブ試験(モルタルを除く)	4-29	5-28
	空気量測定	4-29	5-28
	コアによる強度試験	4-29	5-28
	ロックボルトの引抜き試験	4-29	5-28
11. 補強土壁工			
材料	土の締固め試験	4-30	
	外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	4-30	
	コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	4-30	
	土の粒度試験	4-30	
施工	現場密度の測定	4-30	5-28
12. 路床工 Fe石灰処理工			
材料	CBR試験(配合試験)	4-32	
施工	CBR試験(管理試験)	4-32	
	現場密度の測定	4-32	5-28
13. セメント安定処理路盤			
材料	一軸圧縮試験	4-33	
	骨材の修正CBR試験	4-33	
	土の液性限界・塑性限界試験	4-33	
施工	粒度(2.36mmフルイ)	4-33	5-28
	粒度(75 μ mフルイ)	4-33	5-28
	現場密度の測定	4-33	5-28
	含水比試験	4-33	5-28
	セメント量試験	4-33	5-28
14. 路床安定処理工			
材料	土の締固め試験	4-34	
	CBR試験	4-34	
施工	現場密度の測定	4-34	5-28
	プルフローリング	4-35	5-28
	平板載荷試験	4-35	5-28
	現場CBR試験	4-35	5-28
	含水比試験	4-35	5-29
	たわみ量	4-35	5-29
15. 表層安定処理工			
材料	土の一軸圧縮試験	4-35	
施工	現場密度の測定	4-35	5-29
	プルフローリング	4-36	5-29
	平板載荷試験	4-36	5-29
	現場CBR試験	4-36	5-29
	含水比試験	4-36	5-29
	たわみ量	4-36	5-29
16. 固結工			
施工	土の一軸圧縮試験	4-37	
	ゲルタイム試験	4-37	

	改良体全長の連続性確認	4-37	写真管理
	土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	4-37	5-29
17. 中層混合処理			
材料	土の含水比試験	4-38	
	土の湿潤密度試験	4-38	
	テーブルフロー試験	4-38	5-29
	土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	4-38	5-29
	土粒子の密度試験	4-38	
	土の粒度試験	4-38	
	土の液性限界・塑性限界試験	4-38	
	土の一軸圧縮試験	4-38	
	土の圧密試験	4-38	
	土懸濁液のpH試験	4-38	
	土の強熱減量試験	4-38	
施工	深度方向の品質確認(均質性)	4-38	
	土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	4-38	
18. 下層路盤工			
材料	修正CBR試験	4-39	
	骨材のふるい分け試験	4-39	
	土の液性限界・塑性限界試験	4-39	
	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	4-39	
	道路用スラグの呈色判定試験	4-39	
	粗骨材のすりへり試験	4-39	
施工	現場密度の測定	4-39	5-29
	プルフローリング	4-40	5-29
	平板載荷試験	4-40	5-29
	骨材のふるい分け試験	4-40	5-29
	土の液性限界・塑性限界試験	4-40	5-29
	含水比試験	4-40	5-29
19. 上層路盤工			
材料	修正CBR試験	4-40	
	鉄鋼スラグの修正CBR試験	4-40	
	骨材のふるい分け試験	4-40	
	土の液性限界・塑性限界試験	4-40	
	鉄鋼スラグの呈色判定試験	4-40	
	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	4-41	
	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	4-41	
	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	4-41	
	粗骨材のすりへり試験	4-41	
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	4-41	
施工	現場密度の測定	4-41	5-29
	粒度(2.36mmフルイ)	4-41	5-29
	粒度(75 μ mフルイ)	4-41	5-29
	平板載荷試験	4-41	5-29
	土の液性限界・塑性限界試験	4-42	5-29
	含水比試験	4-42	5-29

20. 上層路盤工 粒調Fe処理工

写真管理

材料	CBR試験(配合試験)	4-42	
	骨材のふるい分け試験	4-42	
施工	CBR試験(管理試験)	4-42	
	現場密度の測定	4-42	5-29

21. アスファルト舗装

材料	骨材のふるい分け試験	4-43	
	骨材の密度及び吸水率試験	4-43	
	骨材中の粘土塊量の試験	4-43	
	粗骨材の形状試験	4-43	
	フィラーの(舗装用石灰石粉)粒度試験	4-43	
	フィラーの(舗装用石灰石粉)水分試験	4-43	
	フィラーの塑性指数試験	4-43	
	フィラーのフロー試験	4-43	
	フィラーの水浸膨張試験	4-43	
	フィラーの剥離抵抗性試験	4-43	
	製鋼スラグの水浸膨張性試験	4-44	
	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	4-44	
	粗骨材のすりへり試験	4-44	
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	4-44	
	針入度試験	4-44	
	軟化点試験	4-44	
	伸度試験	4-44	
	トルエン可溶分試験	4-44	
	引火点試験	4-45	
	蒸発後の針入度比試験	4-45	
	蒸発質量変化率試験	4-45	
	薄膜加熱試験	4-45	
	密度試験	4-45	
	高温度粘度試験	4-45	
	60℃粘度試験	4-45	
	タフネス・テナシティ試験	4-45	
プラント	粒度(2.36mmフルイ)	4-46	5-29
	粒度(75 μ mフルイ)	4-46	5-29
	アスファルト量抽出粒度分析試験	4-46	5-29
	温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	4-46	5-29
	貫入試験40℃	4-46	5-29
	リュエル流動性試験240℃	4-46	5-29

			写真管理
	水浸ホイールトラッキング試験	4-46	5-29
	ホイールトラッキング試験	4-46	5-29
	曲げ試験	4-46	5-29
	ラベリング試験	4-46	5-29
	カンタプロ試験	4-46	
施工	現場密度の測定	4-47	5-30
	アスファルト量抽出粒度分析試験	4-47	
	温度測定(初期転圧前)	4-47	5-30
	外観検査(混合物)	4-47	5-30
	すべり抵抗試験	4-47	5-30
	現場透水試験	4-47	5-30
22. 路上再生路盤工			
材料	修正CBR試験	4-48	5-30
	土の粒度試験	4-48	5-30
	土の含水比試験	4-48	5-30
	土の液性限界・塑性限界試験	4-48	5-30
	セメントの物理試験	4-48	
	ポルトランドセメントの化学分析	4-48	
施工	現場密度の測定	4-48	5-30
	土の一軸圧縮試験	4-48	5-30
	CAEの一軸圧縮試験	4-48	5-30
	含水比試験	4-48	5-30
23. 路上表層再生工			
材料	旧アスファルト針入度	4-49	5-30
	旧アスファルトの軟化点	4-49	5-30
	既設表層混合物の密度試験	4-49	
	既設表層混合物の最大比重試験	4-49	
	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	4-49	
	既設表層混合物のふるい分け試験	4-49	
	新規アスファルト混合物	4-49	
施工	現場密度の測定	4-49	5-30
	アスファルト量抽出粒度分析試験	4-49	5-30
	温度測定	4-50	5-30
	かきほぐし深さ	4-50	5-30
	粒度(2.36mmフルイ)	4-50	5-30
	粒度(75 μ mフルイ)	4-50	5-30
24. プラント再生舗装工			
材料	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	4-50	
	再生骨材旧アスファルト含有量	4-50	
	再生骨材旧アスファルト針入度	4-50	
	再生骨材アスファルトコンクリート再生骨材圧裂係数	4-50	
	再生骨材洗い試験で失われる量	4-50	
	再生アスファルト混合物	4-50	

			写真管理
プラント	粒度(2.36mmフルイ)	………… 4-50	………… 5-30
	粒度(75 μ mフルイ)	………… 4-50	………… 5-30
	再生アスファルト量	………… 4-51	………… 5-30
	水浸ホイールトラッキング試験	………… 4-51	
	ホイールトラッキング試験	………… 4-51	
	ラベリング試験	………… 4-51	
施工	外観検査(混合物)	………… 4-51	………… 5-30
	温度測定(初期締固め前)	………… 4-51	………… 5-30
	現場密度の測定	………… 4-51	………… 5-30
	再生アスファルト量	………… 4-51	
25. ガス圧接			
施工前	外観検査	………… 4-52	
施工後	外観検査	………… 4-53	………… 5-30
	超音波探傷検査	………… 4-54	………… 5-30
26. 溶接工			
施工	引張試験:開先溶接(グループ溶接)	………… 4-54	………… 5-30
	型曲げ試験:開先溶接(グループ溶接)	………… 4-54	………… 5-30
	衝撃試験:開先溶接(グループ溶接)	………… 4-54	………… 5-30
	マクロ試験:開先溶接(グループ溶接)	………… 4-54	………… 5-30
	非破壊試験:開先溶接(グループ溶接)	………… 4-55	………… 5-31
	マクロ試験:すみ肉溶接	………… 4-55	………… 5-31
	引張試験:スタッド溶接	………… 4-56	………… 5-31
	曲げ試験:スタッド溶接	………… 4-56	………… 5-31
	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	………… 4-56	………… 5-31
	外観検査(割れ)	………… 4-57	………… 5-31
	外観形状検査(ビード表面のピット)	………… 4-57	………… 5-31
	外観検査(余盛高さ)	………… 4-57	………… 5-31
	外観検査(すみ肉溶接サイズ)	………… 4-57	………… 5-31
	外観検査(アンダーカット)	………… 4-58	………… 5-31
	外観検査(オーバーラップ)	………… 4-58	………… 5-31
	外観検査(ビード表面の凹凸)	………… 4-58	………… 5-31
	外観検査(アークスタッド)	………… 4-58	………… 5-31
	ハンマー打撃試験	………… 4-59	………… 5-31
27. ガス切断工			
施工	表面粗さ	………… 4-59	………… 5-31
	ノッチ	………… 4-59	………… 5-31
	スラグ	………… 4-59	………… 5-31
	上縁の溶け	………… 4-59	………… 5-31
	平面度	………… 4-59	………… 5-31
	ベベル精度	………… 4-59	………… 5-31
	真直度	………… 4-59	………… 5-31

28. ロックボルト(NATM)			写真管理
材料	外観検査 (ロックボルト)	4-60	
施工	モルタルの圧縮強度試験	4-60	5-31
	モルタルのフロー値試験	4-60	5-31
	ロックボルトの引抜き試験	4-60	5-31
29. 捨石工			
施工	岩石の見掛比重	4-61	5-31
	岩石の吸水率	4-61	5-31
	岩石の圧縮強さ	4-61	5-31
	岩石の形状	4-61	5-31
30. アンカー工			
施工	モルタルの圧縮強度試験	4-62	5-31
	モルタルのフロー値試験	4-62	5-31
	多サイクル確認試験	4-62	5-31
	1サイクル確認試験	4-62	5-31
	その他の確認試験	4-62	
31. 鉄筋挿入工			
材料	品質検査	4-62	
	定着材のフロー値試験	4-62	
	外観検査	4-62	
	圧縮強度試験	4-62	
施工	引抜き試験(受入れ試験)	4-63	
	引抜き試験(適合性試験)	4-63	
32. 砂基礎工			
材料	突き固めによる土の締固め試験	4-63	
	土粒子の密度試験	4-63	
	土の粒度試験	4-63	
施工	砂置換法による土の密度試験	4-63	5-31
33. ため池			
材料	締固め試験	4-64	
	土粒子の密度試験	4-64	
	含水比試験	4-64	
	土の粒度試験	4-64	
	土の三軸圧縮試験	4-64	
施工	土の含水量試験	4-64	
	現場密度の測定	4-64	5-31
	現場透水試験(遮水性ゾーンのみ)	4-64	5-31
34. 間伐材			
材料	末口径確認(原木丸太使用)	4-65	5-31
	曲がり(原木丸太使用)	4-65	5-31
	防腐処理	4-65	5-31

35. 港湾・漁港

1. コンクリート	4-66
1) レディミクストコンクリート(JIS工場製品)	4-67
2) コンクリートミキサー船	4-68
3) 現場練りコンクリート(配合指定)	4-68
4) 現場練りコンクリート(品質指定)	4-71
2. アスファルトコンクリート	4-72
3. 鋼矢板	4-72
1) 鋼矢板(鋼矢板)(鋼管矢板)	4-72
2) 鋼杭(鋼管杭)(H形鋼杭)	4-73
3) 鋼板、形鋼等	4-73
4) 棒鋼(普通棒鋼)(異形棒鋼)	4-73
5) タイ材(タイロッド)(タイワイヤー)	4-74
6) 係船柱	4-75
7) 車止め(縁金物を含む)	4-75
8) 電気防食陽極	4-75
9) コンクリート杭	4-76
10) コンクリート矢板	4-76
4. 石材	4-76
1) 置換材(砂)(割石)	4-76
2) 敷砂材(砂)	4-77
3) 改良杭材(砂)(碎石)(ドレーン材)	4-77
4) 載荷材(砂)	4-77
5) 捨石材(基礎捨石)(被覆捨石及び根固石)	4-78
6) 裏込材(裏込石)	4-78
7) 中詰材(砂)(中詰石)	4-78
8) 裏埋材(土砂)(割石)	4-79
9) 盛土材(土砂)	4-79
10) 埋立材(土砂)	4-79
11) 路床材(土砂)	4-79
5. 防舷材	4-80
1) ゴム防舷材	4-80
2) 取付金具	4-80
6. マット類	4-81
1) アスファルトマット	4-81
2) 繊維系マット	4-81
3) 合成樹脂系マット	4-81
4) ゴムマット	4-81
5) 摩擦増大用マット(アスファルトマットを使用する場合) 摩擦増大用マット(アスファルトマット以外を使用する場合)	4-81

36. 漁場

1) レディーミクストコンクリート	4-82
2) コンクリートミキサー船	4-82
3) 現場練りコンクリート	4-82
4) 鋼板、形鋼等	4-82
5) 棒鋼(普通・異形棒鋼)	4-82
6) コンクリート組立部材	4-82
7) 化学系組立部材	4-83
8) 鋼製組立部材	4-83

37. 管布設工	4-84
(参考資料)ロックボルトの引抜試験	4-88
鋼橋用鋼板(厚鋼板)の立会	4-90
県産木材(木杭等)の調達及び確認の手順	4-91
合法木材の調達及び確認の手順	4-94
38. グランドアンカー工の施工管理について	4-95
第5編 写真管理	
写真管理基準	5-1
施工管理写真管理	5-4
第6編 出来高管理	
出来高管理基準	6-1
作成例	6-2
第7編 施工計画様式、記載例	
工事数量内訳表	7-1
現場組織表	7-2
安全衛生管理組織表	7-3
指定機械、主要船舶・機械一覧表	7-4
工事資材使用届出書	7-5
使用する建設資材の選定フロー	7-6
仮設材一覧表	7-7
段階確認・立会計画表	7-8
出来形管理計画(実績)表	7-9
撮影記録による出来形管理計画表	7-10
品質管理計画(実績)表	7-11
緊急時の連絡体制	7-12
火薬庫、火薬取扱所及び火工所等の設備表	7-13
火薬類取扱保安管理組織表	7-14
第8編 その他提出様式	
品質証明員通知書	8-1
工事打合簿	8-2
材料確認書	8-3
工事履行報告書	8-4
支給品受領書	8-5
支給品精算書	8-6
現場発生品調書	8-7
品質証明書	8-8
創意工夫・社会性等に関する実施状況	8-9
工事資材使用届出書	8-11
技術者等名簿届出書	8-12
県内優先不実施の理由書(下請業者)	8-13
県内優先不実施の理由書(資材)	8-14
県内優先不実施の理由書(技術者等)	8-15
施工体制台帳	8-16
工事作業所災害防止協議会兼施工体系図(樹状図形式)	8-20
施工体系図(表形式)	8-21
作業員名簿	8-22

第9編 管理様式

出来形管理計画(実績)表	9-1
出来形管理図表(記載例)	9-2
出来形管理図表	9-3
出来形合否判定総括表(記載例)	9-4
出来形合否判定総括表	9-5
品質管理計画(実績)表	9-6
品質管理図表(記載例)	9-7
品質管理図表	9-8

第10編 契約関係様式

建設工事請負契約書	10-1
請書(工事)	10-2
建設工事変更請負契約書	10-3
建設業退職金共済制度の掛金収納書	10-4
入札書	10-5
請負代金内訳書	10-7
工事費内訳明細書(建築工事)	10-8
見積書(工事)	10-10
委任状	10-11
技術者配置予定事前届出書	10-12
入札辞退届	10-13
現場代理人等通知書	10-14
経歴書	10-15
現場代理人等変更通知書	10-16
着工届	10-17
工程表	10-18
変更工程表	10-19
工期延期届	10-20
一部下請負申請書	10-21
承諾書	10-22
工事関係業者一覧表	10-23
指定部分完成通知書	10-24
指定部分引渡書	10-25
請負工事既済部分検査請求書	10-26
完成通知書	10-27
引渡書	10-28
修補完了届	10-29
部分使用承諾書	10-30
請求書	10-31
請求内訳書	10-32
認定請求書	10-33
認定調書	10-34
分別解体等の方法(別紙1)	10-35
分別解体等の方法(別紙2)	10-36
分別解体等の方法(別紙3)	10-37

第 1 編 一 般 事 項

土木工事施工管理基準

1. 目 的

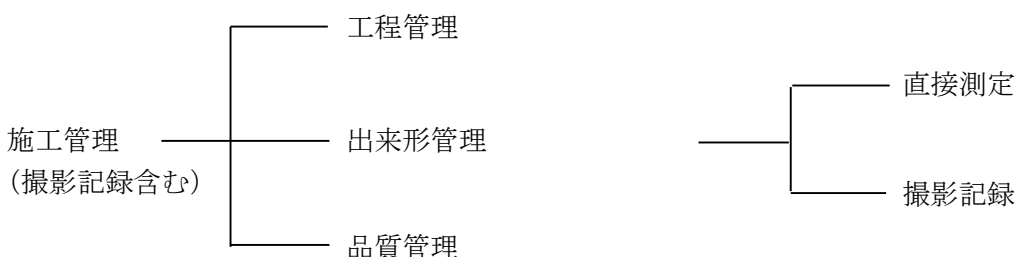
この土木工事施工管理基準(以下「管理基準」という。)は、佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する工事について、その施工にあたっての工事の工程管理、出来形管理及び品質管理の適正化を図るため、受注者が実施する施工管理の基準を定めたものである。

2. 適 用

この管理基準は、土木工事を請負により施工する場合に適用する。

3. 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成は、次のとおりとする。



(1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式(ネットワーク(PERT)又はバーチャート方式など)により作成した実施工程表により行うものとする。

ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準(第3編)に定める測定項目及び測定基準により実施し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「○○につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準(第4編)に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全て実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

なお、「成績表等による確認」欄の◎印については、公的試験機関(原則、佐賀県の委託先である公益財団法人佐賀県建設技術支援機構)による成績表とし、○印については、民間機関での成績表としてもよい。

なお、☆印についてはアスファルト混合物事前審査制度に適用し、認定書による確認に代えることができる。

※公的試験機関とは、国、地方公共団体及び同関係財団法人の試験機関並びに共同試験場などをいう。

(4) 骨材・土質関係試験書の有効期限

土質及び新材骨材関係試験書の有効期限は、公的機関試験書発行の日付より1年間とする。

再生骨材関係試験書の有効期限は、公的機関試験書発行の日付より半年間とする。

例) 新材骨材・・・C、M等 再生骨材・・・RC、RM等

(5) 撮影記録

上記(1)～(3)の管理を証明するため、写真管理基準(第5編)により撮影し記録しなければならない。
特に完成後、明視できない部分の重要な箇所については、綿密な撮影記録に努めなければならない。

4. 管理の実施

- (1) 受注者は、施工管理を行う施工管理責任者を定めなければならない。
なお、詳細については、第1編主任(監理)技術者等によるものとする。
- (2) 施工管理責任者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して実施し、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度、管理図表又は工程能力表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求があれば直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

受注者は、実測(試験・検査・計測)値が規格値を外れた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、原因を究明し、改善策を講じて、監督員に協議し、その指示を受けること。

なお、規格値を外れた場合、構造及び機能に支障がないと判断される時は手直しの必要はないものとする。

6. その他

(1) 施工管理については、当図書の他、土木工事共通仕様書及び各種工事必携等により行うものとするが、特記仕様書又は工事打合簿等により監督員の指示がある場合には、これによるものとする。

(2) 3次元データによる出来形管理

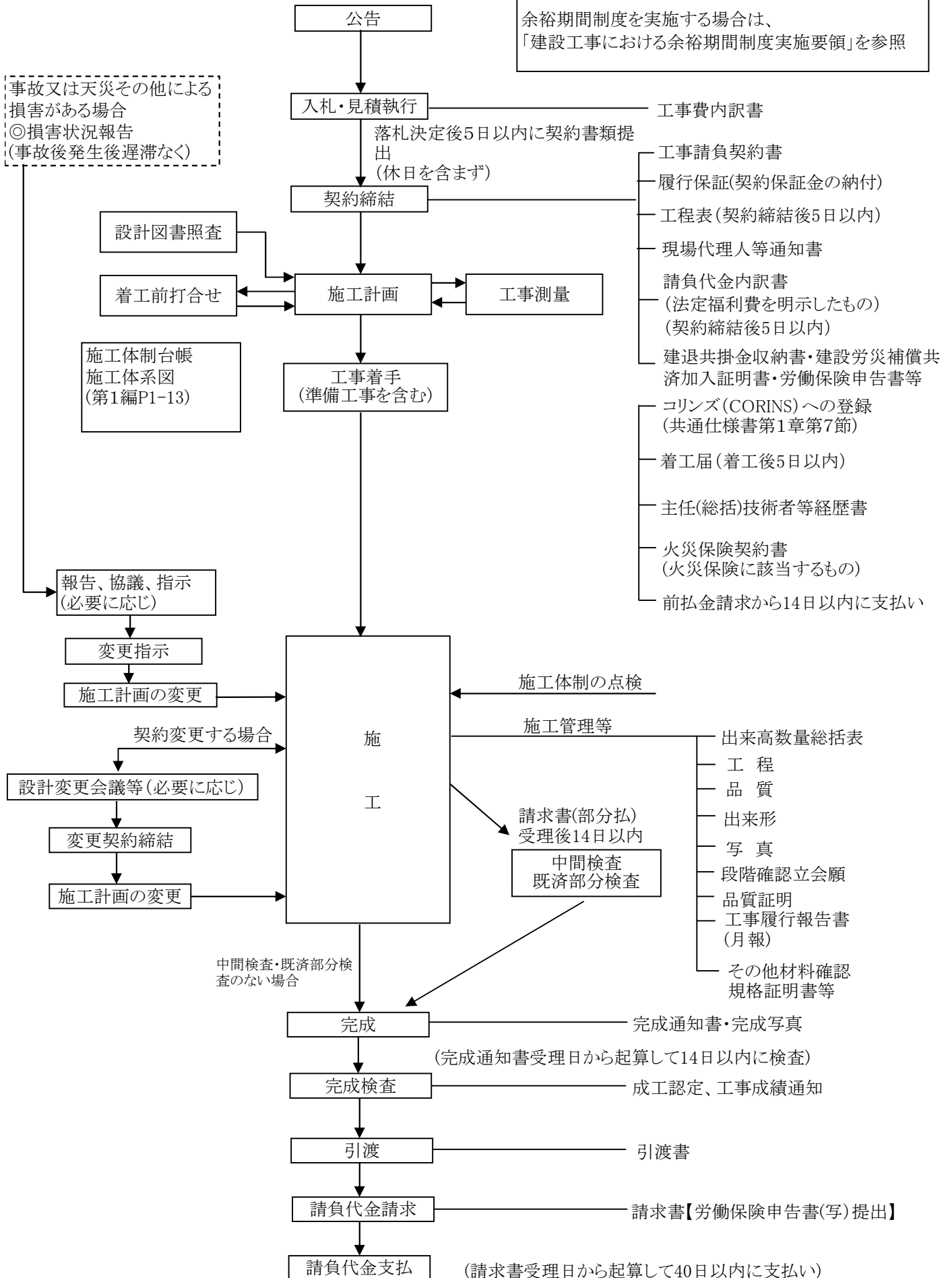
「佐賀県ICT活用工事試行要領」によるICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

公告から工事完成までの流れ

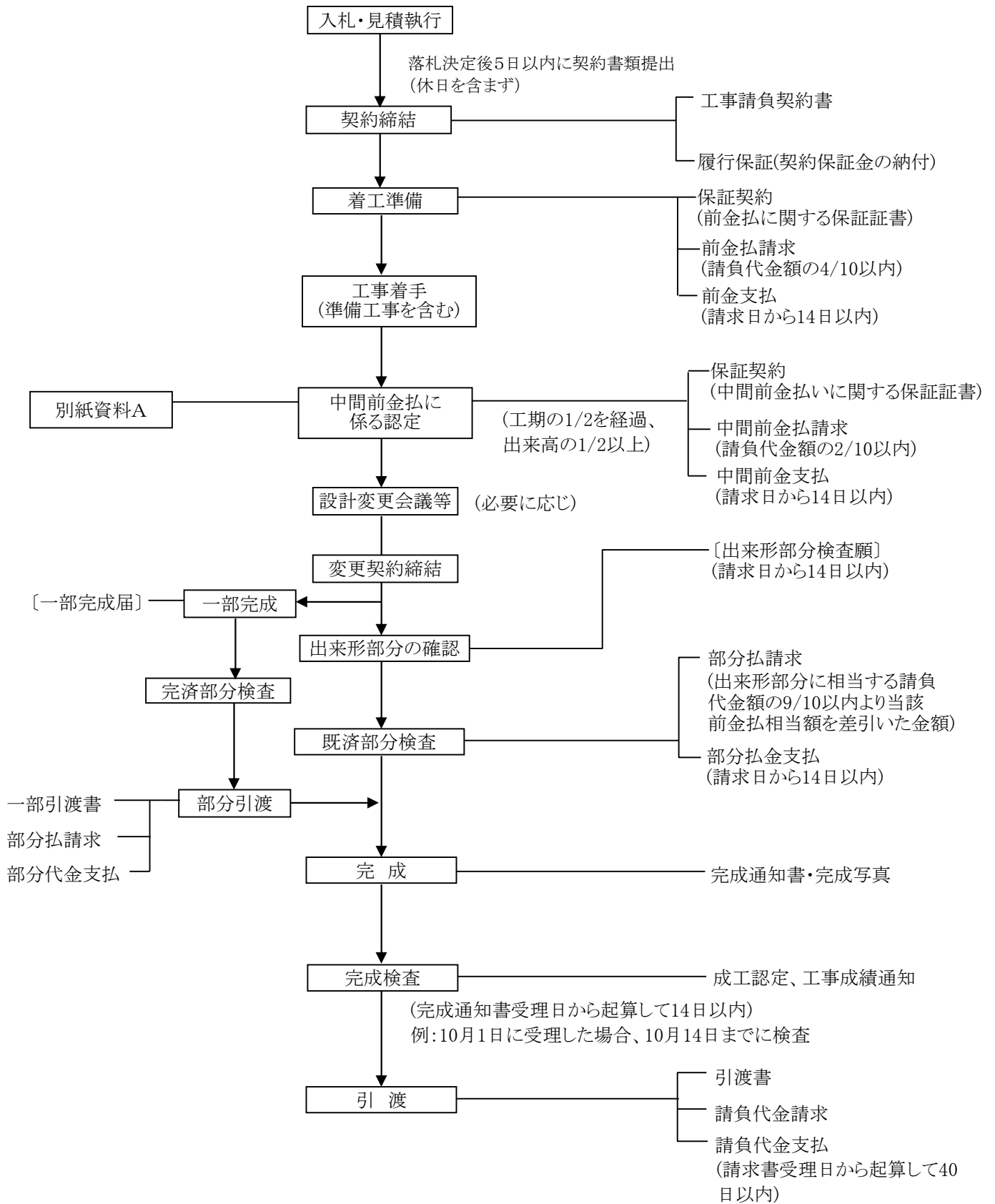
余裕期間制度を実施する場合は、
「建設工事における余裕期間制度実施要領」を参照

事故又は天災その他による
損害がある場合
◎損害状況報告
(事故後発生後遅滞なく)



契約関係の流れ

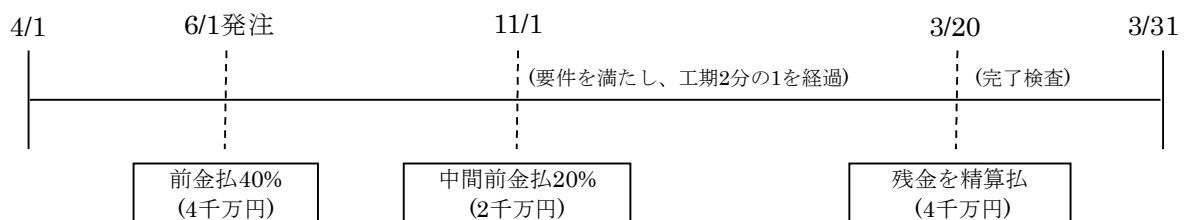
余裕期間制度を実施する場合は、
「建設工事における余裕期間制度実施要領」を参照



中間前金払制度の導入について

- 1 目的
地方自治法施行令及び同法施行規則の改正(平成11年2月17日施行)により、地方公共団体の発注する工事について中間前金払できるようになった。
本県においても建設業が厳しい経営環境に直面していることに鑑み、建設業者への円滑な資金供給を確保するため、現行の工事請負代金の4割まで行っている前金払に加え、2割の中間前金払を行う
- 2 対象工事
県の認定を受け、保証事業会社の保証を受けた工事。
- 3 要件
 - (1) 1件の請負代金が50万円以上の土木建築工事
 - (2) 既に前金払を行った工事であること
 - (3) 工期(継続工事については、当該年度の工事実施期間)の2分の1を経過していること
 - (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当工事に係る作業が行われていること
 - (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上額に相当していること
- 4 中間前金払の割合
請負代金(継続工事については、当該年度の責任施工額)の10分の2以内。
- 5 実施時期
平成12年6月1日から

※中間前払金の支払例(工事請負金額 1億円 工期 6/1～3/20)



佐賀県 工事関係書類一覧表

工事関係書類																
作成 時期	種別	No	書類名称	書類作成の根拠	様式	備考	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ				ASP 使用 (電子 提出 可)	県内 統一 様式	九州地方 整備局 「工事関 係書類一 覧表」と の対応	
							発注者	受注者	監督員 担当課	発注 担当課	受注者 保管	その他 監督員 監督員 へ連絡 へ納品				
契約関係書類	契約書類	1	建設工事請負契約書	—	手引きP.10-1		○	○							地整1	
		2	共通仕様書	—	—		○								地整2	
		3	特記仕様書	—	—		○								地整3	
		4	契約図面	—	—		○								地整4	
		5	質問回答書	—	—		○								地整6	
		6	工事数量総括表	—	—		○								地整7	
契約関係書類	契約関係書類	7	現場代理人等通知書	工事請負契約約款第10条1項	手引きP.10-14			○		○					地整8	
		8	請負代金内訳書	工事請負契約約款第3条1項 共通仕様書第1章-第4節	手引きP.10-7			○		○注					○	地整9
		9	工事工程表	工事請負契約約款第3条1項 共通仕様書第1章-第5節	手引きP.10-18～P.10-19			○		○					○	地整10
		10	掛金収納書(電子申請方式)	共通仕様書第1章-第52節-第6項	手引きP.10-4			○		○注				○	○	地整11
		11	請求書(前払金)	工事請負契約約款第35条1項	手引きP.10-31				○		○				○	地整14
		12	着工届	建設工事における格期間制度実施要領	手引きP.10-17				○		○					
		13	一部下請申請書	工事請負契約約款第7条の2第1項 共通仕様書第1章-第54節-第1項	手引きP.10-21				○		○					
		14	県内優先不実施の理由書(下請業者)	共通仕様書第1章-第54節-第1項	手引きP.8-13				○		○					
		15	一部下請承諾書	共通仕様書第1章-第54節-第1項	手引きP.10-22				○							
		16	技術者等名簿届出書	工事請負契約約款第7条の2第3項 共通仕様書第1章-第54節-第3項	手引きP.8-12				○		○					
その他	その他	17	県内優先不実施の理由書(技術者等)	共通仕様書第1章-第54節-第3項	手引きP.8-15			○		○						
		18	工事関係業者一覧表	業法施行令第1条の2	手引きP.10-23				○		○					
		19	品質証明員通知書	共通仕様書第1章-第25節-第5項	手引きP.8-1				○		○注			○	○	地整16
		20	再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー	共通仕様書第1章-第22節-第4項	—			○		○注				○		地整17
		21	再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー	共通仕様書第1章-第22節-第6項	—			○		○注				○		地整18
		22	建設リサイクル法に基づく通知書	建設リサイクル法11条通知電子化試行要領	—			○								建設リサイクル法11条通知電子化試行要領 (佐賀県ホームページ掲載)による。注

佐賀県 工事関係書類一覧表

工事関係書類																	
作成 時期	種別	No	書類名称	書類作成の根拠	様式	備考	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ					ASP 使用 (電子 提出 可)	県内 統一 様式	九州地方 整備局 「工事関 係書類一 覧表」と の対応	
							発注者	受注者	監督員 担当課	契約 担当課	発注 担当課	提示	その他				監督員 へ連絡
工事着手前	1 施工計画	① 施工計画	23 施工計画書	共通仕様書第1章-第6節-第1項	手引きP.7-1～P.7-14	重要な変更が生じた場合(工機や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事着手前に、変更施工計画書を提出する。		○								地整19	
			24 技術提案計画書	佐賀県建設工事総合評価落札方式事務処理の手引き	—				○注								
	2 施工体制	② 施工体制	25 照査確認資料 (契約書18条関連)	共通仕様書第1章-第3節-第2項	—	注-契約書第18条に該当する事実がない場合はその旨を打合せ簿で報告。		○	○注							地整21	
			26 工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置) 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	共通仕様書第1章-第48節-第1項	—	注-設計図書との差異がない場合は、受注者保管。		○	○注								地整22
			28 施工体制台帳	共通仕様書第1章-第13節-第1項	手引きP.8-16～P.8-19			○								地整24	
			29 施工体系図	共通仕様書第1章-第13節-第2項	手引きP.8-20～P.8-21			○									地整25
			30 作業員名簿	共通仕様書第1章-第35節-第3項	手引きP.8-22				○								地整26
			31 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書第1章-第2節-第14項	手引きP.8-2			○									地整27
			32 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書第1章-第2節-第16項	手引きP.8-2				○								地整28
			33 工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書第1章-第2節-第15項	手引きP.8-2				○								地整29
施工中	3 施工状況	③ 施工管理	34 工事打合せ簿(提出)	共通仕様書第1章-第2節-第17項	手引きP.8-2				○							地整30	
			35 工事打合せ簿(報告)	共通仕様書第1章-第2節-第19項	手引きP.8-2				○								地整31
			36 工事打合せ簿(通知)	共通仕様書第1章-第2節-第20項	手引きP.8-2	注-許可後の資料については、提示とする。 ただし、監督員から提出の請求があった場合は提出する。 打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象									地整32		
			37 関係機関協議資料(許可後の資料)	共通仕様書第1章-第46節-第3項	—			○			○注						地整33
			38 近隣協議資料	共通仕様書第1章-第46節	—	注-監督員から提出の請求があった場合は提出する。 打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象										地整34	
			39 材料確認書	共通仕様書第2章-第2節-第1項	手引きP.8-3	注-設計図書に定めがある場合提出		○	○注								地整35
			40 工事資材使用届出書	共通仕様書第1章-第54節-第2項	手引きP.8-11	品質を証明する資料を添付し、材料納入前に提出		○	○							地整36	
			41 県内優先不実施の理由書(資材)	共通仕様書第1章-第54節-第2項	手引きP.8-14			○	○								地整37
			42 段階確認書	共通仕様書第1章-第23節-第6項(3)	—			○	○								地整38
			43 休日・夜間作業届(現道上の工事)	共通仕様書第1章-第47節-第2項	—	注-「現道上の工事」以外については連絡のみ		○	○注								地整39
	④ 安全管理		44 安全教育訓練実施資料	共通仕様書第1章-第36節-第13項	—	注-請求がある場合に提示		○								地整40	
			45 工事事故報告書	共通仕様書第1章-第40節	—			○	○								地整42
	⑤ 理管工程		46 架空線等事故防止対策	共通仕様書第1章-第37節-第6項	—			○	○								
			47 工事履行報告書(他工事との工程調整または社会的影響が大きい工事)	工事請負契約約款第11条 共通仕様書第1章-第33節	手引きP.8-4	注-監督員の指示により提出		○	○注								地整43
	⑥ 理管商品		品質規格証明資料	共通仕様書第2章-第2節-第1項	—	注-指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)		○								地整44	

佐賀県 工事関係書類一覧表

工事関係書類										受注者書類作成の位置づけ										書類作成者		備考	発注者	受注者	ASP 使用 (電子 提出 可)	県内 統一 様式	九州地方 整備局 「工事関 係書類一 覧表」と の対応
作成 時期	種別	No	書類名称	書類作成の根拠	様式	提出				提示	その他																
						監督員 担当課	契約 担当課	発注 担当課	受注者 保管		監督員 へ連絡	監督員 へ納品															
施 工 中	中間前払金	49	認定請求書	工事請負契約款第35条4項	手引きP.10-33				○							○						○	地整45				
		50	請求書(中間前払金)	工事請負契約款第35条3項	手引きP.10-31					○												○	地整46				
	完済 部分 検査	51	指定部分完成通知書	工事請負契約款第39条1項	手引きP.10-24												○					○	地整47				
		52	指定部分引渡書	工事請負契約款第39条1項	手引きP.10-25													○					○	地整48			
		53	請求書(指定部分完済私金)	工事請負契約款第39条2項	手引きP.10-31													○					○	地整49			
	既済 部分 検査	54	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約款第38条2項	手引きP.10-26												○						○	地整51			
		55	請求書(部分私金)	工事請負契約款第38条5項	手引きP.10-31													○					○	地整53			
	修補	56	手直し指示書	建設工事検査規程第8条 工事請負契約款第32条1項	検査要領様式第1号					○																	
		57	修補完了届	工事請負契約款第32条6項	手引きP.10-29													○						○	地整54		
	部分使用	58	部分使用承諾書	工事請負契約款第34条1項	手引きP.10-30													○							○	地整55	
		59	工期延期届	工事請負契約款第18～24条	手引きP.10-20													○							○	地整56	
	支給品	60	支給品受領書	工事請負契約款第15条3項	手引きP.8-5													○							○	地整57	
		61	支給品精算書	共通仕様書第1章-第20節-第3項	手引きP.8-6													○							○	地整58	
	現場発生品	62	現場発生品調査	共通仕様書第1章-第21節	手引きP.8-7													○							○	地整61	
63		産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書第1章-第22節-第2項	—													○								地整63		
その他	64	石綿使用の有無	共通仕様書第1章-第57節	—													○								○	地整63	

佐賀県 工事関係書類一覧表

工事関係書類																
作成時期	種別	No	書類名称	書類作成の根拠	様式	備考	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ					ASP 使用 (電子 提出 可)	県内 統一 様式	九州地方 整備局 「工事関 係書類一 覧表」と の対応
							発注者	受注者	監督員 担当課	契約 担当課	発注 担当課	受注者 保管	監督員 へ連絡			
工事完成時	契約関係書類	65	完成通知書	工事請負契約約款第32条1項 共通仕様書第1章-第26節-第1項	手引きP.10-27		○		○						○	地整65
		66	引渡書	工事請負契約約款第32条4項	手引きP.10-28		○		○						○	地整66
		67	請求書(完成代金)	工事請負契約約款第33条1項	手引きP.10-31				○						○	地整67
	工事書類	67	出来形管理実績表	共通仕様書第1章-第30節-第8項	手引きP.9-1		施工中は提示とし、工事完成時に提出する。	○		○					○	地整68-1
		69	出来形管理図表	共通仕様書第1章-第30節-第8項	手引きP.9-2～P.9-3		施工中は提示とし、工事完成時に提出する。	○		○					○	地整68-2
		70	出来形合否判定総括表	共通仕様書第1章-第30節-第8項	手引きP.9-4～P.9-5		施工中は提示とし、工事完成時に提出する。	○		○					○	地整68-3
		71	品質管理実績表	共通仕様書第1章-第30節-第8項	手引きP.9-6		施工中は提示とし、工事完成時に提出する。	○		○					○	地整69-1
		72	品質管理図表	共通仕様書第1章-第30節-第8項	手引きP.9-7～P.9-8		施工中は提示とし、工事完成時に提出する。	○		○					○	地整69-2
		73	品質証明書	共通仕様書第1章-第25節-第1項	手引きP.8-8		注-設計図書で規定された場合	○		○注					○	地整70
		74	工事写真	共通仕様書第1章-第30節-第8項	—		着手前及び完成、施工状況、安全管理、使用材料、品質管理、出来形管理、災害、事故、その他	○						○		地整71
工事完成図書	75	技術提案履行報告書	佐賀県建設工事総合評価落札方式 事務処理の手引き	—		注-技術提案がある場合	○		○注						○	
	76	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	特記仕様書	手引きP.8-9～P.8-10		注-提案するものがある場合 打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象	○		○注						○	地整73
	77	出来高数量総括表	共通仕様書第1章-第24節-第1項	—			○		○						○	
	78	工事完成図	共通仕様書第1章-第24節-第2項	—			○						○		地整74	
	その他	79	再生資源利用実施書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書第1章-第22節-第10項	—		注-該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	○		○注					○	地整76
80		再生資源利用促進実施書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書第1章-第22節-第10項	—		注-該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	○		○注					○	地整77	
工事完成後	契約関係書類	81	掛金充当実績総括表	共通仕様書第1章-第52節-第6項	—		○				○					地整78
	その他	82	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書第1章-第16節-第6項(3)	—		○		○注							地整81

監理技術者等

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者の設置を求めている。また、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号を適用する場合には、当該工事現場に監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。）は、建設業法第 26 条（主任技術者及び監理技術者の設置等）及び工事請負契約約款第 10 条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、当該建設工事の現場に置かれていなければならない、現場に置かれる技術者は、建設業法第 7 条（主任技術者）、同法第 15 条（監理技術者）又は建設業法施行令第 29 条（監理技術者補佐）に掲げる者で、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する必要がある。

恒常的な雇用関係に関し、専任の主任（監理）技術者を必要とする元請け工事の監理技術者等については入札の申込があった日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることを必要とするが、例外として、合併、営業譲渡若しくは分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿謄本等により確認）があった場合には、変更前の建設業者と 3 ヶ月の雇用関係がある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

また、建設業法第 26 条第 3 項において、公共性のある工作物に関する重要な建設工事（工事 1 件の請負代金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上のもの）については、主任（監理）技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならないと規定されている。なお、専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。したがって、専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

現場代理人については、工事請負契約約款第 10 条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、当該工事現場に常駐しなければならないとされている。

工事現場におくべき主任（監理）技術者の資格は、下記のとおり規定されている。

建設業法に規定されている監理（主任）技術者資格

許可の種類	特 定 建 設 業		一般建設業
元請工事における 下 請 け 金 額 合 計	5,000 万円 ^(注 1) 以上	5,000 万円 ^(注 1) 未満	5,000 万円 ^(注 1) 以上は 契約できない。
工 事 現 場 に 置 く べ き 技 術 者	監理技術者 (監理技術者資格者証の交付 を受けたもの)	主任技術者	主任技術者
技術者の資格要件	1 級 国 家 資 格 者 ^(注 2) 国土交通大臣特別認定者 ^(注 3) 実 務 経 験 者 ^(注 4)	1 級 国 家 資 格 者 ^(注 2) 2 級 国 家 資 格 者 ^(注 2) 実 務 経 験 者	
技術者の専任	請負金額 4,500 万円 ^(注 5) 以上		

- 注1 建築一式工事においては、8,000 万円
 注2 国家資格とは、国土交通省令等で定める技術検定等をいう
 （1級は建設業法第15条第2項イに該当するもの。2級は同法第7条第2項ハに該当するもの。）
 注3 一級国家資格と同等以上の能力を有していると国土交通大臣に認定された者
 注4 実務経験者は、指定建設業（土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園各工事業の7業種）以外に係る建設工事の監理技術者に限られる。
 注5 建築一式工事においては、9,000 万円

1 主任技術者

- 1-1 建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事（許可を受けた業種）を施工する場合には、請負工事の金額の大小に関係なく、工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして、必ず現場に「主任技術者」を置かなければならない。
 1-2 土木工事業に従事する主任技術者は、表-1のとおりとする。

表-1

主任技術者の資格等
次のイ又はロに掲げる者及び実務経験者 ^{注1} 又は国土交通大臣が実務経験者と同等以上の能力を有すると認めた特別認定者 イ 技術検定のうち建設機械施工管理又は土木施工管理に係る1級又は2級の第2次検定（土木施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「土木」とするものに限る。）に合格した者 ロ 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」又は「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者

- 注1 実務経験者とは、高等学校、専門学校又は中等教育学校の指定学科を卒業後5年以上、大学又は高等専門学校の指定学科を卒業後3年以上、若しくは専門学校の指定学科を卒業した後3年以上の実務経験を有する者で専門士又は高度専門士を称する者、あるいは学科修得に関係なく10年以上の実務経験年数を有した者であり、この実務経験とは以下のとおりである。

- イ 請負人の主任技術者等の資格で建設工事の施工を指揮・監督した経験
 ロ 建設機械の操作等によって実際に建設工事の施工に携わった経験
 ハ イ、ロの技術を修得するためにした見習い中の技術的経験
 ニ 建設工事の注文側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験

- 1-3 工事請負契約約款第10条に定める主任技術者を通知する場合には、土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあつては「合格証明証」、技術士にあつては「登録証」、国土交通大臣特別認定者にあつては「認定書」の写しを添付するものとする。
 1-4 主任技術者は建設工事の施工の技術上の管理（施工計画の作成、工程管理、品質管理、技術上の管理及び指導）を行う者であり、請負金額4,500万円未満の工事については、専任性は求められないが、4,500万円以上（建築一式工事にあつては、9,000万円以上）の重要な工事においては主任技術者を専任で配置しなければならない。

ただし、主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事における配置技術者の兼務を認める特例（専任配置の特例）を適用する場合は兼任することができる。なお、適用にあたっては、最新の「監理技術者制度運用マニュアル 三 監理技術者等の工事現場における専任（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例」を参照すること。

2 監理技術者

- 2-1 発注者から直接工事を請け負い、そのうち5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）を下請契約して工事を施工する場合は、専任の主任技術者にかえて監理技術者資格者証の

交付を受けた「専任の監理技術者」を現場に置かなければならない。

- 2-2 監理技術者資格者証の交付を受けようとする者は、表-2の資格を有していなければならない、工事請負契約約款第10条に定める専任の監理技術者の通知にあたっては、「監理技術者資格者証」の写しとともに、建設業法第27条第5項の技術検定者にあつては「合格証明証」、国土交通大臣特別認定者にあつては「認定証」の写しを添付するものとする。

表-2

対象業種	監理技術者証交付の資格
全ての建設業	イ 1級国家資格者 ロ 国土交通大臣が1級資格と同等以上の能力を有すると認めた特別認定者（国土交通大臣特別認定者A）
指定建設業以外	ハ 主任技術者の資格要件を満たし、4,500万円以上の建設工事に関し元請として2年以上指導監督的な実務経験のある者 ニ 国土交通大臣が上記ハと同等以上の能力を有すると認めた特別認定者（国土交通大臣特別認定者B）

- 2-3 監理技術者は、主任技術者と同様に建設工事施工の技術上の管理を行うが、具体的には、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の職務が重視され、この性格上2以上の工事を兼任することは認められない。ただし、主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事における配置技術者の兼務を認める特例（専任配置の特例）を適用する場合は兼任することができる。なお、適用にあたっては、特記仕様書に定める事項及び最新の「監理技術者制度運用マニュアル 三 監理技術者等の工事現場における専任（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例」を参照すること。

3 現場代理人

- 3-1 発注者から直接工事を請け負い、工事を施工する場合には、必ず工事現場に工事請負契約約款第10条に定める「常駐の現場代理人」を置かなければならない。
ただし、「佐賀県発注工事における現場代理人の取扱い」による等、発注者が兼任を認めた場合は、この限りではない。
- 3-2 現場代理人は、工事の施工上支障のない場合にあつては、主任技術者（又は監理技術者）を兼務することができる。
- 3-3 現場代理人は、当該請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として工事現場の取締りを行い当該工事の施工に関する一切の事項（工事現場の保安、火災予防、風紀衛生等の事項のほか、契約上の権利・義務に関する事項も含まれる）を処理するものであり、的確な履行ができる者であれば、資格及び恒常的な雇用関係は要しない。
- 3-4 その他、佐賀県ホームページより「佐賀県発注工事における現場代理人の取扱いについて」を参照すること。

〔技術者選任パターン表〕

前頁のフロー図により選択したパターンの一般土木工事の技術者は、下記のとおりである。

パターン	技 術 者	資 格 者 要 件 ^{注3}	現場代理人 との 兼 務	他 現 場 との 兼 務
①	主任技術者	1、2級の建設機械施工・土木施工管理技士 技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木・ 森林土木） 実務経験者 国土交通大臣特別認定者（実務経験者同等以上）	可	可
②	専任の主任技術者	1、2級の建設機械施工・土木施工管理技士 技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木・ 森林土木） 実務経験者 国土交通大臣特別認定者（実務経験者同等以上）	可	不可 ^{注1}
③	専任の監理技術者	下記の資格を有し監理技術者講習を受講し 「監理技術者資格者証」の交付を受けた者 イ 1級の建設機械施工・土木施工管理技士 ロ 技術士（建設部門・農業農村工学・農業 土木・森林土木） ハ 国土交通大臣特別認定者A （一級国家資格者同等以上）	可	不可 ^{注2}

注1：1－4に該当する条件を満たす場合については、既発注工事の専任の主任技術者は兼任できる。

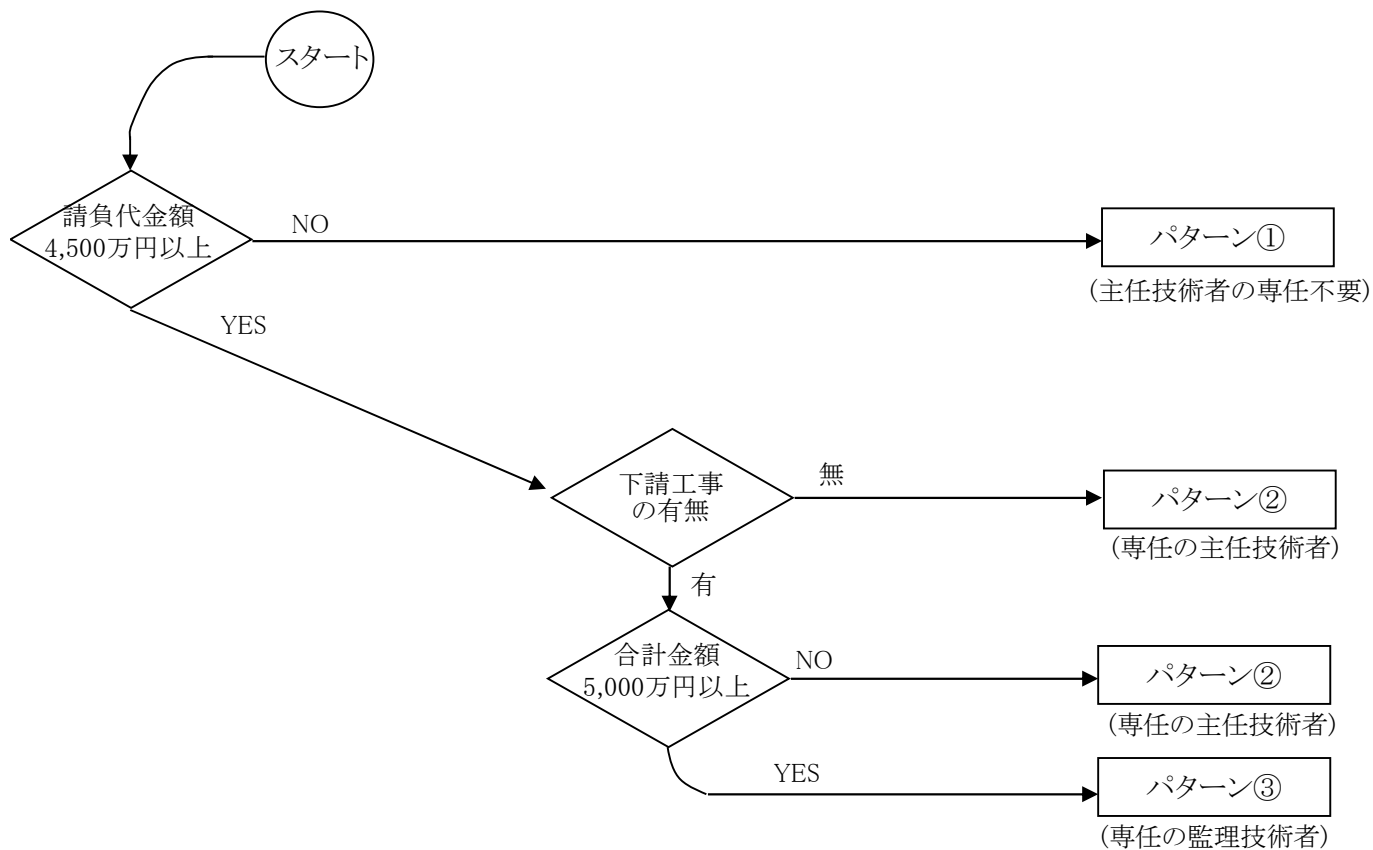
注2：2－3に該当する条件を満たす場合については、専任の監理技術者は兼任できる。

注3：各業種工事により必要な技術者資格は異なるため、建設業法解説等の図書を参照すること。

（主任技術者については建設業法第7条第2項、監理技術者については、同法第15条第2項）

4 技術者選任フロー図

現場に置くべき技術者は、主任技術者にあつては建設業法第7条第2項、監理技術者にあつては第15条第2項により決められており、一般土木工事の技術者選任は、下記フロー図・次頁の技術者選任パターン表のとおりである。

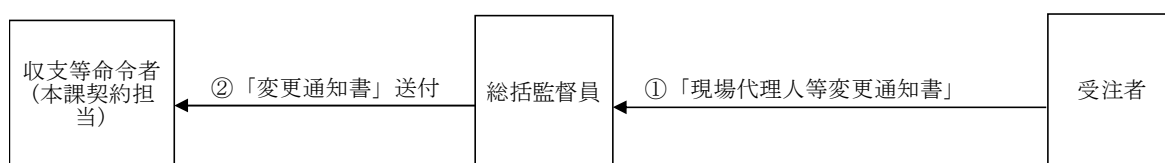


5 配置(予定)技術者の変更

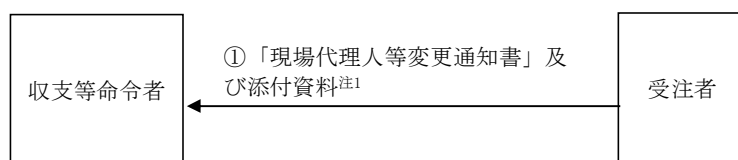
一般競争入札における競争参加資格確認申請書における技術資料により提出した配置(予定)技術者は、当該工事の実施にあたり、原則として変更することはできない旨を特記仕様書等で示しているところであるが、病休、退職等特別な事情が生じ、やむを得ないと認めた場合は、下記要領(手続フロー参照)により変更の手続きを行う。ただし、主任技術者及び監理技術者の途中交代については、具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要がある。

「配置(予定)技術者の変更」に伴う手続きフロー

1) 本庁契約の場合



2) 現地機関契約の場合



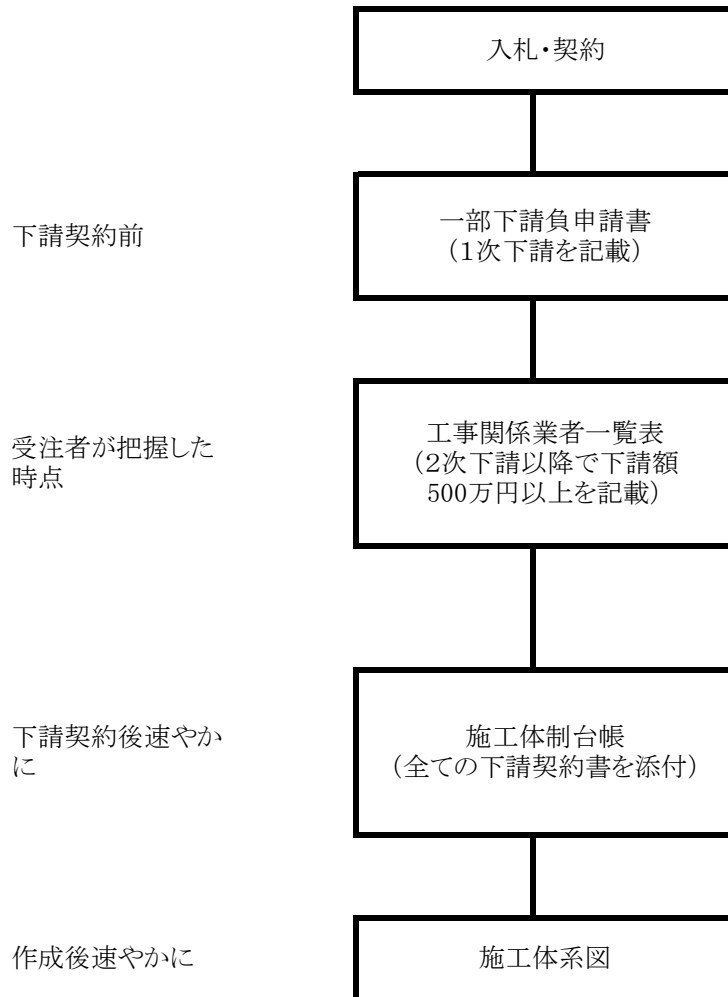
注1
変更申請にあたっては、後任配置予定技術者の資格、
工事経験等の書類を添付すること。
・経歴書・資格工事経験・資格証写し

※詳細については監督員と協議する。

施 工 体 制 台 帳 等

施工体制台帳については、共通仕様書第1章第13節によるものとし、提出書類は、下記フロー及び対応表により行うものとする。

下請契約にかかる書類提出フロー



下請負契約にかかる書類提出対応表

※ ○ 提出書類

	書類名	提出時期	2次下請以降		様式	備考
			1次下請 すべて	500万円以上、 500万円未満		
①	一部下請負申請書	下請契約前	○	－	手引き P.10-21	・契約約款第7条
②	工事関係業者一覧表	受注者が 把握した時点	－	○	手引き P.10-23	・業法施行令第1条の2
③	施工体制台帳 (下請契約書添付)	下請契約後速やかに	○	○	手引き P.7-3～7-6	・業法24条の8第1項 ・入契法15条
④	施工体系図	作成後速やかに	○	○	手引き P.7-7～7-8	・業法24条の8第4項 ・入契法15条

提出する下請契約書について

建設工事※の完成を目的として締結する契約(建設工事の請負契約)はすべて提出する。
建設工事※の請負契約に該当しない工事現場の安全管理に係る警備業務、調査・測量業務や運搬業務(土砂運搬・産廃運搬)などにかかる下請負人については下請負契約書の提出は必要ないが、施工体系図には記載する必要がある。

※「建設工事」とは建設業法上で定義する「建設工事」とする。

提出書類は次の項目を確認し、適正な施工体制を確立することとする。

- ・下請内容は、適正な工事業種の許可を取得しているか。
- ・500万円以上(建築一式工事は1,500万円以上、または延面積150㎡以上の木造住宅工事)を無許可業者が請け負っていないか。
- ・下請総額が5,000万円以上(建築一式は8,000万円以上)を一般建設業許可業者が請け負っていないか。
- ・暴力団関係者の有無を確認する。
- ・実際の契約額及び工事内容を確認し、一括下請負の疑義及び適正な下請価格かを確認する。
- ・不必要な重層下請になっていないかを確認する。

安全衛生組織について

安全衛生組織については、下記により管理者、責任者等の選任を行い安全衛生管理組織表を作成し監督員に提出しなければならない。

なお、専任又は複数の管理者選任、及び救護技術管理者等の選任については、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令等関係法令を参照する。

また、組織表には、安全巡視体制及び保安要員等も記入する。

一般組織 (直営施工)	労働者数常時 10 人未満	安全衛生組織なし
	労働者数常時 10 人以上 50 人未満	安全衛生推進者
	労働者数常時 50 人以上 100 人未満	安全管理者・衛生管理者・産業医
	労働者数常時 100 人以上	総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医

下請混在組織	一般工事 ^{注1}	労働者数常時 50 人未満	安全衛生組織なし
		労働者数常時 50 人以上	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 安全衛生責任者
	特定工事 ^{注2}	労働者数常時 20 人未満	安全衛生組織なし
		労働者数常時 20 人以上 30 人未満	店社安全衛生管理者
		労働者数常時 30 人以上	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 安全衛生責任者

注1：特定工事以外

注2：ずい道等の建設工事、圧気工法により作業する工事、橋梁の建設工事（人口密集地域内の道路上若しくは道路に隣接した場所又は鉄道軌道上若しくは軌道に隣接した場所で行われるものに限る）

常時50人以上の労働者を使用する場合は、安全委員会及び衛生委員会を設置しなければならない。

なお、各委員会の行う事項は次のとおりとする。

1 安全委員会

- 1) 労働者の危険防止対策
- 2) 安全に係る労働災害の原因、再発防止対策
- 3) 上記の他、労働者の危険防止に関する重要事項

2 衛生委員会

- 1) 労働者の健康障害防止
- 2) 健康の保持増進を図るための基本対策
- 3) 労働災害の原因、再発防止対策で衛生に係るもの
- 4) 上記の他、労働者の健康障害の防止及び健康保持増進に関する重要事項

腕 章 等 の 着 用

現場技術者等においては、技術者の責任の自覚と意識の高揚並びに発注者、受注者相互、元下請負者相互及び住民から見た責任者の明確化を図るため、腕章、名札を着用する。

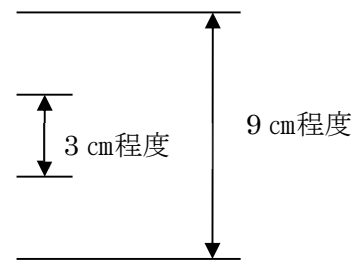
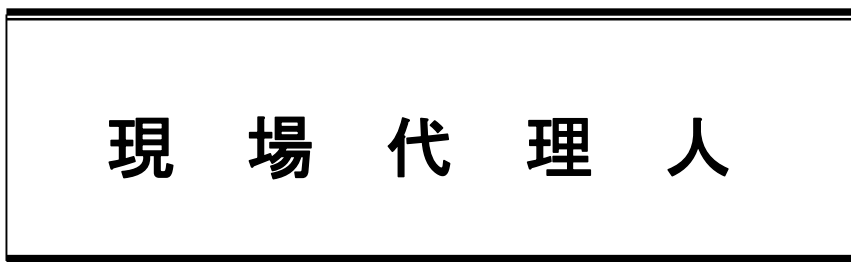
1 対象者

- ・現場代理人
- ・監理技術者又は主任技術者

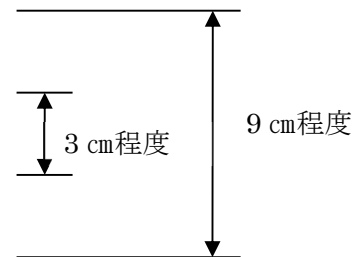
2 腕章の仕様

- ・腕章は、下記のものと同程度のものとする。
- ・腕章は、腕の見やすい場所に着用する。

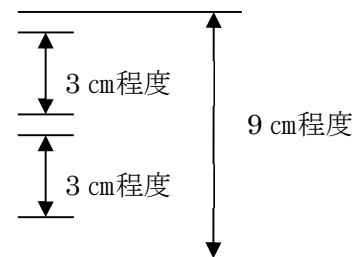
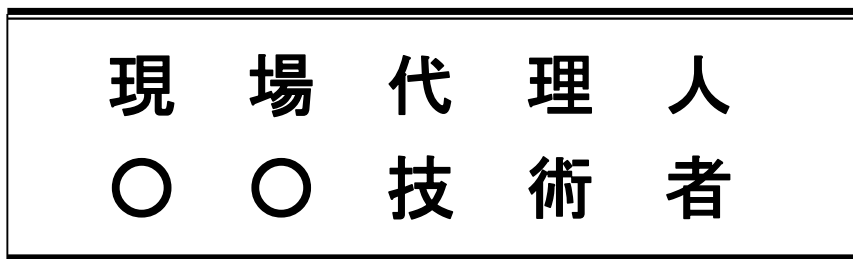
(現場代理人)



(技術者)



(現場代理人、技術者兼務)



3 名札の仕様

- ・共通仕様書第13節第1項の業者については、同節第3項による。
- ・前述業者以外については、所属会社名、氏名等が記入されたものとする。

工事現場での掲示

各工事現場においては、各種組織表（施工体系図を含む）、建設業許可票（建設業法施行規則様式第 29 号）を掲げるほかに、下記についても見易い箇所に掲示する。

1 劳災保険関係成立票

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」第 77 条（建設の事業の保険関係成立の標識）において、規定されており「労災保険関係成立票（様式第 4 号）」を工事現場に掲げる。

労 災 保 険 関 係 成 立 票	
保険関係成立 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
労働保険番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
事業の期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
事業主の 住所氏名	〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇 〇〇建設株式会社 取締役社長〇〇 〇〇
注文者の氏名	佐賀県県土整備部〇〇事務所
事業主代理人 の 氏 名	〇〇建設株式会社 〇〇 〇〇

※標識の仕様：縦 25 cm以上、横 35 cm以上、白地黒文字

2 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識

建設業退職金共済制度（以下「建退共」という）に加入した事業主は、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所等の見易い場所に標識（シール）を掲げる。

(参考)

この工事の元請事業主は 建退共に参加しています

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合
退職金制度の適用が受けられますので雇用主に確認しましょう
建退共に未加入の下請け事業主は、加入しましょう
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう 手帳の更新を忘れずに

独立行政法人 勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構
建 退 共 ○ ○ 県 支 部
電話 ○○○○ (○○) ○○○○

第2編 施 工 計 画

施工計画書記載事項

章	記載事項	内容
1	工事概要	工事名、河川または路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、 工事数量内訳表 等
2	計画工程表	横棒式工程表(バーチャート)、斜線式工程表、ネットワーク等で作成
3	現場組織表	現場組織表
4	安全管理	安全管理体制、安全対策、異常気象時の防災対策、安全訓練の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針、 安全衛生管理組織表
5	指定機械、主要船舶・機械	指定機械、主要船舶・機械一覧表
6	主要資材	工事資材使用届出書
7	施工方法	主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容等、 仮設材一覧表
8 施 工 管 理 計 画	工程管理	実施工程の手法・管理方法
	出来形管理	出来形管理計画(実績)表
	写真管理	撮影記録による出来形管理計画表
	品質管理	品質管理計画(実績)表 (撮影記録を含む)
	段階確認及び立会	段階確認・立会計画表
9	緊急時の体制及び対応	緊急時の連絡体制 、対応策 災害発生時の体制
10	交通管理	交通管理、交通処理
11	環境対策	大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策
12	現場作業環境の整備	現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策
13	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	「佐賀県 建設副産物の取扱い方針」により作成
14	法定休日・所定休日(週休2日の導入)	『佐賀県「週休2日試行工事」実施要領』により作成
15	その他	契約図書及び監督員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。 又は、工事に当たって取り組み予定の創意工夫や提案等

※太字の様式については、第7編施工計画様式及び記載例を参照

施工計画書の簡略化について

土木工事等共通仕様書第1編第6節施工計画書内の「ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。」の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ・対象:建設工事(建築工事を除く)及び業務委託(道路や河川の維持管理業務等)
- ・対象工事と施工計画書記載必須項目

対象工事	施工計画書に記載する必須項目
請負額250万円未満の工事	安全管理、緊急時の体制及び対応、再生資源利用の促進と建設副産物の適正処理方法、計画工程表 その他(法律等で提出が義務づけられている書類等)
請負額250万円以上で土木工事検査要領第9条に規定されている維持工事等	安全管理、緊急時の体制及び対応、再生資源利用の促進と建設副産物の適正処理方法、計画工程表、主要資材 その他(法律等で提出が義務づけられている書類等)

※各工事(業務)において、必須項目以外に必要な項目については、監督員の指示により追記する。

※受注者が必須項目以外を記載することを制限するものではない。

施工計画書作成の要領・留意点

第1章 工事概要

【作成要領】

工事概要については、工事名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容等について記載する。
工事内容については、工事数量総括表の工種、規格、数量等を記入する。この場合工種が一式表示であるもの及び主要工種以外は、工種のための記載としてもよいものとし、数量総括表の写しを添付する場合は、これに変えるものとする。

第2章 計画工程表

【作成要領】

計画工程表は、各種別について作業の始めと終わりがわかるネットワーク、バーチャート等で作成する。作成にあたっては、気象、特に降雨、気温等によって施工に影響の大きい工種については、過去のデータ等を十分調査し、工程計画に反映しなければならない。

なお、工程表は、当該工事に適した様式で作成するが、通常はネットワークで作成するものとし、工種が少なく、単純な工事の場合はバーチャートで作成するのが一般的である。

【留意点】

- 1) 計画工程表は、施工計画書に綴じ込むものの他、工程管理用として1部作成し現場において工程管理を行い、工程に変更が生じた場合あるいは生じる恐れがある場合又は変更指示、契約変更が成された場合は、残工事に対する変更工程表を作成しなければならない。
- 2) 契約書添付の工程表と計画工程表は整合していなければならない。
- 3) 各工種毎の工期設定が施工量や施工時期などの根拠を整理・把握し、施工工程は適正に設定しなければならない。

第3章 現場組織表

【作成要領】

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担が判るように記載し、監理技術者、専門技術者等を置く工事についてはそれを記載する。

【留意点】

- 1) 監理技術者は契約上、下請申請が出された場合に適用される。
 - ①建設業法第26条第2項、第24条第7項
 - ②佐賀県建設工事請負契約約款第6条
 - ③下請契約約款第8条
- 2) 組織に変更があった場合は、再提出を要する。
- 3) 担当する職務、現場における担当責任者が明記されているか確認し、各職務を把握していなければならない。
- 4) 観測等を実施する場合は、その連絡体制を明記する。

第4章 安全管理

【作成要領】

安全管理に必要なそれぞれの責任者や組織づくり、安全管理についての活動方針について記載する。
又、事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や緊急病院等についても記載する。
記載が必要な項目は次の通りです。

- 1) 工事安全管理対策
 - ①安全管理組織(関連工事との安全協議会の組織等も含む)
 - ②危険物を使用する場合は、保管及び取扱いについて
 - ③その他必要事項

2) 第三者施設安全管理対策

家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話、水道等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策。

3) 工事安全教育及び訓練について活動計画

- ①安全管理活動として実施予定(参加予定者、開催頻度等)
- ②安全訓練の計画表(日時、内容等)

4) 関係法令、指針の必要事項の抜粋や整合

- ・労働安全衛生法
- ・土木工事安全施設技術指針
- ・建設機械施工安全技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要領

【留意点】

- 1) 安全管理組織において、現場パトロールの体制や保安要員を明記する。
- 2) 関係法令、方針の必要事項が抜粋されていたり、具体の対策と整合が図られているか把握する。

第5章 指定機械、主要船舶・機械

【作成要領】

騒音や排ガス対策等の指定機械や工事で使用予定の主要な船舶・機械類について「指定機械、主要船舶・機械一覧表」に記載する。

- ・指定機械:設計図書で指定されている機械・監督員が必要と認めた機械
(例えば、「共通仕様書第1章第41節第6項」に示される排出ガス対策型建設機械など)
- ・主要船舶・機械:設計図書で指定されている機械以外の主要なもの

第6章 主要資材

【作成要領】

工事に使用する指定材料及び主要資材、納入業者および提出資料として、試験成績書、ミルシート等の材料証明ができる資料等を「工事資材使用届出書」に記載する。

第7章 施工方法

【作成要領】

施工方法は次のような内容を記載します。

1) 「記載対象工種」毎の作業フロー

当該工種における作業フローを記載し、各作業段階における以下の事項について記述する。

- ①工事箇所の作業環境(周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等)
- ②主要な工種の施工実施時期(降雨期、出水時期等)
- ③上記①、②から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件(施工時期、作業時間、交通規制、自然保護)、関係機関との調整事項等
- ④工事に関する基準点、地下埋設物、地上障害物に関する保護方法
- ⑤使用予定機械

2) 工事全体に共通する、仮設備の構造、配置計画図等について位置図、概略図等を用いて具体的に記載する。

また、安全を確認する方法として、応力計算等も可能な限り記載する。その他、間接的設備として仮設建物、材料、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備等について記載する。

3) 記載対象工種は次のような場合を標準とする。

①「主な工種」

②共通仕様書の中で「通常の方法でよりがたい場合は、あらかじめ施工計画書にその理由、施工方法等を記載しなければならない。」と規定されているもの。

③設計図書で指定された工法

- ④共通仕様書に記されていない特殊工法
- ⑤施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- ⑥特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされている施工等
- ⑦その他

第8章 施工管理計画

【作成要領】

施工管理計画については、設計図書(「土木工事施工管理基準」)等に基づき、その管理方法について記載する。

1) 工程管理

計画工程に対する管理方法として以下のものを記載する。

- ①計画工程表の作成様式(管理手法)
- ②工程の実績及び維持に関するもの(日常管理)
- ③工事進捗の確認頻度等(週間・月間管理)
- ④工程にずれが生じた場合のフォローアップの方法、頻度等(進捗管理)

2) 出来形管理

その工事で行う出来形管理の「測定項目」についてのみ出来形管理計画(実施)表に記載する。

また、撮影記録による出来形管理計画表により出来形管理の写真管理基準を記載する。

なお、該当工種がないものについては、あらかじめ監督員と協議すること。

3) 品質管理

その工事で行う品質管理の「試験項目」(試験)等について、品質管理計画(実績)表に記載する。

また、品質管理の撮影記録については写真基準等に従い実施する。

4) その他の写真管理

出来形管理及び品質管理以外の写真管理は、写真管理基準等に従い撮影記録し、必要に応じて提出する。

5) 段階確認(立会を含む)

共通仕様書、特記仕様書等の設計図書に明示された工事現場又は製作工場での監督員による確認及び立会等について、別紙「段階確認・立会計画表」に記載する。

【留意事項】

- 1) 指定仮設又は重要な仮設工に関するもの、また応力計算等によって安全を確認できるものは、計算の記述を確認する。
- 2) 作業フローの記述及び留意事項や施工方法の要点が、記述を確認する。
- 3) 工事測量、隣接工区との関連についての記述を確認する。

第9章 緊急時の体制及び対策

【記入要領】

事故、大雨、強風等の異常気象時又は地震発生時の、災害防災及び事故や災害が発生した場合に対する、体制及び連絡系統を記載する。

【留意事項】

緊急時の連絡体制図の作成については、下記の昼間及び夜間連絡先について記載する。

- ①発注関係者(事務所、事務所長、総括監督員、主任監督員及び一般監督員)
 - ②請負関係者(本社・支店、現場代理人、監理技術者・主任技術者等)
 - ③関係機関(警察署、消防署、労働基準監督署、救急病院等)
 - ④その他(電力会社、NTT、ガス会社等)
- なお、緊急の場合に備え災害対策部長等の電話番号やFAX番号を記載する。

第10章 交通管理

【記入要領】

工事に伴う交通処理及び交通対策について共通仕様書(交通安全管理)によって記載する。迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通整理員等の配置について記載し、関係機関への協議が必要な場合は監督員と打合せを行う。

また、具体的な保安施設配置計画、市道及び出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路、積載超過運搬防止対策等について記載する。

第11章 環境対策

【記入要領】

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を計ることを目的として、環境保全対策関係法令に準拠して、次のような項目の対策計画を記載する。

- 1)騒音、振動対策
- 2)水質汚濁
- 3)ゴミ、ほこりの処理
- 4)事業損失防止対策(家屋調査、地下水観測等)
- 5)産業廃棄物の対策
- 6)その他必要事項

第12章 現場作業環境の整備

【記入要領】

現場作業環境の整備に関して、次のような項目の計画を記載する。

- 1)仮設関係
- 2)安全関係
- 3)営繕関係
- 4)イメージアップ対策の内容
- 5)その他必要事項

【留意事項】

共通仕様書において、承諾を要する事項及び施工計画書に記載すべき事項と特記仕様書等で指定された事項について把握する。

また、次の間接的設備が記載されているか把握する。

- ①監督員詰所、現場作業所、作業員宿舎、倉庫等の仮設建物
- ②材料、機械等の仮置き場
- ③工事表示板、安全看板、立入防護柵、安全管理に関する仮設備
- ④その他

第13章 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法

【記入要領】

建設工事に伴い発生する建設副産物については、「佐賀県 建設副産物の取扱い方針」によるものとする。

第14章 法定休日・所定休日(週休2日の導入)

【記入要領】

法定休日・所定休日の計画については、『佐賀県「週休2日試行工事」実施要領』によるものとする。

工 事 打 合 せ 簿

発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	〇〇年〇月〇〇日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出 ☐ その他 (ワンデーレスポンス)		
工事名	〇〇〇〇〇〇事業 〇〇〇地区 〇〇年度 第〇〇号工事		
(内容) (題名〇〇〇〇〇〇) (受注者名〇〇〇〇) 共通仕様書第1章第6節の1の規定により施工計画書を提出します。			
添付図 葉、その他添付図書			
処理 ・ 回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他 [] 年月日:	
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 [] 年月日:	

総 括 監督員	主 任 監督員	一 般 監督員

工 事 名 称

記入例 1

工事番号 ○○号
○○○号工事

記入例 2

○○○○○○事業 ○○○地区
○○年度 第○○号工事

施 工 計 画 書

○○年○月

○○○○株式会社

発注機関 : ○○○事務所 ○○○○課

目 次		頁
第 1 章	工事概要 工事数量内訳表	〇〇
第 2 章	計画工程表 計画工程表	〇〇
第 3 章	現場組織表 現場組織表	〇〇
第 4 章	安全管理	〇〇
第 5 章	指定機械、主要船舶・機械 指定機械、主要船舶・機械一覧表	〇〇
第 6 章	主要資材 工事資材使用届出書	〇〇
第 7 章	施工方法 仮設材一覧表	〇〇
第 8 章	施工管理計画 出来形管理計画(実績)表 撮影記録による出来形管理計画表 品質管理計画(実績)表 段階確認・立会計画表	〇〇
第 9 章	緊急時の体制及び対応 緊急時の連絡体制	〇〇
第10章	交通管理	〇〇
第11章	環境対策	〇〇
第12章	現場作業環境の整備	〇〇
第13章	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 再生資源利用〔促進〕計画書、確認結果表 建設発生土管理チェックリスト(着工前) (処分地の関係法令チェックリスト)	〇〇
第14章	法定休日・所定休日(週休2日の導入) 佐賀県「週休2日試行工事」実施要領により作成	〇〇
第15章	その他	〇〇

第1章 工事概要

工事名 ○○工事(工事番号、事業名、地区名、工事名等)

河川名(又は路線名) 一級河川○○川(又は一般国道○○号)

工事場所 ○○郡○○町大字○○地内

工期 着工 ○○年○○月○○日

完成 ○○年○○月○○日

請負金額 ￥○○,○○○,○○○-

発注者 佐賀県 ○○○事務所
TEL○○-○○-○○○○

受注者 ○○○○(株)
TEL○○-○○-○○○○

○○作業所
TEL○○-○○-○○○○

工事内容

別紙「工事数量内訳表」のとおり

第2章 計画工程表

別紙「計画工程表」のとおり。

第3章 現場組織表

別紙「現場組織表」のとおり。

第4章 安全管理

1. 安全衛生管理対策

工事現場内において、下記の安全目標を設け、安全衛生管理を積極的に推進します。

目標

- ・第三者に対する災害の防止
- ・作業員の災害の防止
- ・疾病の予防

安全管理活動

実施項目	場所	参加予定表	内容	頻度
朝礼	現場	現場作業従事者	当日の作業手順及び体操	毎日
KY活動	現場	現場作業従事者	当日の危険予知及び安全作業に関する事項	毎日
安全会議	現場	現場作業従事者	日々の安全活動に対する反省・評価	各週
安全訓練	現場	別紙予定計画表参照		
安全巡視	現場	〇〇巡視員	現場内及び周辺の監視・連絡による安全確保	毎日

(1) 安全管理対策

- 1) 工事現場内の安全管理については、安全巡視員を配置し、安全に関する教育を徹底するとともに安全に関する巡視・点検・連絡調整を行います。
- 2) 作業員の服装・保安帽の着用等常に注意し、工事標識・保安設備・使用機械・器具等の保守点検を実施するとともに、工事現場内の整理整頓を実施し、安全の確保に努めます。
- 3) 工事現場内への第三者の立入を禁止するため注意標識、仮囲い及び出入口の厳重な管理を行い、事故防止に努めます。
- 4) 安全衛生委員会を設け、毎月〇回委員会を開催し、反省と対策を検討します。

(2) 火災防止対策

- 1) 火災責任者を決め工事現場内を巡視し、火災防止を図るとともにたき火、喫煙に注意し、作業終了後点検確認を行います。
- 2) 油脂類及び塗料等の可燃物は、火気厳禁の指示を行い、周辺の整理整頓を実施します。

(3) 火薬類安全対策

- 1) 使用及び残数量の確認記帳を必ず行います。
- 2) 取扱いは、必ず有資格者に行わせます。
- 3) 作業者の中から指導者を決めて、削孔・装填・点火の一連作業を行い、〇〇 m以上離れた道路に見張人を立て、赤旗・サイレンで合図を行い、通行人及び作業員の安全を図ります。
- 4) 作業場近くの道路には、火薬使用中、発破時間等を看板にて明示します。
- 5) 火薬類の盗難を防止するため、貯蔵庫には厳重な柵を設け、日々点検を行い、かつ、運搬時の事故に対し十分注意します。

(4) 重機作業対策

- 1) 重機械は、専用取扱い責任者を決め、常に整備点検を行います。
- 2) 重機械の作業中は、作業範囲内に関係者以外の立入を禁止します。
- 3) 重機械運転時の信号、運搬用車輛の安全運転及び交通法規の遵守等常に注意します。

第5章 指定機械、主要船舶・機械

別紙「指定機械、主要船舶・機械一覧表」のとおり

第6章 主要資材

別紙「工事資材使用届出書」のとおり

第7章 施工方法

1. 施工基本方針

本工事の施工に当たっては、関係法規等を遵守し、また、共通仕様書・特記仕様書及び、設計図に基づき工事を施工します。

2. 作業環境

(1) 自然環境

1) 地形・地質等

急しゅんな中山間地で、地質は花崗岩地帯である。

(2) 近接状況

1) 支障物件 電柱 3本

2) 環境対策 希少動植物(〇〇〇〇)の生息地。

3) 関連工事 〇〇〇事業 〇〇地区

3. 準備工

(1) 工事測量

1) 中心線測量

監督員と現地立会いを行い、引照点等の確認を行うとともに、設計図にしたがい中心線測量を実施し、測点・IP・BC・EC等の照合を行い、監督員に成果表を提出します。

なお、各主要点には控杭を設置し、変動のないように保護します。

2) BM測量

BM〇〇、BM〇〇の基準点は、監督員と現地立会いを行い、この基準点より現場内におおむね〇〇m間隔で仮水準点を設置し、監督員に成果表を提出します。

なお、定期的に仮水準点のチェックを行います。

3) 縦横断測量

基本測量に引き続き、中心線にそって縦横断測量を行い、監督員に成果表を提出します。

4) 丁張

工事に必要な丁張は、工程に合わせ順次設置します。測量に使用する巻尺は、原則として鋼巻尺を使用します。

4. 土工

(1) 掘削

1) 掘削は、バックホウ〇〇m³級、ブルドーザ〇〇 t級により行い、ダンプトラック〇〇 t積にて、所定の土捨て場へ運搬します。

また、No.〇〇～No.〇〇間の施工に当たっては、土砂・転石等の落下により民家及び、樹木に被害を与えないように防護施設を設けます。

なお、作業期間中は重機災害の防止及び、第三者等に危険のないよう十分注意し、安全監視員を配置します。

2) 岩掘削に使用する機械は、コンプレッサ〇〇m³/分、レッグハンマ〇〇kg級とし、火薬は〇〇〇、雷管は電気雷管(〇号瞬発、脚線〇. 〇 m)を使用します。

掘削方法は、幅〇〇 m未満は片切工法、幅〇〇 m以上はオープンカット工法で施工し、仕上り面近くでは大きな爆破をさけ、ピップハンマにより浮石等を除去します。

特に爆破に際しては、安全のため岩石が飛散しないよう1回当たりの爆破量等を検討すると共に、狭い場所や家屋に近い所では、防護柵及び飛散防止ネットを施し、安全監視員を配置します。

(2) 路体盛土

- 1) 盛土材には、掘削土を流用します。
- 2) 路体盛土は、一層の仕上がり厚さが30cm程度となるようにまき出し、ブルドーザ〇〇 t級により〇回以上転圧し締め固めます。

(3) 路床盛土

路床盛土には、掘削土を流用し、一層の仕上がり厚が20cm程度となるようにまき出し、ブルドーザ〇〇 t級又は〇〇ローラ〇〇 t級により所定の密度が得られるまで十分転圧します。

(4) 路肩盛土等

路肩及び構造物周辺の盛土は、一層の仕上がり厚が30cm程度となるようにまき出し、振動コンパクター〇〇kg級又は、タンパ〇〇kg級により〇回以上転圧します。
なお、路肩盛土の転圧範囲は、路肩より水平距離〇〇cm程度とします。

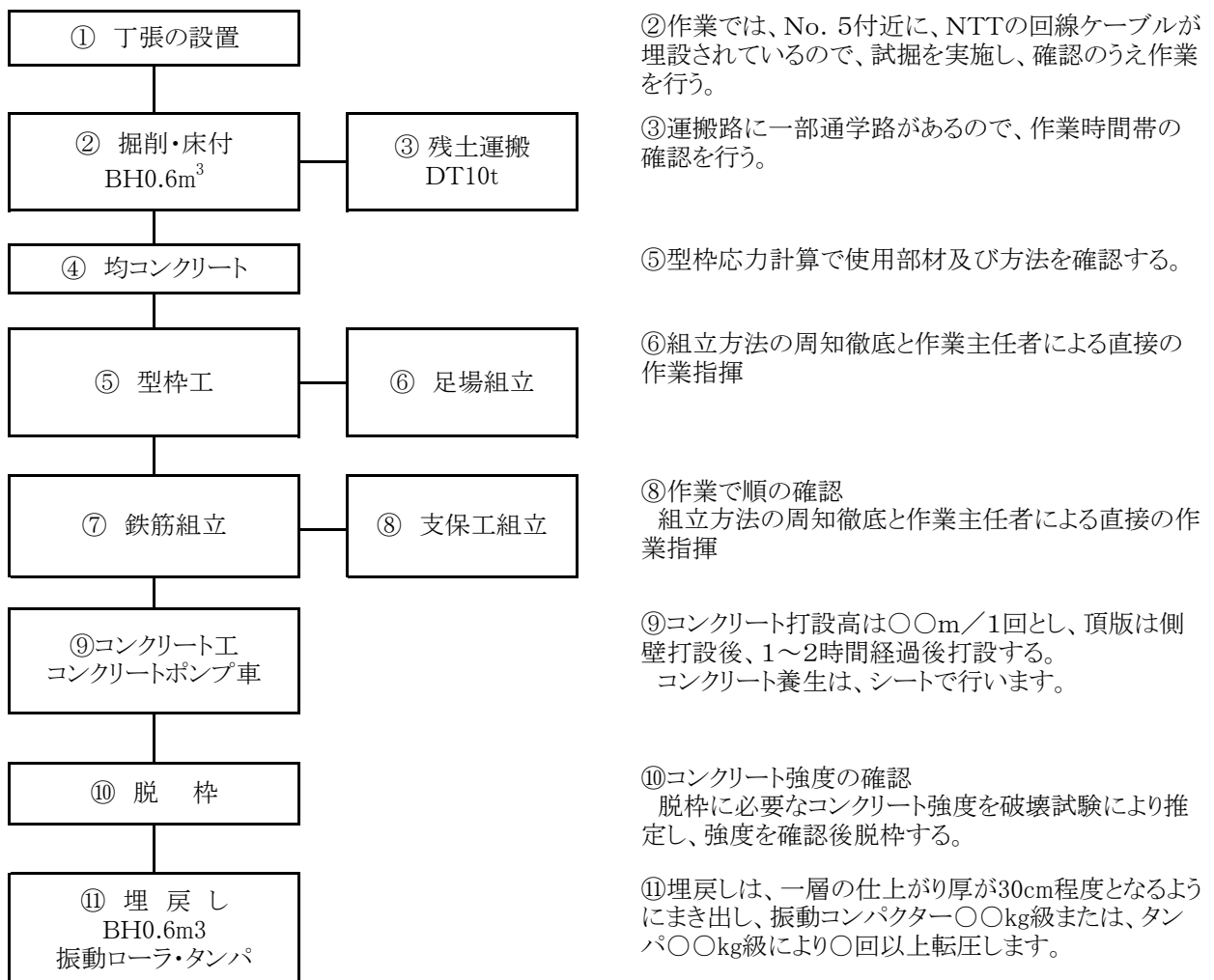
(5) CBR試験

CBR試験箇所は、〇箇所とするが、試験の位置及び時期については、監督員の指示により実施します。

(6) 残土処理

残土は、発注者の指定する場所へ捨て土し、法面から水平幅〇 mについては、一層の仕上り厚が、30cm程度となるようまき出し、ブルドーザ〇〇 t級により〇回以上転圧を行い、土石流失災害が発生しないよう留意し施工します。

5. 擁壁工



6. 法面保護工

(1) モルタル吹付工

- 1) モルタル吹付けに使用する機械は、コンプレッサー〇〇m³/分、モルタル吹付機〇〇～〇〇m³/時送水ポンプ口径〇〇mm、ベルトコンベア〇 m〇台を使用し、厚さが〇cmとなるよう均等に施工します。
- 2) モルタルの混合は、指定された配合で、砂・セメント・水の順序でモルタル吹付機に投入し、良く混合してから使用します。

(2) 人工筋芝工

人工芝は、施工に先立ち種子混合表及び発芽試験成績表等を監督員に提出し、承諾を得てから使用します。

(3) 種子吹付工

- 1) 吹付に先立ち指定された種子について、発芽試験成績表等を監督員に提出し、承諾を得てから使用します。
- 2) 吹付けに使用する機械は、ハイドロシーダ〇〇SP車載式、うず巻ポンプ口径〇〇mm、トラック〇〇 tを使用します。

7. 舗装工

(1) 準備工

路盤施工に先立ち、モーターグレーダーによりかき起こし、マカダムローラー〇〇 t級により〇回以上転圧及びタイヤローラー〇〇 t級により〇回以上転圧し、所定の縦横断勾配に正しく仕上げます。

(2) 路盤工

1) 下層路盤工

- ① 路盤材は〇〇を使用し、締め固め後の一層の仕上がり厚さが20cm以下となるようモーターグレーダーで均平に敷き均し、各層毎にマカダムローラ〇〇 t級により〇回以上転圧及びタイヤローラー〇〇t級により〇回以上転圧します。
ただし、側溝及び路肩ブロック接近部(〇〇cm程度)については、タンパ〇〇kg級により〇回以上転圧します。
- ② 下層路盤完了後、監督員の検測又は確認を受けます。

2) 上層路盤工

路盤材は〇〇を使用し、締め固め後の一層の仕上がり厚さが15cm以下となるよう、下層路盤と同様に施工します。

(3) 舗装工

1) アスファルト舗装

舗装にあたっては、密粒度アスファルト混合物(T-〇)をダンブトラック〇〇 t積で搬入し、アスファルトフィニッシャを用いて仕上げ面が平坦で所定の断面・勾配となるよう敷均し、マカダムローラ〇〇t級及びタイヤローラー〇〇 t級により、所定の密度が得られるように転圧します。

ただし、側溝及び路肩ブロック接近部(〇〇cm程度)については、タンパ〇〇kg級により〇回以上転圧します。

2) コンクリート舗装

- ① コンクリートの舗装は人力で行い、バイブレーターを用いて十分締め固めを行うと共に、表面は平坦に仕上げ、ほうき又はハケを使って粗面に仕上げます。
- ② 目地は横目地とし、路面に垂直となるように施工し、○○ m間隔に1箇所割合で設けます。
なお、目地材は○○を使用します。

(4) 敷砂利工

路床面を、モーターグレーダで不陸整正を行い、○○ローラー○○ t級により○回以上転圧し、その後、路盤材・クラッシャーラン○○を所定の敷厚さ○○cmになるよう均平に敷均します。

8. 側溝工

- 1) 鉄筋コンクリートU形片肉厚の布設は、布設面に均平に整形し、必要に応じてタンパ○○kg級により十分締め固めを行い布設します。
- 2) 接合目地は、厚さ10mmを標準にモルタル1:2をもって漏水のないよう施工します。

9. 安全施設

ガードレールは、土羽部をCr-○-4E及びコンクリート擁壁、コンクリートブロック積の箇所はGr-○-2Bを使用し、線形にも注意して施工します。

10. 区画線

区画線設置については、天候等に注意し、ラインマーカー溶融○○式(タンク容量○○kg)及びペイント自走式○○ t車を使用して、ペイントは○種○号でライン幅○○mm、厚さ○○mmを標準に、所定の位置へ実線又は破線を施工します。

11. 境界杭工

設置にあたり、隣接土地所有者との間にトラブル等が発生した場合及び、設置箇所が岩盤・構造物等のため所定の位置・深さに埋設できないときは、監督員と協議又は指示を受けて施工します。

12. 跡片付け

工事が終了したときは、現場内の清掃及び仮設材・残材等を搬出するとともに、跡地整理現場内清掃を行い、地元民との紛争等を生じることのないよう注意します。

13. 仮設備計画

(1) 工事用仮設道路

- 1) 進入路より現場内への重機・資材運搬等に使用する仮設道路を、別紙「工事用仮設道路標準図」のとおり施工します。
- 2) 一般道路より現場への進入は、既設道路○○線(L=○○ m)を利用し、工事用車輛を安全に通行できるよう工事期間中必要に応じアスファルト合材又はクラッシャーランC-○○を投入し、修復整備を行い維持管理に努めます。
なお、既設道路使用にあたっては、事前に道路管理者及び監督員等の立会を得て、現況道路状態(クラック、法肩崩壊等)の確認を得ると共に工事完成後は、責任を持って原形復旧いたします。
- 3) 施工に先だち、水田部の表土をブルドーザ○○ t級により○○cm剥取り、基礎地盤上に山土○○cmを盛土し、一層の仕上がり厚が○○cm程度となるようまき出し、ブルドーザ○○t級により十分転圧します。
なお、工事中は車輛重機等の安全のため、維持管理を十分行います。

(2) 仮設橋梁

測点No,〇〇+〇〇付近で横断する〇〇川に重機、資材運搬等のため、別紙「仮設鋼橋標準構造図」のとおり仮設橋梁を設置します。
なお、構造計算書等は別添のとおりとします。

(3) 仮締切工

河川護岸を改修するNo,〇〇～No,〇〇のコンクリート擁壁及びNo,〇〇～No,〇〇のコンクリート積ブロックの施工に伴い別図のとおり、床掘箇所の上の仮締切を〇〇 m程度の間隔で設置します。

(4) 水替工

構造物等の床掘箇所において、湧水又は流水がある場合は、別紙「釜場」を設け、水中ポンプ径〇〇mmで排水します。
なお、排水は型枠組立、コンクリート打設等の施工に支障となる期間中に行います。

(5) 落石等防護柵

No,〇〇～No,〇〇及びNo,〇〇～No,〇〇の間の掘削作業に当たっては、土砂、転石等の落下により民家又は、樹木に被害を与えないように別紙「防護柵計画図」のとおり防護柵を設置します。

(6) 足場仮設

コンクリート擁壁における足場仮設の構造、材質等は、別紙のとおりとします。

(7) 火薬類保安設備

- 1) 火薬類の取扱いについては、火薬類取締法等を遵守し、火薬類取締法等を遵守し、別紙「火薬類取扱保安管理組織表」に基づき万全の管理を行います。
- 2) 火薬庫、火薬取扱所及び火工所等の設備については、別紙「火薬庫、火薬取扱所及び火工所等の設備表」のとおり設置します。

3) 設置位置等

- ① 設置位置 〇〇郡〇〇町〇〇番地
- ② 規模、構造及び平面 別紙「火薬庫等設置計画図」のとおり。

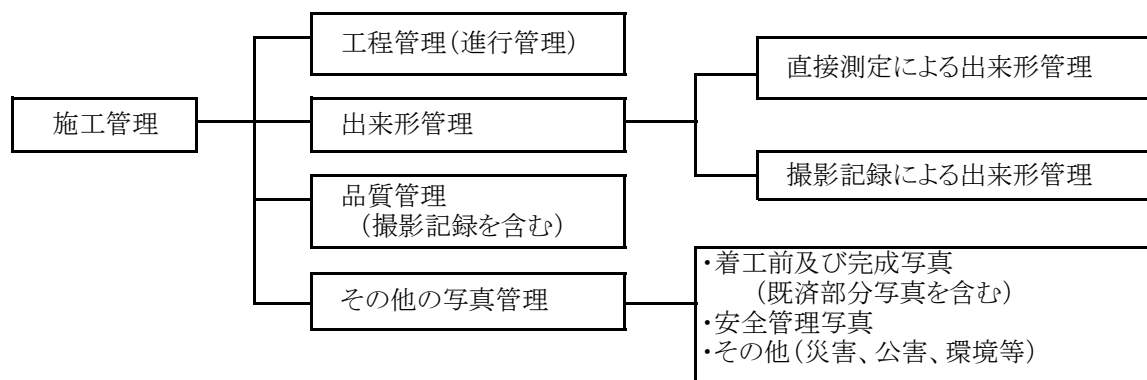
14. 主要仮設材一覧表

別紙「仮設材一覧表」のとおり

第8章 施工管理計画

1. 施工管理の基本構成

施工管理は、土木工事施工管理基準、共通仕様書及び特記仕様書等に基づき行い、基本構成は次のとおりとする。



2. 施工管理体制

施工管理を掌握する施工管理責任者及び実務担当者は、第3章「現場組織表」に記載する者が行います。
なお、施工管理は、工事の進捗に伴いすみやかに実施し、その結果を適期に監督員に報告し確認を受けます。

3. 工程管理

実施工程表により総合的に管理を行い、進捗状況は監督員の指示により、報告し確認を受けます。

4. 出来形管理

直接測定及び撮影記録による出来形管理の項目については、下記のとおりとします。

直接測定による出来形管理……………	「出来形管理計画(実施)表」
撮影記録による出来形管理……………	「撮影記録による出来形管理計画表」

なお、効率的な管理を行うため、あらかじめ管理計画表を作成し管理記録は所定の様式を用い、施工管理データファイル記入要領により行います。

5. 品質管理

資材等の品質については、物理的・科学的試験を下記により実施します。

品質管理……………	「品質管理計画(実績)表」
-----------	---------------

6. 段階確認及び立会

共通仕様書、特記仕様書等の設計図書に明示された工事現場又は製作工場での監督員による確認及び立会等については、別紙「段階確認・立会計画表」のとおりです。

第9章 緊急時の体制及び対応

大雨・出水・強風等の異常気象で災害発生の恐れがある場合は、必要に応じ現場内を巡視して警戒します。
なお、災害発生時の連絡系統及び常時出動可能な人員、機械は別紙「緊急時の連絡体制」のとおりとします。

第10章 交通管理

施工にあたっては、下記事項について特に考慮し、交通の安全と円滑化を図ります。

1. 交通安全対策

- 1) 工事区域内の速度制限は、作業期間中を通じ〇km/hとし、速度制限標識を設置し注意を促します。
- 2) 交通に近接して施工する危険個所、または保安上必要とされる交差個所等には適宜誘導標識、保安柵等を設置します。
- 3) 交通安全対策については所轄警察署、道路管理者、労働基準監督署並びに監督員と連絡を取り万全を期します。
- 4) 機材運搬等、工事関係車両が出入する工事個所には交通整理員を配置し、通行車両の誘導整理を行い安全を確保するとともに、夜間作業の休止時に一般車両が現場へ進入しないよう、防護柵を設置します。
- 5) 工事関係車両(資材搬入車両を含む)の運転手には交通法規を遵守させ、人家密集区域、学童通学路区域では最徐行運転を厳守するよう、安全会議等を通じ指導を徹底します。

2. 保安施設等設置計画

別紙「保安施設等設置計画」のとおり

第11章 環境対策

1. 現場周辺調査の結果、周辺に井戸を生活用水としている家屋が5軒あることが判明し、場内の水替え作業により井戸枯れを起こす可能性があり、事前調査を実施する。
 - (1) 調査の目的
 - (2) 調査方法
 - (3) 追跡調査
 - (4) 対応
2. 重機への給油作業及びグリース補給の際に、流失事故を起こさないように指導を徹底する。
3. 生コンクリート車の洗浄は、自社に持ち帰り実施するように指導し徹底させる。
4. 現場内及び運搬路等の防塵対策として、必要に応じ散水車にて散水を実施し、又散水ができない箇所については、塩化カルシウムの散布を行う。
この時、過度の散水等により住民の迷惑とならないよう、路面の状況を車輛運行管理者がパトロールし、常に把握する。
5. 重機の空ふかし・バケットのゆさぶり・ダンプトラックの急発進、急停車等による騒音・振動は絶対しないよう、指導し徹底させる。
6. 以上について、朝礼・安全訓練等で指導を行うとともに、実施状況を把握し、周辺地域への影響を最小限とするよう努力する。

第12章 現場作業環境の整備

1. 仮設建物等

現場事務所・労務者宿舎・監督員詰所・材料倉庫を下記のとおり設置します。

(1) 現場事務所

- 1) 設置位置 ○○郡○○町大字○○字○○
- 2) 平面図及び建坪 別紙「現場事務所平面図」のとおり。

① 労務者宿舎

② 監督員詰所

③ 材料倉庫

3. 工事用用地等

(1) 発注者が確保した用地

1) 用地面積

畑地 ○○㎡

2) 使用期間

○○年○○月○○日～○○年○○月○○日

3) 工事施工前に監督員と立会のうえ、借地条件・用地境界等を確認し、境界標識を設置します。

4) 工事用地の使用に当たっては、表土剥ぎ取りを行い土砂等の混入を防止します。

5) 工事用地の返還に当たっては、現形復旧後に表土厚・均平度・石礫の有無等について監督員の確認を得ます。

(2) 受注者が確保した用地

1) 借地面積は別添平面図に示すとおりであり、内訳は下記のとおりとします。

現場事務所等 水田 ○○㎡

 畑 ○○㎡

工事用仮設道路 水田 ○○㎡

 畑 ○○㎡

2) 上記用地を返還する場合は、仮設物等の撤去後表土戻し等を行い、耕地部はロータリーテイルにより耕起し原形に復旧します。この場合、土地所有者の確認と返還承諾書を徴収します。

第13章 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法

「佐賀県建設副産物の取扱い方針」に基づき、建設副産物の処理及び再生資材の利用については、下記のとおりとする。

(1) 再生資源利用〔促進〕計画書

(2) 建設発生土管理チェックリスト(着工前)

(3) 発生土処分地に関する関係法律のチェックリスト
(受注者からの協議により処分地を変更する場合)

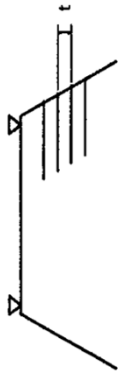
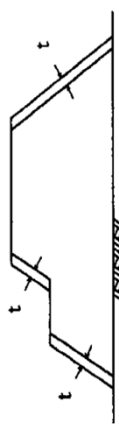
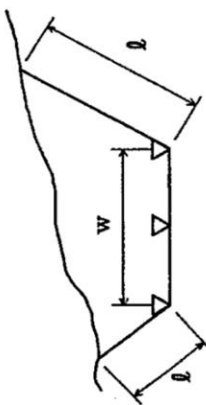
(4) 再生資源利用促進計画書の作成に伴う確認結果表

第14章 法定休日・所定休日(週休2日の導入)

佐賀県「週休2日試行工事」実施要領により計画工程表(任意様式)を作成する。

第3編 出 来 形 管 理

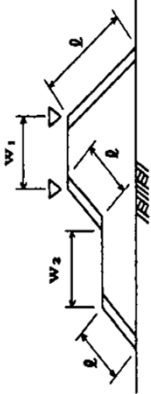
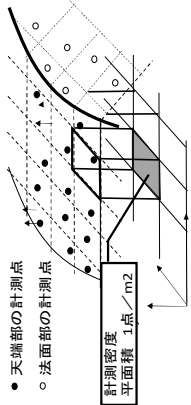
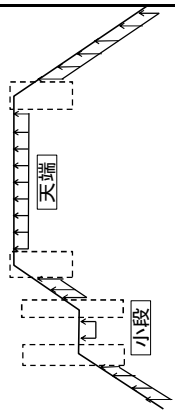
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
1	共 通	土 工	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイル補強土工法)	基準高 ▽	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2カ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理必要傾(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
				厚 さ t	-50		
				控え長さ	設計値以上		
2			法面整形工 (盛土部) 覆土工	厚 さ t	※-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理必要傾(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
3			掘削工 (切土工) ※多自然川づくりは、別頁による。	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理必要傾(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	
				法 長 1	-200		
				1 < 5m			
				1 ≥ 5m	法長-4%		
				幅 (W)	-100		

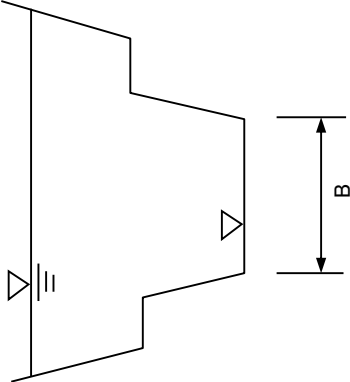
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)		測 定 基 準	測 定 箇 所
3	共 通	土 工	掘削工 (面管理の場合)	平場	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
				標高較差	±50	±150		
				水平又は標高較差	±70	±160		
				法面 (小段含む)	±70	±330		
			掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。	
				標高較差	±50	±300		
				水平又は標高較差	±70	±300		
				法面 (小段含む)	±70	±300		

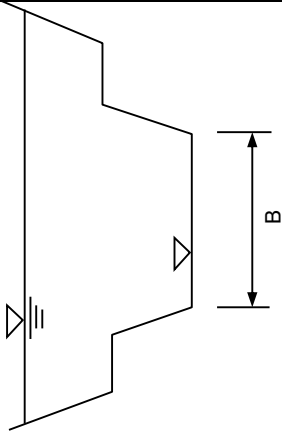
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
4	共 通	土 工	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	
				法 長 1	-100		
				1 < 5m	法長 -2%		
				1 ≥ 5m	法長 -2%		
				幅 W1, W2	-100	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
				天端	平均値 ±50		
				法面 (小段含む)	標高較差 ±150		
					標高較差 ±80		
						計測密度 1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。	

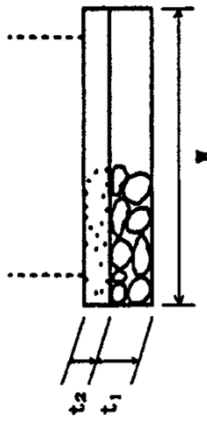
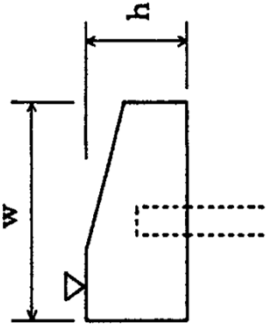
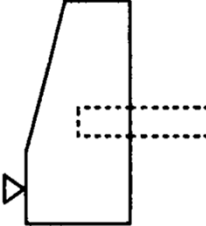
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
5	共通	浚渫工	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準 高	電気船	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値は設計基準高以下であること。	
					200ps	-800～+200	
					500ps	-1000～+200	
					1000ps	-1200～+200	
				▽ ダイゼ ル船	250ps	-800～+200	
					420ps	-1000～+200	
					600ps	-1200～+200	
					1350ps	-1200～+200	
				幅	B	-200	
				延長	L	-200	

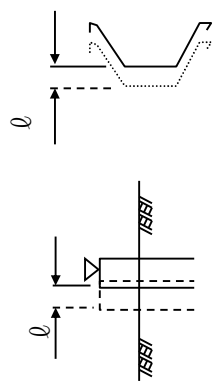
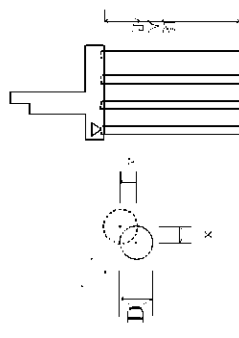
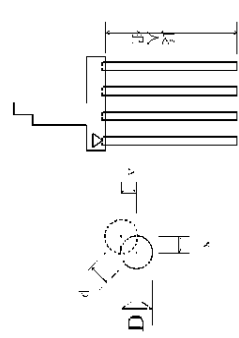
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
6	共 通	浚 渫 工	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高 ▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値は設計基準高以下であること。	
				幅 B	-200		
				延 長 L	-200		
			浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。	
				平均値	+400以下		
				標高較差	0以下		

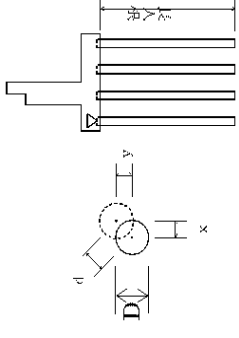
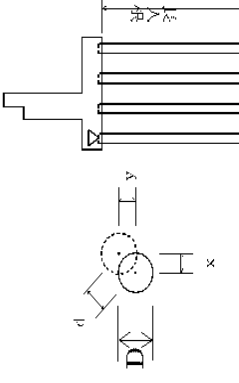
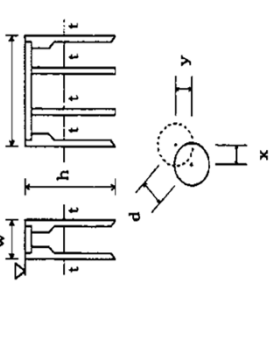
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
7	共 通	基 礎 工	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 (W)	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				厚 さ t1, t2	-30		
				延 長 (L)	各構造物の規格値による。		
8			基礎工 (護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
				幅 (W)	-30		
				高 さ (h)	-30		
9			基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
				延 長 (L)	-200		

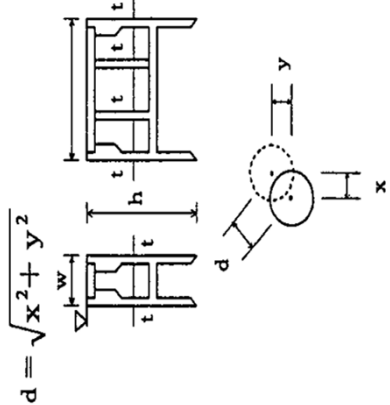
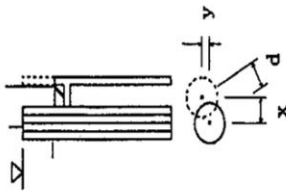
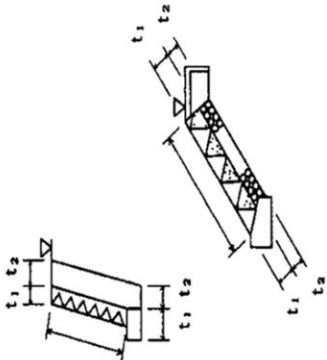
出来形管理基準及び規格値 共通

工事 番号	工事 共通	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
9 - 2	共通	基礎工	矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅型鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合又は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のは、1施工箇所につき2カ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合又は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下のは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
				根入長	設計値以上		
				変位 δ	100		
10			既製杭工 (既成コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭) (木杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
				根入長	設計値以上		
				傾斜	1/100以内		
				偏心量 d	D/4以内かつ100以内		
10 - 2			既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
				根入長	設計値以上		
				偏心量 d	D/4以内かつ100以内		
				傾斜	1/100以内		
				杭径 D	設計値以上		

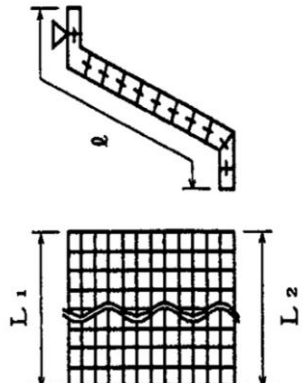
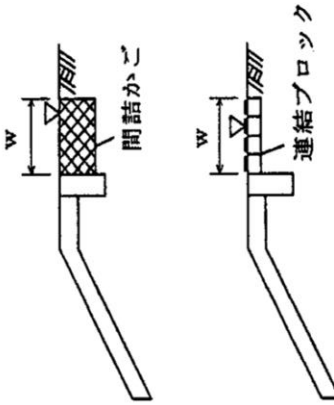
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
11	共 通	基 礎 工	場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
				根入長	設計値以上		
				偏心量 d	100以内		
				傾 斜	1/100以内		
				杭 径 D	設計値（公称径）-30以上		
12		深 礎 工		基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルリングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	
				根入長	設計値以上		
				偏心量 d	150以内		
				傾 斜	1/50以内		
				基礎径 D	設計径（公称径）以上※		
13		オープンケーソン基礎工		基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定	
				ケーソンの長さ ℓ	— 50		
				ケーソンの幅 W	— 50		
				ケーソンの高さ h	—100		
				ケーソンの壁厚 t	— 20		
				偏 心 量 d	300以内		

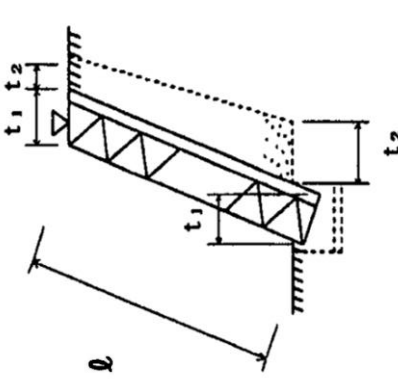
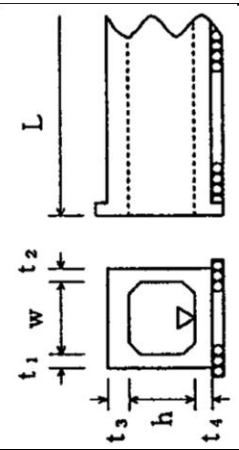
出来形管理基準及び規格値 共通

工事番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
14	共通	基礎工	ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
				ケーソンの長さ	- 50		
				ケーソンの幅 W	- 50		
				ケーソンの高さ h	-100		
				ケーソンの壁厚 t	- 20		
				偏心量 d	300以内		
15	共通	鋼管矢板基礎工		基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
				根入長	設計値以上		
				偏心量 (d)	300以内		
16	共通	石・ブロック積(張)工	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張) 緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
				法長 1	-50		
				厚さ(ブロック積張) t1	-100		
				厚さ(裏込) t2	-50		
				延長 L	-200		

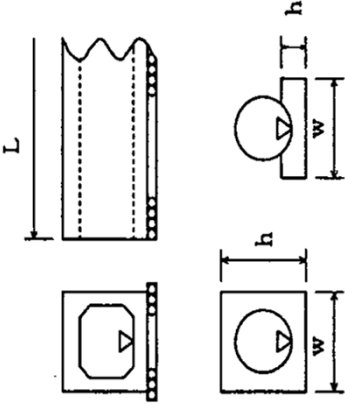
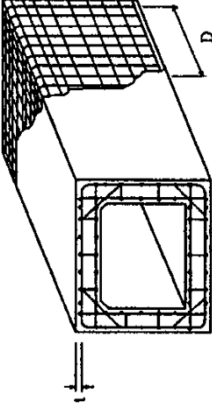
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
17	共 通	石・ブロック積（張）工	コンクリートブロック工 （連節ブロック張）	基準高 ▽ 法 長 (L) 延 長 L1, L2	±50 -100 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
18			コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高 ▽ 幅 (W) 延 長 L	±50 -100 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	

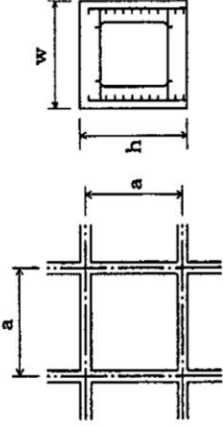
出来形管理基準及び規格値 共通

工事番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
19	共通	石・ブロック積(張)工	石積(張)工	基準高▽ 法長1 1<3m 1≥3m 厚さ(石積・張) t1 厚さ(裏込) t2 延長 L	±50 -50 -100 -50 -50 -200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
20		カルバート工	現場打函渠(カルバート)工	基準高▽ 厚さ t1~t4 幅(内法) W 高さ h 延長 L L<20m L≥20m	±30 -20 -30 ±30 -50 -100	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所を測定。	

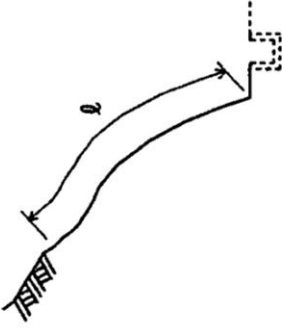
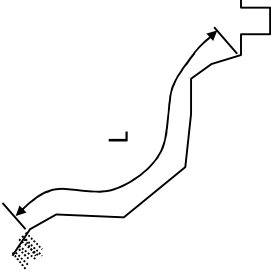
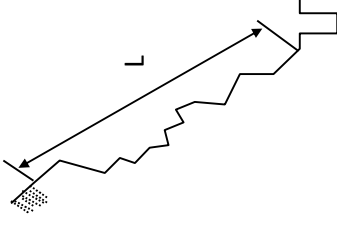
出来形管理基準及び規格値 共通

工事番号	工事種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
21	コンクリート工	プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	
			※幅 (W)	-50		
			※高さ (h)	-30		
			延長 L	-200		
22	鉄筋工	鉄筋の組立	平均間隔 d	±φ	$d = D / (n-1)$ D : n本間の延長 n : 10本程度とする φ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書(設計編：標準7編2章 2.1)参照ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁 (P C 橋含む) の鉄筋については、橋梁上部工 床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物 (橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m ² 以上のボックスカルバート (工場制作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)) の鉄筋の配筋状況及びかぶりにについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	
			かぶり t	設計かぶり ±φかつ 最小かぶり以上		

出来形管理基準及び規格値 共通

工事 番号	工事 種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
23	法 面 工	法 枠 工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 1	1 < 10m	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領 (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
				-100		
				-200		
			幅	-30	枠延長100mにつき1ヶ所 枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
24	法 枠 工 (プレキャスト法枠工)		高 さ (h)	-30	計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領 (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
			枠中心間隔 ^a	± 100		
			延 長 (L)	-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領 (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
				-200		
			法 長 1	1 < 10m	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				-100		
				-200		
			延長 (L)	-200	1施工箇所毎	

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所
25	共通	法面工	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長	1	-50	施工延長40mにつき1カ所、延長40m以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 測定断面に凸凹があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
						-100		
				厚さ	t	-10	200㎡につき1ヶ所、200㎡以下のものは、2ヶ所をせん孔により測定。	
						-20		
				延長	L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	

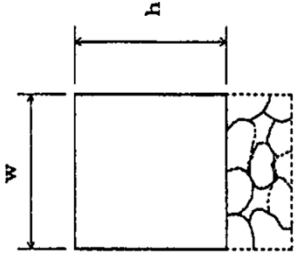
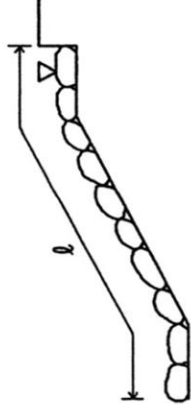
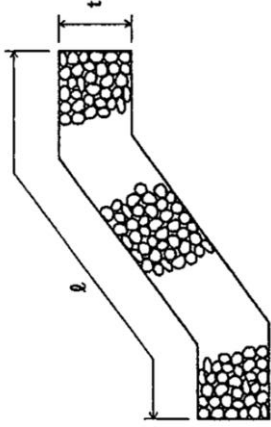
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所
26	共通	法面工	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法	1<5m	-200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
				長 1	1≧5m	法長の-4%		
				盛土法	1<5m	-100		
					1≧5m	法長の-2%		
				延長	(L)	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	

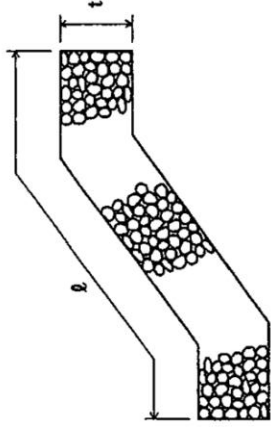
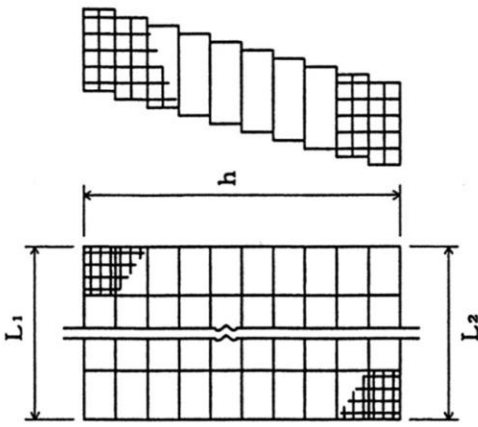
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所
27	共通	法面工	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 1	1<5m	-200	施工延長40mにつき1カ所、40m以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
					1≥5m	法長のー4%		
				厚さ t	t<5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定	
					t≥5cm	-20		
延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。						

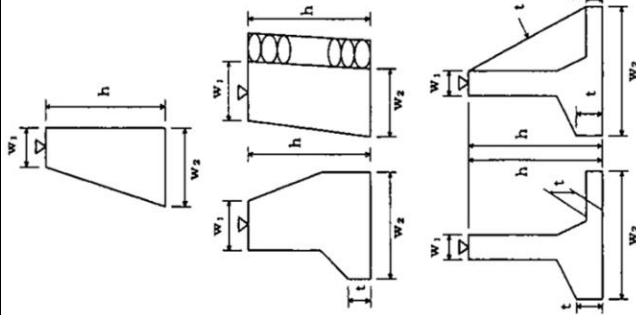
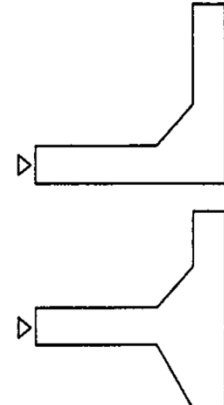
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
28	共 通	法 面 保 護 工	護岸付属物工	幅 W	-30	「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
				高さ h	-30		
29			多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	基準高 ▽	±500	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				法 長 (l)	-200		
				延 長 L	-200		
30			多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 (l)	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				厚 さ t	-0.2t		
				延 長 L	-200		

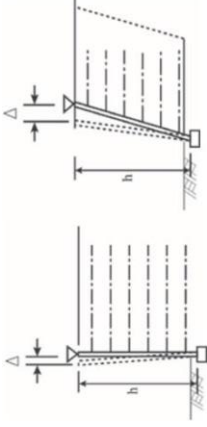
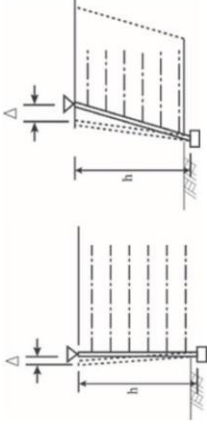
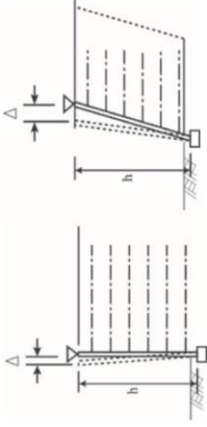
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所
31	共通	法面保護工	羽口工 (じやかご)	法長	1	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				法長	1	-100		
				厚さ	t	-50		
32			羽口工 (ふとんかご) (かご枠)	高さ	h	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				延長	L1, L2	-200		

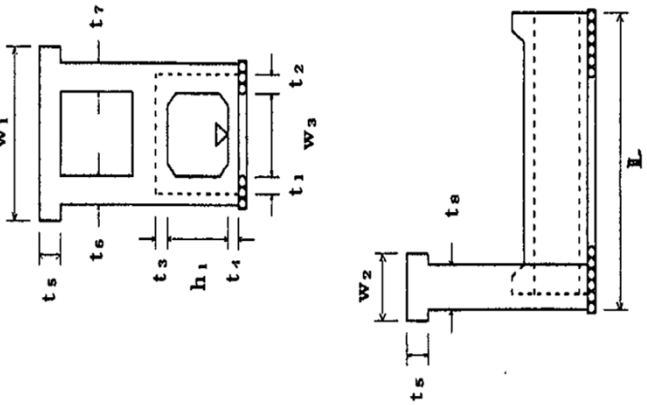
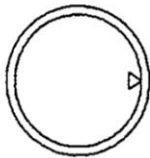
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
33	共 通	擁 壁 工	現場打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・管理密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
				厚 さ t	-20		
				裏込厚さ	-50		
				幅 W1, W2	-30		
				高 さ h	-50		
				延 長 L	-200		
34			プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・管理密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
				延 長 L	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・管理密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	

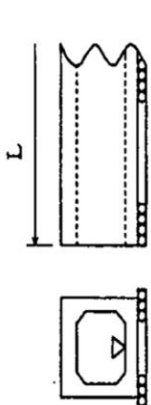
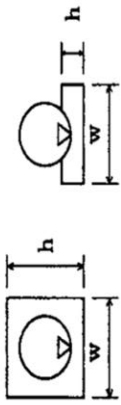
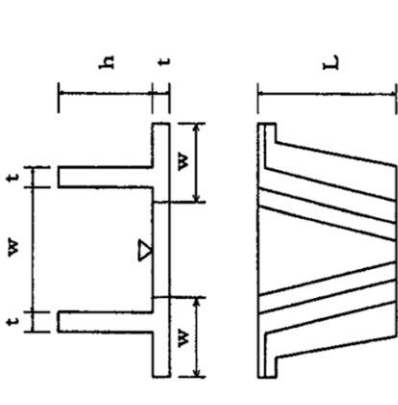
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
35	共 通	擁 壁 工	補強土壁工 (補強土壁 (テール アルメ) 工法) (多数アンカー式補 強土工法) (ジオテキスタイル 補強土工法)	基準高 ▽	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・管理密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・管理密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
				高 さ h	— 50		
				高 さ h	— 100		
				鉛 直 度 △	±0.03h かつ±300以内		
				控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上		
36			井桁ブロック工	延 長 (L)	— 200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・管理密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
				基準高 ▽	± 50		
				法 長 1	— 50		
				高 さ h<3m	— 50		
				高 さ h≥3m	— 100		
				厚 さ t1, t2, t3	— 50		
				延 長 (L1, L2)	— 200		
37		小型擁壁工		基準高▽	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 1施工箇所毎	
				幅 W	— 30		
				高 さ (h)	— 50		
				延 長 L	— 200		

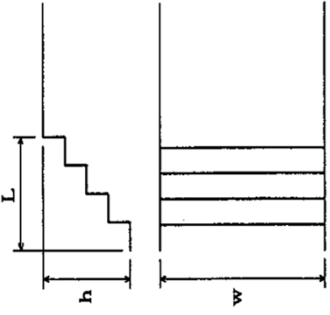
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
38	共通	樋門・樋管工	函渠工 (本体工)	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品仕様の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、「基準高」と「延長」を測定。	
				厚さ	-20		
				幅	-30		
				内空幅	-30		
				内空高	±30		
				延長	-200		
39			函渠工（ヒューム管） （P C 管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				延長 L	-200		

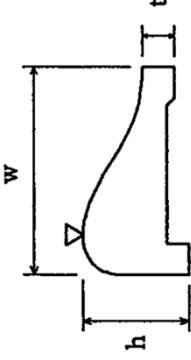
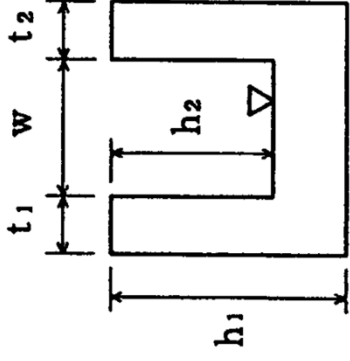
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
40	共通	樋門・樋管工	函渠工 (PC函渠) 樋門接続暗渠工	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	
				※幅 (W)	-50		
				※高さ (h)	-30		
				延長 L	-200	1施工箇所毎。	
41			翼壁工 水叩工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。	
				厚さ t	-20		
				幅 W	-30		
				高さ h	±30		
				延長 L	-50		

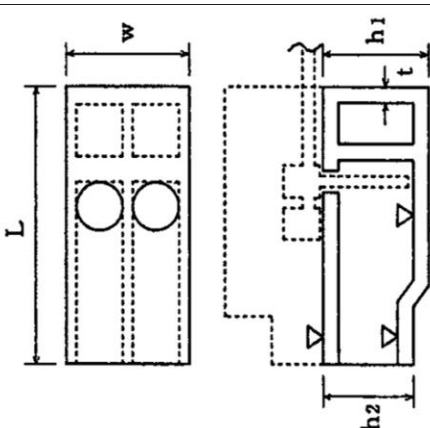
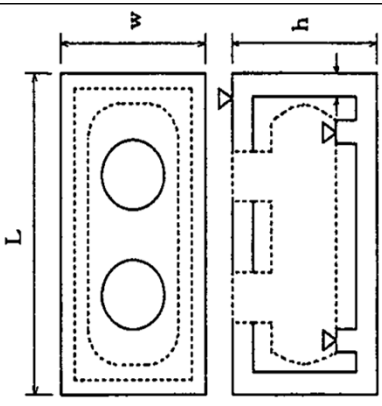
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
42	共通	樋 門 ・ 樋 管 工	階段工 (現場打階段) (プレキャスト段)	幅 W 高さ h 長さ L 段 数	-30 -30 -30 ±0段	1ヶ所毎/1施工箇所	
43			水門	基準高 ▽ 厚 さ t 幅 W 高 さ h 延 長 L	±30 -20 -30 ±30 -50	図面の寸法表示箇所で測定。	
44			扉体 戸当り及び開閉装置			機械工事施工管理基準 (案) 参照	

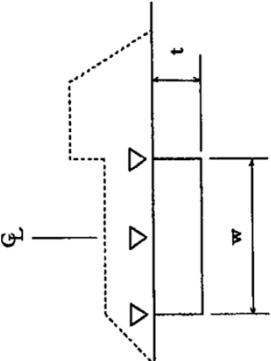
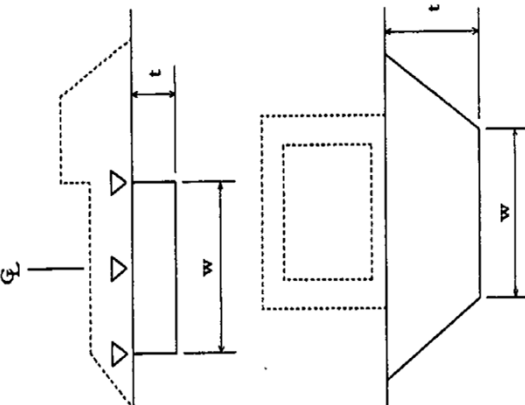
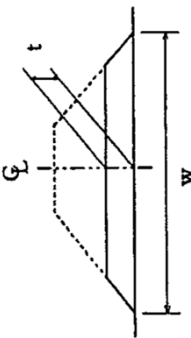
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
45	共通	樋門・樋管工	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工 閘門工 土砂吐工	基準高 ∇	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。	
				厚さ t	-20		
				幅 w	-30		
				高さ h	±30		
				延長 L	-50		
46			堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ∇	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造物の寸法表示箇所にて測定。	
				厚さ t	-20		
				幅 w	-30		
				高さ h	±30		
				堰長 L	-50		
					-100		
47			魚道本体工	基準高 ∇	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 また、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による。	
				厚さ t_1, t_2	-20		
				幅 w	-30		
				高さ h_1, h_2	-30		
				延長 L	-200		

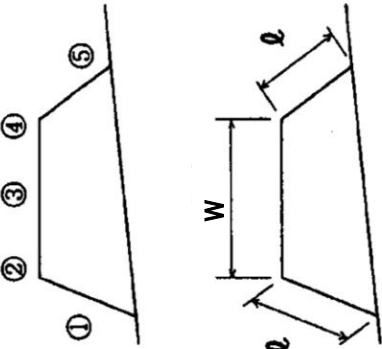
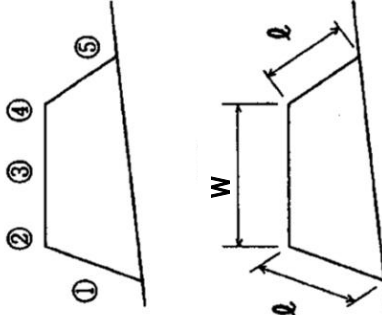
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
48	共通	堰・機場工	機場本体工 吐出水槽工 本体工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。	
				厚 さ t	-20		
				幅 w	-30		
				高 さ h1, h2	±30		
				延 長 L	-50		
49	共通	機場本体工 燃料貯油槽工		基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。	
				厚 さ t	-20		
				幅 w	-30		
				高 さ h	±30		
				延 長 L	-50		

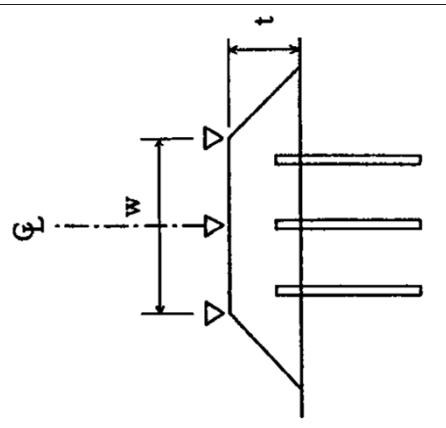
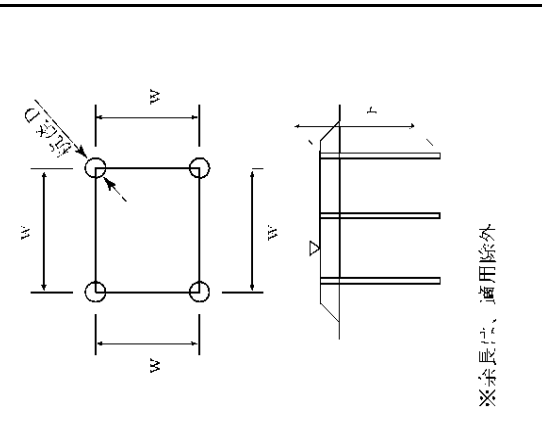
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
50	共 通	地盤改良工	路床安定処理工	基準高 ▽	±50	施工延長40m毎に1カ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長lを 確認 (実測は不要)	
				施工厚さ (t)	-50		
				幅 (w)	-100		
				延 長 (L)	-200		
51			置換工	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	
				施工厚さ (t)	-50		
				幅 (w)	-100		
				延 長 (L)	-200		
52			サンドマット工	施工厚さ (t)	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。	
				幅 (w)	-100		
				延 長 (L)	-200		

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
53	共通	地盤改良工	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 W, (L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。	
				法 長 (L)	-500		
				天端幅 (W)	-300		
				天端延長 (L)	-500		
			表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 W, (L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。 ICT施工の場合 「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)	
				法 長 (L)	-500		
				天端幅 (W)	-300		
				天端延長 (L)	-500		

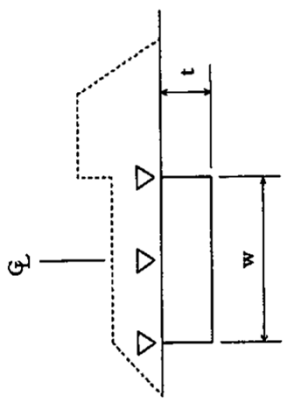
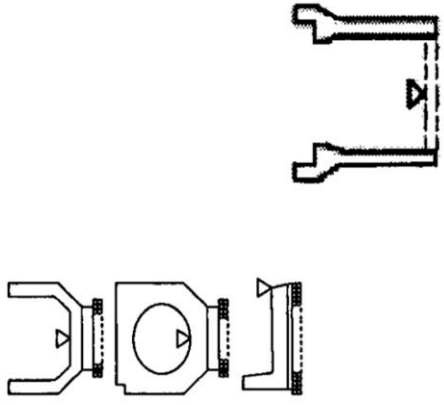
出来形管理基準及び規格値 共通

工事 番号	工 種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
54	地盤改良工	パイルネット工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 厚さは中心線及び両端で掘起こし測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	
			厚 さ (t)	-50		
			幅 (W)	-100		
			延 長 (L)	-200		
55		バーチャルドレーン (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 (W)	±100	100本に1箇所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 ペーパードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
			杭 径 (D)	設計値以上		
			打込長さ h	設計値以上		
		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	-	サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	※糸長は、適用除外

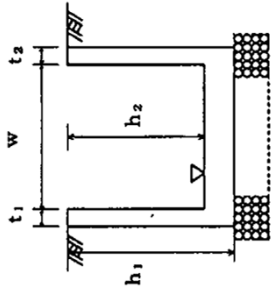
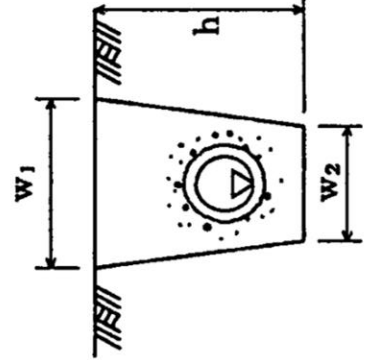
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
56	地盤改良工	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ▽	基準高	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。	
				位置・間隔 (W)	D/4以内		
				杭 径 (D)	設計値以上	全本数	
				深 度 (L)	設計値以上	L=01-02 01は改良体先端深度 02は改良体天端深度	
		固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合	基準高 ▽	基準高	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	
				位 置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)	
			杭 径 (D)	杭 径	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)	
				改良長 (L)	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)	

出来形管理基準及び規格値 共通

工事番号	工事種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
56-2	地盤改良工	固結工 (中層混合処理)	基準高 ▽	設計値以上	1,000m³～4,000m³につき1ヶ所、又は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所 1,000m³以下、又は施工延長40m (50m) 以下のものは1 施工箇所に つき 2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案) による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 l を確認(実測は不要)	
			施工厚さ(t)	設計値以上		
			幅 (w)	設計値以上		
			延長 L	設計値以上		
57	水路工	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所に つき 2カ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
			延長 L	-200		

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
58	共 通	水 路 工	側溝工 (場所打水路工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1施工箇所毎。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	
				厚 さ t1, t2	-20		
				幅 W	-30		
				高 さ h1, h2	-30		
				延 長 L	-200		
59			側溝工 (暗渠工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 「3次元計測技術を用いた出来形計測要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1施工箇所毎。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形計測要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	
				幅 W1, W2	-50		
				深 さ h	-30		
				延 長 L	-200		

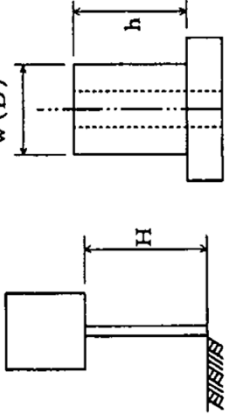
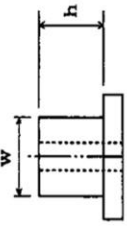
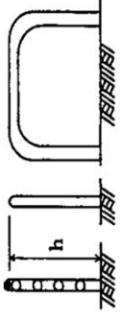
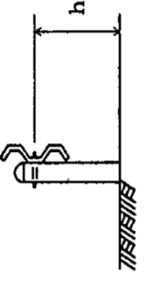
出来形管理基準及び規格値 共通

工事 番号	工 種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
60	共 通	山腹明暗渠工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
			厚 さ t1, t2	-20		
			幅 w	-30		
			幅 W1, W2	-50		
			高 さ h1, h2	-30		
			深 さ h3	-30		
			延 長 L	-200		
61	水 路 工	現場打ちコンクリート水路工	基準高 ▽	±30	基準高、厚さ、幅、高さについては施工延長1スパンにつき1ヶ所の割合で測定する。 中心線のズレ（直線部）については施工延長おおむね50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ（曲線部）については1スパンにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未满是2ヶ所測定する。 ※スパン長の標準を9mとした場合。	
			厚 さ t1～t5	-20		
			幅 W1～W2	-25		
			高 さ h	-25		
			中心線のズレ(e)	指定したとき 直線部 ± 50 曲線部 ±100		
			延長 L	-150		
			スパン長	-0.1%		
			(L)	直線部 ±20 曲線部 ±30		

出来形管理基準及び規格値 共通

工事 番号	工事 種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
62	共 通	二次製品水路工 (L型、大型水路)	基準高 ▽	±30	基準高、中心線のズレ（直線部）については施工延長50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 なお、曲線部については10mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未満は2ヶ所測定する。 厚さ、幅については施工延長50mにつき1ヶ所の割合で測定。 —施工単位2ヶ所以上測定。 ※幅、厚さはL型水路のみ測定する。	
			厚 さ t	-20		
			幅 W	-25		
			中心線のズレ (e)	指定したとき 直線部 ±50 曲線部 ±100		
			延長 L	-150 -0.1%		
63	水路工	土水路工	基準高 ▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
			幅 W	-75		
			高 さ H	-75		
			延長 L	-400 -0.2%		
64		河川護岸工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
			幅 W	-40		
			高 さ H	-40		
			延長 L	-150		

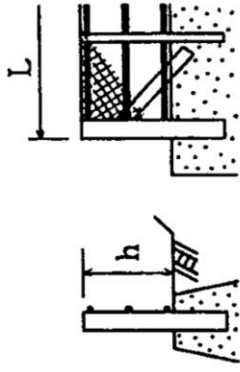
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
65	共通	道路付属物工	縁石工 (縁石、アスカーブ)	延長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	
66			小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基 基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
67		道路付属物工	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト) (防護柵工)	幅 W 高さ h 根入 長	-30 -30 設計値以上	単独基礎10基につき1基 10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 
68			路側防護柵工 (ガードレール)	幅 W 高さ h ビーム取付高 H	-30 -30 +30 -20	1ヶ所／施工延長40m 以下のものは、2ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 

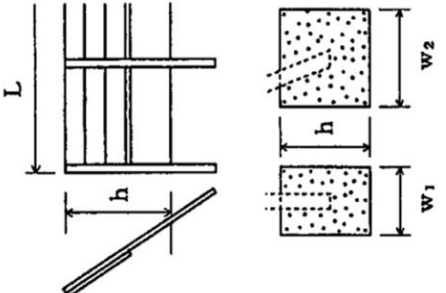
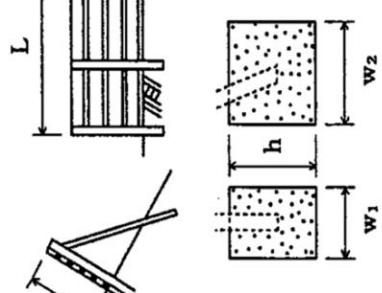
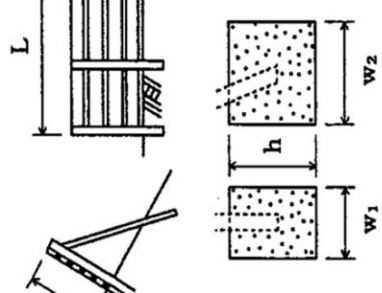
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
69	共通		路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅	-30	1ヶ所／1基礎毎 ※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いる ことができる。	
				高さ h	-30		
				延長 L	-100		
70		道路付属物工	区画線工	ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いる ことができる。	
				厚さ t (溶触式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所ステスポースにより測定。	
				幅 W	設計値以上		
71			道路付属物 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いる ことができる。	

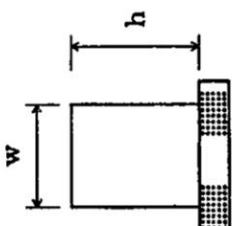
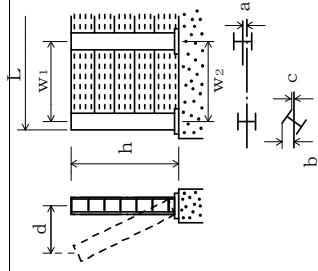
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
72	共通	道路附属物工	落石防止網工	幅 W	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	1. ワイヤロープの折返し長さは1.0m以上（継手の場合も同じ） 2. 控長 縦ロープ 設計値 ±2.0m以上 平均値 設計値以上 横ロープ 設計値 ±1.0m以上 平均値 設計値以上 3. 網の重ね幅 (イ) 覆式及びミニボケット式は20cmとする。 但し局部的な凹凸場所は10cmまでとする。 (ロ) ボケット式 20cm以上 4. 岩用ロープボルトを押し、くさびを完全に打込みモルタルを注入する。 5. アンカーの頭部は10cm以上地上に出ないこと。
				延長 L	-200		
73			落石防護柵工	高さ (h)	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
				延長 (L)	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	

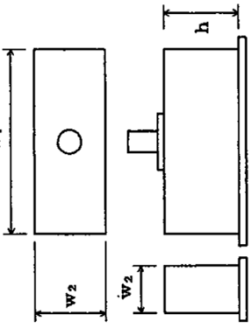
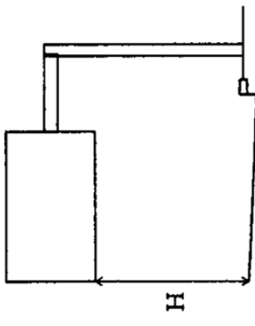
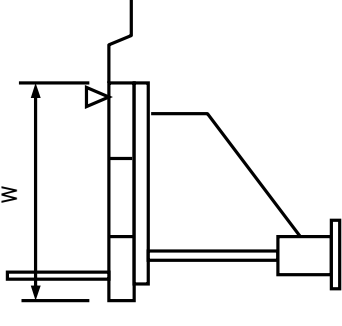
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
74	共通	道路付属物工	防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
75			雪崩予防柵工	延 長 L	-200	1施工箇所毎	
				幅 W1, W2	-30	基礎1基毎	
				高 さ h	-30		
				打込み 1	-10%	全数	
				埋込み 1	-5%		
75				高 さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	

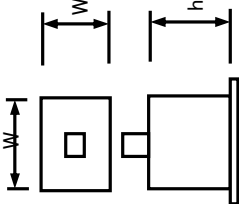
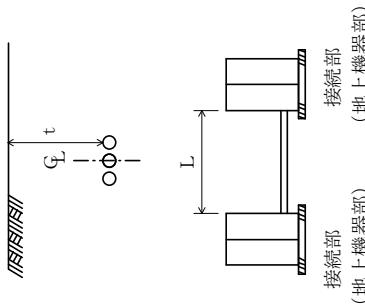
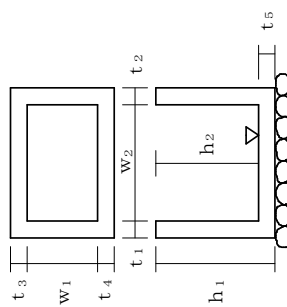
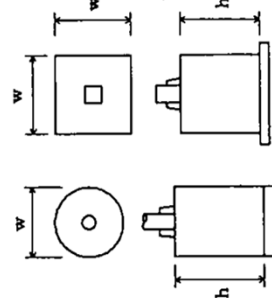
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
76	共通	道路附属物工	遮音壁基礎工	幅 W	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				高さ h	-30		
				延長 L	-200	1施工箇所毎。	
77			遮音壁本体工	間隔 w1, w2	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所	
				支柱 ずれ a	10		
				ねじれ b - c	5		
				倒れ d	$h \times 0.5\%$		
				高さ h	+30, -20		
				延長 L	-200	1施工箇所毎。	
78			排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
				延長 (L)	-200	1施工箇所毎 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	

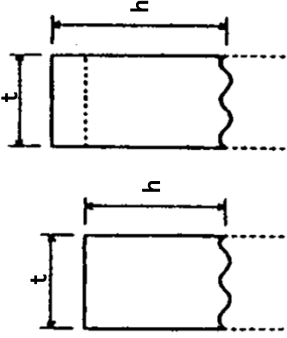
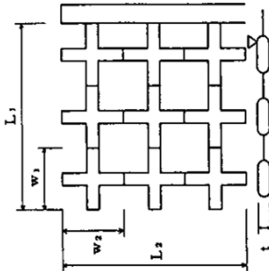
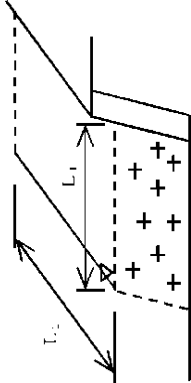
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
79	共通	道路附属物工	大型標識工 (標識基礎工)	幅 W1, W2	-30	基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いる ことができる。	
				高さ h	-30		
80			大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いる ことができる。	
81		組立歩道工		基準高 ▽	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のもの は、1施工箇所につき2カ所。	
				幅 W	-30		
				延長 L	-200		

出来形管理基準及び規格値 共通

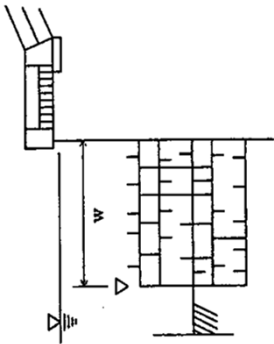
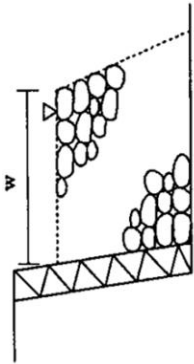
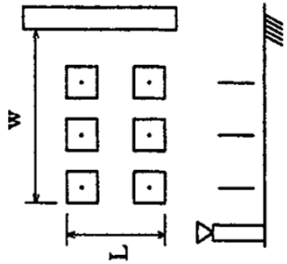
番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
82	共通	道路附属物工	組立歩道工 (支柱基礎工)	幅 W	-30	1ヶ所／1施工箇所	
				高さ h	-30		
83		ケーブル配管工	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所	
				延長 L	-200	接続部間毎で全数	
				ハンドホール部		1ヶ所毎	
				基準高 ▽	±30		
				※厚さ t1～t5	-20		
				※幅 w1, w2	-30		
				※高さ h1, h2	-30		
				※印は、現場打ちのある場合			
84		照明工 (照明柱基礎工)	照明工 (照明柱基礎工)	幅 W	-30	1ヶ所／1施工箇所	
				高さ h	-30		

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
85	共通	水路附属物工	排水構造物修繕工	高さ t	-20	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 取崩し寸法又は嵩上げ寸法が変化すれば、変化点毎に測定。	
				高さ h	-30		
				延長 L	-200		
				嵩上			
86	共通		根固めブロック工 ブロック床版工	基準高 ▽	±100	施工延長40m（側点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
				厚さ t	-20		
				幅 W1, W2	-20		
				延長 L1, L2	-200		
				乱積	±t/2	施工延長40m（側点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
				延長 L1, L2	-t/2		

tは根固めブロックの高さ

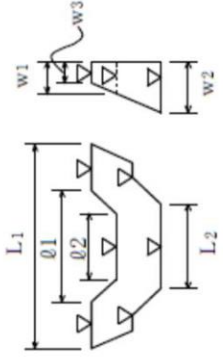
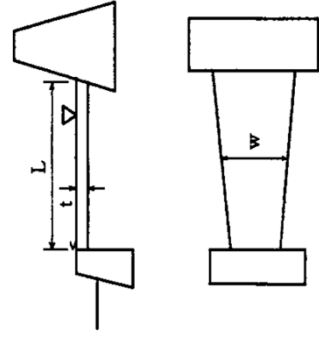
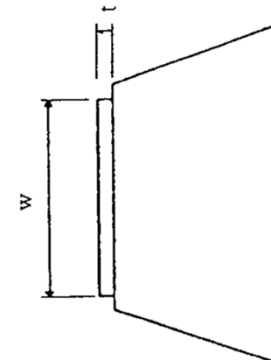
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
87	共 通	水 路 付 属 物 工	沈床工	基準高 ▽	±150	1組毎	
				幅 W	±300		
				延長 L	-200		
88			捨石工	基準高 ▽	-100	施工延長40m（側点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
				幅 W	-100		
				延長 L	-200		
89			杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎	
				幅 W	±300		
				方 向	±7°		
				延長 L	-200		

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
90	共通	水路附属物工	集水桝工	基準高 ▽ ※厚 さ t1~t5 ※幅 W1, W2 ※高 さ h1, h2	±30 -20 -30 -30	1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
91			沈砂池工 (コンクリート床版工)	基準高 ▽ 厚 さ t 幅 W 高 さ h 延 長 L	±30 -20 -30 ±30 -50	図面の表示箇所で測定	

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
92	共 通	水 路 付 属 物 工	床固め本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定	
				天端幅 W1, W3	-30		
				堤 幅 W2	-30		
				堤 長 L1, L2	-100		
				水通し幅 11, 12	±50		
93		水叩工		基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所 で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	
				厚 さ t	-30		
				幅 W	-100		
				延 長 L	-100		
94	砂 利 舗 装 工	天端敷砂利工 天端補修工		厚 さ t	-25	幅は、施工延長40m（測点間隔25m場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。	
				t	-50		
				幅 (W)	-100		

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工 種	種 別	測定項目	規格値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 測定値の平均			
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
95	共 通	舗 装 工	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

出来形管理基準及び規格値 共通

番 号	工 事	工 種	種 別	測定項目	規格値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値 (X)			10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均		
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
95	共 通	舗 装 工	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。
				厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工 種	種 別	測定項目	規格値 (mm)						測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値(X)				10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均			
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
96	共通	舗装工	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10			幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
			アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)	*面管理の場合は測定値の平均			
97	共通	舗装工	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 安定セメント (石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。とともに10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
				幅	-50	-	-	-		
			アスファルト舗装工 (上層路盤工) 安定セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。とともに10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工 種	種 別	測定項目	規格値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)	*面管理の場合は測定値の平均			
98	共通	舗装工	アスファルト舗装工 加熱アスファルト安定 処理工	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
				幅	-50	-	-	-		
			アスファルト舗装工 加熱アスファルト安定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工 事	工 種	種 別	測定項目	規格値 (mm)					測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 測定値の平均				
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
99	共 通	舗 装 工	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
				幅	-25						—
			アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。	

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所
					10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均					
					個々の測定値(X)		中規模 以上	小規模 以下		
100	共通	舗装工	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
				幅	-25		—			
				平坦性	3mプロファイル (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下					
			アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
				平坦性	—		3mプロファイル (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			

出来形管理基準及び規格値 共通

番 号	工 事	工 種	種 別	測定項目	規格値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 測定値の平均			
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
100 -2	共 通	舗 装 工	橋面防水工 (シート系 床版防水層)	シー ト の 重 ね 幅	-20～+50				標準重ね幅100mmに対し、1 施工箇所毎に 目視と測定により 全面を確認。	
101	共 通	舗 装 工	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高	±40	±50	－		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道 路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅 は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただ し、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で測定す ることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合 は、同要領に規定する計測精度・管理密度を 満たす計測方法により出来形管理を実施する ことができる。	中規模とは、1層当たりの施工面積が 2000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければならない とともに10個の測定値の平均値 (X10) につ いて満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場 合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損 傷を与える恐れのある場合は、他の方法に よることが出来る。
				厚 さ	-45		-15			
				幅	-50		－			
			コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形計測要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場 合、その他基準に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての 点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高 値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、 直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値 ＋設計厚さから求める高さとの差とする。こ の場合、基準高の評価は省略する。	中規模とは、1層当たりの施工面積が 2000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2000㎡未満。
			厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値 共通

番 号	工 事	工 種	種 別	測定項目	規格値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
102	共 通	舗 装 工	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取につき橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。	
				幅	-50	-				
			コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2000㎡未満。	

出来形管理基準及び規格値 共通

番 号	工 事	工 種	種 別	測定項目	規格値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 測定値の平均			
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
103	共 通	舗 装 工	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
				幅	-50		-			
			コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形計測要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2000㎡未満。

出来形管理基準及び規格値 共通

番 号	工 事	工 種	種 別	測定項目	規格値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 測定値の平均			
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
104	共 通	舗 装 工	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
				幅	-25		-			
			コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2000㎡未満。

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
105	共通	舗装工	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	-10	-3.5		厚さは各車線の中心付近で型据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
				目地段差	±2			目地段差は、隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工 種	種 別	測定項目	規格値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
105	共通	舗装工	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-22	-3.5	コンクリートの 硬化後 3mプロファイル メーターにより 機械舗設の場合 (σ) 2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm以下	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
				平坦性	—					
				目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	
106			コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1 mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80 m以下の間隔で測定することができる。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
				幅	-35	—		転圧コンクリートの硬化後、3 mプロファイルメーターにより(σ) 2.4mm以下		
				平 坦 性	—					
				目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測定項目	規格値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 測定値の平均			
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
106	共 通	舗 装 工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
				平坦性	—					
				目地段差			±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	

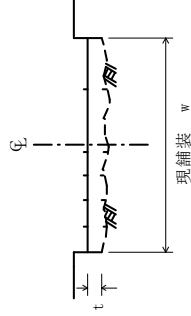
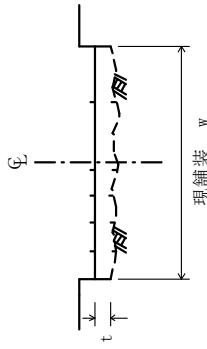
出来形管理基準及び規格値 共通

番 号	工 事	工 種	種 別	測定項目	規格値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 測定値の平均			
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
107	共 通	舗 装 工	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高 ▽	±50	－		基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模工事とは、施工面積が2000㎡以上、小規模工事とは、施工面積が2000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均(X10)についても満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
				厚 さ	t<15cm t≥15cm	-30 -45	-10 -15			
				幅	-100	－				
108		歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工		厚 さ	-9	-3		幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200 m 毎に1ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
				幅	-25	－				

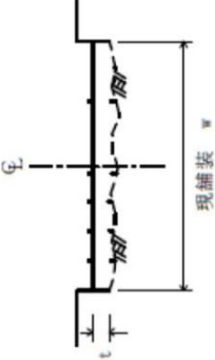
出来形管理基準及び規格値 共通

番 号	工 事	工 種	種 別	測定項目	規格値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 測定値の平均			
109	共 通	舗 装 工	歩道舗装修繕工 (歩道路盤工) (取合舗装路盤工) (路肩舗装路盤工)	基準高 ▽	±50			—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。	工事規模の考え方 中規模工事とは、施工面積が2000㎡以上、小規模工事とは、施工面積が2000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均 (X10) についても満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
				厚 さ	t < 15cm	-30		-10		
					t ≥ 15cm	-45		-15		
				幅	-100		—			
110			歩道舗装修繕工 (歩道舗装工) (取合舗装工) (路肩舗装工) (表層工)	厚 さ	-9			-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200 m 毎に1ヶ所コーナーを採取して測定。	
				幅	-25			—		

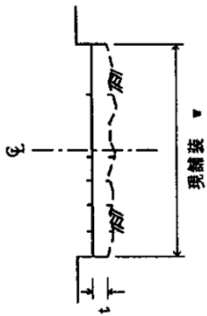
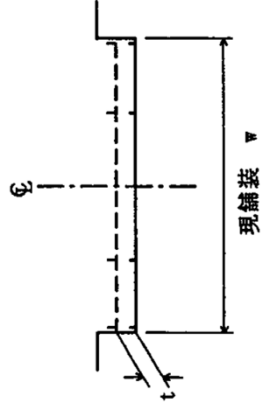
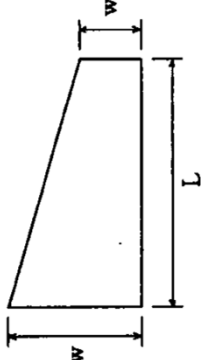
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測定項目	規格値(mm)		測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)		
111	共 通	舗 装 工	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚 さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
				厚 さ t (オーバーレイ)	-9			
				幅 W	-25			
				延 長 L	-100			
				平 坦 性	—	3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下		
			切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚 さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。	
				厚 さ t (オーバーレイ)	-9			
				幅 W	-25			
				延 長 L	-100			
				平 坦 性	—	3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下		

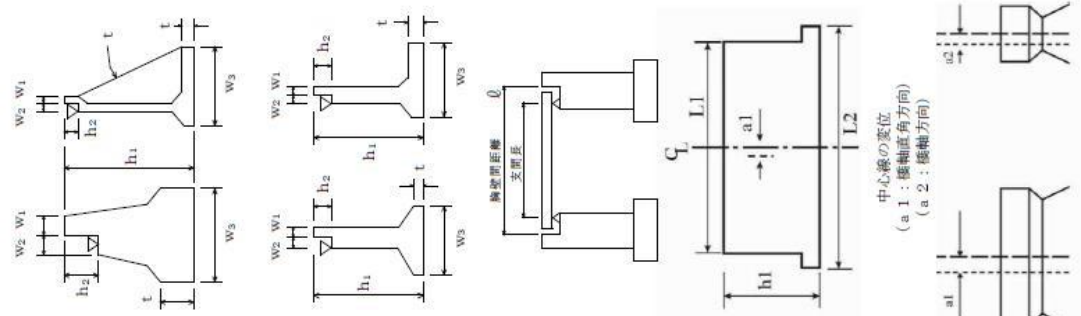
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)		測定基準	測定箇所
					個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)		
112	共通	舗装工	オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
				幅 W	-25			
				延長 L	-100			
				平坦性		3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下		
			オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。	
				平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下		

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測定項目	規格値(mm)		測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)		
113	共 通	舗 装 工	路上再生工	厚 さ t	-30		幅は、施工延長80mに1カ所の割で測定、延長80m以下のは、1施工箇所につき2カ所。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。	
				幅 W	-50			
				延 長 L	-100			
114			路面切削工				厚さは40m 毎に現舗装高さ切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2 ケ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
				厚 さ t	-7	-2		
				幅 W	-25	—		
115			路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m 未満の場合は、2 箇所／施工箇所とする。	
				幅 W	-25	—		
115			舗装打換え工	幅 W	-50		各層毎1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
				延 長 L	-100			
				厚 さ t	該当工種			
115			舗 設 工	幅 W	-25			
				延 長 L	-100			
				厚 さ t	該当工種			

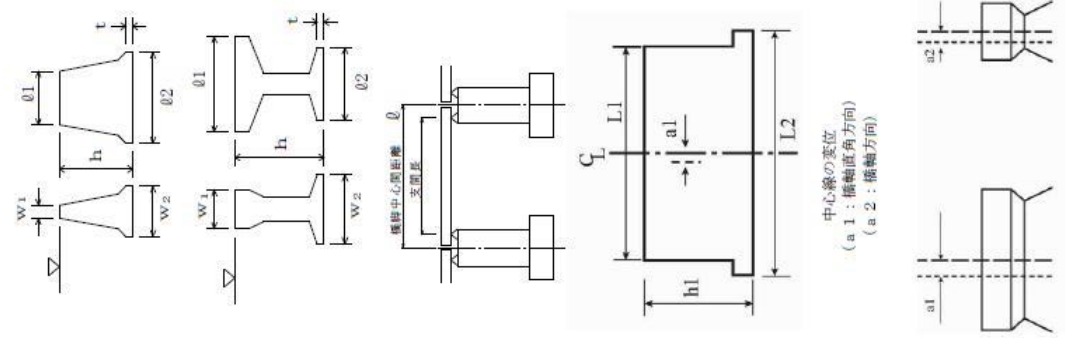
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
116	共通	橋梁下部	橋台躯体工	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・管理密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
				厚さ (t)	-20		
				天端幅 (w1) (橋軸方向)	-10		
				天端幅 (w2) (橋軸方向)	-10		
				敷幅 (w3) (橋軸方向)	-50		
				高さ (h1)	-50		
				胸壁の高さ (h2)	-30		
				天端長 (l1)	-50		
				敷長 (l2)	-50		
				胸壁間距離 (l)	±30		
				支間長及び中心線の変位	±50		

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
			橋台躯体工	支 承 部 アンカーボルトの箱抜き規格値		支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	平面位置 断面図
				計画高	+10～-20		
				平面位置	±20		
				アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下		

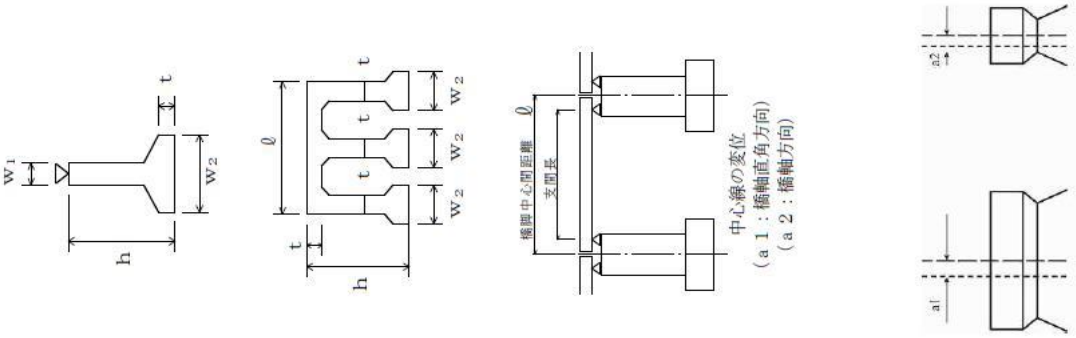
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
117	共通	橋梁下部工	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・管理密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
				厚さ (t)	-20		
				天端幅 (橋軸方向) (w1)	-20		
				敷幅 (橋軸方向) (w2)	-50		
				高さ (h1)	-50		
				天端長 (11)	-50		
				敷長 (12)	-50		
				橋脚中心間距離 (1)	±30		
				支間長及び中心線の変位	±50		

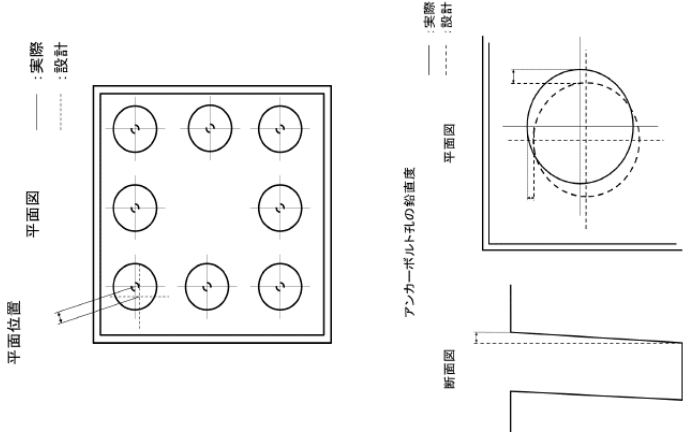
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
			橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	支 承 部 アンカーボルトの箱抜き規格値		支 承 部 アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	
				計画高	+10～-20		
				平面位置	±20		
				アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下		

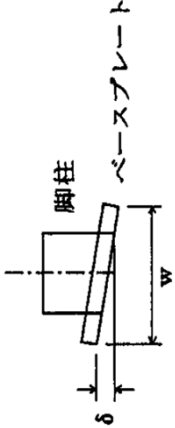
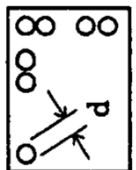
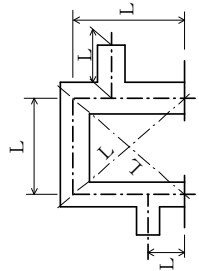
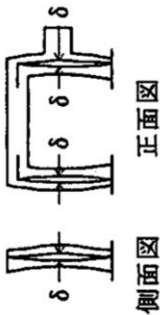
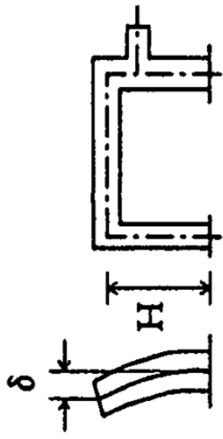
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
118	共通	橋梁下部工	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・管理密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
				厚さ (t)	-20		
				天端幅 (w1)	-20		
				敷幅 (w2)	-20		
				高さ (h)	-50		
				長さ (l)	-20		
				橋脚中心間距離 (l)	±30		
				支間長及び中心線の変位	±50		

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
			橋脚躯体工 (ラーメン式)	支 承 部 アンカーボルトの 箱 抜 き 規 格 値		支 承 部 アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きを中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	
				計画高	+10～-20		
				平面位置	±20		
				アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下		

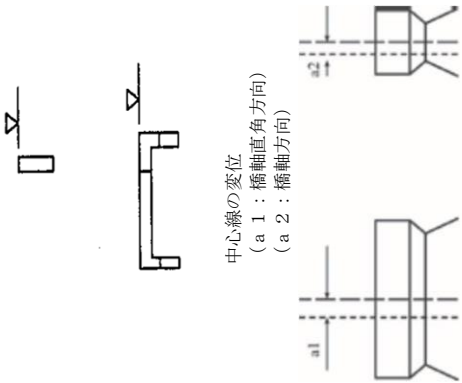
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
119	共通	橋梁下部工	鋼製橋脚製作工	橋脚柱とベースプレートとの鉛直度 δ (mm)	W/500	各橋脚柱、ベースプレートを測定。	
				部材			
				ベースプレート		全数を測定。	
				孔の位置	±2		
				孔の径 d	0～5	全数を測定。	
				柱の中心間隔、対角長 L (m)	±5 ... L ≤ 10m ±10 ... 10 < L ≤ 20m ± (10 + (L - 20) / 10) ... 20 < L	両端部及びび片持ばり部を測定。	
			仮組立時	はりのキャンバー及び柱の曲がり δ (mm)	L/1000	各主構の各格点を測定。	
				柱の鉛直度 δ (mm)	10 ... H ≤ 10 H/1000 ... H > 10	各柱及びび片持ばり部を測定。 H : 高さ (m)	

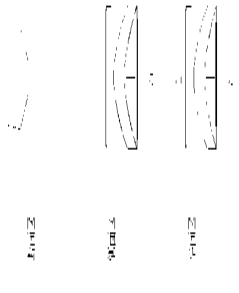
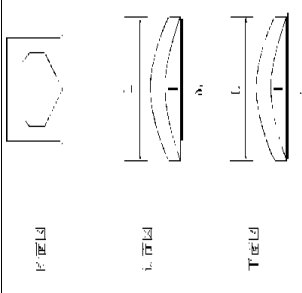
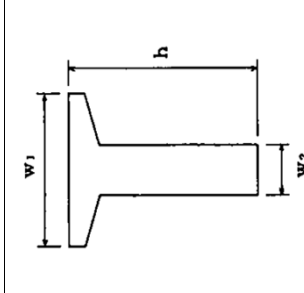
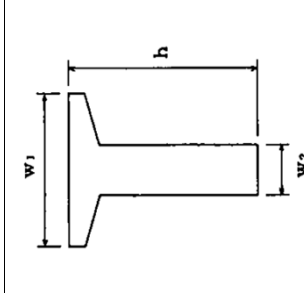
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
120	共 通	橋 梁 下 部 工	鋼製橋脚フーチング工 (I 型・T 型)	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。	
				幅 W (橋軸方向)	-50		
				高 さ h	-50		
				長 さ l	-50		
121			鋼製橋脚フーチング工 (門型)	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。	
				幅 W1, W2	-50		
				高 さ h	-50		
122			鋼製橋脚架設工 (I 型・T 型)	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。	
				橋脚中心間距離 (l)	±30		
				支間長及び中心線の変位	±50		

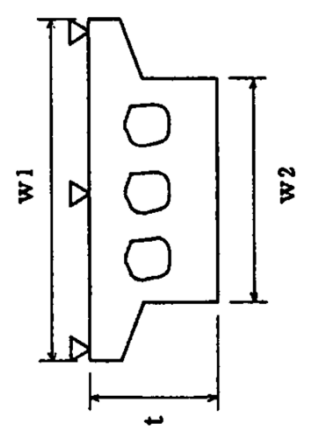
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
123	共 通	橋 梁 下 部 工	鋼製橋脚架設工 (門型)	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。	 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)
				橋脚中心間距離 (1)	±30		
				支間長及び中心線の変位	±50		
124	共 通		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。	
				高 さ	±4		

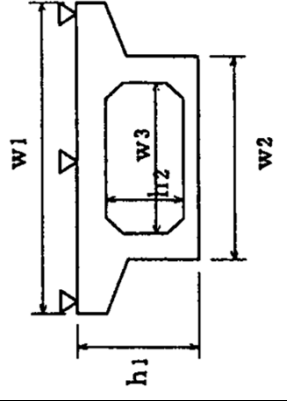
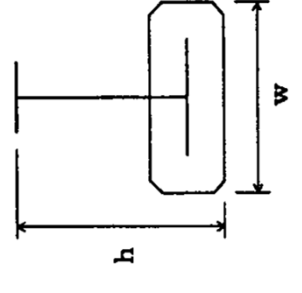
出来形管理基準及び規格値 共通

工事 番号	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
125	コン ク リ ー ト 橋 上 部 工	プレテンション桁製作 (購入工) (けた橋)	桁 長 L (m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	
			断面の外形寸法	± 5		
			橋桁のそり $\delta 1$	± 8		
			横方向の曲がり $\delta 2$	± 10		
126		プレテンション桁製作 (購入工) (スラブ橋)	桁 長 L (m)	± 10	桁全数について測定。橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	
			L ≤ 10 m	± 10		
			L > 10m	$\pm L/1000$		
			断面の外形寸法	± 5		
			橋桁のそり $\delta 1$	± 8		
127		ポストテンション桁製作工	横方向の曲がり $\delta 2$	± 10	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	
			幅 (上) W1	+10 -5		
			幅 (下) W2	± 5		
			高 さ h	+10 -5		
			桁 長	$1 < 15 \dots \pm 10$		
			支間長 1	$1 \geq 15 \dots \pm (1-5)$ かつ -30mm以内		
			横方向最大タワミ	0.8l	1 : 支間長 (m)	
					注) 新設のコンクリート構造物 (橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート (工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)) の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する	

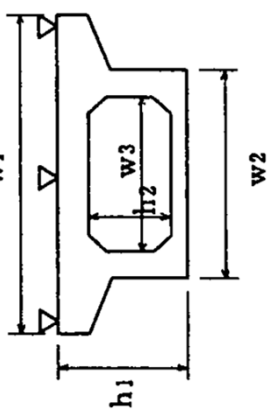
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
128	共 通	コンクリート橋上部工	プレキヤストセグメント桁製作 (購入工)	桁 長 L	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、一般図の寸法表示箇所所で測定。	
				断面の外形寸法 (mm)	—		
129			プレキヤストセグメント主桁組立工	桁 長 支間長 1	$1 < 15 \cdots \pm 10$ $1 \geq 15 \cdots \pm (1-5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレング後測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 1：支間長 (m)	
				横方向最大タワミ	0.81		
130			PCホロースラブ製作工	基準高 ▽	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所 (支点付近) で、1ヶ所当たり両端と中央の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 1：桁長 (m) ※鉄筋の出来形管理基準については、橋梁上部工 床版工を適用する。	
				厚 さ t	$-10 \sim +20$		
				幅 W1, W2	$-5 \sim +30$		
				桁 長 1	$1 < 15 \cdots \pm 10$ $1 \geq 15 \cdots \pm (1-5)$ かつ -30mm 以内		

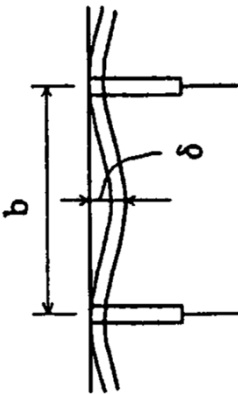
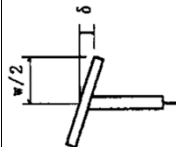
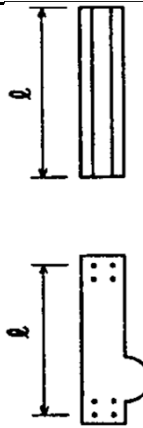
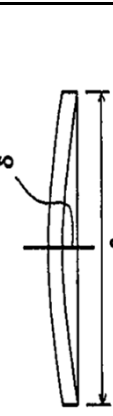
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
131	共通	コンクリート橋上部工	PC箱桁製作工	基準高 ▽ 幅 (上) W1 幅 (下) W2 内空幅 W3 高さ h1 内空高さ h2 桁長 1	±20 -5～+30 -5～+30 ±5 +10 -5 +10 -5 1<15…±10 1≥15…±(1-5) かつ -30mm以内	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 1：桁長（m） ※鉄筋の出来形管理基準については、橋梁上部工 床版工を適用する。 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びひかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する	
132			プレベーム桁製作工 (現場)	幅 W 高さ h 桁長 1(m) スパン長 横方向最大ワミ	±5 +10 -5 1<15…±10 1≥15…±(1-5) かつ -30mm以内 0.8l	桁全数について測定。 横方向ワミの測定は、プレストレストング後測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 1：スパン長	

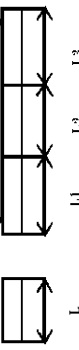
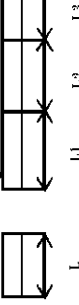
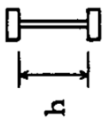
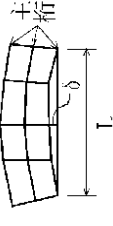
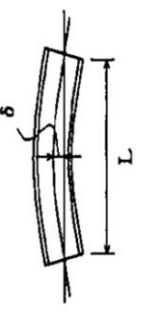
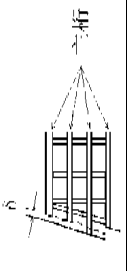
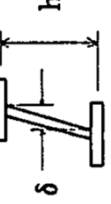
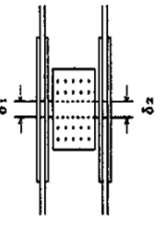
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
133	共 通	コ ン ク リ ー ト 橋 上 部 工	P C押出し箱桁製作工	幅 (上) W1	-5～+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 1：桁長 ※鉄筋の出来形管理基準については、橋梁上部工 床版工を適用する。 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する	
				幅 (下) W2	-5～+30		
				内空幅 W3	±5		
				高 さ h1	+10 -5		
				内空高さ h2	+10 -5		
				桁 長 1	$1 < 15 \dots \pm 10$ $1 \geq 15 \dots \pm (1-5)$ かつ -30mm以内		
134			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設支保工（固定）（移動） 架設桁架設（片持架設）（押出し架設）	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。	
				けたの中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。	
				そ り	—	主桁を全数測定。	

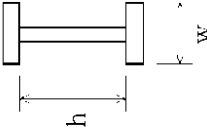
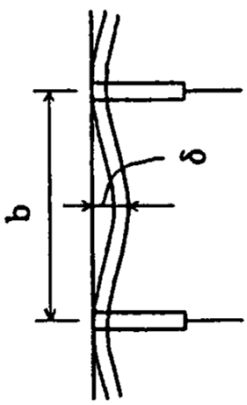
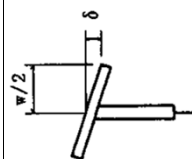
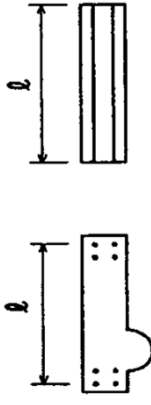
出来形管理基準及び規格値 共通

工事 番号	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
135	鋼 橋 梁 上 部 工	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション仮 組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b (m)	±2..... $w \leq 0.5$ ±3..... $0.5 < w \leq 1.0$ ±4..... $1.0 < w \leq 2.0$ ± (3 + $w/2$) $2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験 成績表に替えることができる。	I 型鋼桁 トラス弦材
			部 材 精 度		主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
			板の平面度 δ (mm)	$h/250$ $b/150$		
			フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定	
			部材長 1 (m)	±3..... $1 \leq 10$ ±4..... $1 > 10$ ±2..... $1 \leq 10$ ±3..... $1 > 10$		
			圧縮部材の曲がり δ (mm)	1/1000	主要部材全数を測定	
			※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値とする。 h , b , w に代入する数値は mm 単位の数値とする。			

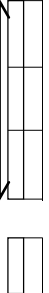
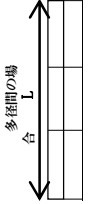
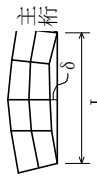
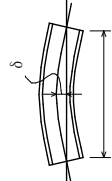
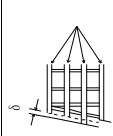
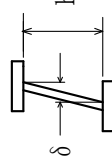
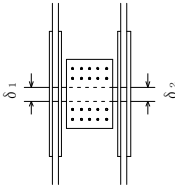
出来形管理基準及び規格値 共通

工事番号	工事種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
136	鋼橋梁上部工	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	± (10+L/10) ± (10+L _n /10)	各桁毎に全数測定	 
			主桁、主構の中心間距離 B (m)	± 4..... B ≤ 2 ± (3+B/2)..... B > 2	各支点及び支間中央付近を測定。	
			主構の組立高さ h (m)	± 5..... h ≤ 5 ± (2.5+h/2)..... h > 5	両端部及び中心部を測定。	
			主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5..... L ≤ 100 25 L > 100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)	
			主桁、主構のそり δ (mm)	-5~-+5..... L ≤ 20 -5~-+10..... 20 < L ≤ 40 -5~-+15..... 40 < L ≤ 80 -5~-+25..... 80 < L ≤ 200	各主桁について10~12m間隔を測定。 L: 主桁の支間長 (m)	
			主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。	
			主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各種桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	
			現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 (δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの) なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)	
			仮組立精度			
			※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。			

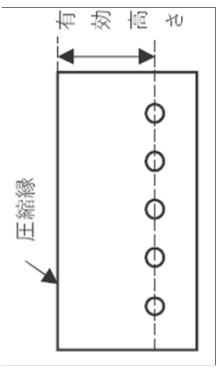
出来形管理基準及び規格値 共通

工 事	工 種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
137	鋼 橋 梁 上 部 工	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m)	主桁・主構	 I 型鋼桁
				腹板高 h (m)	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定	
				フランジ等の部材の腹板	床組など	
				箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	主桁	
			フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	 
			部 材 長 l (m)	$\pm 3 \dots\dots 1 \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots 1 > 10$	主要部材全数を測定	
			※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ 」の規格値の h , b , w に代入する数値は mm 単位の数値とする。			

出来形管理基準及び規格値 共通

工事番号	工事種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
138	鋼橋梁上部工	架設工(鋼橋) (クレーン架設) (クレーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長 L (m) 支間長 L_n (m)	$\pm (20 + L/5)$ $\pm (20 + L_n/5)$	各桁毎に全数測定。	単桁間の場合  多桁間の場合 
			通り δ (mm)	$\pm (10 + 2L/5)$	L : 主桁・主構の支間長 (m)	
			そり δ (mm)	$\pm (25 + L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L : 主桁・主構の支間長 (m)	
			※主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots \dots B \leq 2$ $\pm (3 + B/2) \dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。	
			※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。	
			※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3 + h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h : 主桁・主構の高さ (mm)	
			※現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)	
			※は仮組立検査を実施しない工事に適用。			
			※規格値の L, B に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。			

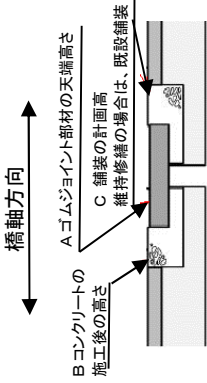
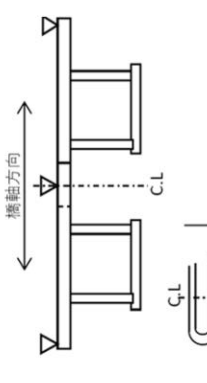
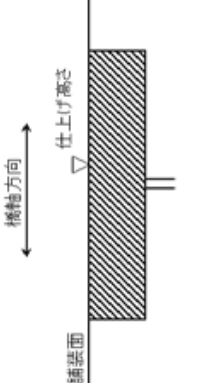
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
139	共通	鋼橋梁上部工	現場継手工	現場継手部のすき間 δ 1, δ 2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合	
140			橋梁現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 C. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	
141			床版工 床版・横組工	基準高 ▽ 厚さ t 幅 w	±20 -10～+20 0～+30	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）	
				鉄筋の有効高さ 鉄筋のがぶり	±10 設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。	
				鉄筋間隔	±20 ±10 (有効高さがマイナスの場合)	1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。	

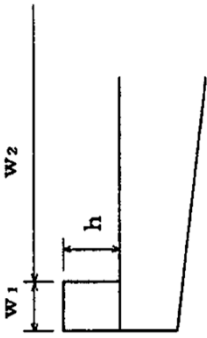
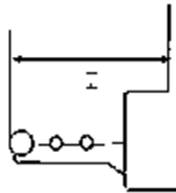
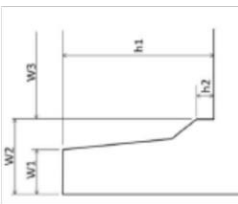
出来形管理基準及び規格値 共通

番 号	工 事	工 種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
142	共 通	橋 梁 上 部 工	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔(m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。	
				可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上		
				支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5		
					± (4+0.5×(B-2))		
				橋軸方向	1/100		
				橋軸直角方向	1/100		
143	共 通	橋 梁 上 部 工	支承工 (ゴム支承)	可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔(m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面、及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。	
				可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上		
				据付け高さ 注1)	±5		
				可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上		
				支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5		
					± (4+0.5×(B-2))		
	共 通	橋 梁 上 部 工	支承工 (ゴム支承)	橋軸方向	1/300以下、	支承全数を測定。 B：支承中心間隔(m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面、及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。	
				橋軸直角方向	5		
				可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5		
				可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上		

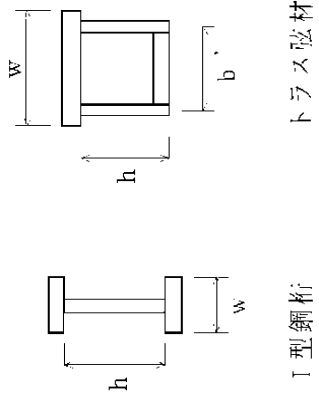
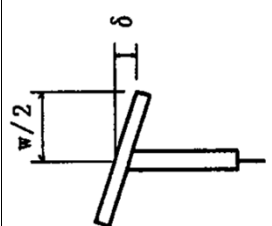
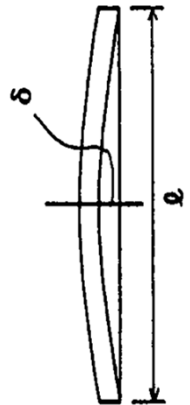
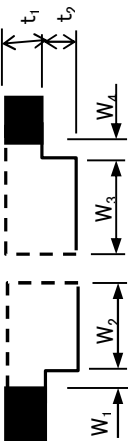
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
144	共通	橋梁付属物工	橋梁付属物工 (伸縮装置) ゴムジョイント	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。	
				表面の凹凸	3		
				仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2		
145	共通	橋梁付属物工	(鋼製フィンガージョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。	据付け高：「A」と「A」の設計値との差分 仕上げ高：後打ちコンがある場合「A」と「B」の差分、 後打ちコンがない場合「A」と「C」の差分 
				高さ	3		
				表面の凹凸	3		
				歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2		
				歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2		
				歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5		
				仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2		
			伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	
				仕上げ高さ	舗装面に対し 0～+3		

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
146	共通	橋梁付属物工	橋梁付属物工 (地覆工)	地覆の幅 w1	-10～+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	
				地覆の高さ h	-10～+20		
				有効幅員 w2	+30～0		
147	共通	橋梁付属物工	(橋梁用防護柵工) (橋梁用高欄工)	天端幅 w1	-5～+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	 
				地覆の幅 w2	-10～+20		
				高さ h1	-20～+30		
				高さ h2	-10～+20		
				有効幅員 w3	0～+30		
148	共通	橋梁付属物工	踏掛版工 (コンクリート工)	基準高 ▽	±20	1ヶ所／1踏掛版	
				各部の厚さ	±20	1ヶ所／1踏掛版	
				各部の長さ	±30	1ヶ所／1踏掛版	
				各部の長さ	±20	全数	
			(ラバーシュー)	厚さ	—		
				中心のずれ	±20	全数	
			(アンカーボルト)	アンカー長	±20	全数	

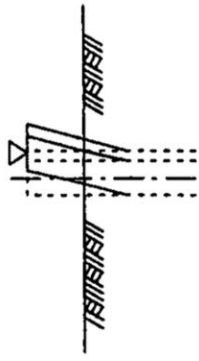
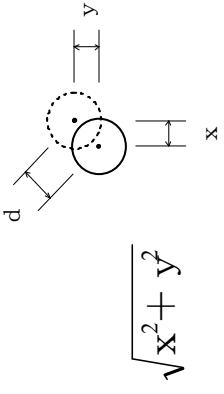
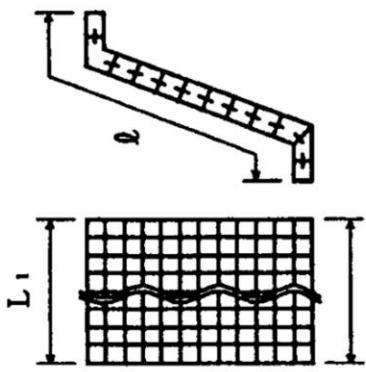
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準		測定箇所
						プレートガーター	トラス・アーチ等	
149	共通	橋梁修繕工	鋼桁補強工 桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b (m)	$\pm 2 \cdots \cdots W \leq 0.5$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定	
					$\pm 3 \cdots \cdots 0.5 < W \leq 1.0$			
					$\pm 4 \cdots \cdots 1.0 < W \leq 2.0$			
					$\pm (3 + W/2) \cdots \cdots 2.0 < W$			
150	共通	橋梁修繕工	伸縮継手修繕工 (ゴムジョイント)	フランジの直角度 δ (mm)	$W/200$	主桁	各支店及び各支間中央付近を測定	
				圧縮部材の曲がり δ (mm)	$1/1000$		主要部材全数を測定	
				厚さ t_1, t_2	-20	伸縮継手の両端部及び中央部の3ヶ所を測定。		
				幅 $W_1 \sim W_4$	-20			
				延長 L	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
151	共 通	橋 梁 修 繕 工	P C 橋支承修繕工 鋼桁支承修繕工 (鋼製支承)	1 4 4 . 橋梁付属物工	支 承 工 (鋼製支承)	1 4 4 . 橋梁付属物工 支 承 工 (鋼製支承) に準ずる。	
152			P C 橋支承修繕工 鋼桁支承修繕工 (ゴム支承)	1 4 5 . 橋梁付属物工	支 承 工 (ゴム支承)	1 4 5 . 橋梁付属物工 支 承 工 (ゴム支承) に準ずる。	
153			沓座拡幅工 (アンカーボルト) 落橋防止装置修繕工 (アンカーボルト)	削孔長さ 定着長さ	-0 -20又は1 D (Dはアンカー径)	削孔長さを全数測定。 アンカーボルト全数を超音波探傷器により測定。	

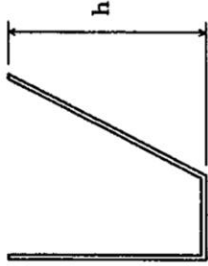
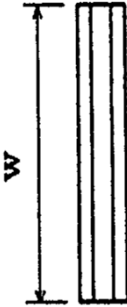
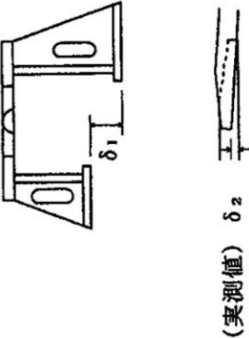
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
154	共 通	仮 設 工	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高 ▽	±100	基準高は、施工延長40m (測点間隔25m及び50mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				根入長	設計値以上		
155		土留・仮締切工 (アンカー工)		削孔深さ 1	設計値以上	全数 (任意仮設は除く) ※鉄筋挿入工にも適用する	
				配置誤差 d	100		
156		土留・仮締切工 (連節ブロック張工)		法 長 1	-100	法長は、施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				延 長 L1, L2	-200		

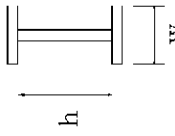
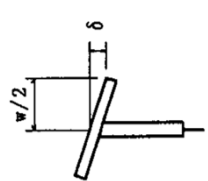
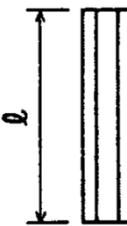
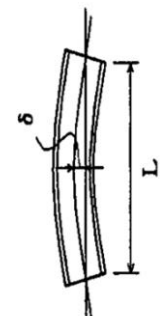
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
157	共通	仮設工	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)	
				天端幅 w	-100		
				法長 l	-100		
158			土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)	
159		地中連続壁工 (壁式)		基準高 ▽	±50	基準高は、施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものについては、1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1ヶ所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
				連壁の長さ l	-50		
				変位	300		
				壁体長 L	-200		
160		地中連続壁工 (柱列式)		基準高 ▽	±50	基準高は、施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものについては、1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1ヶ所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
				連壁の長さ l	-50		
				変位	D/4以内		
				壁体長 L	-200		

出来形管理基準及び規格値 工場製作工

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
161	共通	工場製作工	刃口金物製作工	刃口高さ h(m)	$\pm 2 \dots\dots h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots\dots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots\dots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。	
				外周長 l(m)	$\pm (10+L/10)$		
162		検査路製作工	部材	部材長1(m)	$\pm 3 \dots\dots 1 \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots 1 > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	
163		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w(m)	0～+30	製品全数を測定。	
				組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta 1(\text{mm})$	設計値 ± 4		
				フィンガーの食違 $\delta 2(\text{mm})$	± 2		
164		落橋防止装置製作工	部材	部材長1(m)	$\pm 3 \dots\dots 1 \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots 1 > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	 (実測値) $\delta 2$
165		鋼製排水管製作工	部材	部材長1(m)	$\pm 3 \dots\dots 1 \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots 1 > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	

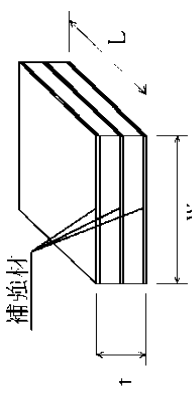
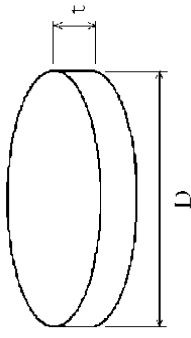
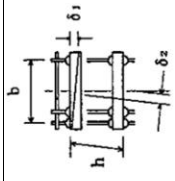
出来形管理基準及び規格値 工場製作工

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
166	共通	工場製作工	プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots \cdots W \leq 0.5$	各支店及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼桁
					$\pm 3 \cdots \cdots 0.5 < W \leq 1.0$		
					$\pm 4 \cdots \cdots 1.0 < W \leq 2.0$		
					$\pm (3 + W/2) \cdots \cdots 2.0 < W$		
			部材	フランジの直角度 δ (mm)	$W/200$	各支店及び各支間中央付近を測定。	
167	共通	橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots l > 10$	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定	
				仮組立時 主桁のそり	$-5 \sim +5 \cdots \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots \cdots 20 < L \leq 40$	各主桁について10～12m間隔を測定。	
			部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。	

出来形管理基準及び規格値 工場製作工

番号	工事	工種	種別	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所
168	共通	工場製作工	製造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照	
					中心距離			
				ドリル孔加工	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ			
					≤1,000mm	1.0以下		
				孔の中心距離※1	>1,000mm	1.5以下		
					≤100mm	+3 -1		
				孔の中心距離※1	>100mm	+4 -2		
						JIS B 0403 -1995 CT13		
				センターボス	ボスの直径	+0 -1		
					ボスの高さ	+1 -0		
				ボス※5	ボスの直径	+0 -1		
					ボスの高さ	+1 -1		
				上巻の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法		JIS B 0403 -1995 CT13		
				全移動量※4	1≤300mm	±2		
					1>300mm	±1/100		
				組立絶対高さH	上、下面加工仕上げ	±3		
				RC構造用	R	H≤300mm	±3	
					C	H>300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て	

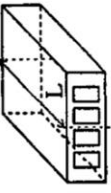
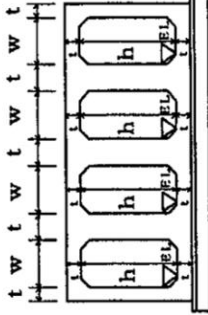
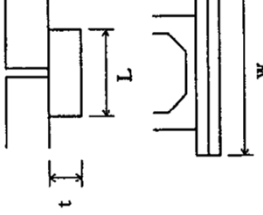
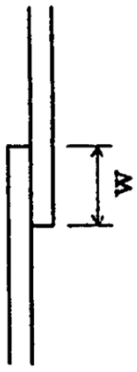
出来形管理基準及び規格値 工場製作工

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
169	共通	工場製作工	製造費 (金属支承工)	普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3) 鑄放し肉厚寸法 ※2) 削り加工寸法 JIS B 0405-1991 粗級 ガス切断寸法 JIS B 0417-1979 B級		
				幅 w	0～+5		
				長さ L	0～+1%		
				直径 D	0～+15		
				厚さ t	±0.5		
170			製造費 (大型ゴム支承工)	長さ L	500<w, L, D ≤1500mm	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ(t)の最大 相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照	
				直径 D	1500<w, L, D		
				厚さ t	t ≤ 20mm		
					20<t ≤ 160		
					160<t		
171			アンカーフレーム製作 工	相対誤差	w, L, D ≤ 1000mm 1 1000mm<w, L, D (w, L, D)/1000	軸心上全数測定。	
				上面水平度 δ1 (mm)	b/500		
				鉛直度 δ2 (mm)	h/500		
172		仮設材製作工	部材	高さ h (mm)	±5	図面の寸法表示箇所で測定。	
				部材長 l (m)	±3……1 ≤ 10 ±4……1 > 10		

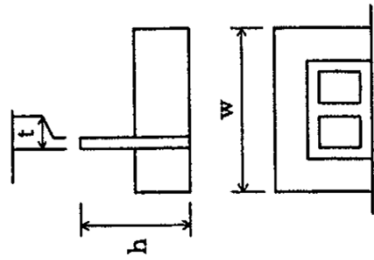
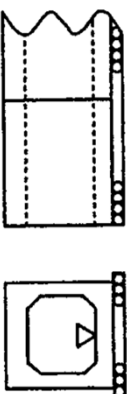
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
173	塗装工事	工場塗装工 現場塗装工	塗膜厚		a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 C. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	工場塗装時に測定。 外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。 現場塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	
174		コンクリート面塗装工	塗装使用量		鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（缶数）と、塗付作業終了時に使用量（缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。	
175		水門塗装				機械工事施工管理基準（案）参照	

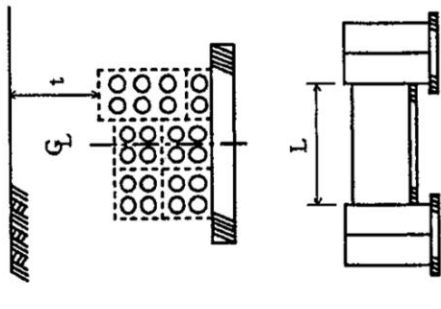
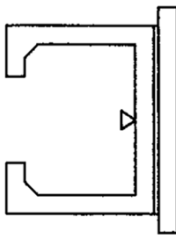
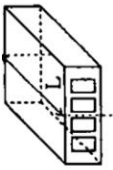
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
176	共通	共同溝工	現場打ち躯体工	基準高 ▽ 厚 さ t 内空幅 W 内空高 h ブロック長 L	±30 -20 -30 ±30 -50	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。	 
177			カラー継手工	厚 さ t 幅 W 長 さ L	-20 -20 -20	図面の寸法表示箇所で測定。	
178			防水工 (防水)	幅 W	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。	
179			防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。	

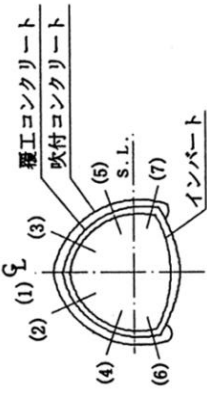
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
180	共 通	共 同 溝 工	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。	
				幅 w	±50		
				厚 さ t	-20		
181			プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、基準高の適用範囲は据付後の段階検査時のみ適用する。	
				延 長 L	-200	延長：1施工箇所毎	

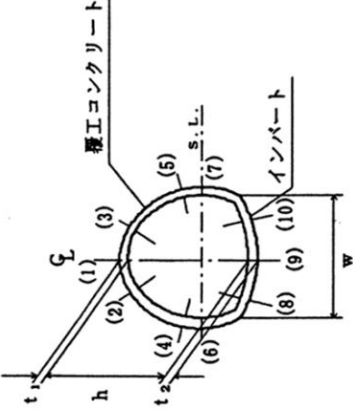
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
182	共 通	共 同 溝 工	管路工	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。	
				延 長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。【管路セクターで測定】	
183			プレキヤストボックス工	基準高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。	
184			現場打ちボックス工	基準高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。	
				厚 さ t	-20		
				内空幅 W	-30		
				内空高 h	±30		
				ブロック長 L	-50		

出来形管理基準及び規格値 トンネル

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
185	トンネル	トンネル (N A T M) 支保工	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付厚以上 ただし、良好な岩盤で 施工端部、突出部等の 特殊な箇所は設計吹付 厚の1/3以上を確保す るものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測 定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術 基準 (構造編) ・同解説」にいう地盤等級 A又はBに該当する地盤とする。	
186			ロックボルト工	位置間隔 角 度 削孔深さ 孔 径 突 出 量	— — — — プレート下面から10cm以内	施工延長40m毎に断面全本数測定。	

出来形管理基準及び規格値 トンネル

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
187	トンネル	トンネル (N A T M) 覆工	覆工コンクリート工	基準高 (拱頂) ▽ 幅 W (全幅) 高さ h (内法) 厚さ t1, t2 延長 L	± 50 -50 -50 設計値以上 —	(1) 基準高、幅、高さは、施工延長40mにつき1カ所 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を、1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設後、覆工コンクリートについて打設長の端面 (施工継手の位置) において図に示す各点で巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の (1) は40mに1ヶ所、(2) (3) は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔により測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・ 良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。 ・ 異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付時には安定が確認され、かつ別途構造的に覆工の安全が確保されている場合。 ・ 鋼製アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形計測要領 (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	 (インバート有り①～⑩) (インバート無し①～⑦)
188			床版コンクリート工	幅 W 厚さ t	-50 -30	測定は、施工延長40m (測点間隔25mの場合) は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	

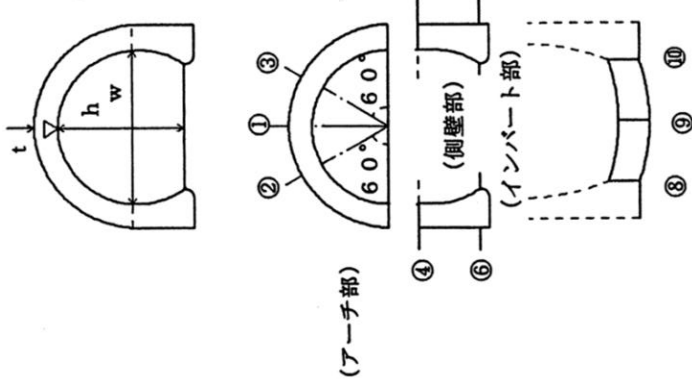
出来形管理基準及び規格値 トンネル

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
189	トンネル	トンネル（N A T M）インバート工	インバート本体工	幅	W（全幅） —50	(1)幅は、施工延長40mにつき1カ所 (2)厚さ (イ)コンクリート打設前の巻立空間を、1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ)コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において図に示す各点で巻厚測定を行う。	
				厚さ t	設計値以上		
				延長 L	—		
190	トンネル（N A T M）坑門工	坑門本体工		基準高	▽	図面の主要寸法表示箇所で測定。	
				幅	W1, W2		
				高さ h	h < 3m		
					h ≥ 3m		
				延長 L	L		
					h		

出来形管理基準及び規格値 トンネル

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
191	トンネル	トンネル (NATM) 坑門工	明り巻工	基準高 (拱頂) ▽	± 50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1カ所を測定 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	
				幅 W (全幅)	-50		
				高 さ h (内法)	-50		
				厚 さ t	-20		
				延 長 L	—		

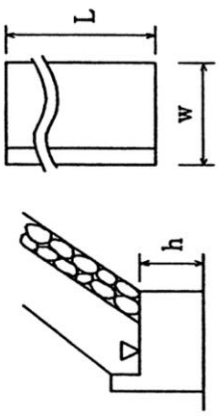
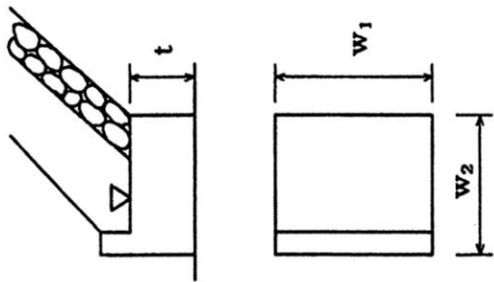
出来形管理基準及び規格値 トンネル

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
192	トンネル	トンネル（矢板）覆工	覆工コンクリート工	基準高（拱頂）▽	± 50	(1) 基準高、幅、高さは、施工延長40mにつき1カ所、延長40m以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 (イ) コンクリート打設前、巻立空間の1打設長の中間と終点において図に示す各点①～⑩で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において図に示す各点①～⑩での巻厚測定を行う。 ただし、上部半断面先進工法の場合④～⑦については上半のセントルの間隔程度でよい。 (ハ) セン孔による巻厚の測定は図の①は40mに1ヶ所、②～③は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上のせん孔により測定を行う。 ただし、漏水が多い場合などで上記の指示により間隔を広げることができる。	
				幅 W	-70		
				高さ h	-70		
				厚さ t	-50		
				延長 L	—		
193			床版コンクリート工	幅 W	-50	測定は、施工延長40mにつき1カ所、延長40m以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				厚さ t	-30		

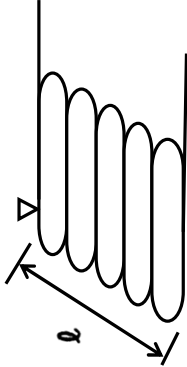
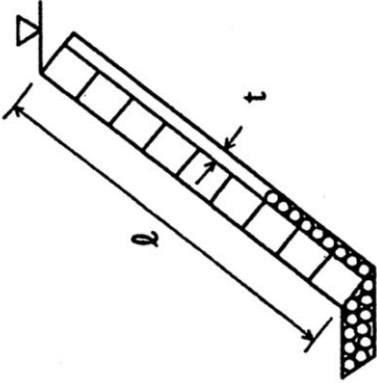
出来形管理基準及び規格値 トンネル

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
194	トンネル	トンネル（矢板）覆工	インバート本体工	幅	－50	(1)幅は、施工延長40mにつき1カ所、延長40m以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				厚 さ t1, t2	設計値以上	(2)厚さ (イ)コンクリート打設前、巻立空間の1打設長の中間と終点において図に示す各点①～⑩で測定。	
				延 長 L	—	(ロ)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において図に示す各点①～⑩での巻厚測定を行う。 ただし、上部半断面先進工法の場合④～⑦については上半のセントルの間隔程度でよい。	
						(ハ)せん孔による巻厚の測定は図の①は40mに1ヶ所、②～③は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上のせん孔により測定を行う。 ただし、漏水が多い場合などで上記によることが好ましくない場合は、監督員の指示により間隔を拡げることができる。	

出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
195	海岸	護岸基礎工	場所打コンクリート工	基準高 ▽	±30	測定は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				幅 W	-30		
				高さ h	-30		
				延長 L	-200		
196			海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				ブロック厚 t	-20		
				ブロック縦幅 W1	-20		
				ブロック横幅 W2	-20		
				延長 L	-200		

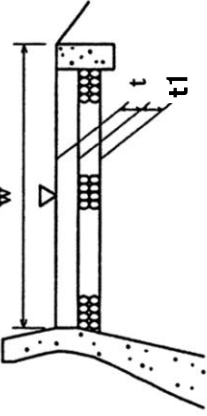
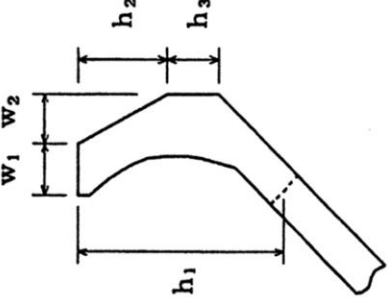
出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
197	海岸	護岸工	捨石張り工	基準高 ▽ 法 長 1 1<3m 1≥3m 延長 L	± 50 -50 -100 -200	測定は、施工延長40m（測点間隔25m及び50mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
198			海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽ 法 長 1 1<5m 1≥5m 厚 さ t 延長 L	± 50 -100 1×(-2%) -50 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	

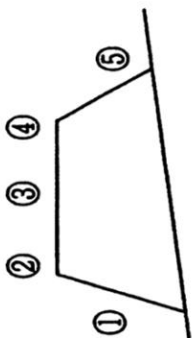
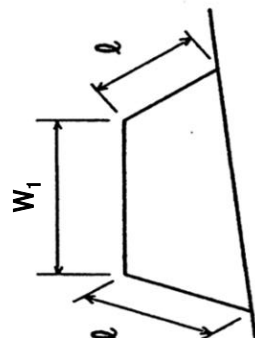
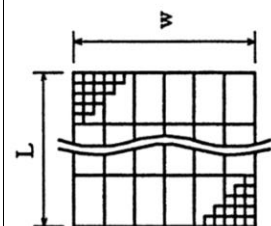
出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
199	海岸	護岸工	コンクリート被覆工	基準高 ▽ 法 長 l 1 < 3m 1 ≥ 3m 法 長 l t < 100 t ≥ 100 裏込材厚 t 延 長 L	± 50 -50 -100 -20 -30 -50 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
200		天端被覆工	コンクリート被覆工	基準高 ▽ 幅 W 厚 さ t 基礎厚 t1 延 長 L	± 50 -50 -10 -45 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	

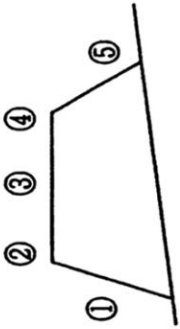
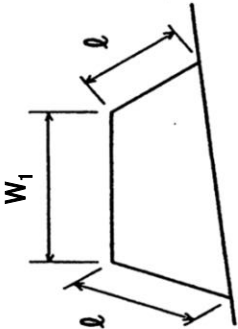
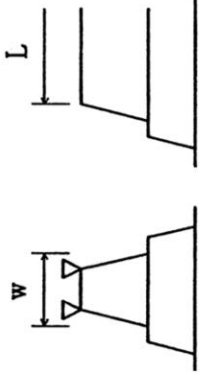
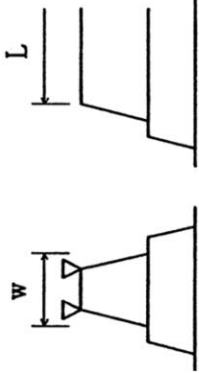
出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
201	海岸	天端被覆工	アスファルト被覆工	基準高 ▽ 幅 W 厚さ t 基礎厚 t1 延長 L	±50 -50 -9 -45 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 厚さはコアー1000m ² に1ヶ所。	
202	波返工	波返工	波返工	基準高 ▽ 幅 W1, W2 高さ h<3m h1, h2, h3 高さ h≥3m h1, h2, h3 延長 L	±50 -30 -50 -100 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	

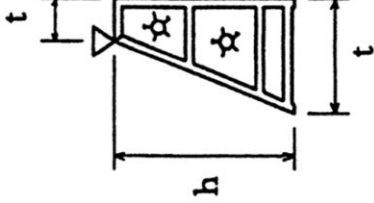
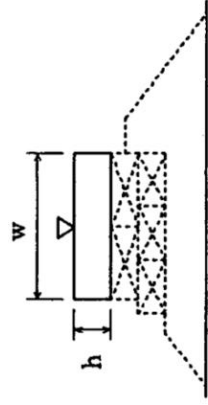
出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
203	海岸	突堤基礎工	捨石工	本均しの高さ	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	 
				表面均しの高さ	±100		
				荒均し	±500		
				異形ブロック据付面(乱積)の高さ▽	±300		
				異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽	±500		
				被覆均し	±300		
				法長 1	-100		
204			吸出し防止工	天端幅 W1	-100	幅は、施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 延長はセンターライン及び表裏法肩。	
				天端延長 L1	-200		
				幅 W	-300		
				延長 L	-500		

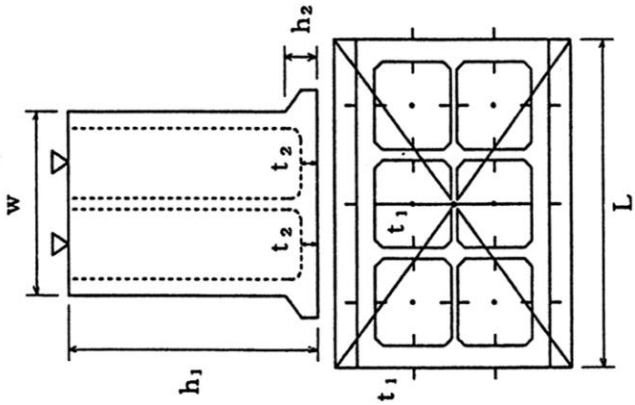
出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
205	海岸	突堤本体工	捨石工	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ▽	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	
				異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ▽	±300		
				法 長 1	-100	幅は、施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1カ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ 所。 延長はセンターライン及び表裏法肩。	
				天端幅 W1	-100		
				天端延長 L1	-200		
206			海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50 m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 延長は、センターラインで行う。	
				(層積)ブロック規格26t未満	±500		
				(層積)ブロック規格26t以上	±500		
				(乱 積)	±ブロックの高さの 1/2		
				天端幅 W	±ブロックの高さの 1/2		
				天端延長 L	±ブロックの高さの 1/2		

出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
207	海岸	突堤本体工	石砕工	基準高 ▽	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				厚さ t	-50		
				高さ h	-50		
				高さ h	-100		
				延長 L	-200	1施工箇所毎	
208			場所打コンクリート工	基準高 ▽	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				幅 w	-30		
				高さ h	-30		
				延長 L	-200		

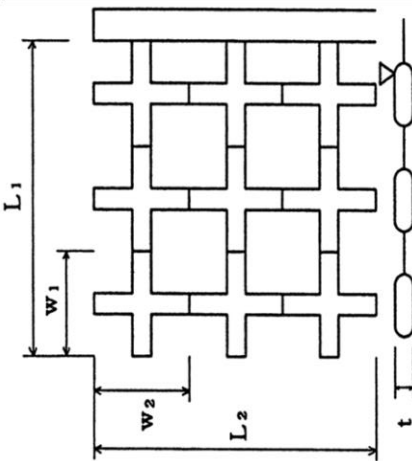
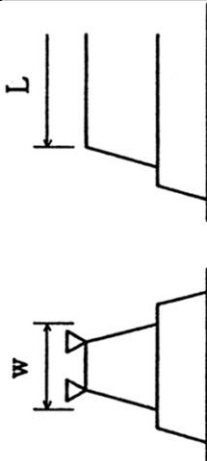
出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
209	海岸	突堤本体工	ケーソン工 (ケーソン工製作)	基準高 の	±100	各室中央部1ヶ所	
				コンクリート	±50		
				壁厚 t1	±10	底版完成時、各壁1ヶ所	
				幅 W	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	
				高さ h1	+30, -10	完成時、四隅	
				長さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	
				底版厚さ t2	+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所	
210			ケーソン工 (ケーソン工据付)	フーチング高さ h2	+30, -10	底版完成時、四隅	
				法線に対する出入 1, 2	ケーソン重量 2000t未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所	
					ケーソン重量 2000t以上 ±150		
				据付目地間隔 1', 2'	ケーソン重量 2000t未満 100以下	据付完了後、天端2ヶ所	
					ケーソン重量 2000t以上 200以下		

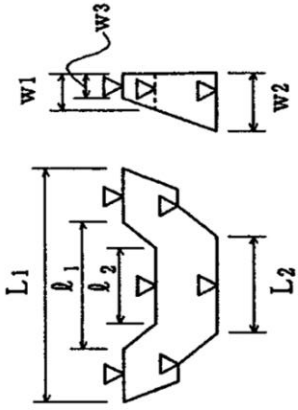
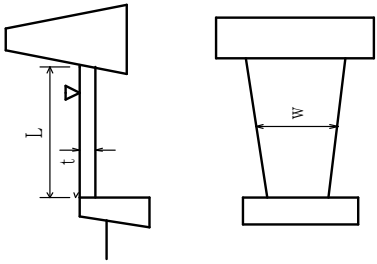
出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
211	海岸	突堤本体工	ケーソン工・セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽		1室につき1ヶ所(中心)	
				陸上	±30		
				水中	±50		
				厚さ t	±30		
				幅 W	±30		
				長さ L	±30		
212			セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数	
				幅 W	+20, -10		
				高さ h	+20, -10		
				長さ L	+20, -10		
213			セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入 1, 2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)	
				隣接ブロックとの間隔 1', 2'	50以下		

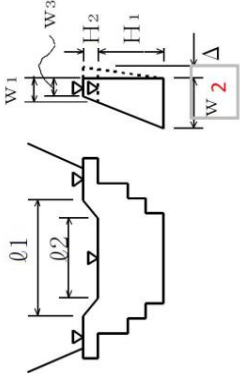
出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
214	海岸	消波工	消波ブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 
					乱積	±t/2	
				厚さ t	-20		
				幅 W1, W2	-20		
				延長 L1, L2	-200		
215	海域堤本体工	海岸コンクリートブロック工	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積)ブロック規格26t未満	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。延長は、センターラインで行う。 
					(層積)ブロック規格26t以上	±500	
				(乱積)	±ブロックの高さの1/2		
				天端幅 W	ーブロックの高さの1/2		
				天端延長 L	ーブロックの高さの1/2		

出来形管理基準及び規格値 砂防ダム

工事番号	工事種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
216	コンクリートダム工	コンクリート堰堤本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	
			天端部 W1, W3	-30		
			堤幅 W2	-30		
			水通しの幅L1, L2	±50		
			堤長 L1, L2	-100		
217		水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所での測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	
			幅 w	-100		
			厚さ t	-30		
			延長 L	-100		
218	工場製作工	鋼製堰堤仮設材製作工	部材	±3………1 ≤ 10	図面の寸法表示箇所で測定。	
			部材長l(m)	±4………1 > 10		

出来形管理基準及び規格値 砂防ダム

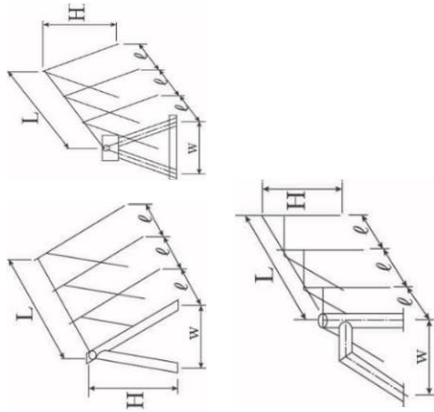
番号	工事	工種	種別	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所
219	砂防ダム	鋼製ダム工	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水通し部	堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。	
					長さ Ø1, Ø2	±100		
					幅 w1, w3	±50		
					下流側倒れ △	±0.02H1		
				袖部	袖高 V	±50		
					幅 w2	±50		
					下流側倒れ △	±0.02H2		

出来形管理基準及び規格値 砂防ダム

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
220	砂 防 ダ ム	鋼 製 ダ ム 工	鋼製堰堤本体工 (透過型)・桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	鋼製堰堤本体工 (透過型)		図面の寸法表示箇所にて測定。	
				堤長 L	±50		
				堤長 ϕ	±10		
				堤幅 W	±30		
				堤幅 w	±10		
				高さ H	±10		
				高さ h	±10		
				桁製作工 (鋼製ダム製作工 (仮組立時))		全数を測定。	
				部材の水平度	10		
				堤 長 L	±30		
				堤 長 ϕ	±10		
			堤 幅 W	±30			
			堤 幅 w	±10			
			高 さ H	±10			
			ベースプレートの高さ	±10			
			本体の傾き	±H/500			

次項に続く

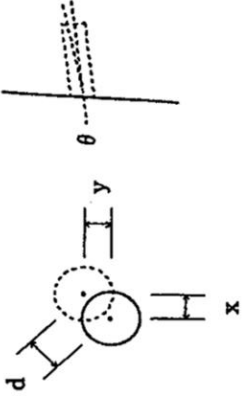
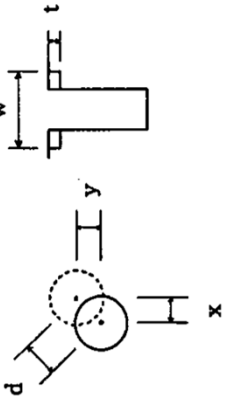
出来形管理基準及び規格値 砂防ダム

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
220	砂防ダム	鋼製ダム工	鋼製堰堤本体工 (透過型)・桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮 組立時))				

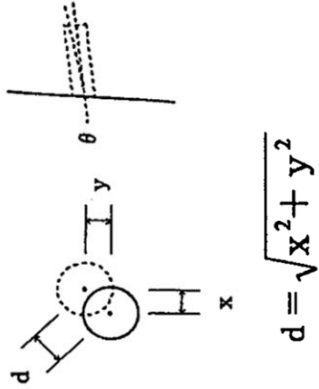
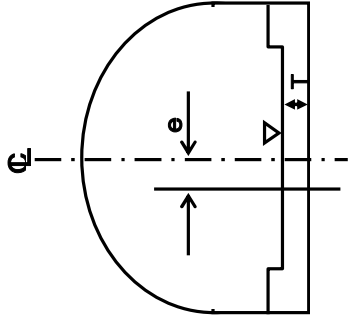
出来形管理基準及び規格値 砂防ダム

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
221	砂防ダム	側壁工	銅製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。	
				長さ L	±100		
				幅 W1, W2	±50		
				下流側倒れ△	±0.2H		
				高さ h	-50		
222			コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定個所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	
				幅 W1, W2	-30		
				長さ L	-100		

出来形管理基準及び規格値 地すべり防止

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
223	地すべり防止	地下水排除工	集排水ボーリング工	削孔深さ l	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$
				配置誤差 d	100		
				せん孔方向 θ	±2.5度		
224			集水井工	基準高 ▽	±50	全数測定 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$
				偏心量 d	150		
				長さ L	-100		
				巻立て幅 W	-50		
				巻立て厚さ t	-30		

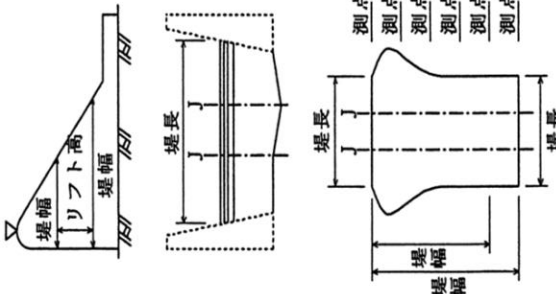
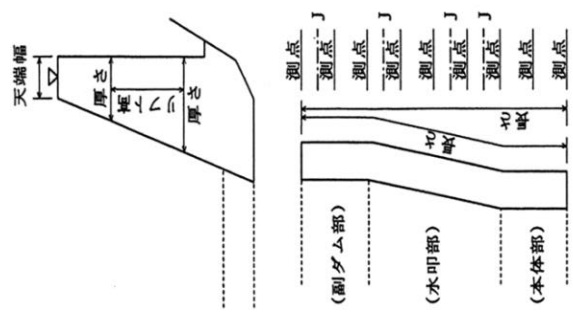
出来形管理基準及び規格値 地すべり防止

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
225	地すべり防止	抑止杭・アンカー工	合成杭工	基準高 ▽	±50	全数測定	
				偏心量 d	D=杭径 D/4 かつ100以内		
226		抑止アンカー工		削孔深さ l	設計値以上	全数測定 ※せん孔方向θの管理手法については、 「第4編 品質管理（参考資料）グラウンド アンカー工の施工管理について」を参照す る。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$
				配置誤差 d	100		
				せん孔方向 θ	±2.5度		
227	ずい道工	ずい道工		基準高 ▽	±50	10mに1ヶ所測定する。	
				延長 L	-100		
				中心線ズレ e	直線部 ±100 曲線部 ±150		
				厚さ T	-30		

出来形管理基準及び規格値 ダム

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
228	ダム	ダムコンクリート工	コンクリートダム工 (本体)	基準高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤高、リフト高は、各ジョイントについて5リフト毎に測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係付けも含む。） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフト毎上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。	
				天端幅	±20		
				ジョイント間隔	±30		
				リフト高	±50		
				堤幅	-30, +50		
				堤長	-100		
229			コンクリートダム工 (水叩)	基準高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイント毎に測定。 ③幅は、各測点毎に測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。	(注) 1. j : ジョイント
				ジョイント間隔	±30		
				幅	±40		
				長さ	-100, +60		

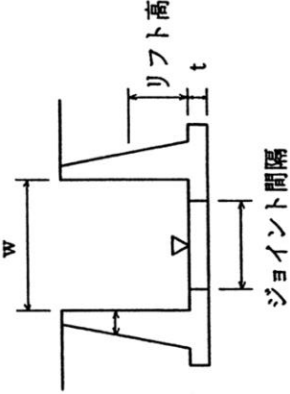
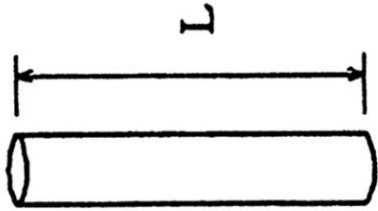
出来形管理基準及び規格値 ダム

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
230	ダム	ダムコンクリート工	コンクリートダム工 (副ダム)	天端高 ▽ ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	±20 ±30 ±50 -30, +50 ±40	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフト毎に測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係付けも含む。) ③ジョイント間隔は、3リフト毎上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点毎に測定。	
231			コンクリートダム工 (導流壁)	天端高 ▽ ジョイント間隔 リフト高 長さ 厚さ	±30 ±20 ±50 ±100 ±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又は各ジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点又はジョイントについて3リフト毎に測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	

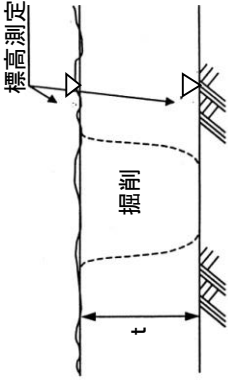
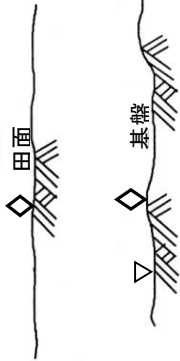
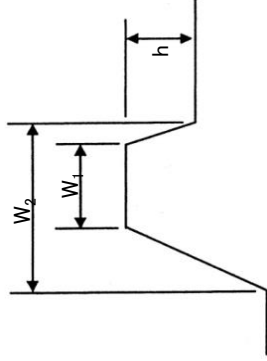
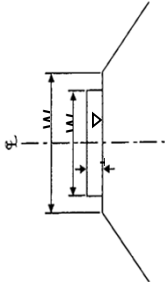
出来形管理基準及び規格値 ダム

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
232	ダム	フィルダム盛土工	コアの盛立	基準高 ▽	設計値以上	各測定について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タイピングローラ）の場合	
				外側境界線	-0, +500		
233			フィルタターの盛立	基準高 ▽	-0	各測定について5層毎に測定。	
				外側境界線	-0, +1000		
				盛立幅	-0, +1000		
234			ロックの盛立	基準高 ▽	-100	各測定について盛立5m毎に測定。	
				外側境界線	-0, +2000		

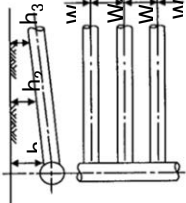
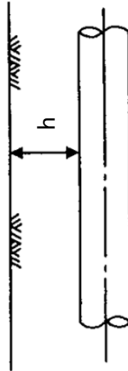
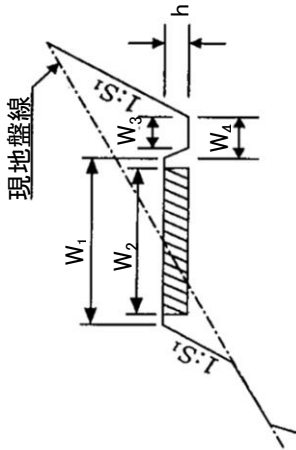
出来形管理基準及び規格値 ダム

工事番号	工事種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
235	フィルダム工	フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 1回/1施工箇所	
			ジョイント間隔	±30		
			厚さ t	±20		
			幅 W	±40		
			リフト高さ	±20		
			長さ L	±100		
236		ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行う カーテングラウトに適用する。	
			配置誤差	100		

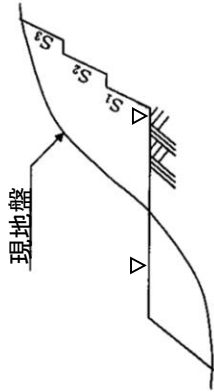
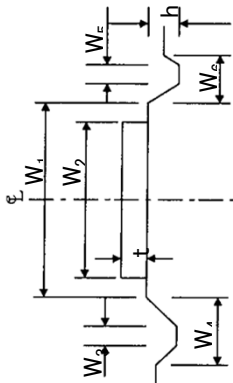
出来形管理基準及び規格値 ほ場整備

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
237	ほ場整備	整地工	整地工 (表土扱い)	厚さ t	－20%	10a当たり3点以上（標高差測定又はつば掘りによる。）	
238		整地工	(基盤整地) (表土整地)	基準高 ▽	±150	10a当たり3点以上測定。 (標高測定する)	
				均平度 (◇)	± 50	10a当たり3点以上測定。	
239		畦畔工		高さ h	－50	施工延長おおむね200mに1ヶ所の割合で測定する。 施工延長を示さない場合は、1 耕区につき1 箇所の割合で測定する。	
				幅 W1～W2	－50		
240	ほ場整備	道路工	道路工 (砂利道)	厚さ t	－ 45	幹線道路は、施工延長50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 支線道路は、施工延長おおむね200mにつき1ヶ所測定する。	
				幅 W1～W2	－150		
				延長 L	－400		
					－0.2%		

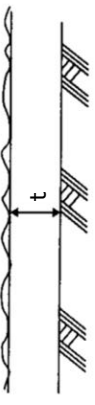
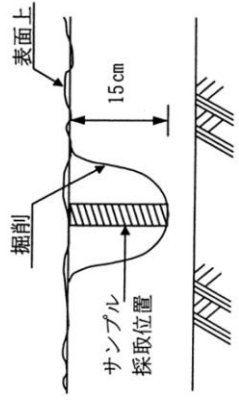
出来形管理基準及び規格値 ほ場整備

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
241	暗渠排水	吸水渠工		布設深 h1～h3	－ 75	上, 下流端の2ヶ所を測定する。 ただし, 1本の布設長がおおむね100m以上のときは, 中間点を加えた3ヶ所を測定する。	
				間隔 W1～W4	±750		
				延長 L	－1000		
				500m未満	－0.2%		
242		集水渠工 (支線) 導水渠工 (幹線)		布設深 h	－ 75	施工延長おおむね50mにつき1ヶ所の割合で測定する。	
				延長 L	－1000		
				500m未満	－0.2%		
				500m以上			
243	ほ場整備	農用地造成工 (テラス・階段畑)		法勾配 S	－1分 指定としたとき	テラス延長おおむね100m当たり1ヶ所測定する。	
				幅 W1	－150 指定としたとき		
				耕起幅 W2	－150 指定としたとき		
				側溝幅 W3～W4	－ 75		
				側溝高さ h	－ 75 指定としたとき		

出来形管理基準及び規格値 ほ場整備

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
244	ほ場整備	農地造成	農用地造成工 (改良山成)	基準高▽	±300 指定したとき	基準高については切土部を40mメッシュ地点で測定。 法勾配については40mメッシュ線と切土法尻との交点で測定。 (測定間隔は、おおむね40m) ※切土部のみ対象とする。	
				法勾配 S	-1分 指定したとき		
245			農用地造成工 (道路工・耕作道)	幅	-150	施工延長おおむね100m当たり1ヶ所測定する。	
				厚さ t	- 45		
				側溝幅 W3～W6	- 75		
				側溝高さ h	- 75 指定したとき		

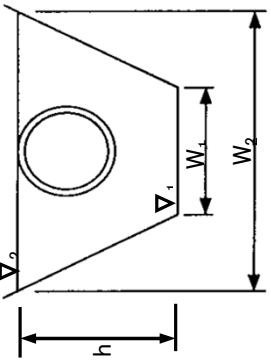
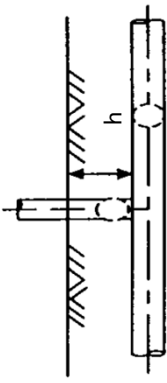
出来形管理基準及び規格値 ほ場整備

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
246	ほ場整備	農用地造成	耕起工	耕起深 t	－ 75	おおむね1ha当たり10ヶ所測定する他、つば掘り2ヶ所/ha	
				果樹 野菜	－ 15		
247			土壌改良工	pH測定	±0.5 指定としたとき	おおむね50a当たり1ヶ所（深さ15cm）改良材散布後2週間以上経過して測定する。（試験方法・・・ガラス電極法・・・46農地C第311号参照） ※地表から15cmの土壌を柱状に採取し、良く混合する。	

出来形管理基準及び規格値 畑かん施設

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
248	畑 かん 施設	管 布 設 工	硬質ポリ塩化ビニル管 工	基準高 ▽	±50	施工延長おおむね50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 中心線のズレ（曲線部）については施工延長10mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する	
				埋設深 h	-50		
				中心線のズレ (e)	±120		
				延長 L	-200		
				200m以上	-0.1%		
249			強化プラスチック複合管工 ダクタイル鋳鉄管	基準高 ▽	±30	施工延長おおむね50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 中心線のズレ（曲線部）については施工延長10mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する ジョイント間隔については、1本毎に測定。	
				中心線のズレ (e)	±100		
				延長 L	-200		
				200m以上	-0.1%		
				ジョイント間隔 Z	別表ア及び別表イ参照		
基準高(▽)は、管底、管頂のいずれか一方を測定し管理する。							

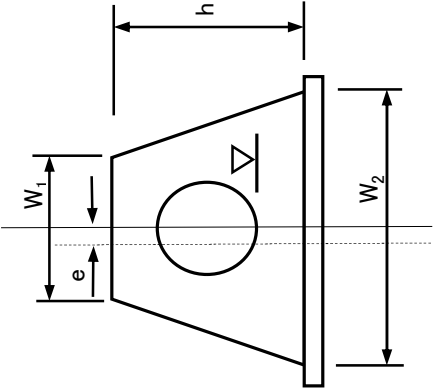
出来形管理基準及び規格値 煙かん施設

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
250	煙かん施設	管基礎工	砂基礎工	高さ h	±30	施工延長おおむね50mにつき1ヶ所の割合で測定する。上記未滿は2箇所測定する。 ※基礎材が異なる場合は、種類毎に測定する。	
				幅 W1～W2	-100		
251	煙かん施設工	煙かん施設工	散水器具工 (スプリングラー)	埋設深 h	-50	構造図の寸法表示箇所を測定。	

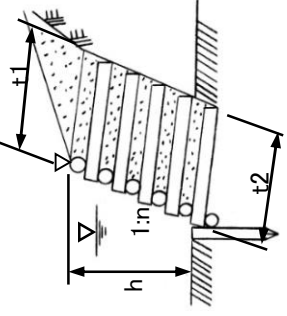
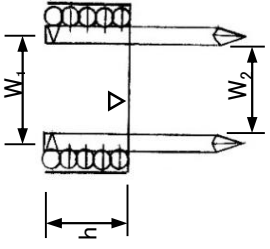
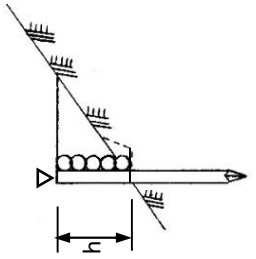
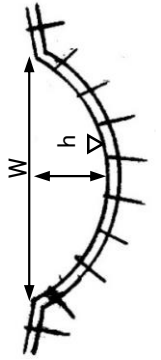
出来形管理基準及び規格値 ため池

工事番号	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
252	堤体工	堤体盛土	基準高 ▽	±100	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未滿は2ヶ所測定する。 鋼土の幅は盛土1m毎に管理する。 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。	
			天端幅W1, 小段幅W2	-100 (鋼土 -100)		
			法長 11～13	-100		
			施工延長 L	- 200		
253	洪水吐工	本体工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、高さ、中心線のズレについて施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。 スパン長の標準を9mとする	
			幅 B	±30		
			厚さ T	±20		
			高さ H	±30		
			中心線のずれ e	直線部±50 曲線部±100		
			スパン長 L 施工延長又は長さ	直線部±20 曲線部±30 -150		

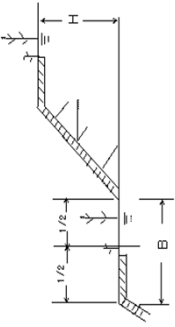
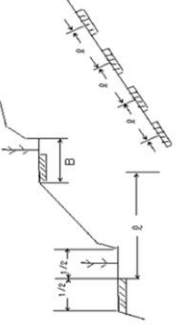
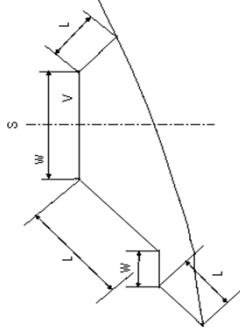
出来形管理基準及び規格値 ため池

工事番号	工事種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
254	樋管工	本体工 及び付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	基準高 ∇	±30	施工延長10mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未満は2ヶ所測定する。 ※基準高は管底を原則とする。	
			厚さ t	−20		
			幅 $W1 \sim W2$	−20		
			高さ h	−20		
			中心線のずれ e	直線部 ±50 曲線部 ±100		
			施工延長 L	−150		

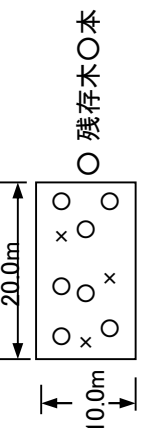
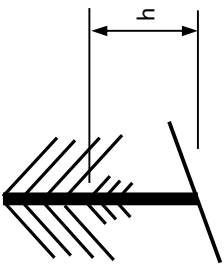
出来形管理基準及び規格値 治山

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
255	治山	護岸流路	木製護岸工	基準高(設定した場合)▽	±100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
				高さ h	±100		
				幅 t1, t2	-200		
				法勾配 n	±0.5分		
				延長 L	-200		
256			木製流路工	基準高(設定した場合)▽	±100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
				高さ h	±100		
				幅 W1, W2	-100		
				延長 L	-200		
257	山腹工	棚工		基準高(設定した場合)▽	±100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
				高さ h	±100		
				延長 L	-200		
258		張芝水路工		基準高(設定した場合)▽	±100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
				高さ h	±100		
				幅 W	±100		
				延長 L	-200		

出来形管理基準及び規格値 治山

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
259	治山	山腹工	積苗工	幅 B	- 5%	各段の高さ・幅はおおむね主縦断線で測定する。 延長は階段幅の中心線で測定する。	
				高さ H	±20%		
				延長 L	- 2%		
260		筋工		幅 B	-5%	各筋の間隔、幅はおおむね主縦断線で測定する。 延長は階段幅又は、筋上の中心線で測定する。	
				延長 L	-2%		
261		伏工 実播工		面積	-2%	実測する。	
262		土墨工		基準高 ▽	±100	構造図の寸法表示箇所を測定する。	
				幅 W	-150		
				延長 L	-150 -200 -1分		
				法勾配 i	±0.5分		
				施工延長	-0.2%ただし 延長50m未満-100		
263		法切工		斜長 L	-4%	各測点毎に測定する。	

出来形管理基準及び規格値 治山

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
264	治山	森林整備	本数調整伐工	団地面積 A	-3%	出来高平面図及び求積表へ朱書き併記する。	 $N' = (\text{残存木} + \text{伐採木}) \times \text{所定伐採率}$
				団地内伐採本数 N	-0%	施工団地毎に伐採木全てに番号札を付すこと。	
				管理地内伐採本数	$N' = (\text{残存木} + \text{伐採木}) \times \text{所定伐採率}$ N' の $\pm 20\%$	1ヶ所/haの管理地(10m×20m)を設け管理地拡大図を作成し伐採木、残存木を記入する。	
265			枝落し工	団地面積 A	-3%	出来高平面図及び求積表へ朱書き併記する。	
				枝落し高 h	-150	1ヶ所/haの管理地(10m×10m)を設け施工木の枝落し高を記入する。	
266			地拵え工	団地面積 A	-3%	出来高平面図及び求積表へ朱書き併記する。	
				団地面積 A	-3%	出来高平面図及び求積表へ朱書き併記する。	
				団地内植栽本数 N	-0%	入荷伝票等で確認。	
267			植栽工	管理地内植栽本数	-15%	1ヶ所/haの管理地(10m×20m)を設け植栽木を確認する。 (植栽密度毎にも設定する)	本数調整伐に準ずる。
268			雪起こし工	雪起こし本数 N	-0%	施工団地毎に、雪起こし木全てに番号札を付すこと。	
269			追肥工	団地面積 A	-3%	出来高平面図及び求積表へ朱書き併記する。	
270			作業歩道工	延長 L	-2%	1施工箇所毎	
				幅 W	-100	施工延長100mにつき1ヶ所、延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値	測 定 基 準			摘 要
						方法	密度	単位	
271	港湾・漁港	浚渫・床堀工		水深 (底面) (法面)	+0 -は規定しない又は 特記による	音響測探機、 レッド又はレベル 等により測定	測線間隔10m以 下 測点間隔10m以 下 又は特記によ る	100mm	+：設計値より浅いことをいう。 -：設計値より深いことをいう。 断面図は監督員が指示したときは作成し提出
				水深 (底面) (法面)	±300 又は特記による 外側2000 (法面に直角) 内側300 (法面に直角) 又は特記による	音響測探機、 レッド又はレベル 等により測定	測線間隔10m以 下 測点間隔10m以 下 又は特記によ る	100mm	
272		床堀工		延長	+は規定しない -0	スチールテープ 、間縄、光波測 距儀等で測定	施工完了後	100mm	陸上部の許容範囲は共通編 (51)による。
				天端高 天端幅 法面	天端高 ±500 又は特記による。 天端幅、法面 特記による	陸上部：スチー ルテープ、レベ ル、光波測距等 で測定	測線間隔20m以 下 測点間隔10m以 下	天端高10mm 天端幅100mm	
273		地盤改良				水中部：スチー ルテープ、間 縄、レッド又は 音響測探機等に より測定	測線間隔20m以 下 測点間隔20m以 下	100mm	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
274	港湾・漁港	地盤改良	敷砂工 砕石マット	延長	+は規定しない -0	スチールテープ、間縄、光波測距儀等で測定	施工完了後	100mm	陸上部の許容範囲は共通編 (52) による。
				天端高 天端幅 法面勾配	天端高 ±300 天端幅、法面勾配、特記による。	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高10mm 天端幅100mm	
						水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測探機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	100mm	
275			サンドドレーン工 砕石ドレーン工	位置	±100	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀等で測定	移動毎及び監督員の指示による。	10mm	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されれば不要
				天端高 先端深度	天端高 -0 +は規定しない。 先端深度+0 -は規定しない。	打込記録の確認	砂杭全数	100mm	
				砂の投入量		打込記録の確認	砂杭全数	0.1m ³	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
276	港湾・漁港	地盤改良	ペーパードレーン工						サンドドレーンを適用する。(砂の投入量の代わりにペーパー等の打込量とする。)
277				延長	+は規定しない -0	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	100mm	
				天端高 天端幅 法面勾配	天端高 ±500 天端幅、法面勾配は 特記による	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高10mm 天端幅100mm	
278			サンドコンパクションパイル工	位置	±100	水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測探機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	100mm	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されれば不要
				天端高 先端深度	天端高 -0 +は規定しない 先端深度 +0 -は規定しない	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀等で測定	移動毎及び監督員の指示による。	10mm	
				砂の投入量		打込記録の確認	砂杭全数	100mm	+：設計値より浅いことをいう。 -：設計値より深いことをいう。
				盛上り量		打込記録の確認	砂杭全数	0.1m ³	
						レベル、音響測探機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は特記による	100mm	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

工事 番号	工事 種	種 別	測 定 項 目	規格値	測 定 基 準			摘 要
					方法	密度	単位	
279	地盤改良	ロットコンパクション工	位置	±100	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀等で測定	移動毎及び監督員の指示による。	100mm	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されれば不要
			充填材の投入量				1.0m ³	
			天端高	天端高 +は規定しない -0	打込記録の確認	全数	100mm	
			先端深度	先端深度 +0 -は規定しない	打込記録の確認	全数	100mm	
280		深層混合処理工	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は特記による	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀等で測定	海上施工は改良杭全数。陸上施工は特記による	10mm	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されれば不要
			鉛直度、接合	特記による	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数 深度方向に2～5m程度毎に測定 (引抜きと貫入時)	1分又は10mm	
			天端高 先端深度	天端高 +は規定しない -0 先端深度 +0 -は規定しない	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	改良杭全数	10mm	
			硬化剤吐出量		流量計等により硬化剤のm当りの吐出量を確認	改良杭全数	1Lまたは1t	
			盛上り量		レベル、音響測探機又はレッドにより測定	改良前、改良後	100mm	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
281	港湾・漁港	マット工	マット工 (アスファルトマット)	敷設位置	特記による	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	100mm	洗掘防止・吸出防止・法面保護用
				重ね幅	500以上	スチールテープ等により測定	1枚に2点	10mm	
				延長	+は規定しない -100	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	100mm	
282			マット工 (繊維系マット) (ゴムマット)	敷設位置	特記による	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	100mm	洗掘防止・吸出防止・法面保護用
				重ね幅	500以上	スチールテープ等により測定	1枚に2点	10mm	
				延長	+は規定しない -100	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	100mm	
283			マット工 (合成樹脂系マット)	敷設位置	特記による	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	100mm	洗掘防止・吸出防止・法面保護用
				重ね幅	300以上	スチールテープ等により測定	1枚に2点	10mm	
				延長	+は規定しない -100	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	100mm	
284			マット工 (アスファルトマットを使用する場合) (アスファルトマット以外を使用する場合) (ハ) (ケーソン制作時に施工する場合)	敷設位置	特記による	スチールテープ等により測定	始、終端及び変化する箇所毎	100mm	摩擦増大用

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
285	港湾・漁港	捨石及び均し	基礎工	本均し (均し面の高さ)	±50	レベル又は特記により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10mm	
				(天端幅)	+は規定しない -100	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔10m以下	100mm	
				(延長)	+は規定しない -100	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	100mm	
				荒均し (天端)	注① ±500 岸壁前面 +0,-200 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角) ±300 又は特記による	音響測探機、レベル又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	100mm	注① 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
				(法面)	注② ±500 (法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角) ±300 又は特記による	音響測探機、レベル又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	100mm	注② 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
				(天端幅)	+は規定しない -100	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔10m以下	100mm	
				(延長)	+は規定しない -100	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督員の指示による	100mm	
				均しを行わない面 (天端)	±700	音響測探機、レベル又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	100mm	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
285	港湾・漁港	捨石及び均し	基礎工	均しを行わない面 (法面)	±700 (法面に直角)	音響測探機、 レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	100mm	
				(天端幅)	+は規定しない -300	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔10m以下	100mm	
				(延長)	+は規定しない -300	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	100mm	
286			被覆石工及び根固石工	被覆均し (天端)	±500 岸壁前面 +0、-200 異形ブロック据付面(整積) ±300 又は特記による	音響測探機、 レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	100mm	
				(法面)	±500 (法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ (法面に直角) ±300 又は特記による	音響測探機、 レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	100mm	
				(天端幅)	+は規定しない -200	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔10m以下	100mm	
				(延長)	+は規定しない -200	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督員の指示による	100mm	
				根固均し					被覆均しを適用する。

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
287	港湾・漁港	捨石及び均し	裏込工	裏込均し (天端)	±200	レベル・レッド により測定	測線及び測点 間隔は10m以下	陸上 10m 水中 100m	場所打コンクリートの施工面は±50mm
				(法面)	±200 (法面に直角)	レベル・レッド により測定	測点は3点以上	100mm	マット等を使用する場合を含む。
				(天端幅)	+は規定しない -100	スチールテープ 、間縄等により 測定	測線間隔10m以 下	100mm	
				(延長)	+は規定しない -100	スチールテープ 、間縄等により 測定	天端中心上	100mm	
				均しを行わない (天端)	特記による	レベル・レッド により測定	測点間隔は10m 以下	陸上 10mm 水中 100mm	
				(法面)	特記による	レベル・レッド により測定	測点は3点以上	100mm	
				(天端幅)	特記による	スチールテープ 、間縄等により 測定	測線間隔10m以 下	100mm	
				(延長)	特記による	スチールテープ 、間縄等により 測定	天端中心上	100mm	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
288	港湾・漁港	杭及び矢板	鋼杭工	打込記録		共第5章第2節第5項	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		
				杭頭中心位置	100以下	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	10mm	
				杭天端高	±50	レベルにより測定	打込完了時、全数	10mm	
				杭の傾斜	直杭2°以下 傾杭3°以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	
289			コンクリート杭工	打込記録		JISA7201記録	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		
				杭頭中心位置	100以下	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	10mm	
				杭天端高	±50	レベルにより測定	打込完了時、全数	10mm	
				杭の傾斜	直杭2°以下 傾杭3°以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	
290			鋼矢板及び鋼管矢板工 (鋼矢板)	打込記録		共第5章第4節第6項	40枚に1枚		
				矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜打込完了時	10mm	
				矢板法線に対する出入	±100	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	10mm	全数を目視で確認
				矢板法線に対する傾斜	10/1000以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
290	港湾・漁港	杭及び矢板	鋼矢板及び鋼管矢板工 (鋼矢板)	矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下	トランシット、光波測距儀、下り振り、傾斜計等により測定	施工中適宜打込完了時 (両端部)	10mm 1/1000	
				矢板天端高	±100	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	10mm	全数を目視で確認
				矢板継手部の離脱		観察(水中部は潜水士)	全数		
				打込記録			20本に1本		
291			鋼矢板及び鋼管矢板工 (鋼管矢板)	矢板壁延長	特記による	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜打込完了時	10mm	
				矢板法線に対する出入り	±100	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点	10mm	全数を目視で確認
				矢板法線に対する傾斜	10/1000以下	トランシット、光波測距儀、下り振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数確認後10本に1本及び変化点	1/1000	
				矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下	トランシット、光波測距儀、下り振り、傾斜計等により測定	施工中適宜打込完了時 (両端部)	10mm 1/1000	
				矢板天端高	±100	レベルにより測定	打込完了時、10本に1本	10mm	全数を目視で確認
				矢板継手部の離脱		観察(水中部は潜水士)	全数		

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

工 事 番 号	工 種	種 別	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準			摘 要
					方 法	密 度	単 位	
292	杭 及 び 矢 板	コンクリート矢板工	矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	スチールテープ 等により測定(天 端付近)	施工中適宜打 込完了時	10mm	
			矢板法線に対する出入	特記による	トランシット、 スチールテープ 等により測定	打込完了時、 20枚に1枚及び 計画法線の変 化点	10mm	全数を目視で確認
			矢板法線に対する傾斜	特記による	トランシット、 下げ振り、傾斜 計等により測定	打込完了時、 20枚に1枚及び 計画法線の変 化点	1／1000	
			矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板1 枚幅未満 2／100以下	トランシット、 下げ振り、傾斜 計等により測定	施工中適宜打 込完了時 (両端部)	10mm 1／1000	
			矢板天端高	+50	レベルにより測 定	打込完了時、 20枚に1枚	10mm	全数を目視で確認
			矢板継手部の離脱		観察(水中部は 潜水士)	全数		
293	控 工	控 工 (腹起し)	取付高さ		レベル等により 測定	取付完了時、 両端(継手 毎)全数	10mm	
			継手位置		観察	取付完了時、 全数		
			ボルトの取付け		観察	取付完了時、 全数		
			矢板と腹起しとの密着 度		観察	タイロッド 毎、全数		

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
294	港湾・漁港	控工	控工 (タイロッド取付)	取付高さ及び水平度		レベル等により測定	締付後両端、全数	10mm	腹起こしに取り付ける場合は不要
				矢板法線に対する取付け角度及び取付間隔		スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	10mm	
				定着ナットの締付け	ねじ山が3つ山以上突き出していること	観察	全数		
				ターンバックルのねじ込み長さ	定着ナットの高さ以上	観察	全数	10mm	
				リングジョイントのコンクリートへの埋込み		観察	全数		
295			控工 (タイワイヤー取付)	支保材の天端高		レベル等により測定	適宜	10mm	
				取付高さ		レベル等により測定	締付後両端、全数	10mm	腹起こしに取り付ける場合は不要
				矢板法線に対する取付け角度及び取付間隔		スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	10mm	
				定着ナットの締付け	ねじ山が3つ山以上突き出していること	観察	全数		
				定着具端部栓の取付け		観察	全数		
				トランペットシースの取付		観察	全数		

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
296	港湾・漁港	ケーソン	ケーソン製作工	高さ	+30 -10	スチールテーパー等により測定	完成時、四隅	10mm	
				幅	+30 -10		各層完成時に中央部及び底板と天端は両端	10mm	
				長さ	+30 -10		各層完成時に中央部及び底板と天端は両端	10mm	
				壁厚	±10		各層完成時、各壁1箇所	10mm	
				底板厚さ	+30 -10		底板完成時、各室中央部1ヶ所	10mm	
				フーチング高さ	+30 -10		底板完成時、四隅	10mm	
				対角線	±50		底板完成時及び完成時	10mm	
				バラスト	砕石・砂±100 コンクリート±50		各室中央部1ヶ所	10mm	投入量管理
297			ケーソン据付工	法線に対する出入	防波堤ケーソン質量 2000t未満±200 2000t以上±300 岸壁ケーソン質量 2000t未満±100 2000t以上±150	トランシット及びスチールテーパー等により測定	据付完了後、両端2ヶ所	10mm	
				据付目地間隔		スチールテーパー等により測定	据付完了後、天端2ヶ所	10mm	
				天端高さ		レベルにより測定	据付完了後、四隅 中詰完了時、四隅	10mm	
				延長		スチールテーパー等により測定	据付完了後、法線上	10mm	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
298	港湾・漁港	ブロック工	ブロック製作 (L型ブロック) (セルラープブロック) (直立消波ブロック) (ブロック(方塊)) (船揚場の張りブロック)	幅、高さ、長さ、壁厚	幅 +20 -10 高さ +20 -10 長さ +20 -10 壁厚 ±10	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数。直立消波ブロック及び根固めに使用するブロックは10個に1個以上測定。	10mm	L型ブロック、直立消波ブロック、セルラープブロック、ブロック(方塊)、船揚場の張りブロック
				対角線		スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数。直立消波ブロック及び根固めに使用するブロックは10個に1個以上測定。	10mm	直立消波ブロック、ブロック(方塊)、船揚場の張りブロック
299			ブロック据付 (L型ブロック) (セルラープブロック) (直立消波ブロック) (ブロック(方塊)) (船揚場の張りブロック)	法線に対する出入	±50 船揚場の張りブロックについては適用しない。	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所(最下段、最上段)	10mm	根固めブロックについては、本体ブロックの管理項目のうち延長のみ適用する。
				隣接ブロックとの間隔	L型ブロック、セルラープブロック50以下 直立消波ブロック、ブロック(方塊)30以下 船揚場の張りブロックは特記による	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所(最下段、最上段)	10mm	
				延長		スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	10mm	
				天端高		レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所(最上段のみ)	10mm	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
300	港湾・漁港	ブロック工	異形ブロック製作	型枠形状寸法		観察	型枠搬入後適宜		
				ブロック外観		観察	全数		
301			異形ブロック据付	天端高					外観的な空白が無く、配置及びかみ合わせが適切で孤立したものが無いよう、所定の個数をもって消波目的を果たすよう据え付ける。
				天端幅					
				天端延長					
302		中詰	中詰工	天端高	砂、石材等 陸上 ±50 水中 ±100 コンクリート 陸上 ±30 水中 ±50	レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定。	1室につき1ヶ所（中心）	10mm	
				締固め		特記による			セル構造物で中詰の締固めを行う場合
303			蓋コンクリート（プレキャスト）（現場打ち）	天端高	陸上 ±30 水中 ±50	レベル、スチールテープ等により測定。	1室につき1ヶ所（中心）	10mm	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
304	港湾・漁港	上部コンクリート工	上部コンクリート工 (防波堤)	天端高又は厚さ	天端幅10m以下の場合は ±20 天端幅10mを越える場合は +50 -20	レベル等により測定	天端面は1スパン4ヶ所以上 パラペット頂部は1スパン2ヶ所以上	10mm	天端高さ又は厚さの管理項目の選定は図面及び特記による。
				天端幅	天端幅10m以下の場合は ±30 天端幅10mを越える場合は +50 -30	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	10mm	
				延長	+は規定しない +0	スチールテープ等により測定	法線上	10mm	
				法線に対する出入	±50	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	10mm	(注) 本体がケーソンの場合 ケーソン質量+2000t未満 ±200 2000t以上 ±300
305			上部コンクリート工 (岸壁) 栈橋上部コンクリート	天端高又は厚さ	±20	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	10mm	天端高さ又は厚さの管理項目の選定は図面及び特記による。
				天端幅	±20	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	10mm	
				延長	+は規定しない +0	スチールテープ等により測定	法線上	10mm	
				法線に対する出入	±30	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	10mm	
				防舷材ベッド		スチールテープ等により測定	スパン毎	10mm	(注) 栈橋上部コンクリートの梁（高さ、幅）、床版厚は型枠検査による。

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
306	港湾・漁港	付属工	係船柱工	天端高	曲柱 ±20 直柱 ±20	レベルにより測定	据付完了時、中心部、全数	10mm	
				岸壁前面に対する出入		トランシット、スチールテープ等により測定	据付完了時、全数	10mm	
				中心間隔		スチールテープ等により測定	据付完了時、各スパン毎中心部、各基	10mm	
				直柱基礎コンクリート (幅) (長さ) (高さ)		スチールテープ等により測定	完成時、全数、天端両端	10mm	基礎杭がある場合は杭及び矢板を適用する。 基礎石については捨石及び均しを適用する。
307			防舷材工			スチールテープ等により測定	完成時、全数、前後面	10mm	
				取付高さ		レベルにより測定	完成時、全数、中心点	10mm	
						レベル及びスチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	10mm	
				中心間隔		スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	10mm	
308			車止め・縁金物工	天端高		レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数	10mm	
				岸壁前面に対する出入	±30	トランシット、スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部を1点	10mm	
				取付間隔		スチールテープ等により測定	上部工1スパンに2ヶ所	10mm	
				塗装		観察			
				警戒色 (シマ模様)		スチールテープ等により測定	完了時適宜		

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
309	港湾・漁港	付属工	防食工 (電防陽極)	取付け位置		目視(承諾された図面より確認) 潜水士による。	取付完了後、全数		
				電位測定	飽和かんこう電極基準 -770mV 海水塩化銀基準 -780mV 又は飽和硫酸銅電極基準 -850mV	測定機器による	取付完了後、測定端子取付箇所毎	1mV	
310		溶接及び切断	現場鋼材溶接工 (アーク溶接)	取付け高さ		レベルにより測定	取付完了後、上端高さ鋼管杭：全数 矢板：1打設3ヶ所以上	10mm	
				形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	特記による	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	1mm	
				ひずみ		観察	全数		
				有害な欠陥の有		観察	適宜		
				溶接部の強度 (引張及び曲げ)	特記による	JIS Z 3121, 3131等公的機関の試験成績により確認	特記による	9.8N/mm ³	
				非破壊試験	特記による	JIS Z 3104放射線透過試験の他、特記による。	特記による		
					特記による	カラーチェック	特記による		

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
311	港湾・漁港	溶接及び切断	現場鋼材溶接工 (水中溶接)	形状寸法 (のど厚、脚長、溶接 長等)	特記による	スチールテー プ、ノギス、溶 接ゲージ等によ り測定	適宜	1mm 溶接長は10mm	
				外 観		潜水士による観 察	全数		
312			現場鋼材切断工 (ガス切断)	形状寸法	特記による	スチールテーブ 等により測定	全数	1mm	
				外 観		潜水士による観 察	全数		
313			現場鋼材切断工 (水中切断)	形状寸法	特記による	スチールテーブ 等により測定	全数	1mm	
				外 観		潜水士による観 察	全数		

出来形管理基準及び規格値 漁場

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準			測定箇所
						方法	密度	単位	
314	漁場	魚礁工	単体魚礁ブロック製作	型枠形状寸法		観察	型枠搬入後適宜		漁礁メーカー貸与型枠以外による場合は、299ブロック製作を適用
				ブロック外観		観察	全数		
				沈設位置	特記仕様書による	GNSS及びD-GNSS等により測定	全数	緯度経度 公共座標	
315			魚礁ブロック沈設	出来形（高さ、延長、幅）	特記仕様書による	音響測探器等により測定	ゾーンや乱積み配置は、中心点から8方位を測定。 計画配置の場合は、特記仕様書による。	100mm	
316			コンクリート部材組立	幅、高さ、長さ	+10×(部材連数) -5×(部材連数)	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1mm	
				ボルトの取付け		観察	全箇所		
				ボルトの締付け	特記仕様書による	トルクレンチ等による	特記仕様書による		

出来形管理基準及び規格値 漁場

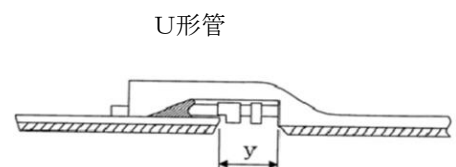
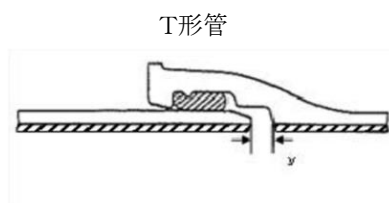
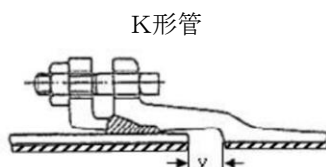
番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準			測 定 箇 所
						方法	密度	単位	
317	漁場	魚礁工	化学系部材組立	幅、高さ、長さ	特記仕様書による	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1mm	
				接続帯の取付け		観察	接続終了時、全箇所		
				幅	+30 -10	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1mm	
318			鋼製部材組立	高さ	+30 -10			1mm	ボルト止めの溶接長は、(隙間腐食防止のため) 不要
				長さ	+30 -10			1mm	
				(溶接状況) 形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長)	特記仕様書による	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	特記仕様書による	1mm	
				有害な欠陥の有無		観察	全数		
319			重錘コンクリート製作	非破壊試験	特記仕様書による	JIS Z3104放射線透過試験の他、特記仕様書による	特記仕様書による		10mm
					特記仕様書による	カラーチェック	特記仕様書による		
				幅	+30 -10				
				高さ	+30 -10	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定		
319				長さ	+30 -10				

別表ア 管水路(ダクトイル鋳鉄管)ジョイント間隔規格値

(単位:mm)

規 格	JIS G 5526・5527 及びJDPA G 1027		JIS G 5526・5527 及びJDPA G 1027・1029		JIS G 5526・5527 及びJDPA G 1029	
	K形		T形(直管)		U形	
呼び径(mm)	規格値		規格値		標準値	規格値
75	+19	0	+16	0	—	—
100	+19	0	+16	0	—	—
150	+19	0	+16	0	—	—
200	+19	0	+14	0	—	—
250	+19	0	+14	0	—	—
300	+19	0	+24	0	—	—
350	+31	0	+24	0	—	—
400	+31	0	+24	0	—	—
450	+31	0	+24	0	—	—
500	+31	0	+30	0	—	—
600	+31	0	+30	0	—	—
700	+31	0	+30	0	105	+32 -5
800	+31	0	+30	0	105	+32 -5
900	+31	0	+40	0	105	+32 -5
1,000	+36	0	+40	0	105	+33 -5
1,100	+36	0	+40	0	105	+33 -5
1,200	+36	0	+50	0	105	+33 -5
1,350	+36	0	+50	0	105	+35 -5
1,500	+36	0	+60	0	105	+35 -5
1,600	+40	0	+70	0	115	+33 -5
1,650	+45	0	+70	0	115	+33 -5
1,800	+45	0	+80	0	115	+33 -5
2,000	+50	0	+90	0	115	+36 -5
2,100	+55	0	—	—	115	+36 -5
2,200	+55	0	—	—	115	+36 -5
2,400	+60	0	—	—	115	+36 -5
2,600	+70	0	—	—	130	+36 -5

- 注) 1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外側から確認してよい。また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
- なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
3. ダクトイル鋳鉄管のうちU形管の標準値はy寸法である。
4. ダクトイル鋳鉄管のうち、K形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は下図のy寸法である。
- yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。
5. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値は標準値に対する値を示している。



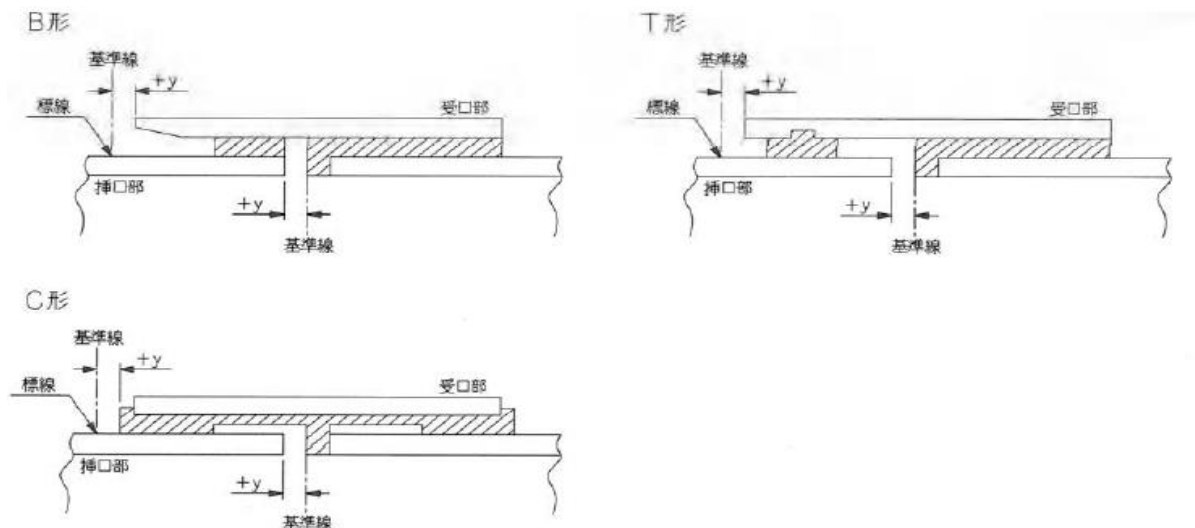
別表イ 管水路(強化プラスチック複合管)ジョイント間隔規格値

(単位:mm)

規 格	JISA 5350		
	B 形、C 形 及 び T 形		
	標準値	規格値	
呼び径(mm)		良 質 地 盤	軟 弱 地 盤
200	0	+33	+22
250	0	+33	+22
300	0	+38	+25
350	0	+38	+25
400	0	+43	+28
450	0	+43	+28
500	0	+53	+35
600	0	+53	+35
700	0	+53	+35
800	0	+53	+35
900	0	+53	+35
1,000	0	+53	+35
1,100	0	+53	+35
1,200	0	+53	+35
1,350	0	+53	+35
1,500	0	+53	+35
1,650	0	+80	+53
1,800	0	+80	+53
2,000	0	+95	+63
2,200	0	+95	+63
2,400	0	+113	+75
2,600	0	+113	+75
2,800	0	+128	+85
3,000	0	+128	+85

注)

1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
2. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は管の外側から確認してよい。
また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
なお、「埋戻し後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻し完了時点とする。
3. 継手部の標準断面は下記のとおりであり、標準値はy寸法である。なお、基準線に対し抜け出し側を(+)とする。
4. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。



「多自然川づくり施工管理基準（案）」の要点及び運用について

多自然川づくりの特徴として“目的物の形状より機能”が優先することがあり、また“現場での創意・工夫など柔軟な対応”が必要になることが多い。したがって、多自然川型づくりの趣旨に沿った施工を行うためには、このような特徴を生かせるような施工管理を行う必要がある。

そこで、九州地方整備局管内の多自然川づくりの思想を踏まえて施工管理上の課題を抽出し、現行の施工管理基準のうち、とくに“出来形管理”について見直すべき事項を検討したうえで、その結果を別紙に取りまとめた。

当面、これにより運用を行い、現場からの意見を踏まえたうえで、さらに見直しを加えていきたい。

今回の「多自然川づくり施工管理基準（案）」の特徴は、主に次のような点である。

□施工管理の方法は、従来の出来形管理に加えて「機能管理」を導入し、目的物（工法・材料）に応じて両者を使い分けることとした。すなわち出来形管理が必要な部分（治水上守るべき部分など）と、機能管理を行う部分（出来形を問わない部分）を区別して管理を行うものとした。

□出来形管理については従来「規格値」として管理していたが、多自然川づくりにおいては現場状況により異なるため、「目標値」として取り扱うものとした。なお、目標値は現行の上下限（±）の範囲をやや広くして新たに定めた。

□機能管理はチェックシート方式で行うものとした。チェック項目は工法により異なるため、工法ごとに具体的なチェック項目を抽出し、基準のなかに「雛形（参考例）」を掲載した。これを参考に、必要に応じて工事ごとにアレンジして用いるものとした。

□九州地方整備局で平成20年度より運用する「川づくりに関する設計図書の作成要領第2次案」との整合を図った。すなわち、川づくりの目標を記載した「完成予想図」及び目的物の機能、使用材料、施工方法、注意点などを記載した「施工要領図」などの設計図面に対する施工管理が可能な基準とした。

□多自然川づくりでは、施工管理方法が従来の土木工事と異なるとともに、施工の進め方についても従来とは異なる配慮が必要となるので、川づくりの計画から設計、施工に至るまでの標準的な進め方をフローチャートで示した。

1 多自然川づくりの施工管理方法の区分

多自然川づくりでは、各種工法の目的とする機能により施工管理の方法が異なると思われる。

現在よく実施されている工法について、工法の目的・機能を考慮して、管理すべき内容と方法を次のとおり整理した。運用にあたっては**出来形目標値による管理と機能管理を必要に応じて使い分ける**ものとする。

表－1 工法別の施工管理方法の区分（案）

工法名	管理方法の区分		備考
	出来形目標値管理	機能管理	
水制工	高さ、長さ、間隔、石の大きさなど治水上確保すべき主要項目のみ	石の積み方、空隙の有無、根入れなど	
覆 土	必要に応じた最小厚・勾配など	材料及び仕上がり状況など	
捨 石 (根固め含む)	天端高などフィックスポイントとなる高さ、敷設幅の最小幅	石の置き方、空隙の有無など	
カゴエ (カゴマット含む)	カゴの厚さ、敷設幅など	石の詰め方、平面形の工夫など	
柵 工	木杭の径、長さ、中詰め石の大きさなど	材料の連結、根入れなど	
柳枝工	—	ヤナギのさし方間隔の適否、挿し木の時期など	
巨石工 空石張工	石の大きさなど	石の向き、すわり、間隔など	
河道掘削 (陸上部)	高水敷の高さ、堤防法尻からのはなれなど	掘削後の地形のアンジュレーションの工夫など	
河道掘削 (水中部)	目標とする流下能力を確保する横断形状の基準高など	水際の凹凸、水深の変化など	
分散型落差工	石の大きさ、高さなど	石の置き方、積み方、水際部のアーチ構造、水の流れなど	
その他の工法	高さ、長さ、間隔、石の大きさなど治水上確保すべき主要項目のみ	高さ、長さ、間隔、石の大きさなど治水上確保すべき主要項目のみ	

注：出来形目標値及び機能管理の内容については、別紙表－2 及び第2節に具体的に記述

表-2(1) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

(単位:記載が無いものはmm)

工 種	測 定 項 目	目標値(※注1)	測定基準	測 定 箇 所
水 制 工	設置基数 n	±0基	1基ごと	
	フィックスポイントの高さH (先端部・脚部)	±200		
	根入れ深さ h	-200		
	水制の長さ ℓ	±0.05ℓ		
	水制の中心間隔 L	±1,000		
	材料(石) の大きさ (※注2)	下-20% -20% -0		
覆 土	覆土の最小厚 t (但し、必要な場合のみ)	-200	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m (又 は50m) 以下 のものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	平均勾配 1 : n (同上)	-20%		
捨 石 (根固め含む)	フィックスポイントの高さH (天端高など)	±200	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m (又 は50m) 以下 のものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	設置幅B	±300		
	石の大きさφ	(※注2) 水制に同じ		

※注1: 出来形管理については、従来「規格値」として管理していたが、多自然型川づくりにおいては現場状況により異なるため「目標値」として取り扱うものとする。
 ※注2: 石の大きさの指定は、径で指定する場合、重さで指定する場合があり、範囲も～程度、～以上、○～○など、様々である。(実績も様々なケースが見られる)

表一2(2) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

(単位:記載が無いものはmm)

工 種	測 定 項 目	目標値(※注1)	測定基準	測 定 箇 所
カゴマット	中詰め石の厚さ t'	-0.2 t (t:カゴの設計厚)	施工延長40m (測点間隔25m) の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	法長 ℓ ($=\ell_1 + \ell_2 + \ell_3$)	-200		
	法長 L	-200		
	高さ h	-100		
布団カゴ	中詰め石の厚さ t'	-0.2 t (t:カゴの設計厚)	施工延長40m (測点間隔25m) の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	法長 ℓ ($=\ell_1 + \ell_2 + \ell_3 + \dots = \Sigma \ell$)	-200		
	法長 L	-200		
	高さ h	-100		
柵	木杭の径 ϕ	-20	施工延長40m (測点間隔25m) の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	木杭の長さ ℓ 、間隔 L	-100		
	木杭の設置高さ h	±0.2 h		

※注1: 出来形管理については、従来「規格値」として管理していたが、多自然川づくりにおいては現状況により異なるため「目標値」として取り扱うものとする。

※注2: 石の大きさの指定は、径で指定する場合、重さで指定する場合があり、範囲も～程度、～以上、○～○など、様々なケースが見られる。

表一2(3) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

(単位:記載が無いものはmm)

工 種	測 定 項 目	目標値(※注1)	測定基準	測 定 箇 所
柳 枝 工	(必要なし～機能検査のみ)			
巨 石 工 空 石 張 工	石の大きさφ	(※注2) 水制に同じ	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、又 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	フィックスポイントの高さH、根入れh (ただし護岸として用いる場合のみ)	±200		
そ の 他 の 工 法	治水または環境機能上、必要と認められる箇 所のみ出来形を管理する。			

※注1: 出来形管理については、従来「規格値」として管理していたが、多自然型川づくりにおいては現場状況により異なるため「目標値」として取り扱うものとする。

※注2: 石の大きさの指定は、径で指定する場合、重さで指定する場合があり、範囲も～程度、～以上、○～○など、様々なケースが見られる。

表一2(4) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

編	章	節	校 条	工 種	測 定 項 目	目 標 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
1	共通編	2	土 工	3	河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2		
				①河道掘削 (陸上部)	変化高	±100	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1箇所	
				②河道掘削 (水中部)	変化高	±200	延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所	

※掘削量については、適切な方法で管理すること。

2 機能管理の内容

自然素材を用いた工法など、出来形管理になじまないような工法については、工法の機能を満足しているかによって管理を行う方が適切である。対象となる工種としては、**水制工、木杭を用いた柵工、柳技工、植物護岸、覆土、河道掘削（陸上部・水中部）**などが考えられる。

機能管理については、チェックシート方式で行うものとし、対象となる工法ごとに事前に具体的なチェック項目を抽出しておくものとする。

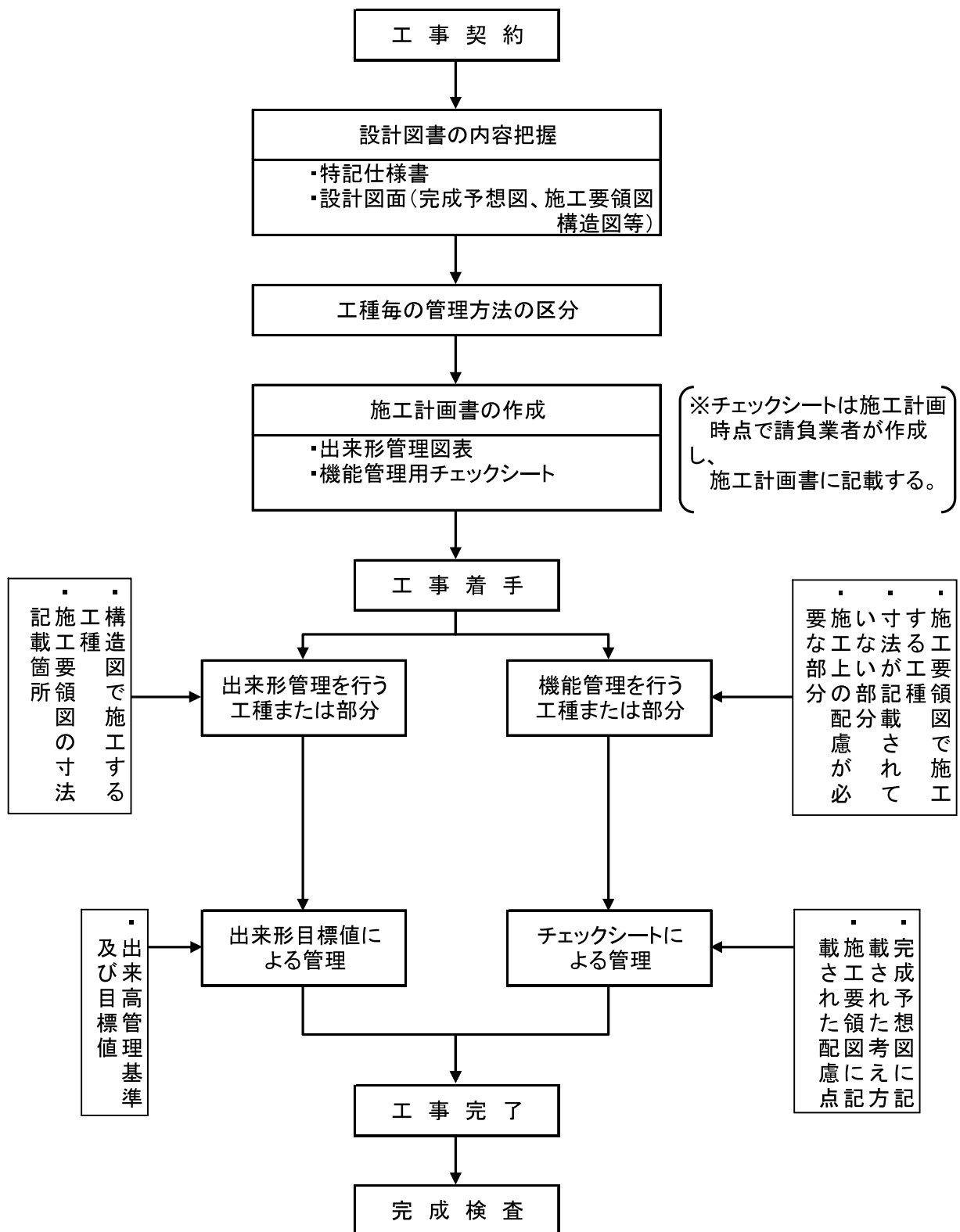
ただし、同じ工法でも、川づくりの目的、あるいは用いる場所により、必要な機能が異なる場合が考えられるので、チェックシートの作成にあたっては、次のような点に配慮するものとする。

機能管理用チェックシート作成の留意点	
(2) チェック項目は、施工方法や施工上の配慮に関することが多くなる。これらは、設計図書（計画・完成・施工程度図）等に記載されているので、これらに	
(3) 治水を守るべき高さ、寸法などについては、従来どおりの出来形管理を行う	

以上の考え方にもとづいて、機能管理用のチェックシートの「作成例」を示すと、表－3のとおりである。

なお、表－3はあくまでも一例であり、**同じ工種でも現場条件などによりチェックポイントは異なる**ので、川づくりの目標と現場の条件を踏まえた上で、**不要な項目は除き、また、これ以上に必要な項目があれば適宜加える**ものとする。

機能管理を取り入れた場合の、多自然川づくりの工事の流れは図－1のようなものになると思われる。



図ー1 多自然川づくり工事の流れ

表－３（１）機能管理用のチェックシート（例）

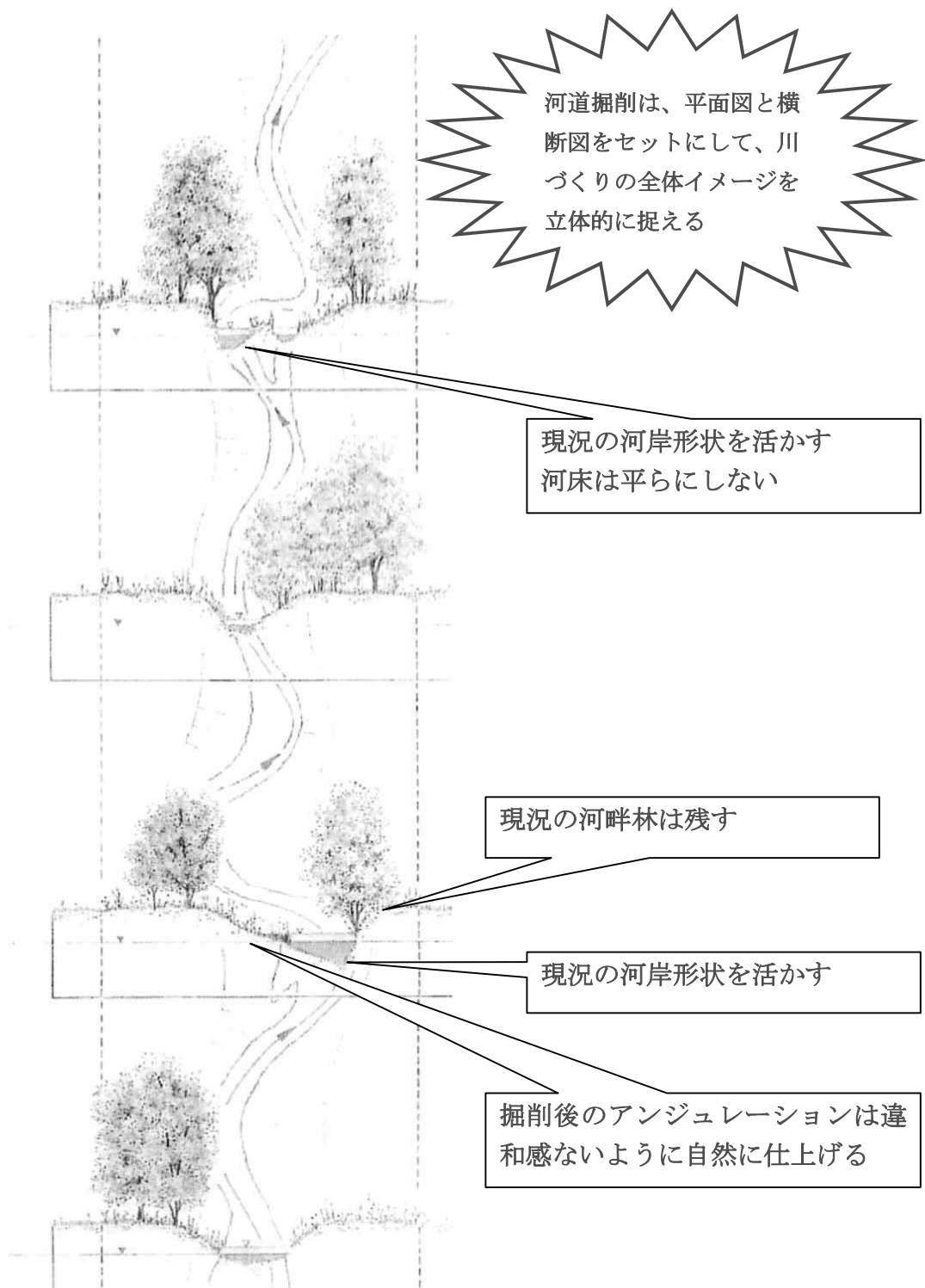
工種	チェック項目	備考
石組み水制工	☐ 水制の方向は流れに対して適切か ☐ 石の積み方は安定する積み方となっているか （平積みでなく、落とし積みとなっているか） ☐ 投石の地盤への根入れが確保されているか ☐ 石のすわりは良いか（不安定な石はないか） ☐ 石が立っていないか ☐ 空隙が適切に確保されているか ☐ 天端の石が「顎だし」状になっていないか ☐ 根石の向きは流れに対して適切か （流心または上流に向かって面が下がるような向き） ☐ 角の部分を形とらず丸みを付けて自然に仕上げているか ☐ 全体的な景観が人工的になりすぎていないか ☐ ……	参考文献 「多自然川づくり施工ハンドブック〔石積み・基本編〕」
覆土	☐ 現地発生土を用いているか ☐ 自然な起状を持たせているか ☐ 法面を整形しすぎていないか ☐ 法面を締固めていないか ☐ 水制先端部の根入れは深くなっているか	参考文献 「多自然川づくり施工ハンドブック〔一般次項編〕」 ☐ 表土敷厚 20～40 cm 程度 ☐ 時期は冬から春先
捨石	☐ 石のすわりは良いか（不安定な石はないか） ☐ 石が立っていないか ☐ 空隙が適切に確保されているか ☐ 全体的な景観が人工的になりすぎてないか	
カゴ工（カゴマット・布団カゴ等）	☐ カゴ材を傷つけていないか、また大きな変形はないか ☐ 中詰め石は大きな空隙がないように施工しているか ☐ 親水上の危険性はないか ☐ カゴ間の連結は十分であるか ☐ 中詰め石の大きさはカゴの厚さに対して適切か ☐ 水際が、直線になっていないか ☐ 水際に接する石は角張ってないか ☐ 表面に現地の表土を利用した覆土を行っているか	

表－３（２）機能管理用のチェックシート（例）

工種	チェック項目	備考
柵工	☐ 耐久性のある木材を使用しているか ☐ 水面上に出ている部分が多すぎないか（腐食） ☐ 杭は十分な根入れを取っているか（洗掘に対して） ☐ 横木の連結は十分であるか ☐ 流れ方向に対して元口（丸太）の位置が適当か	「多自然施工ハンドブック〔一般次項編〕」を参照
柳枝工	☐ ヤナギの種類は郷土種を用いているか ☐ 低木性の種類であるか ☐ 挿し木の根入れ部分は十分あるか ☐ 施工時期は適切か（晩秋から冬期の間） ☐ ……	
巨石工	☐ 水の流れを目的どおりコントロールしているか ☐ ……	
分散型落差工	☐ 構想の水際線形をアーチ状に描いているか ☐ 石のすわりは良いか（不安定な石はないか） ☐ 石が立っていないか ☐ 石の向きは流れに対して適切か （流心または上流に向かって面が下がるような向き） ☐ 石の配置（景観）が人工的になりすぎているか ☐ 配置間隔は適切か（規則的すぎないか）	
河道掘削 （陸上部）	☐ 標準断面で画一的に整備していないか ☐ 掘削後の地形のアンジュレーションに違和感がないか ☐ 河川敷地の広い所では、川の多様性が回復するような工夫を行っているか ☐ 上下流を見て違和感がないか	
河道掘削 （水中部）	☐ 川底を平らにしていないか ☐ 瀬や淵等を形成している川の中の石を保全しているか ☐ 水際の凹凸を考慮しているか ☐ 水深に変化がついているか ☐ 現況の河岸形状を活かしているか ☐ 上下流を見て違和感がないか	

河道掘削施工要領参考図

別図－1

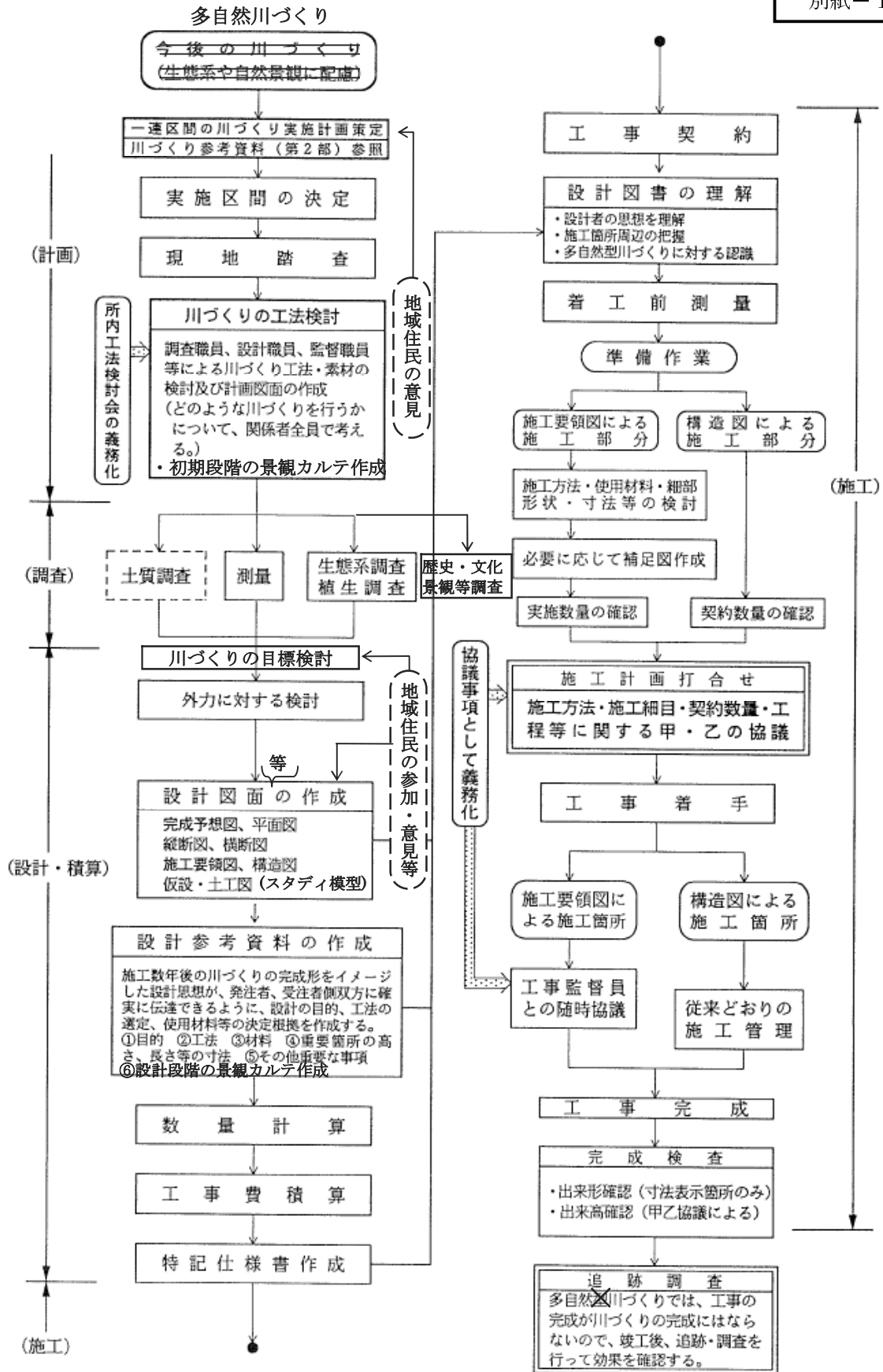


3 多自然川づくりの進め方

多自然川づくりでは、前述のように工事の管理方法が従来の土木工事とことなるとともに、施工の進め方についても従来とは異なる配慮が必要となる。

特に、工事着手前の施工計画打合せや、施工中における監督職員と施工業者との随時協議の重要性が従来以上に大きくなるので、下記のようなことに留意して図－２のフローに示すような進め方を行うものとする。

① 施工要領図で示した部分（又は全線）に於ては、先導条件を踏まえたうえで、
② 右表に添って、施工計画を準備図書を作成する。
監理浦終会を活用して施工中に随時、設計コンサルタント、設計積算担当課、監
督職員と施工業者との協議を義務化する。



第 4 編 品 質 管 理

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
I	コンクリート二次製品	工場	無筋コンクリート管及び鉄筋コンクリート管	JIS A 5371 JIS A 5372		300本	(1) JIS製品 JISマーク表示の製品については、JISマーク表示状態の写真撮影を行うことで試験を省略できる。 JISマーク表示が確認できない製品については、個数の試験(測定)基準以下の場合には、製造業者の実施しているJISに品質管理の工場報告書により確認するものとし、基準以上の場合は、基準数又はその端数ごとに、工場における強度試験に立会うものとする。 試験(測定)項目、方法等は種類により異なり複雑であるので、必要なJISは前もって充分調べておく必要がある。 (2) JIS同等品 前項に準ずる。 (3) JIS外製品 別に定める規格により実施するものとする。 ただし、定めのないものは、類似のJIS製品の品質管理の規定を準用する。	
			遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)	JIS A 5372		直 管 φ150～350 500本 φ400～1,000 200本 φ1,100～1,800 150本 φ2,000～2,400 130本 φ2,600～3,000 100本 異形管 T字管、Y字管、短管 100本 曲管、支管 50本		
			遠心力鉄筋コンクリート杭	JIS A 5372		200本		
			プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭)	JIS A 5373		外 径 300～400 1,000本 450～600 700本 700～1,200 500本		
			コンクリート矢板	JIS A 5372 JIS A 5373		1,000枚	(管理方式) 測定した結果が20 点以上の場合は管理図表による。 20 点未満の場合は結果一覧表による。	
			鉄筋コンクリートフリューム及び鉄筋コンクリートベンチフリューム	JIS A 5372		500個	(処置) (1)メーカーの報告書による場合は内容チェックをし、疑問があれば立会検査をする。 (2) 不合格になった材料は、使用してはならない。	
			鉄筋コンクリート組立土止め	JIS A 5372		1,000個		
			鉄筋コンクリートU形 (U字溝)	JIS A 5372		1,000個		
			道路用鉄筋コンクリート側溝	JIS A 5372		1,000個		
			舗装用コンクリート平板	JIS A 5371		2,000枚		
			コンクリート境界ブロック (地先境界及び歩車道境界)	JIS A 5371		1,000個		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工 種	種 別	区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 時 期 ・ 頻 度	摘 要	成績表等による確認
1 コンクリート二次製品	工 場	必 須	コンクリートL形及び鉄筋コンクリートL形	JIS A 5371 JIS A 5372		1,000個	※前ページに同じ。	
			組合せ暗渠ブロック	JIS A 5372		1,000個		
			コンクリート積みブロック	JIS A 5371		1,000個		
			建築用コンクリートブロック	JIS A 5406		1,000個		
	現 場	必 須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと		全数	現場へ搬入の都度
2 鋼材関係	工 場	必 須	鋼管杭	JIS A 5525		寸法、外観、化学成分及び強度試験	(1) JIS製品 製造会社の品質試験結果(ミルシート)で確認をする。 (2) JIS外製品 同一形状寸法で10～50tまでは10 tごとに2本、50tを超える場合は50毎に2本の割合で試験を行うものとする。 ただし、10t未満の場合は製造会社の品質試験結果で確認する。	
			H形鋼杭	JIS A 5526		寸法、外観、化学成分及び強度試験		
			熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528		寸法、外観、化学成分及び強度試験		
			一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101		寸法、外観、化学成分及び強度試験		
			再生鋼材	JIS G 3111		寸法、外観、及び引張曲げ強度試験		
			鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112		寸法、外観、及び引張曲げ強度試験		
	現 場	必 須					現場へ搬入の都度、外観、形状については全数を確認する。(有害な歪、傷のないこと)	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
3 その他の製品	工場	必須	ダクタイル鑄鉄管	JIS G 5526	JIS G 5526	φ 75～300 200本 φ 350～600 100本 φ 700～1,000 50本 φ 1,100～2,600 25本	(1) JIS製品 標準ロット数以下の場合、製造業者の実施しているJISによる品質管理の工場報告書により確認するものとし、標準ロット数以上の場合は、ロット数、又はその端数毎に、工場における強度試験に、立会うものとする。 ただし、現場へ搬入の都度、外観、形状については全数を、寸法(又は重量)については、100個、又はその端数毎に、1個を抽出して再検査するものとする。	
			ダクタイル鑄鉄異形管	JIS G 5527	JIS G 5527			
			ダクタイル鑄鉄直管 ダクタイル鑄鉄異形管 ダクタイル鑄鉄管継手 (農業用水用)	JDPAG 1027	JDPAG 1027		試験(測定)項目、方法等は種類により異なり複雑であるので、必要なJISは前もって充分調べておく必要がある。 (2) JIS同等品 前項に準ずる。 (3) JIS外製品 別に定める規格により実施するものとする。	
			硬質塩化ビニル管	JIS K 6741	JIS K 6741	1,000本	ただし、定めのないものは、類似のJIS製品の品質管理の規定を準用する。 (管理方式) 測定した結果が20点以上の場合は管理図表による。 20点未満の場合は結果一覧表による。	
			水道用硬質塩化ビニル管	JIS K 6742	JIS K 6742	1,000本		
現場	必須	必須	強化プラスチック複合管	JIS A 5350	JIS A 5350	200本	(処置) (1)メーカーの報告書による場合は内容チェックをし、疑問があれば立会検査をする。 (2) 不合格になった材料は、使用してはならない。 現場へ搬入の都度、外観、形状については全数を確認する。(有害な角欠け、傷のないこと)	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
4 コンクリート	材 料	必 須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付、国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	※転圧コンクリートは適用外。	○
		必 須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値:50秒	当初	※転圧コンクリートに適用。	
		必 須	マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率:96%	当初	※転圧コンクリートに適用。	
		必 須	ランマー突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率:97%	当初	※転圧コンクリートに適用。	
		必 須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	※転圧コンクリートに適用 含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむをえずおこなえない場合に適用する。 なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。	
	そ の 他	必 須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回／日(午前・午後)で、3本1組／回。	※転圧コンクリートに適用。	◎
		そ の 他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		
				JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表 3.3.20 粗骨材表 3.3.22	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回／日。	※転圧コンクリートに適用。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
4 コンクリート	材 料	そ の 他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂・砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材－第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材－第2部:フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材－第3部:銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材－第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材－第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	◎
				JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による	工事開始前、材料の変更時	※転圧コンクリートに適用。	◎
				JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		◎
				JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	※転圧コンクリートに適用。	◎
	そ の 他		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		◎

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
4 コンクリート	材料	その他		JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時	※転圧コンクリートに適用。	◎
		その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 ※転圧コンクリート 工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	◎
		その他	モルタル圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上			○
	その他	その他	骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	細骨材 1.0%以下 粗骨材 0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 ※転圧コンクリート 工事開始前、材料の変更時	※転圧コンクリート 観察で問題なければ省略できる	◎
		その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A1122 JIS A5005	細骨材 10%以下 粗骨材 12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 ※転圧コンクリート 工事開始前、材料の変更時	寒冷地での凍結のおそれのある地点に適用する。	◎
	その他	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
4 コンクリート	材 料	そ の 他	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
		そ の 他	セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210(ポルトランドセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	※転圧コンクリートは適用外。	○
		そ の 他	セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	※転圧コンクリートは適用外。	○
		そ の 他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道以外の水の場合 JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量:2g／1以下 溶解性蒸発残留物の量:1g／1以下 塩化物イオン量:200mg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
プ ラ ン ト	そ の 他	そ の 他	計量設備の計量精度	回収水の場合 JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量:200mg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
					水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和剤:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
4	コンクリート	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度偏差率:7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前、工事中1回以上／12か月。	小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
				連続ミキサの場合:土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前、工事中1回以上／12か月。		
		その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回／日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回／日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		その他	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回／日。	※転圧コンクリートに適用。	○

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
4	コンクリート	施工	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することが出来る。 (1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023.503-2023)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、枕梁(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) ※転圧コンクリートは適用外。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
4	コンクリート	施工	単位水量測定	「レディミックスコンクリート単位水量測定要領(案)」の送付について(平成16年3月8日事務連絡)	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することが出来る。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 ※転圧コンクリートは適用外。	
		必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上 8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷下ろし時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回、及び荷下ろし時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、涵渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) ※転圧コンクリートは適用外。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
4	コンクリート	施工	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は3個の供試体の試験値の平均値)	- 荷下ろし時または、工事用出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回 - なお、テストピースの採取は、1回につき6個(σ 7…3個、σ 28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ 3)を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	◎
	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷下ろし時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回、及び荷下ろし時に品質変化が認められたとき。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) ※転圧コンクリートは適用外。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
4 コンクリート	施工	必須	マッシュャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	※転圧コンクリートに適用。	
		必須	ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	※転圧コンクリートに適用。	
		必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわらなければならない。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。 2回/日(午前・午後)以上	※転圧コンクリートに適用。	◎
		必須	温度測定	温度計による。			※転圧コンクリートに適用。	
		必須	現場密度の測定	R1水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回(横断方向に3箇所)	※転圧コンクリートに適用。	
		必須	コアによる密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定	※転圧コンクリートに適用。	
		必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	※転圧コンクリートに適用。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
4 コンクリート	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。	※転圧コンクリートは適用外。	◎
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	※転圧コンクリートは適用外。	◎
		その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	※転圧コンクリートは適用外。	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケール等による測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く)、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(ただし、いずれの工種についてもPCは除く)及び高さが3m以上の堰、水門、樋門を対象とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング、底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。 ※転圧コンクリートは適用外。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
4	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルは1打設部分を単位とし、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。 又、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰、水門、樋門を対象。(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレキャストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合はコアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。 ※転圧コンクリートは適用外。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コアの採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議する。 ※転圧コンクリートは適用外。	◎
		その他	配筋状況及びかぶり	非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領	同左	同左	同左	
		その他	強度測定	微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領	同左	同左	同左	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
5 土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 ※道路土工 当初及び土質の変化した時(材料が岩砕 の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。	監督員との協議の上で、(再)転 圧を行うものとする。	
		必須	CBR試験 (路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)	※道路工事に適用。	
	その他	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
	その他	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の液性限界・塑性 性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
	その他	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。 ※道路土工のみ:当初及び土質の変化した 時。		
		その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説「第一回改訂版」	設計図書による。	必要に応じて。 ※道路土工のみ:当初及び土質の変化した 時。		

成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
5 土工	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。 ※道路土工のみ：当初及び土質の変化した		
		その他	土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説「第一回改訂版」	設計図書による。	必要に応じて。 ※道路土工のみ：当初及び土質の変化した		
		その他	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。 ※道路土工のみ：当初及び土質の変化した		
		必須	現場密度の測定 【河川土工】 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 鋪装調査・試験法便覧 [4]-256突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $\leq 50\%$)】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土(50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、1,000 m^3 に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				</				

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
5	土工	施工	現場密度の測定 【海岸土工】 【砂防土工】 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法 便覧「4J-256突砂法」	最大乾燥密度の85%以上。 または設計図書に示された値。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、 「R」計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1,000㎡未満:10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
5	土工	施工	現場密度の測定 【道路土工】	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法 便覧 [4]-256突砂法	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ 。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、 $1,000\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、 $5,000\text{m}^3$ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、 500m^3 につき1回の割合で行う。ただし、 $1,500\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、 「R」計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は $1,500\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が $2,000\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m^2 未満: 5点 ・ 500m^2 以上 $1,000\text{m}^2$ 未満: 10点 ・ $1,000\text{m}^2$ 以上 $2,000\text{m}^2$ 未満: 15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
5	土工	施工	現場密度の測定【道路土工】	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		必須	ブルフローリング ※右記試験方法(2種類のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法 便覧[4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	※道路工事に適用。 ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
		その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法 便覧[1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施 (例)トラフィカビリティが悪いとき。		
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割合で行う。	※道路工事に適用。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
		その他	現場CBR試験 (土木)	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。	※道路工事に適用。 (土木に適用)	
		その他	現場CBR試験 (農業土木)	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長200mごとに行うものとし、試験箇所は3地点以上を標準とする。	※道路工事に適用。 (農業土木に適用)	
		その他	CBR試験 (森林土木)	JIS A 1222	設計図書による。	延長200mごとに行うものとし、試験採取は3地点以上を標準とする。	※道路工事に適用。 (森林土木に適用)	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
5 土工	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000 m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000 m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500 m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	※道路工事に適用。	
		その他	たわみ量	舗装調査・試験法 便覧[1]-284 (ベンゲルマン・ム)	設計図書による。	ブルフローリングでの不良箇所について実施	※道路工事に適用。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
6 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)、コンクリート杭、H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査(鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む))	JIS A 5525	円周溶接部の目違い、 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを越え2000mm以下：許容値4mm以下		•外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$2\text{mm} \times \pi$以下とする。 •外径700mm以上1016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$3\text{mm} \times \pi$以下とする。 •外径1016mmを越え2000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$4\text{mm} \times \pi$以下とする。	
		必須	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所を実施。ただし、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた日本非破壊検査協会(浸透検査)の認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所につき1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所につき1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
		その他	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所につき1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所につき1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
	その他	その他	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	供試体の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
		その他	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した5φ×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値:20N/mm ²	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
7	基礎工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定められた方法を満足していること。		中掘り杭工法(セメントミルク噴出攪拌方式)、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値(オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と比較して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	
8	場所杭工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による。		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の震度を比較して把握する。	
9	既製杭工(中掘杭コンクリート打設方式)	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による。		泥分の沈殿や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜まることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再度確認し、必要に応じて再処理する。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
10 吹付工	材 料	必 須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		そ の 他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5201	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		◎
		そ の 他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5201	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材ー第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材ー第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材ー第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材ー第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材ー第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	◎
		そ の 他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		◎

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
10 吹付工	材 料	そ の 他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。 濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
		そ の 他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
		そ の 他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
		そ の 他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
		そ の 他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
		そ の 他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
10 吹付工	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合: JIS A 5308附属書 JC	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200mg/l以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308附属書 JC	塩化物イオン量:200mg/l以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	プレート	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		必須	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材 :±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
10 吹付工	ブラント	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率： 0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率： 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、パッチミキサの場合の項目を参照	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
10 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規格JSCE F561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。 ※現場吹付法枠工法枠工の場合 設計図書による ・参考値: 18N/mm ² 以上 (材齢28日)	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。 ※現場吹付法枠工法枠工の場合 1回に6本(σ 7…3本、σ 28…3本)とする。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができ、1工種当たりの総使用料が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	◎
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分けて行う場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができ、1工種当たりの総使用料が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種については、コンクリートの圧縮強度試験の項目を参照	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
10 吹付工	施工	その他	スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20m³～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができ、1工種当たりの総使用料が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、コンクリートの圧縮強度試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20m³～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができ、1工種当たりの総使用料が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、コンクリートの圧縮強度試験の項目を参照	
	その他	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。	※現場吹付法砕工に適用。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
11 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
		必須	外観検査(ストリップ・銅製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		
		必須	コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		○
	施工	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。		
		必須	現場密度の測定	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 鋪装調査・試験法 便覧[4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A1210) C・D・E法)。 または、設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。 ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インデグラアルバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
11 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定	または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1 管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満:10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っているものが存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工管理を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m²を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.③品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
12 路床工 Fe石灰処理工	材料	必須	CBR試験 (配合試験)	Fe石灰工法試験 ・自然含水比で行う ・突固め回数 5層20回 ・水浸温度 23℃ ・載荷荷重 10kg	水浸4日後の標準CBR100%以上	工事規模が以下のような場合及び、土質が変化したとき。 施工面積 10,000㎡未満 1回/1工事 10,000～15,000㎡未満 2回/1工事 15,000～20,000㎡未満 3回/1工事	施工前の材料確認 ※Fe石灰工法の配合設計は本工法を熟知した「Fe石灰技術研究所」に実施させ、試験資料の提出を求めるものとする。	○
		必須	CBR試験 (管理試験)	Fe石灰工法試験 ・含水比は配合試験時の±20%の範囲で行う ・突固め回数 5層20回 ・水浸温度 23℃ ・載荷荷重 10kg		施工面積 5,000㎡未満 1回/1,000㎡ 5,000～15,000㎡未満 1回/1,500㎡ 15,000～20,000㎡未満 1回/2,000㎡ なお、1回当たりの試験は突固め直後、水浸4日後、水浸7日後、水浸14日後	※Fe石灰工法の配合設計は本工法を熟知した「Fe石灰技術研究所」に実施させ、試験資料の提出を求めるものとする。	
		必須	現場密度の測定	砂置換法 (JIS A 1214)	締固め度 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 基準密度は、配合試験時の適正強度 (CBR値)を満足した乾燥密度とする。	1000㎡につき1回(3箇所)の割合で行う。 ただし、1,000㎡未満の場合は、1回(3箇所)行う。	規定の転圧を行って現場の密度が基準値を満たさない場合、過剰転圧を避けて上位の砕石等を置いた後に再転圧を行い、基準密度を確保しているか確認する。 ただし、構造物の基礎地盤補強に適用する場合、層厚が50cm以上になる時、仕上がり全層の中間部でも実施する。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.③品質管理を参照すること。

工種	区別	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
13 セメント安定処理路盤	材料	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-102	一軸圧縮強さ セメント [7日間] 石灰 [10日間] AS舗装 セメント 下層0.98Mpa (10kgf/cm ²) 上層2.9Mpa (30kgf/cm ²) 石灰 下層0.7Mpa (7kgf/cm ²) 上層0.98Mpa (10kgf/cm ²) コンクリート舗装 セメント 下層0.98Mpa (10kgf/cm ²) 上層2.0Mpa (20kgf/cm ²) 石灰 下層0.5Mpa (5kgf/cm ²) 上層0.98Mpa (10kgf/cm ²)	施工前、材料変更時	・安定処理材に適用する。	
	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-68	下層路盤: 10%以上 上層路盤: 20%以上	施工前、材料変更時		
	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法 便覧[4]-167	下層路盤 塑性指数PI: 9以下 上層路盤 塑性指数PI: 9以下	施工前、材料変更時		
	必須	粒度(2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい: ±15%以内	定期的、または随時(1回～2回/日)		
施工	必須	粒度(75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい: ±6%以内	異常が認められたとき。		
	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上。 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による	1,000m ² につき1回(3箇所) ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。 ・締固め度は、3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-293, [4]-297	±1.2%以内	異常が認められたとき。(1回～2回/日)		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.③品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
14 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
		必須	CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-227,[4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法(舗装調査・試験法便覧[4]-185)	設計図書による。	500 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m^3 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。 管理単位の面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	- 最大粒径$< 100\text{mm}$の場合に適用する。 - 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工管理を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500 m^2 を標準とする。 また、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

面積 m^2	0~500	500~1000	1000~
測定点数	5	10	15

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
14 路床安定処理工	施工	必須	ブルフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法 便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 ・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割合で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路床に適用する。	
		その他	現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	確認試験である。	
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
		その他	たわみ量	舗装調査・試験法 便覧[1]-284 (ベンゲルマン・チーム)	設計図書による。	ブルフローリングでの不良箇所について実施。	確認試験である。	
		その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
		必須	現場密度の測定	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧[4]-185)	設計図書による。	500m^3 につき1回の割合で行う。 ただし、 $1,500\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当り3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
15 表層安定処理工	材料	必須		または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。 管理単位の面積は $1,500\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が $2,000\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径$< 100\text{mm}$の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	

面積 m^2	0~500	500~1000	1000~
測定点数	5	10	15

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	区別	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
15 表層安定処理工	施工	現場密度の測定	または、 「TS・GNSSを用いた 盛土の締固め管理 要領」	施工管理を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。 また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
	必須	舗装調査・試験法 便覧[4]-288			路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・ただし、荷重については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	必須	ブルフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを 実施する。	または、「地盤変形 量測定装置を用いた ブルフローリング 管理要領(案)」		・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	確認試験である。	
	その他	現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	確認試験である。	
	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	確認試験である。	
	その他	たわみ量	舗装調査・試験法 便覧[2]-16 (ハンゲルマン・ビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	確認試験である。	
	その他						
	その他						
	その他						

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
16 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体採取する。	
		必須	ゲルタイム試験			当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・ボーリング等により供試体採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
		必須	土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。 ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	◎

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.③品質管理を参照すること。

工種	区別	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
17 中層混合処理（全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない）	材料	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	必須	土の湿潤密度試験	JIS A 1225				
	必須	土の湿潤密度試験	JIS A 1225				
	必須	デューブルフロー試験	JIS R 5201				
	必須	土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216				
	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
	その他	土の粒度試験	JIS A 1204				
	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
	その他	土の圧密試験	JIS A 1217				
	その他	土懸濁液のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する。		
	その他	土の強熱減量試験	JGS 0221				
	必須	深さ方向の品質確認(均質性)	試験採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1. 0.000m3～4. 000m3につき1回の割合で行う。 試験採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記に足りない場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督職員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。	
	必須	土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものと	1. 0.000m3～4. 000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記により足りない場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。	◎

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
18 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-68	粒状路盤:修正CBR20%以上 (クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。 農道のAS舗装 I-1交通は、修正CBR 10%以上	施工前、材料変更時	※公的試験機関の資料により確認する。	◎
		必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時		◎
		必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下 農道AS舗装 I-1交通は、塑性指数PI:9以下	施工前、材料変更時	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。	○
		必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-80	1.5%以下	施工前、材料変更時	・CS:クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。	○
		必須	道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし。	施工前、材料変更時		○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	施工前、材料変更時	・再生クラッシュランに適用する。	◎
		必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上とする。 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上 歩道箇所:設計図書による	1,000m ² につき1回(3箇所) ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得たい場合X ₃ が規格値を満足するものと均値X ₆ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはすれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
18	下層路盤	必須		舗装調査・試験法 便覧[4]-288		全幅、全区間で実施する。	・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を待つローラやトラック等を用いるものとする。	
			ブルプロローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	または、「地盤変形量測定装置を用いたブルプロローリング管理要領(案)」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。		
		その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下 農道のAS舗装 I-1交通は、塑性指数PI:9以下	異常が認められたとき。		
19	上層路盤	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。		
		必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上 農道のAS舗装 I-1交通は、修正CBR 60%以上	施工前、材料変更時	※公的試験機関の資料により確認する。	◎
		必須	鉄鋼スラッグの修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-68	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS:水硬性粒度調整スラッグに適用する。	
		必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時		◎
		必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	施工前、材料変更時	・但し、鉄鋼スラッグには適用しない。	○
		必須	鉄鋼スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法 便覧[4]-73	呈色なし	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS:水硬性粒度調整スラッグに適用する。	○

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
19 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.0%以下	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整スラグに適用する。	○
		必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-75	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・HMS:水硬性粒度調整スラグに適用する。	○
		必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧[2]-131	1.50kg/L以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整スラグに適用する。	○
		その他の	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	施工前、材料変更時	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	◎
		その他の	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	施工前、材料変更時		○
施工	必須	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上	1,000m ² につき1回(3箇所) ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。		
		必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい: ±15%以内	定期的または、随時(1回～2回/日)		
		必須	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい: ±6%以内	定期的または、随時(1回～2回/日)		
		その他の	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
19	上層路盤	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下	観察により異常が認められたとき。		
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
20	上層路盤	必須	CBR試験 (配合試験)	Fe石灰工法試験 ・自然含水比で行う ・突固め回数 3層33回 ・水浸温度 23℃ ・載荷荷重 10kg	水浸4日後の標準CBR120%以上	工事規模が以下のような場合及び、土質が変化したとき。 施工面積 10,000㎡未満 1回/1工事 10,000～15,000㎡未満 2回/1工事 15,000～20,000㎡未満 3回/1工事	施工前の材料確認 ※Fe石灰工法の配合設計は本法を熟知した「Fe石灰技術研究所」に実施させ、試験資料の提出を求めるものとする。	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装設計施工指針 (付表-9.1.40参照)	定期的及び、材料変更時。	確認試験である。	
	施工	必須	CBR試験 (管理試験)	Fe石灰工法試験 ・含水比は配合試験時の±20%の範囲で行う ・突固め回数 3層33回 ・水浸温度 23℃ ・載荷荷重 10kg		施工面積 5,000㎡未満 1回/1,000㎡ 5,000～15,000㎡未満 1回/1,500㎡ 15,000～20,000㎡未満 1回/2,000㎡ なお、1回当たりの試験は突固め直後、水浸4日後、水浸7日後、水浸14日後	※Fe石灰工法の配合設計は本法を熟知した「Fe石灰技術研究所」に実施させ、試験資料の提出を求めるものとする。	
		必須	現場密度の測定	砂置換法 (JIS A 1214)	締固め度 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上	1,000㎡につき1回(3箇所)の割合で行う。但し、1,000㎡未満の場合は、1回(3箇所)行う。	構造物の基礎地盤補強に適用する場合は、層厚が50cm以上になる時、仕上がり全層の中間部でも実施する。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
21 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照 ※排水性舗装工・透水性舗装工 「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	施工前、材料変更時		◎ ☆
		必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下	施工前、材料変更時		◎ ☆
	その他	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	施工前、材料変更時		◎ ☆
		必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-51	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	施工前、材料変更時		○ ☆
		必須	フィラーの(舗装用石灰石粉)粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 表3.3.17による。 ※排水性舗装工・透水性舗装工 「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	施工前、材料変更時		○ ☆
		必須	フィラーの(舗装用石灰石粉)水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時		○ ☆
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装、排水性舗装・透水性舗装に適用。 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○ ☆
		その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-83	50%以下	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装、排水性舗装・透水性舗装に適用。 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○ ☆
		その他	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-74	3%以下	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装に適用。 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○ ☆
	その他	その他	フィラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-78	1/4以下	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装に適用。 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○ ☆

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-94	水浸膨張比 普通アスファルト舗装:2.0%以下 排水性舗装:2.0%以下	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装、排水性舗装・透水性舗装に適用。	○
		その他	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率:3.0%以下	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装に適用。	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石:30%以下 CSS:50%以下 SS:30%以下 ※排水性舗装工・透水性舗装工、グースアスファルト舗装工	施工前、材料変更時		◎ ☆
		その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	砕石、CSS、SS:30%以下 損失量:12%以下	施工前、材料変更時		◎ ☆
	その他	その他	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプロンアスファルト:表3.3.4 ・硬質アスファルト:表3.3.5、表3.3.6 ※排水性舗装工・透水性舗装工 40(1/10mm)以上 グースアスファルト舗装工 15～30(1/30mm)	施工前、材料変更時	・グースアスファルト舗装工の規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○ ☆
		その他	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・硬質アスファルト:表3.3.5、表3.3.6 ※排水性舗装工・透水性舗装工 80.0℃以上 グースアスファルト舗装工 58～68℃	施工前、材料変更時	・グースアスファルト舗装工の規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○ ☆
		その他	伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・硬質アスファルト:表3.3.5、表3.3.6 ※排水性舗装工・透水性舗装工 50cm以上(15℃) グースアスファルト舗装工 10cm以上(25℃)	施工前、材料変更時	・グースアスファルト舗装工の規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○ ☆
		その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セミプロンアスファルト:表3.3.4 ・硬質アスファルト:表3.3.5、表3.3.6 ※グースアスファルト舗装工 86～91%	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装、グースアスファルト舗装に適用。 ・グースアスファルト舗装工の規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○ ☆

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
21 アスファルト舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4 ・硬質アスファルト:表3.3.5、表3.3.6 ※排水性舗装工・透水性舗装工 260℃以上 グースアスファルト舗装工 240℃以上	施工前、材料変更時	・グースアスファルト舗装工の規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○ ☆
		その他	蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装に適用。	○ ☆
		その他	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	施工前、材料変更時	※グースアスファルト舗装に適用。 ・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○
		その他	薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4 ※排水性舗装工・透水性舗装工 薄膜加熱質量変化率:0.6%以下 薄膜加熱針入度残留率:65%以上		※普通アスファルト舗装、排水性舗装、透水性舗装に適用。	○ ☆
	その他	その他	密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4 ・硬質アスファルト:表3.3.5、表3.3.6 ※グースアスファルト舗装工 1.07～1.13g/cm ³	施工前、材料変更時	・グースアスファルト舗装工の規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○ ☆
		その他	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装に適用。	○ ☆
		その他	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装に適用。	○ ☆
		その他	タフネス・テンシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ※排水性舗装工・透水性舗装工 タフネス:20N・m	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装、排水性舗装、透水性舗装に適用。	○ ☆

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
21 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧[2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	定期的または随時 印字記録の場合: 全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○ ☆
		必須	粒度(75 μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧[2]-16	75 μmふるい: ±5%以内基準粒度	定期的または随時 印字記録の場合: 全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○ ☆
		必須	アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-318	アスファルト量 ±0.9%以内	定期的または随時 印字記録の場合: 全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○ ☆
		必須	温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。 ※グースアスファルト舗装工 アスファルト: 220℃以下 石粉: 常温～150℃	随時		○
		必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法 便覧[3]-402	貫入量(40℃)目標値 表層: 1～4mm 基層: 1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	※グースアスファルト舗装に適用。	○
	その他	必須	リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法 便覧[3]-407	3～20秒(目標値)	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	※グースアスファルト舗装に適用。	○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
		必須	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧[3]-44	設計図書による。 ※グースアスファルト舗装は、300以上	設計図書による。 ※グースアスファルト舗装 配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	アスファルト混合物の耐流動性の確認。	○
		必須	曲げ試験	舗装調査・試験法 便覧[3]-79	破断ひずみ(～10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	※グースアスファルト舗装に適用。	○
		その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧[3]-18	設計図書による。	設計図書による。	※普通アスファルト舗装、排水性舗装・透水性舗装に適用。 アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
	その他	その他	カンタプロ試験	舗装調査・試験法 便覧[3]-110	設計図書による。	設計図書による。	※排水性舗装・透水性舗装に適用。 アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
21 アスファルト舗装	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧[3]-218、224	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道の基準密度については、設計図書による。	400m ² 未満：－ 400m ² 以上1,000m ² 未満：1個、 1,000m ² 以上2,000m ² 未満：2個、 2,000m ² 以上6,000m ² 未満：3個、 6,000m ² 以上10,000m ² 未満：6個、 10,000m ² 以上：10個	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ※普通アスファルト舗装、排水性舗装・透水性舗装に適用。	◎
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-318	アスファルト量 ±0.9%以内	400m ² 未満：－ 400m ² 以上1,000m ² 未満：1個、 1,000m ² 以上2,000m ² 未満：2個、 2,000m ² 以上6,000m ² 未満：3個、 6,000m ² 以上10,000m ² 未満：6個、 10,000m ² 以上：10個		
			温度測定(初転圧前) ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	
			外観検査(混合物)	目視	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。	
	その他	必須	外観検査(混合物)	目視		随時	※普通アスファルト舗装に適用。 ※普通アスファルト舗装、排水性舗装・透水性舗装に適用。	
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法 便覧[1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回	※普通アスファルト舗装に適用。	
		必須	現場透水試験	舗装調査・試験法 便覧[1]-154	※1種、2種、3種1・2級 X ₁₀ 1000mL/15sec以上 その他 X ₁₀ 300mL/15sec以上	1,000m ² ごと	※排水性舗装・透水性舗装に適用。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工 種	種 別	区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
22 路上再生路盤工	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-68	修正CBR20%以上	施工前、材料変更時		
		必 須	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.9路上で破砕した路盤再生骨材の 目標粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
		必 須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
		必 須	土の液性限界・塑性 性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下	当初及び材料の変化時		
		そ の 他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
	施 工	そ の 他	ポルトランドセメント の化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
		必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大 粒径が53mm以下の 場合のみ適用でき る。	基準密度の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上	1,000m ² につき1回(3箇所) ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、 10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔 で測定する。 ・締固め度は、個々の測定値が基 準密度の93%以上を満足するもの とし、かつ平均値について以下 を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平 均値X10が規格値を満足するもの とする。また、10孔の測定値が得 がたい場合は3孔の測定値の平 均値X3が規格値を満足するもの とするが、X3が規格値をはずれた 場合は、さらに3孔のデータを加え た平均値X6が規格値を満足して いれよ。		
		必 須	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
		必 須	CAEの一軸圧縮試 験	舗装調査・試験法 便覧[4]-135	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上 再生アスファルト乳剤安定処理路 盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
		必 須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1～2回／日		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
23 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	◎
		必須	旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
		必須	既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
		必須	既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
		必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
		必須	既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
		必須	新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。	当初及び材料の変化時		○ ☆
		必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上。 X ₁₀ 98%以上 X ₆ 98%以上 X ₃ 98.5%以上	400m ³ 未満：－ 400m ³ 以上1,000m ³ 未満：1個、 1,000m ³ 以上2,000m ³ 未満：2個、 2,000m ³ 以上6,000m ³ 未満：3個、 6,000m ³ 以上10,000m ³ 未満：6個、 10,000m ³ 以上：10個	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・空隙率による管理でもよい。	◎
		必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	400m ³ 未満：－ 400m ³ 以上1,000m ³ 未満：1個、 1,000m ³ 以上2,000m ³ 未満：2個、 2,000m ³ 以上6,000m ³ 未満：3個、 6,000m ³ 以上10,000m ³ 未満：6個、 10,000m ³ 以上：10個	目標値を設定した場合のみ実施する。	
								◎

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.3(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
23 路上表層再生工	施工	必須	温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
		必須	かきぼぐし深さ	「舗装再生便覧」	-0.7cm以内	1,000m ² 毎		
		その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
		その他	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい: ±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
		必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧[2]-16		再生骨材使用量500tごとに1回。		○ ☆
24 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	3.8%以上	再生骨材使用量500tごとに1回。		○ ☆
		必須	再生骨材 旧アスファルト針入度	マージナル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25℃) ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規定値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		◎ ☆
		必須	再生骨材 アスファルトコンクリート再生骨材圧裂係数	舗装再生便覧(令和6年3月)付録-02 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数の求め方	1.70(NMPa/mm)以下(25℃) ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規定値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○ ☆
		必須	再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試験のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	◎ ☆
		必須	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及びび材料の変化		○ ☆
プラント	施工	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm: ±15%以内 印字記録による場合は、「舗装再生便覧」表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日		○ ☆
		必須	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、75μm: ±6%以内 印字記録による場合は、「舗装再生便覧」表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日		○ ☆

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.3(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
24 プラント再生舗装工	プラント	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法 便覧[4]-318	アスファルト量:±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量:±1.2%以内 印字記録による場合は、「舗装再生便覧」表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合:1～2回/日		○ ☆
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	◎
		その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	耐流動性の確認	◎
		その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	耐磨耗性の確認	○
		必須	外観検査(混合物)	目視		随時		
	施工	必須	温度測定(初期締固め前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
		必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	400㎡未満:— 400㎡以上1,000㎡未満:1個、 1,000㎡以上2,000㎡未満:2個、 2,000㎡以上6,000㎡未満:3個、 6,000㎡以上10,000㎡未満:6個、 10,000㎡以上:10個	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は93%以上)を満足するものと し、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	◎
		必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-318	アスファルト量:±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量:±1.2%以内 印字記録による場合は、「舗装再生便覧」表-2.9.5による。	400㎡未満:— 400㎡以上1,000㎡未満:1個、 1,000㎡以上2,000㎡未満:2個、 2,000㎡以上6,000㎡未満:3個、 6,000㎡以上10,000㎡未満:6個、 10,000㎡以上:10個		◎

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
25	ガス圧接	施工前試験	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がりが 焼き割れ等 ・ノギス等による 計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間圧接法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。 ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がりが、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間圧接ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作製し実施する。	モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間圧接ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間圧接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績が少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要なる場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2) SD490の鉄筋を圧接する場合SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間圧接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
					熱間圧接法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。			

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
25ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	- 目視 - 圧接面の研磨状況 - たれ下がりが - 焼き割れ等 - ノギス等による計測 (詳細外観検査) - 軸心の偏心 - ふくらみ - ふくらみの長さ - 圧接部のずれ - 折れ曲がり等	熱間押拔法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。 ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がりが、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	- 目視は全数実施する。 - 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押拔法以外の場合 規格値をはずれた場合は以下による。 いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ⑤は、再加熱して修正する。 ⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	
				熱間押拔法の場合 ①ふくらみを押抜いたあとの圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバークヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	熱間押拔法の場合 規格値をはずれた場合は以下による。 いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。			

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
25	ガス圧接	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	- 各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上の時はロットを不合格とする。 - ただし、合否判定レベルは基準レベルは基準レベルの-24dbとする。	- 超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 - 抜き検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。 - ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	
26	溶接工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。	○
		必須	型曲げ試験(19mm未満裏曲げ)(19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
		必須	衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
		必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		○

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
26	溶接工	必須	非破壊試験:開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査 17.8.7内部きず検査の規定による。	同左	試験片の個数:試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
		必須	マクロ試験:すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状試験片の個数:1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工 種	種 別	区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
26 溶 接 工	施 工	必 須	引張試験:スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状:JIS B 1198 試験片の個数:3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験:スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状:JIS Z 3145 試験片の個数:3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならぬ。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級をみたす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探査試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。 ・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編表-解-17.8.6及び表-解17.8.7に各継手の強度等級を満たす上で内部きず寸法の許容値が示されている。 なお、表-解17.8.6及び表-解17.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編16.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
26	溶接工	必須	外観検査(割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験－技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
		必須	外観形状検査 (ビード表面のピット)	・目視 ・ノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。 ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい場所を測定する。目視は全延長実施する。		
		必須	外観検査(余盛高さ)	・目視 ・ノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げてよく、余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm]) 余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい場所を測定する。目視は全延長実施する。		
		必須	外観検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視 ・ノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい場所を測定する。目視は全延長実施する。		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	区別	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
26 溶接工	施工	必須 外観検査(アンダーカット)	・目視 ・ノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい場所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編表-解17.8.4及び表-解17.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解17.8.4及び表-解17.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編16.3.2継手の強度等級に示されている。	
	必須	外観検査(オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
	必須	外観検査(ビート表面の凹凸)	・目視 ・ノギス等による計測	ビート表面の凹凸は、ビート長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい場所を測定する。目視は全延長実施する。		
	必須	外観検査(アークスタッド)	・目視 ・ノギス等による計測	・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。 ・なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み:あってはならない。 ・アンダーカット:鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。 ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ:(設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい場所を測定する。目視は全延長実施する。		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
26	溶接工	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
27	ガス切断工	必須	表面粗さ	目視	最大表面粗さ 50μm以下(切削による場合もこれに準ずる)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013)に規定する最大高さ粗さRZとする。	
		必須	ノッチ	・目視 ・計測	ノッチがあつてはならない			
		必須	スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
		必須	上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
		その他	ベベル精度	計測器による計測	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
		その他	真直度	計測器による計測	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
28 ロックボルト(N A T M)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
		必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
		必須	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	設計図書による	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
29 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m³以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7～2.5g/cm³ ・準硬石：約2.5～2g/cm³ ・軟石：約2g/cm³未満	◎
		必須	岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m³以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	◎
		必須	岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m³以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm²以上 ・準硬石：980.66N/cm²以上 ・軟石：980.66N/cm²未満	◎
	その他		岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。	○

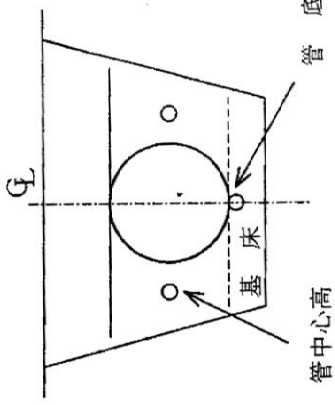
品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
30 アンカー工		必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)／日		
		必須	モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 プロート(グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
		必須	適正試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		必須	確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張り確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
31 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査(芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○
		必須	定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		その他	外観検査(芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
		必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工 種	種 別	区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 時 期 ・ 頻 度	摘 要	成績表等による確認
31 鉄筋挿入工	施 工	必 須	引抜き試験 (受入れ試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
		そ の 他	引抜き試験 (適合性試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		
32 砂基礎工	材 料	必 須	突き固めによる土の 締固め試験	JIS A 1210		工事着手前1回及び材料が変わった場合。		
		必 須	土粒子の密度試験	JIS A 1202		工事着手前1回及び材料が変わった場合。		
		必 須	土の粒度試験	JIS A 1204		工事着手前1回及び材料が変わった場合。		
		必 須	砂置換法による土 の密度試験	JIS A 1214	締固めの規定 (JIS A 1210 のA・B法) 締固めⅠ 85%以上 締固めⅡ 90%以上 締固め度＝ 現地で締め固めた後の乾燥密度 JISA1210の試験方法による最大乾燥密度 ×100(%) 上記によらない場合は特記仕様書によるものとする。	延長200mごとに1回 上記未満は2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は下図を標準とする。		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
33 ため池	材料	必須	締固め試験	JIS A 1210		工事着手前に1回及び盛土材料の変った時		
		必須	土粒子の密度試験	JIS A 1202		工事着手前に1回及び盛土材料の変った時		
		必須	含水比試験	JIS A 1203		工事着手前に1回及び盛土材料の変った時		
		必須	土の粒度試験	JIS A 1204		工事着手前に1回及び盛土材料の変った時		
		その他	土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説		工事着手前に1回及び盛土材料の変った時		
施工	必須		土の含水量試験	JIS A 1203	突固め試験時の最適含水量の±5%の範囲内の確認を行う。	延長40m毎、盛土高1m毎に1回行う。 なお、この場合、鋼土、鞘土おのの行う。		
	必須		現場密度の測定	JIS A 1214 (JIS A 1210 A・B法)	最大乾燥密度の95%以上。又は設計図書に示された値。	延長40m毎、盛土高1m毎に1回行う。 なお、この場合、鋼土、鞘土おのの行う。		
	必須		現場透水試験 (遮水性ゾーンのみ)	JGS 1316	透水係数 ・鋼土 K = 0.00001cm/s以下 ・抱土 K = 0.00001～0.0001cm/s ・鞘土(上流部) K = 0.00001～0.001cm/s ・鞘土(下流部) K = 0.0001～0.01cm/s	トレンチ部1回、堤体部の鋼土、抱土部、鞘土部それぞれ1回行う。		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
34 間伐材	材 料	その他	末口径確認 (原木丸太使用)	実測による。	設計値径の概ね80%から概ね140%の範囲。	各部材・搬入毎に1本以上。	工法により径が規制される場合の規格値は、設計図書による。	
		その他	曲がり (原木丸太使用)	実測による。	概ね通直材とする。	各部材・搬入毎に1本以上。	工法により曲がりか規制される場合の規格値は、設計図書による。	
		その他	防腐処理	・防腐処理 JIS A 9002 ・防腐剤 JIS A 1570 ・針葉樹の構造用 製材の日本農林規格	針葉樹の構造用製材の日本農林規格第4条の区分「保存処理」の基準(2)の表の性能区分による。 必要性能区分は、設計図書による。	防腐・防蟻処理成績書(メーカー)による。	報告書記載内容に問題があれば立会検査する。	○

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
Iコンクリート 1)レディーミクストコン クリート (JIS工場製品)	セメント、混和材料、 水及び骨材	製造工場の試験成績表に より確認	現場練りコンクリート を適用する。	製造前及び使用材 料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308参照
	配合	レディーミクストコンクリート 配合報告書の確認	JIS A 5308及び特記 による。	製造前及び使用材 料の変更時	配合報告書を提出	
		配合設計の基礎となる資料 の検討	JIS A 5308及び特記 による。	製造前及び使用材 料の変更時	配合設計の基礎資 料を提出	水セメント比の算定方法、 配合修正の条件と方法
	試験練り	JIS A 1138又はプラントによ りコンクリートを製造し、スラ ンプ、空気量、強度、塩化 物量、その他の品質の確認		JIS工場製品以外で 監督員が指示した時	試験成績表を提出	
	スランプ試験	JIS A 1115 JIS A 1101 荷卸し地点で採取、試験		供試体作成時	管理表を作成し提 出、ただし、各々の 試験結果報告書は 監督職員の支持が あった場合に提示	
	沈下度試験 (舗装用コン クリートに適用)	土木学会基準「振動台式コ ンシステンシー試験方法」	特記による。	供試体作成時	管理表を作成し提出	
	空気量試験	JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1118又はJIS A 1128 荷卸し地点で採取、試験	規定値に対する許容 範囲は±1.5%	供試体作成時	管理表を作成し提 出、ただし、各々の 試験結果報告書は 監督職員の支持が あった場合に提示	

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
1)レディーミクストコンクリート (JIS工場製品)	強度	JIS A 1115 JIS A 1132 荷卸し地点で採取、試験		1日1回とし、1日の打設量が150m ³ を越える場合は1日2回とする。ただし、同一配合の1日当たり打設量が少量の場合は監督員の承諾を得て打設日数に関係なく100m ³ ごとに1回とすることができるものとする。		
	圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、呼び強度(指定強度)の値の85%以上 3回の試験結果の平均値は、呼び強度(指定強度)の値以上	供試体作成毎 1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表を作成し提出、ただし、各々の試験結果報告書は監督職員の支持があった場合に提示	少量の場合は省略できるものとする。
	曲げ試験	JIS A 1106	1回の試験結果は、呼び強度(指定強度)の値の85%以上 3回の試験結果の平均値は、呼び強度(指定強度)の値以上	供試体作成毎 1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表を作成し提出	少量の場合は省略できるものとする。
	コンクリート温度	温度測定 供試体作成場所と測定打設場所とで測定	特記による。 特記による。 暑中コンクリートは35℃以下 寒中コンクリートは5℃～20℃	供試体作成毎	管理表を作成し提出	配合報告書の「指定事項」と対比
	塩化物含有量	JIS A 1115及びJIS A 1144 又は、監督職員の承諾する方法	JIS A 5308による。	第1回コンクリート打設前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は全塩化物イオン量の制限はない。

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
2)コンクリートミキサー船						レディミクストコンクリートを適用する。
3)現場練りコンクリート(配合指定)	セメント	観察		搬入時適宜		
		JISに適合していること。 製造工場の試験成績表により確認	JIS R 5210 JIS R 5211 JIS R 5212 JIS R 5213 JIS R 5214	1ヶ月1回又は搬入の都度	監督員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出	
	混和材料	JIS及び土木学会基準に適合していること。 より確認 土木学会基準D. 1	特記による。 JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206	1ヶ月1回又は搬入の都度	監督員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出	コンクリート標準示方書参照 D. 1:コンクリート用流動化剤品質基準
	水(上水以外)	JIS A 5308付属書C	JIS A 5308付属書C	配合設計前	試験成績表を提出	
		有害物の含有量	JIS A 5308付属書C	配合設計前	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
	骨材	種類及び粗骨材の最大寸法	特記による。 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4	搬入時適宜		
		粒度	表7-1	配合設計前	試験成績表を提出	
		比重及び吸水量	JIS A 5005 JIS A 5011-1～4	配合設計前	試験成績表を提出	
		粗骨材JIS A 1110	JIS A 5005 JIS A 5011-1～4	配合設計前	試験成績表を提出	
		粘土塊含有量	表7-2	配合設計前	試験成績表を提出	
		微粒分量試験で失われる量	表7-2	配合設計前	試験成績表を提出	

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
3) 現場練りコンクリート (配合指定)	骨材	塩化物量	JIS A 5308 附属書A JIS A 5002	表7-2	配合設計前	試験成績表を提出
		有機不純物の量(細骨材)	JIS A 1105	表7-2	配合設計前	試験成績表を提出 コンクリート標準示方書参照
		耐久性(安定性)	JIS A 1122		配合設計前	試験成績表を提出 砕砂、砕石等、JIS規格のあるもの以外の骨材については、コンクリート標準示方書参照
		骨材のアルカリシリカ反応(化学法)	JIS A 1145	無害	配合設計前	試験成績表を提出 2法のうち、いずれかを選び試験する。
		骨材のアルカリシリカ反応(モルタルバー法)	JIS A 1146	無害	配合設計前	試験成績表を提出
		海砂の塩分含有量	JIS A 5308 附属書A JIS A 5002	鉄筋コンクリートの場合は、細骨材の絶乾質量に対し、NaClに換算して0.1%以下	配合設計前	試験成績表を提出
	示方配合	すりへり減量(舗装用粗骨材)	JIS A 1121	表7-3	配合設計前	試験成績表を提出 砕石等、JIS規格のあるもの以外の骨材については、コンクリート標準示方書参照
		試験練り	JIS A 1138又はプラントによりコンクリートを製造し、スランプ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認		施工前1回	試験成績表を提出 $\sigma 28$ は、配合強度を標準とする。
	現場配合	細砕骨材の表面水量	JIS A 1111 JIS A 1125		1日1回以上	試験成績表を提出
		骨材の粒度	JIS A 1102	表7-1	1日1回	試験成績表を提出
		水及び骨材の温度	温度測定		暑中及び寒中に随時	

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
3) 現場練りコンクリート (配合指定)	材料の計量	静荷重試験		6ヶ月1回	検定合格書又は試験成績表(写)を提出	
	計量装置の精度 バッチミキサ					
	連続練りミキサ	キャリブレーション		工事開始前1回	各材料ごとのキャリブレーション結果を提出	
	計量誤差 バッチミキサ	0点、設定針、表示針を観察、確認	表7-4	午前、午後の作業開始時		
	連続練りミキサ	連続8バッチについて計量時の指示値又は自動記録を読みとる。	表7-4	1ヶ月1回	試験成績表を提出	
	連続練りミキサ	カウント数、表示針を観察、確認	表7-4	午前、午後の作業開始時		
	練混ぜ性能 バッチミキサ	JIS A 1119		6ヶ月1回	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
	連続練りミキサ	土木学会基準「連続ミキサの練り混ぜ性能試験方法」		工事開始前1回	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
	練混ぜ時間 バッチミキサ	時間測定	規定の時間以上及び同時間の3倍以下	午前、午後の作業開始時		
	外観、均一性、ワーカビリティ等	観察		全バッチ		
	スランプ試験	JIS A 1115 JIS A 1101 打設現場で採取、試験	表7-5	供試体作成時	管理表を作成し提出	
	沈下度試験(舗装用コンクリートに適用)	土木学会基準「振動台式コンシステンシー試験方法」		供試体作成時	管理表を作成し提出	
	空気量試験	JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1118又はJIS A 1128 打設現場で採取、試験	規定値に対する許容範囲±1.5%	供試体作成時	管理表を作成し提出	
	空気量					

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
3) 現場練りコンクリート (配合指定)	強度	JIS A 1115 JIS A 1132 打設現場で作成		1日1回とし、1日の打設量が150m ³ を越える場合は1日2回とする。ただし、同一配合の1日当たり打設量が少量の場合は監督員の承諾を得て打設日数に關係なく100m ³ ごとに1回とすることができるものとする。		
	圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、呼び強度(指定強度)の値の85%以上 3回の試験結果の平均値は、呼び強度(指定強度)の値以上	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表及び管理図を作成し提出	少量の場合は省略できるものとする。
	曲げ試験	JIS A 1106	1回の試験結果は、呼び強度(指定強度)の値の85%以上 3回の試験結果の平均値は、呼び強度(指定強度)の値以上	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表及び管理図を作成し提出	少量の場合は省略できるものとする。
	コンクリート温度	温度測定 供試体作成場所 打設場所	特記による。 暑中コンクリートは35℃以下 寒中コンクリートは5℃～20℃	供試体作成毎	管理表を作成し提出	
4) 現場練りコンクリート (品質指定)	塩化物含有量	JIS A 1115及びJIS A 1144 又は、監督職員の承諾する方法	特記による。	第1回コンクリート打設前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は全塩化物イオン量の制限はない。
						レディーミクスコンクリートを適用する。

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
2. アスファルトコンクリート		8. アスファルト舗装、9. 転圧コンクリートに準ずる				
3. 鋼矢板 1) 鋼 矢 板 (鋼矢板)	化学成分、 機械的性質	JISに適合していること。	JIS A 5528 JIS A 5523	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	JIS A 5528 JIS A 5523	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS及び特記による形状寸法に適合していること。	JIS A 5528 JIS A 5523	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並にサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	特記による。	特記による。	試験成績表(検査証明書)を提出	
	化学成分、 機械的性質	JISに適合していること。	JIS A 5530	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
(鋼管矢板)	外観	有害な傷、変形等がないこと。	JIS A 5530	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS及び特記による形状寸法に適合していること。	JIS A 5530	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	工場出荷時の測定表を含む
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並にサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	特記による。	特記による。	試験成績表(検査証明書)を提出	
	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	JIS A 5525	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	JIS A 5525	搬入時、全数		
2) 鋼 杭 (鋼管杭)	形状寸法	JIS及び特記による形状寸法に適合していること。	JIS A 5525	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	工場出荷時の測定表を含む

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
(H形鋼杭)	溶接部	JIS Z 3104放射線透過試験	特記による。	特記による。	試験成績表(検査証明書)を提出	
	化学成分、機械的性質	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5526	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	観察	JIS A 5526	搬入時、全数		
	形状寸法	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5526	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	化学成分、機械的性質	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3101	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
3) 鋼板、形鋼等	外観	観察	JIS G 3101	搬入時、全数又は結束毎		
	形状寸法	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	化学成分、機械的性質	製造工場の試験成績表により確認	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	観察	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、全数又は結束時		製造工場の試験成績表により確認できない場合。
	形状寸法	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
4) 棒鋼 (普通棒鋼)	溶接部	JIS Z 3104放射線透過試験	特記による。	特記による。	試験成績表(検査証明書)を提出	
	化学成分、機械的性質	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5526	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	観察	JIS A 5526	搬入時、全数		
	形状寸法	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5526	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	化学成分、機械的性質	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3101	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
3) 鋼板、形鋼等	外観	観察	JIS G 3101	搬入時、全数又は結束毎		
	形状寸法	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	化学成分、機械的性質	製造工場の試験成績表により確認	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	観察	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、全数又は結束時		製造工場の試験成績表により確認できない場合。
	形状寸法	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
(異形棒鋼)	化学成分、 機械的性質	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外 観	JIS G 3112公的機関の試験成績表により確認	JIS G 3112 JIS G 3117		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合。
	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、全数又は結束毎		
	形状寸法	JIS及び特記による形状寸法に適合していること。	JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
5) タイ材 (タイロッド)	本体・付属品の化学成分、機械的性質	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3101	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外 観	観察				
	形状寸法	特記の形状寸法に適合していること。				
	組立引張試験	特記による。				
(タイワイヤー)	化学成分、機械的性質	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	被覆材	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を提出	

品質管理基準及び規格値

35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
(タイワイヤー)	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。		
	形状寸法	特記の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	組立品引張試験	特記に適合していること。	特記による。	特記による。	試験成績表を提出	
6) 係船柱	本体、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による	表13-1	1溶解毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。		
	形状寸法	特記の形状寸法に適合していること。	表13-4-1～3、13-5	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
7) 車止め (緑金物を含む)	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による	表13-9	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと。	観察	異常が認められないこと。		
	形状寸法	特記の形状寸法に適合していること。	特記による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
8) 電気防食陽極	陽極の種類・化学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	搬入前、 陽極長さ:全数 陽極断面:製品1から5番目までの5個内とする。	工場の測定表を提出	

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
8) 電気防食陽極	質量	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は2%以内とし、取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。 ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
	陽極性能	陽極電位(閉路電位)	-1,050mV以下(vs 飽和甘こう電極(SCE))	搬入前	試験成績表を提出	
9) コンクリート杭	発生電気量	製造工場の試験成績表により確認	2,600A・h/kg以上	搬入前	試験成績表を提出	
	外観	有害な傷がないこと。	JIS A 5372 JIS A 5373	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表(検査証明書)で確認する。
	形状寸法	JIS及び特記の形状寸法に適合していること。	JIS A 5372 JIS A 5373		試験成績表(検査証明書)を提出	
10) コンクリート矢板	外観	有害な傷、ねじれ、ひび割れ等がないこと。	JIS A 5372 JIS A 5373	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表(検査証明書)で確認する。
	形状寸法	JIS及び特記の形状寸法に適合していること。	JIS A 5372 JIS A 5373		試験成績表(検査証明書)を提出	
4. 石材等 1) 置換材 (砂)	材質	外観	異物の混入がないこと。	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		シルト以下の細粒含有率	特記による。	特記による。	試験成績表を提出	
(割石)						5) 捨石材を適用する。

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
2) 敷砂材 (砂)	材質	観察	異物の混入がないこと。	施工中適宜		
	外観					
	種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	特記による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
3) 改良杭材 (砂)	シルト以下の細粒含有率	特記による。	特記による。	特記による。	試験成績表を提出	
	外観	観察	異物の混入がないこと。	施工中適宜		
	種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	特記による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
(砕石)	シルト以下の細粒含有率	特記による。	特記による。	特記による。	試験成績表を提出	
	外観	観察	異物の混入がないこと。	施工中適宜		
	粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	特記による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
(ドレーン材)	比重	JIS A 1110	特記による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
	吸水量	JIS A 1110	特記による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
	特記による	特記による。	特記による。	搬入時	試験成績表を提出	
4) 載荷材 (砂)	外観	観察	異物の混入がないこと。	施工中適宜		
	種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	特記又はJISの規定による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
	単位体積重量	特記による。	特記による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
5) 捨石材 (基礎捨石)	材質	観察		施工中適宜		扁平細長でなく、堅硬、ち 蜜で、耐久性があり、風化 や凍結融解のおそれがないもの。
	外観					
	石の種類	観察	特記による。	施工中適宜	試験成績表に岩質 記入し提出	
	見かけの比重	JIS A 5006 JIS A 5003	2.5以上	産地毎に1回。	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は 1年以内の試験成績表と する。 基礎捨石には被覆石 200kg／個を含む。
(被覆捨石及び根固 石)	吸水率		5%以下			
	圧縮強度		50N／mm ² 以上			
6) 裏込材 (裏込石)	材質					5) 捨石材(基礎捨石)を 適用する。
7) 中詰材 (砂)	種類	観察	特記による。	施工中適宜		
	外観	観察	異物の混入がないこと。	施工中適宜		
	最大粒径	観察	特記による。	施工中適宜		
	単位体積重量	観察	特記による。	搬入前、採取地毎に 1回	試験成績表を提出	過潤又は飽和状態の材 料について単位体積重量 を確認する。

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
(中詰石)						5) 捨石材(基礎捨石)を適用する。
8) 裏埋材 (土砂)	材質			施工中適宜		
	種類	観察	特記による。			
	品質	特記による。	特記による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
(割石)						5) 捨石材(基礎捨石)を適用する。
9) 盛土材 (土砂)	材質					8) 裏埋材材(土砂)を適用する。
10) 埋立材 (土砂)	種類	観察	特記による	施工中適宜		
	品質	特記による。	特記による	搬入前、採取地毎に1回	特記による。	
11) 路床材 (土砂)	外観	観察	特記による	搬入前、採取地毎に1回		
	粒度	JIS A 1204	特記による	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
	含水量	JIS A 1203	特記による	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
	塑性指数(425 μ mふるい通過分)	JIS A 1205	特記による	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
	修正CBR	舗装施工便覧 必要な値を満足していること。	特記による	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
	突固め	JIS A 1210(C,D,E)	特記による	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
5. 防舷材 1) ゴム防舷材	材質	ゴムの物理試験(引張試験、硬さ試験、老化試験等)による材質が共通仕様書表13-6に適合、かつ共通仕様書第13章第3節第2項の4の耐久性試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。 耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を確認。	JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257 JIS K 6259	製造前 ロットに使用した練りゴムより試料1セット	試験成績表(検査証明書)を提出。 耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を提出。	
	性能	反力及び吸収エネルギー	特記による。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。	特記による	搬入前 10本に1本	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	長さ、幅、高さ、肉厚ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	特記及び監督員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	製造工場の測定結果表により確認。
	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
2) 取付金具	形状寸法	特記の形状寸法に適合していること。	観察	特記及び監督員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
6. マット類 1) アスファルトマット	材質	製造工場の試験成績表により確認	特記又は3-2-2及び12-5-2～3	1000㎡に1回	試験成績表及び配合表を提出	品質2. アスファルトコンクリート適用
		観察	特記による。	搬入時、適宜		
	形状寸法	スチールデープ等で測定	特記による。	20枚に1枚を2箇所	管理表を作成し提出	
2) 繊維系マット		スチールデープ等で測定	特記による。	20枚に1枚を1箇所	管理表を作成し提出	
	材質及び規格	製造工場の試験成績表により確認	特記による。	搬入時、適宜	試験成績表を提出	引張試験 JIS L 1098 引裂試験 JIS L 1096
3) 合成樹脂系マット	材質及び規格	製造工場の試験成績表により確認	特記による。	搬入時、適宜	試験成績表を提出	引張試験 JIS K 6723 引裂試験 JIS K 6252 比重試験 JIS K 7112 耐海水試験 JIS K 6773
4) ゴムマット	材質及び規格	製造工場の試験成績表により確認	特記による。	搬入時、適宜	試験成績表を提出	引張試験 JIS L 6251 引裂試験 JIS L 6252
5) 摩擦増大用マット (アスファルトマットを使用する場合)	材質					1) アスファルトマットを適用する。
	形状寸法					1) アスファルトマットを適用する。
(アスファルトマット以外を使用する場合)	材質	製造工場の試験成績表により確認	特記による。	特記による。	試験成績表を提出	
	形状寸法	スチールデープ等で測定	特記による。	特記による。	管理表を作成し提出	

品質管理基準及び規格値 36. 漁場

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
1)レディーミクスコンクリート 2)コンクリートミキサー船 3)現場練りコンクリート	港湾・漁港に準ずる。					
	4)鋼板、形鋼等 5)棒鋼(普通・異形棒鋼)					
	6)コンクリート組立部材					
	外観	観察	有害な傷、ねじれ、ひび割れ等がないこと。	搬入時適宜	観察結果を報告	
	形状寸法	製造工場の測定結果表により確認	設計図書の形状寸法に適合していること。	搬入前、部材種類毎に10個に1個以上	測定結果表(検査証明書)を提出	同一の型枠を使用した場合に適用
	強度	供試体の作成 JIS A 1132		1日1回とし、1日の打設量が150m ³ を超える場合は1日2回とする。 ただし、同一配合の1日当たり打設量が少量の場合は、監督員の承諾を得て打設日数に関係なく100m ³ ごとに1回とすることができるとする。		
	圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	製造工場の試験成績表(検査証明書)を提出	

品質管理基準及び規格値 36. 漁場

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
7) 化学系組立部材	外観	観察	有害な傷、ねじれ、ひび割れ等がないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	製造工場の測定結果表により確認	設計図書の形状寸法に適合していること。	搬入前、部材種類毎に10個に1個以上	測定結果表(検査証明書)を提出	
	質量	製造工場の測定結果表により確認	設計図書の品質に適合していること。	搬入前、全数	測定結果表(検査証明書)を提出	
8) 鋼製組立部材	外観	製造工場の測定結果表により確認	有害な傷、変形等がないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	製造工場の測定結果表により確認	設計図書の形状寸法に適合していること。	搬入前、部材種類毎に10個に1個以上	測定結果表(検査証明書)を提出	
	溶接部	目視及びカラーチェックの他、特記仕様書による。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	割れ、ブローホール及びのどのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	搬入前、全数	試験成績表(検査証明書)により確認	

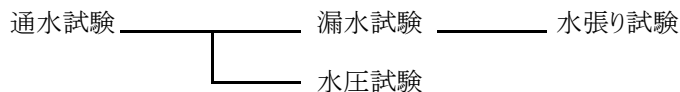
37. 管布設工

通水試験

(1) 試験の方法

パイプラインの水密性と安全性を確認する目的で、通水試験を行うとともに、試験的な送水を行ってパイプラインの機能性を確認することが望ましい。

通水試験の方法は、図－1のとおりである。



図－1 通水試験の方法

(2) 漏水試験

1) 継目試験

継目試験は、管布設後の継手の水密性を検査するものであり、テストバンドを使用して行う。

原則として管径900mm以上のソケットタイプの継手について全箇所を検査を行うものとする。

この試験の水圧は、その管の静水圧とし、これを5分間放置した後の水圧は、80%以下に低下してはならない。

また、試験条件により静水圧まで加圧することが危険と判断される場合は、個々に試験水圧を検討するものとする。

継目試験の方法は、以下に示すとおりである。

① テストバンドの水圧によって管が移動することがあるので、ある程度の埋戻しをする。

検査や補修のためには継手部の埋戻しは少なめにとどめておくことが望ましい。

また、必要に応じて隣接した継手部に目地板(ゴム板)をはさんで管の移動を防止しなければならない。

継目試験を行うときには、式－1の条件が満たされているかを事前に検討する。(図－2参照)

$$N < F \quad \text{式－1}$$

$$N = A \cdot P + \Sigma W \cdot \sin \theta \quad \text{式－2}$$

$$F = \mu \cdot \Sigma W \cdot \cos \theta \quad \text{式－3}$$

ここに、

N: テスト水圧による推力(N)

F: 管の鉛直荷重による抵抗力(N)

A: 管端面の断面積(cm^2)

P: 試験水圧(MPa)

ΣW : 1本当たり管の自重と管上載土の重量(N)

θ : 水平と管布設軸とのなす角($^\circ$)

μ : 土と管の摩擦係数

硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管、強化プラスチック複合管 0.3

コンクリート管、鋼管、ダクタイル鋳鉄管 0.5

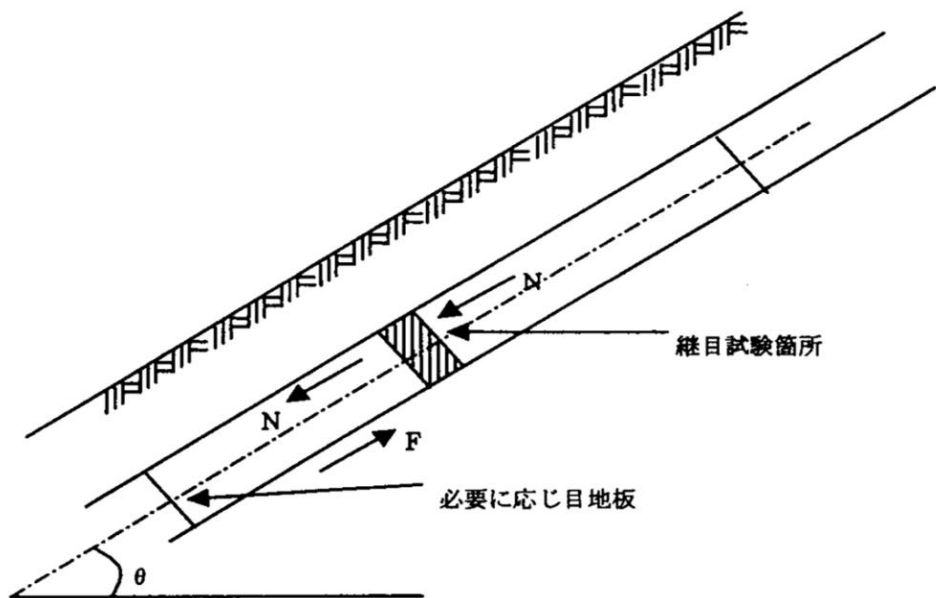


図-2 継目試験箇所及び力

② テストバンドをセットし、テスター内の空気を抜きながら注入し、完全に排気が完了してから水圧をかける。

テストバンドの機構の概略は、図-3に示すとおりである。

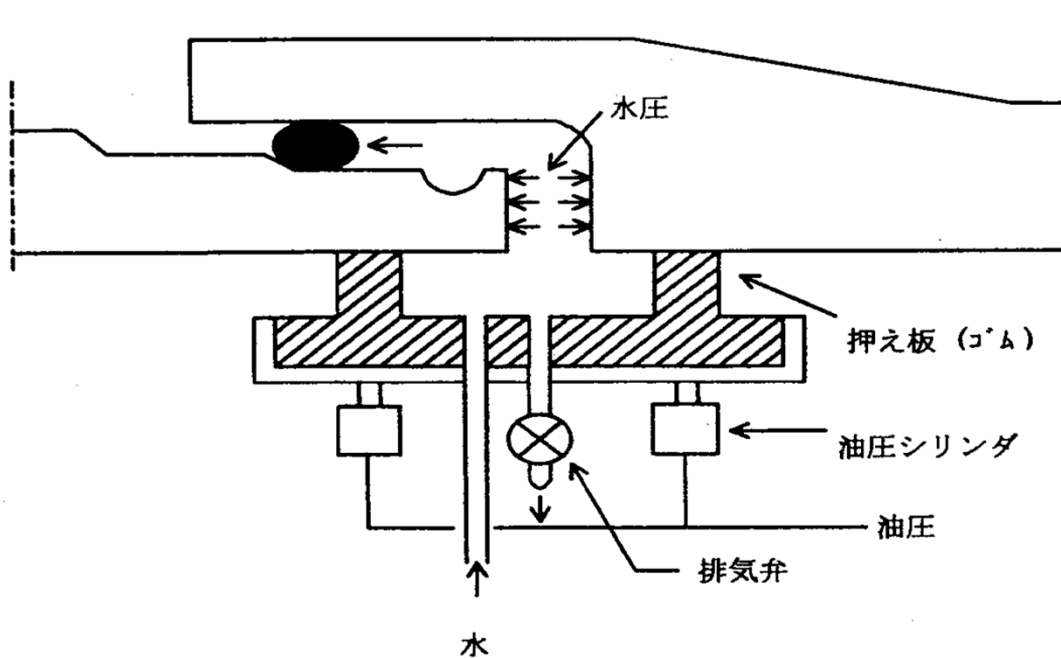


図-3 テストバンドの機構の概略

2) 水張り試験

水張り試験は、パイプラインの布設が完了した後、当該区間に水を充水し、漏水箇所の発見と減水量が許容限度内にあるかどうか確認するための試験である。

試験は、管布設、埋め戻しが終わってから実施する。

許容減水量は、管種、管径、継手構造、内水圧、付帯施設の状況等によって異なるが、管径1cm、延長1km当たりの標準値は、表－1のとおりとする。

表－1 標準許容減水量(ℓ /日・cm・km)

管 種	許容減水量	備考
コンクリート管類	100～150	ソケットタイプ
ダクタイル鋳鉄管、硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管	50～100	ソケットタイプ等
鋼管、硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管	25	溶接、接着継手等

水張りに当たっては、次の事項に十分留意しなければならない。

- ① 管内への注水前にコンクリート等が十分な強度となっていること、埋戻しに問題がないことを確かめる。
- ② 注水前に空気弁や給水栓等を全開して、注水に伴う排気を十分に行う。
- ③ 注水速度は管内からの排気速度に応じて加減する。急激に注水すると空気圧で思わぬ事故を起こすことがあるので、空気のたまりやすい部分の排気状態に注意しなければならない。
- ④ 短時間に多量の空気を排出することになるので、空気弁に併設されている排気弁を開く。
- ⑤ 制水弁は上流側から徐々に開いていく。
- ⑥ 大口径管については副管を開いて通水する。開度は本管で1/10開度、副管で1/5開度以内を目安とする。
- ⑦ すべての吐出口、又は給水栓等から気泡を含む水が出なくなってから徐々に計画流量を通水する。
- ⑧ 通水時に逆止弁、バイパス弁等の機能を点検する。
- ⑨ 水張り中はパイプラインの異常の有無を点検し事故の防止に万全を期す。

水張り試験の方法は、以下に示すとおりとする。

- ① 管の吸水と残留空気を排除するため、水張り後少なくとも一昼夜経過してから水張り試験を行うことが望ましい。
- ② 一定の試験水圧を24時間維持し、この間の減水量(補給水量)を測定する。
- ③ 試験水圧は静水圧とすることが望ましいが、やむを得ず静水圧より低い試験水圧を用いる場合は、式－4により修正する。

$$Q = Q' \sqrt{H/H'} \quad \text{式-4}$$

ここに、

Q : 修正減水深(ℓ)

Q' : 測定減水深(ℓ)

H : 静水頭(m)

(図-4参照)

H' : 試験水頭(m)

(図-4参照)

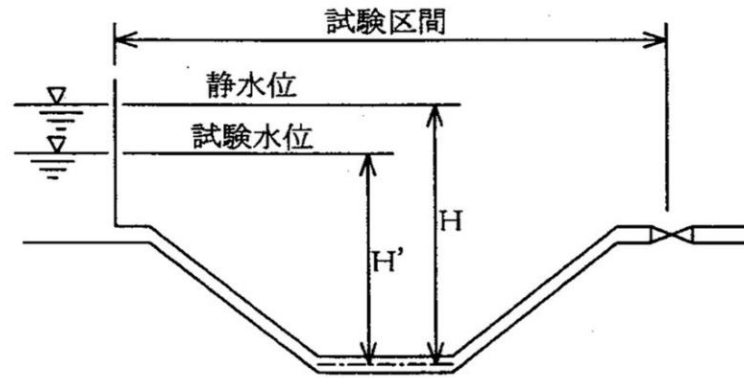


図-4 試験水頭のとり方

(2) 水圧試験

水圧試験は、パイプラインが設計水圧(静水圧+水撃圧)に安全に耐え得ることを確認するためのものである。

漏水試験を静水圧で行った場合には、ある程度の予測がつくので水圧試験を省くことが多い。しかし、特に重要なパイプラインについては水圧試験を行うことが望ましい。

水圧試験の方法は、次のとおりである。

- ① 試験区間を制水弁等で完全に仕切る。
- ② 水圧試験は、試験区間においてパイプラインに手押しポンプ等で設計水圧まで加圧し、パイプラインの異常の有無を点検する。
- ③ 管内の空気は加圧に先立って完全に排除するよう、特に注意しなければならない。

(3) 漏水箇所の探知と補修

1) 探知

通水試験において減水量が許容減水量以上の場合はもちろんのこと、許容量以下の場合であっても、漏水箇所の有無を探知しなければならない。探知方法としては次の方法がある。

- ① 地表に水がしみ出してくるのを目視により探知する。
- ② 地表に水が出ないような漏水箇所の探知方法として、漏水の疑わしい箇所、管頂付近まで掘削し、水のしみ出しの有無を調べる。
- ③ イヤホーンのついた聴診棒を地中に挿し込み、水の吹き出し音を聞く。
- ④ 漏水探知機による方法。

2) 補修

通水試験の各試験に示す基準の許容限度内であっても、集中的な漏水箇所や異常が認められた箇所には適正な止水対策を講じなければならない。

(参考資料)

ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。

(3) 結果の報告

計測結果は図4-1の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図4-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘案して、ロックボルトの設計を修正する。

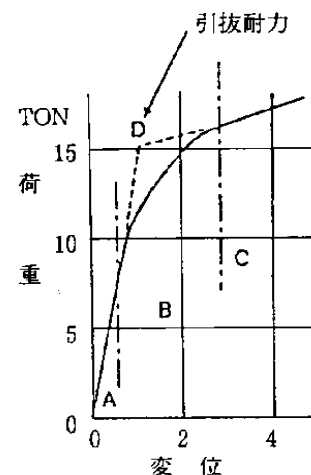


図4-1 ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法はISRMの提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Committee on Field Tests Document No.2, 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図4-2のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図4-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1 ton 毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

- (イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験

験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

(ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。

(イ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

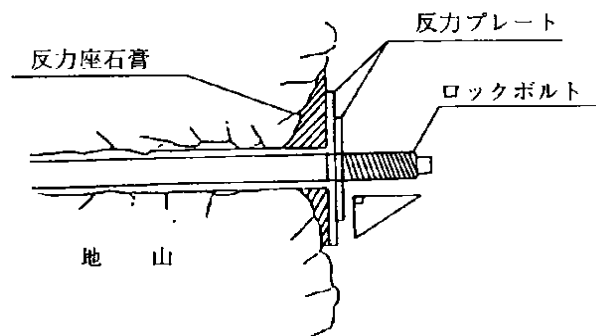


図 4-2 反力座の設置

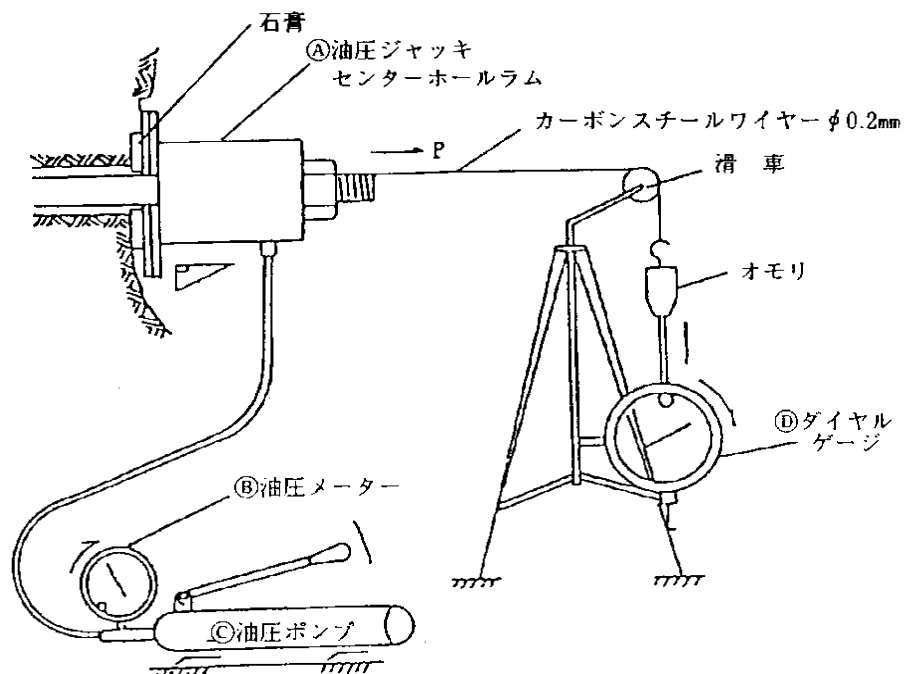


図 4-3 引抜試験概要図

鋼橋用鋼板（厚鋼板）の立会

鋼材の立会による材料検査については、代表的な鋼板による現物照合とし、それ以外はミルシート等帳票による員数照合、数値確認に簡素化する。

1 材料検査の方法

（１）代表的な板を下記の規格グループ毎に原則１枚（ロットによっては最高２枚まで）を現物立会による目視及びリングマーク照合の上、機械試験立会のみを実施することとし、寸法その他の数値については、全てミルシート等による確認とする。

第１グループ：SS400、SM400A、SM400B、SM400C（以上４規格）

第２グループ：SM490A、SM490B、SM490C、SM490YA、SM490YB、SM520B、SM520C（以上７規格）

第３グループ：SM570Q（以上１規格）

（２）代表的な鋼板以外は、全てミルシート等による員数照合、数値確認とする。

（３）これらについては、表－１（品質管理基準及び規格値）及び表－２（管理写真基準）により実施することとする。

表－１ 品質管理基準及び規格値

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考
材 料	必	外観検査 （主部材・代表部）	現物照合		現物立会による目視及びリングマーク照合を行い、一致すること。 その他全ての項目がミルシートで照合して全て一致すること。	
		外観検査 （主部材・その他）	帳票確認		全ての項目をミルシートで照合し、全て一致すること。	
	須	外観検査 （付属部材）	帳票確認		全ての項目をミルシートで照合し、全て一致すること。	
		機械試験	J I S による			

表－２ 写真管理基準

区分	番号	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	適用
		工場制作工	外観検査	現物照合時	１橋に１回又は１工事に１回	
			在庫品切出	切出時	当初の物件で１枚 （他は焼き増し）	
			機械試験	試験時	１橋に１回又は１工事に１回	

県産木材（木杭等）の調達及び確認の手順

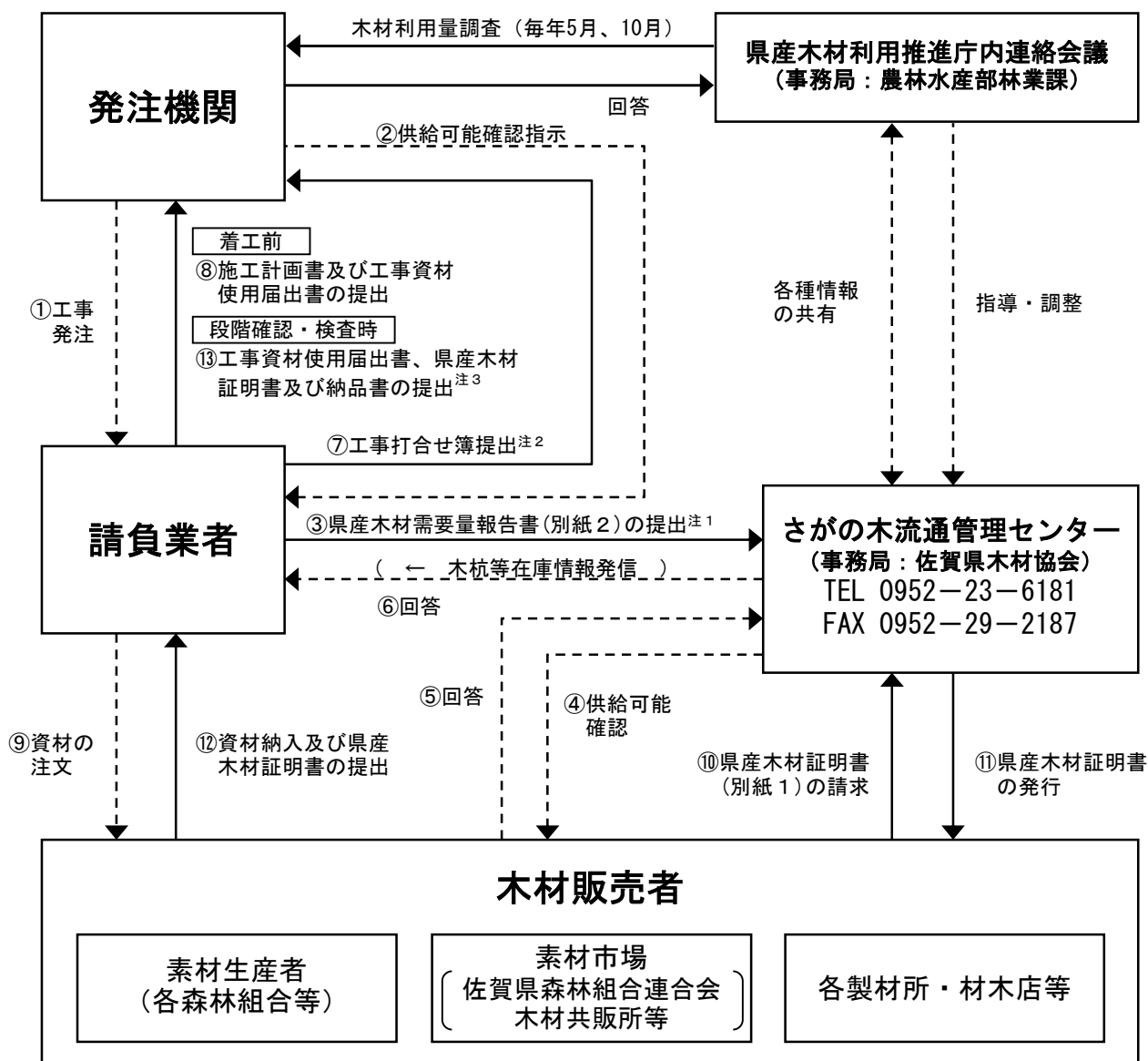
県産木材の調達及び確認の手順については、下記のとおりとする。

1 調達及び確認の手順

- ①発注機関は、工事を発注し、請負業者を決定
- ②監督員は、請負業者へ県産木材が供給可能か確認を指示
- ③請負業者は、さがの木流通管理センターへ県産木材需要量報告書（別紙2）を提出
- ④さがの木流通管理センターは、木材販売者へ県産木材が供給可能か確認
- ⑤木材販売者は、さがの木流通管理センターへ県産木材が供給可能か回答
- ⑥さがの木流通管理センターは、請負業者へ県産木材が供給可能か回答
- ⑦請負業者は、監督員へ県産木材が供給可能か工事打合せ簿により報告
- ⑧請負業者は、監督員へ施工計画書及び工事資材使用届出書を提出
- ⑨請負業者は、木材販売者へ県産木材を注文
- ⑩木材販売者は、さがの木流通管理センターへ県産木材証明書（別紙1）を請求
- ⑪さがの木流通管理センターは、木材販売者へ県産木材証明書を発行
- ⑫木材販売者は、請負業者へ県産木材の納入と併せて、県産木材証明書を提出
- ⑬請負業者は、監督員へ工事資材使用届出書、県産木材証明書及び納品書を提出

2 県産木材調達及び確認フロー

【 → 書類の経由 】



注1：50本以上の木材を使用する場合は、「県産木材需要量報告書(別紙2)」をさがの木流通管理センターに提出する。

注2：県産木材の使用が困難な場合は、工事打合せ簿に理由書を添付して提出する。

注3：提出する書類のうち、県産木材証明書は原本、納品書は写しとする。

「一般県産材」生産履歴証明書

(証明書発行先) 様

項 目		内 容	摘 要
1 生育状況	生育地市町村		
	樹 種	スギ ・ ヒノキ	
	樹 齢	年	
2 素材生産	条例登録業者名		(登録番号 ー)
	伐 採 年 月 日	令和 年 月 日	
	搬 出 年 月 日	令和 年 月 日	
3 流 通	条例登録業者名		(登録番号 ー)
	販 売 年 月 日	令和 年 月 日	
	取引伝票番号		
4 加 工	条例登録業者名		(登録番号 ー)
	加 工 年 月 日	令和 年 月 日	
5 木材流通	条例登録業者名		(登録番号 ー)
	販 売 年 月 日	令和 年 月 日	
	取引伝票番号		
6 規 格	寸 法	cm × cm × m (本)	

※上記生産履歴証明書の内容に相違ないことを確認しました。

年 月 日

佐賀市本庄町大字本庄 2 7 8 番地 4
 さがの木流通管理センター
 センター長 ○○ ○○

県産木材需要量報告書

令和 年 月 日

さがの木流通管理センター 行

(FAX 0952(29)2187)

(メール sagakenmoku@vip.saganet.ne.jp)

工 事 名 :

工 事 受 注 者 :

番号	長さ	径	皮剥	杭拵え	防腐処理	その他	本数	納期
例	2.0m	8cm	あり なし	あり なし	なし あり 加圧注入 クレオソート (環境配慮型)	[] [] []	100本	9月上旬
1	m	cm	あり なし	あり なし	なし あり 加圧注入 クレオソート (環境配慮型)	[] [] []	本	
2	m	cm	あり なし	あり なし	なし あり 加圧注入 クレオソート (環境配慮型)	[] [] []	本	
3	m	cm	あり なし	あり なし	なし あり 加圧注入 クレオソート (環境配慮型)	[] [] []	本	
4	m	cm	あり なし	あり なし	なし あり 加圧注入 クレオソート (環境配慮型)	[] [] []	本	
5	m	cm	あり なし	あり なし	なし あり 加圧注入 クレオソート (環境配慮型)	[] [] []	本	

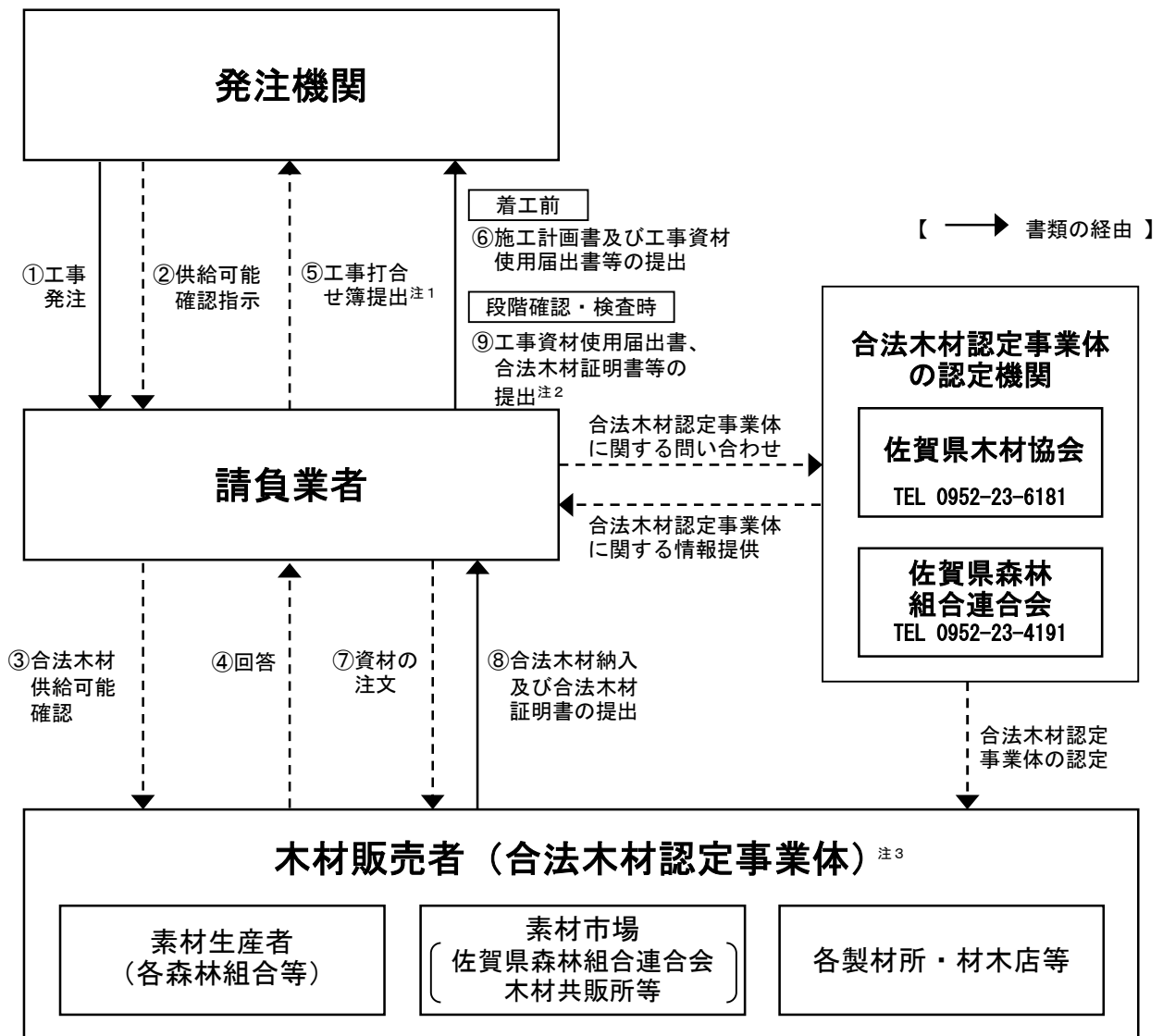
合法木材の調達及び確認の手順

- 合法木材とは、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし
手続が適切になされたことが証明できる木材（合法証明書を付した木材）をいう。
- 合法木材の調達及び確認の手順については、下記のとおりとする。

1 調達及び確認の手順

- ①発注機関は、工事を発注し、請負業者を決定
- ②監督員は、請負業者へ合法木材が供給可能か確認を指示
- ③請負業者は、木材販売者へ合法木材が供給可能か確認
- ④木材販売者は、請負業者へ合法木材が供給可能か回答
- ⑤請負業者は、監督員へ合法木材が供給可能か工事打合せ簿により報告
- ⑥請負業者は、監督員へ施工計画書及び工事資材使用届出書を提出
- ⑦請負業者は、木材販売者へ合法木材を注文
- ⑧木材販売者は、請負業者へ合法木材の納入と併せて、合法木材証明書を提出
- ⑨請負業者は、監督員へ工事資材使用届出書、合法木材証明書及び納品書を提出

2 合法木材調達及び確認フロー



注1：合法木材の調達が困難な場合は、工事打合せ簿に理由書を添付して提出する。

※調達が困難な場合とは、再生木質ボード等の合法性の証明ができない木材を使用する場合など

注2：合法木材証明書（納品書【出荷伝票】に合法証明されたもの）は原本を提出する。

注3：合法木材の購入先は、合法木材認定事業体の認定を受けた木材販売者とする。

写し

38. グランドアンカー工の施工管理について

建設技第1921号

平成26年2月27日

本部内関係課長

本部内現地機関の長 様

建設・技術課長

グランドアンカー工の施工管理について（通知）

このことについて、下記のとおりグランドアンカー工の水平方向の管理について定めましたので、適切に管理していただくようお願いします。

記

1 対象工事

県土づくり本部が発注する工事。

2 適用日

平成26年3月10日以降に工事に着手するもの

3 管理手法

別紙のとおり

4 その他

本通知については、「土木工事施工管理の手引き」に、「第11編 グランドアンカーの施工管理（仮称）」として掲載する予定です。

担当：建設・技術課 技術管理担当

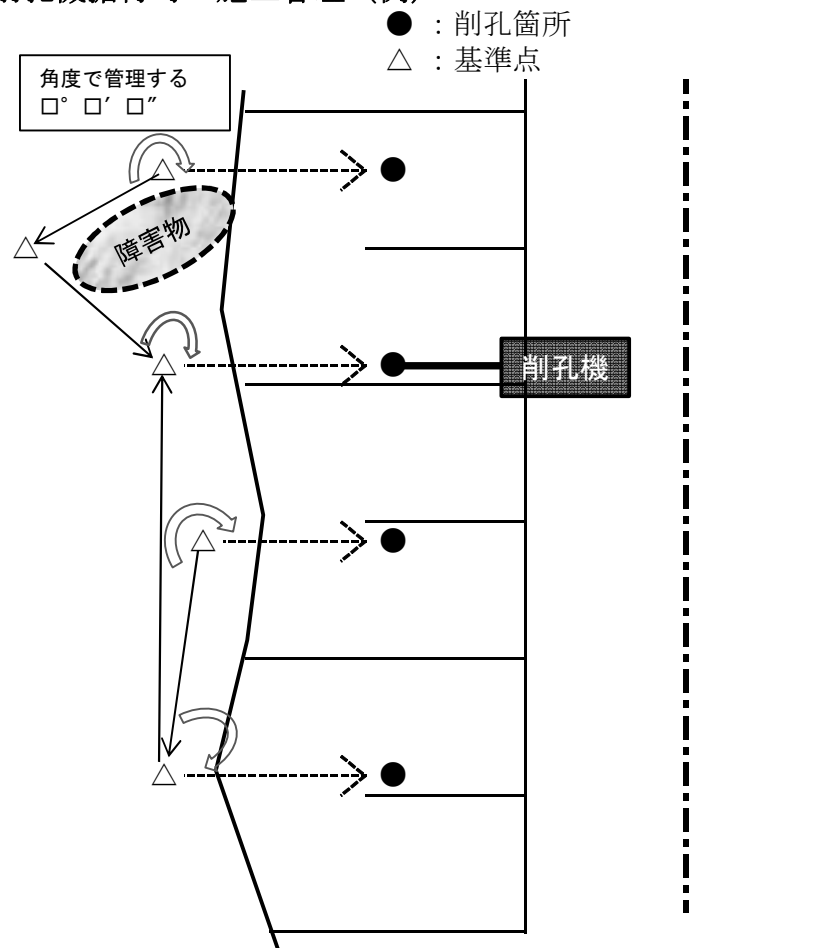
（内2743）

【グラウンドアンカー 水平方向の施工管理について】

●アンカー工せん孔方向の管理について

- ・ アンカー工のせん孔方向 θ の管理は、「土木工事施工管理の手引き」で ± 2.5 度以内の管理とするよう定められている。
- ・ 水平方向の管理については削孔後ではなく、削孔前の機械据付時とする。
(鉛直方向はこれまで通り、デジタル水平器等で ± 2.5 度以内で管理する)
- ・ その根拠として、アンカーの打設精度は施工地盤の状態や、削孔機の据付精度に大きく依存する。(日本アンカー協会の見解より)
- ・ 今回の通知では、せん孔方向の管理を明確化することで、アンカー工の更なる品質確保を図るものである。

●削孔機据付時の施工管理（例）



①	基準点の位置を図上に落とす（その際、座標の設定を行う）
②	水平方向の通りを確認するため、①で決めた基準点を現地に設置
③	削孔箇所延長上の基準点にトランシットを据付
④	削孔機械を据え付ける際、トランシットにより基準点からの角度と、削孔機械（ケーシング部）の通りを目視で確認
⑤	[出来形管理] 鉛直方向：施工後にデジタル水平器等で全孔 ± 2.5 度以内での管理 水平方向：削孔機据付時の測量結果（野帳及び平面図）を工事管理資料として保管する
⑥	[写真管理] ⑤を撮影し、撮影頻度については「土木工事施工管理の手引き」による
⑦	①の図は工事管理資料として保管する

※上記による管理が困難な現場については、監督員と協議のうえ適切な出来形管理及び写真管理を行うこと。

第5編 写真管理

写 真 管 理 基 準

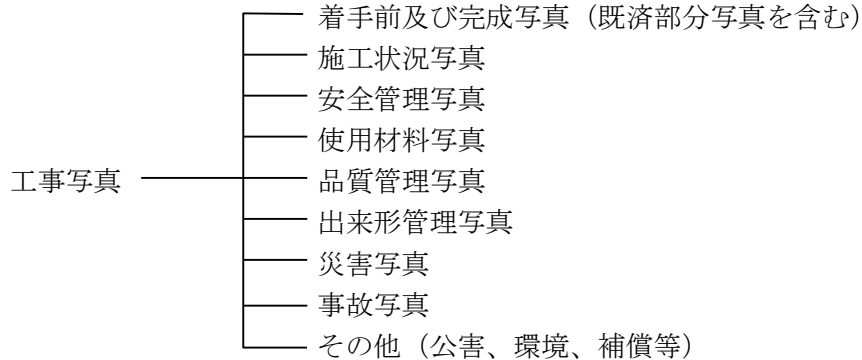
(適用範囲)

- 1 この写真管理基準は、土木工事施工管理の手引きに定める土木工事の工事写真による写真管理（電子媒体によるものを含む）に適用する。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

(工事写真の分類)

- 2 工事写真は以下のように分類する。



(工事写真の撮影基準)

- 3 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

(2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に貼付して整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(3) 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

(写真の省略)

- 4 工事写真は以下の場合に省略する。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。

- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。

*完成後測定可能な部分：As やコンクリート、鋼等で造られ、完成後に測定する際に仮設工設置や掘削作業等が不要で、測定数値が完成時とその後でほぼ同一となる部分

(3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。

(写真の編集)

- 5 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黑板情報電子化についての一部改正について』(令和5年3月15日 国技建管第6号)に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

(撮影の仕様)

- 6 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

(1) 写真はカラーとする。

(2) 有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。

(100万画素程度～300万画素程度=1,200×900程度～2,000×1,500程度)

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

(3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。

(4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

(写真の大きさ)

- 7 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、以下の場合は別の大きさとしてすることができる。

(1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)としてすることができる。

(2) 監督員が指示するものはその指示した大きさとする。

(工事写真帳の大きさ)

- 8 工事写真帳は、A4版のフリーアルバム又はA4版とする。

(工事写真の提出部数及び形式)

- 9 工事写真の提出部数及び形式は以下によるものとする。

(1) 工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各1部提出する。

(2) 原本としては、ネガ(APSの場合はカートリッジフィルム)または電子媒体とする。

(工事写真の整理方法)

- 10 工事写真の整理方法は以下によるものとする。

(1) 工事写真の原本をネガで提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容等がわかるように整理し提出する。APSカートリッジフィルムで提出する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、インデックス・プリントとともに提出する。電子媒体で提出する場合は、撮影内容がわかるように写真一覧(コマ撮りにしたもの)を添付するものとする。

(2) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものを標準とする。なお、提出頻度とは受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。

(電子媒体に記録する工事写真)

- 11 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」によるものとする。

(留意事項等)

- 12 別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下の次項を留意するものとする。

(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。

(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

(3) 撮影箇所がわかりにくい場合は、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。

(4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については類似工種を準用するものとする。

(その他)

13 用語の定義

- (1) 適宜提出とは、監督員が指示した箇所を提出することをいう。
- (2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は「写真管理基準」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。

※ 本基準に示す出来形管理の工種番号は、「出来形管理基準及び規格値」に示す工種番号と整合性を取っている。

また、本基準に示す品質管理の工種番号は、「品質管理基準及び規格値」に示す工種番号と整合性を取っている。

施工管理 写真管理

区 分	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」における空中写真測量（UAV）」による場合は、撮影毎に1回（写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納）） 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」における地上型レーザースキャナー（TLS）、地上移動体搭載型レーザースキャナー（地上移動体搭載型LS）、無人航空機搭載型レーザースキャナー（UAVレーザー）、TS（ノンプリズム方式）、TS等光波方式、RTK－GNSS」による場合は、計測毎に1回	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法、使用数量、保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	品質証明に添付する。
		品質証明（JISマーク表示）	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕	
品質管理	別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載			
	不可視部分の施工	適宜		
出来形管理	別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載			
	不可視部分の施工	適宜		
	出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項		
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕〔被災直後〕〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕〔発生直後〕〔発生後〕	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕〔発生直後〕〔発生後〕	
	環境対策 現場環境改善費 関係等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]	
1	共通	土工	盛土補強工	厚さ	120m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	
2			整形仕上げ工(盛土工) 覆土工	仕上げ状況、厚さ	120m又は1施工箇所に1回〔仕上げ時〕	
3			掘削工(切土工)	土質等の判別 法長 ※右のいずれかで撮影する	地質が変わる毎に1回〔掘削中〕	
					200m又は1施工箇所に1回〔掘削後〕	
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回[掘削後] ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	
4			路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚 締固め状況 法長、幅 ※右のいずれかで撮影する	200mに1回〔巻出し時〕	
					「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
					転圧機械又は地質が変わる毎に1回〔締固め時〕	
					200mに1回又は1施工箇所に1回〔施工後〕	
	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回[施工後] ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影					
	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。					
5	浚渫工	浚渫船運転工(ポンプ浚渫船)	運転状況	1施工箇所に1回〔施工後〕		
6		浚渫船運転工(グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所に1回〔施工後〕		
7	基礎工	切込砂利 砕石基礎工 割ぐり石基礎工 均しコンクリート 基礎工護岸(現場打) 基礎工護岸(プレキャスト) 鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 広幅型鋼矢板 可とう鋼矢板 既製杭工(既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭) 既製杭工(鋼管ソイルセメント杭) 場所打杭工	幅、厚さ	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
8					幅、高さ	200m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕
9			据付状況	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
9-2					根入長	40m又は1施工箇所に1回〔打込前後〕
			変位	40m又は1施工箇所に1回〔打込後〕		
				数量		全数量〔打込後〕
10			偏心量	1施工箇所に1回〔打込後〕		
				根入長	1施工箇所に1回〔打込前〕	
				数量	全数量〔打込後〕	
				杭頭処理状況	1施工箇所に1回〔処理前、中、後〕	
10-2			偏心量(鋼管杭・掘削心)	1施工箇所に1回[打込後]		
				根入長(鋼管杭、ロッド)	1施工箇所に1回[打込前]	
				数量、杭径(ソイルセメント柱径)	全数量 〔杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後〕	
				杭頭処理状況	1施工箇所に1回[処理前、中、後]	
11				根入長	1施工箇所に1回〔施工中〕	
					偏心量	1施工箇所に1回〔打込後〕
					数量、杭径	全数量、杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理
					杭頭処理状況	1施工箇所に1回〔処理前、中、後〕
	鉄筋組立状況	1施工箇所に1回〔組立後〕				

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
12	共通	基礎工	深礎工	根入長	全数量〔掘削後〕
				偏心量、数量、基礎径	全数量〔施工後〕
				ライナープレート設置状況	1施工箇所につき1回〔掘削後〕
				土質	土質が変わる毎に1回〔掘削中〕
				鉄筋組立状況	全数量〔組立後〕
13		オープンケーソン基礎工	沓		1基につき1回〔据付後〕
				ケーソンの長さ、ケーソンの幅、ケーソンの高さ、ケーソンの壁厚、偏心量、鉄筋組立状況	1ロットにつき1回〔設置後及び型枠取外し後〕
				載荷状況	1基につき1回〔載荷時〕
				封鎖コンクリート、打設状況、中埋状況	1基につき1回〔施工時〕
14		ニューマチックケーソン基礎工	沓		1基につき1回〔据付後〕
				ケーソンの長さ、ケーソンの幅、ケーソンの高さ、ケーソンの壁厚、偏心量、鉄筋組立状況	1ロットにつき1回〔設置後及び型枠取外し後〕
				載荷状況	1基につき1回〔載荷時〕
				封鎖コンクリート、打設状況、中埋状況	1基につき1回〔施工時〕
15		鋼管矢板基礎工	沓		1基毎につき1回〔据付後〕
				根入長、偏心量、鉄筋組立状況	1基毎につき1回〔設置後〕
				載荷状況	1基につき1回〔載荷時〕
				封鎖コンクリート、打設状況、中埋状況	1基につき1回〔施工時〕
16		石・ブロック工	コンクリートブロック積 コンクリートブロック張 緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所につき1回〔施工中〕
				法長、厚さ(ブロック積張)	200m又は1施工箇所につき1回〔施工後〕
17			連節ブロック張り	法長	200m又は1施工箇所につき1回〔施工後〕 ただし、値入部は40mにつき1回
18			天端保護ブロック	幅	200m又は1施工箇所につき1回〔施工後〕
19			石積工 石張工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所につき1回〔施工中〕
				法長、厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所につき1回〔施工後〕 ただし、値入部は40mにつき1回
20		カルバート工	現場打カルバート工	厚さ、幅(内空)、高さ	100m又は1施工箇所につき1回〔型枠取外し後〕
21			プレキャストボックス工 プレキャストパイプ工	据付状況	200m又は1施工箇所につき1回〔施工中〕
				※幅、※高さ	200m又は1施工箇所につき1回(※印は場所打ちのある場合)〔埋戻し前〕

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
22	共通	鉄筋工	鉄筋の組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)
				かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)
23		法面工	現場打法枠工 現場吹付法枠工	法長、幅、高さ、吹付枠中心間隔	200m又は1施工箇所毎に1回〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。
24				プレキャスト法枠工	法長
25			コンクリート吹付工 モルタル吹付工	清掃状況	200m又は1施工箇所毎に1回〔清掃後〕
				ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所毎に1回〔吹付前〕
				法長	200m又は1施工箇所毎に1回〔施工後〕
				厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所毎に1回〔吹付後〕
26			種子吹付工 張芝工 筋芝工 市松芝工 植生ネット工 種子帯工 人工張芝工 植生穴工	材料使用量	1工事に1回〔混合前〕
				土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所毎に1回〔施工中〕
				法長	200m又は1施工箇所毎に1回〔施工後〕
27			厚層基材吹付工 客土吹付工	清掃状況	200m又は1施工箇所毎に1回〔清掃後〕
				ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所毎に1回〔吹付前〕
				厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所毎に1回〔吹付後〕
				法長	200m又は1施工箇所毎に1回〔施工後〕
		材料使用量		1工事に1回〔混合前〕	
28		護岸付属物工	幅	1施工箇所毎に1回〔施工後〕	
	高さ		1施工箇所毎に1回〔施工後〕		
29	法面護岸工	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所毎に1回〔施工中〕	
法長			200m又は1施工箇所毎に1回〔施工後〕		
30		多自然型護岸工 (かごマット)	高さ、法長	200m又は1施工箇所毎に1回〔施工後〕	
31		羽口工 (じゃかご)	法長、厚さ	200m又は1施工箇所毎に1回〔施工後〕	
32		羽口工 (ふとんかご) (かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所毎に1回〔施工後〕	

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
33	共通	擁壁工	コンクリート擁壁工 取付擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回
				厚さ、幅、高さ	200m又は1施工箇所1回〔型枠取外後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回〔型枠取外後〕
34			プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所1回〔埋戻し前〕
35			補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ、鉛直度	120m又は1施工箇所1回〔施工後〕
36			井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回〔施工中〕
				法長、厚さ	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕
37			小型擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回〔施工中〕
				幅、高さ	200m又は1施工箇所1回〔型枠取外後〕
38		樋門・樋管工	函渠工 (本体工)	厚さ、幅、内空幅、内空高	1施工箇所1回〔型枠取外後〕
39			函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所1回〔巻立前〕
40			函渠工 (PC函渠) 樋門接続暗渠工	据付状況、※幅、※高さ	120m又は1施工箇所1回 (※印は場所打部分のある場合)〔埋戻し前〕
41			翼壁工 水叩工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所1回〔型枠取外後〕
42			階段工 (現場打階段) (プレキャスト階段)	幅、高さ、長さ	1施工箇所1回〔施工後〕
43			水門	厚さ、幅、高さ	1施工箇所1回〔型枠取外後〕
44			扉体、戸当り及び開閉装置		機械工事施工管理基準(案)参照
45			床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工 閘門工 土砂吐工	厚さ、幅、高さ、延長	1施工箇所1回〔施工後〕
46			堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所1回〔施工後〕
47			魚道本体工	厚さ、幅、高さ	200m又は測定箇所毎に1回〔施工後〕
48		堰・機場工	吐出水槽工本体工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所1回〔施工後〕
49			燃料貯油槽工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所1回〔施工後〕

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]	
50	共通	地盤改良工	路床安定処理工	施工厚さ、幅	40mに1回〔施工後〕	
51			置換工	置換厚さ、幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	
52			サンドマット	施工厚さ、幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	
53			表層安定処理工 (サンドマット海上)	法長、天端幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	
54			パイルネット工	厚さ、幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	
55			バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ、施工状況	200㎡又は1施工箇所に1回〔打込み前後、施工中〕	
				杭径、位置・間隔	200㎡又は1施工箇所に1回〔打込後〕	
				砂の投入量	全数量〔打込前後〕	
56			固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔、杭径	1施工箇所に1回〔打込後〕	
				深度	1施工箇所に1回〔打込前後〕 ただし、(スラリー攪拌工)において、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
56-2			固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m3～4,000m3につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
57			水路工	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回〔埋戻し前〕
58				側溝工 (場所打水路工)	厚さ、幅、高さ	200m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕
59	側溝工 (暗渠工)	幅、深さ		120m又は1施工箇所に1回〔埋戻し前〕		
60	山腹明暗渠工	厚さ、幅、高さ、深さ		120m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕		
61	現場打コンクリート水路工	幅、高さ、厚さ、配筋		2スパンに1箇所		
62	二次製品水路工 (L型・大型水路)	布設		200m又は1施工箇所に1回[施工後]		
63	土水路工	幅、深さ		200m又は1施工箇所に1回[施工後]		
64	河川護岸工	幅、深さ		200m又は1施工箇所に1回[施工後]		

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
65	共通	道路付属物工	縁石 アスカーブ	施工状況	1種別毎に1回〔施工中〕
66			小型標識工	基礎幅、基礎高さ、根入れ長	基礎タイプ毎5箇所に1回〔施工後〕
67			立入防止柵 転落(横断)防止柵 車止めポスト	※基礎幅、※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合)〔施工後〕
				パイプ取付高	1施工箇所に1回〔施工後〕
68			ガードレール	※基礎幅、※基礎高さ、※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合)〔施工後〕
				ビーム取付高	1施工箇所に1回〔施工後〕
69			ガードケーブル	※基礎幅、※基礎高さ、※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合)〔施工後〕
				ケーブル取付高	1施工箇所に1回〔施工後〕
70			区画線工	材料使用量	全数量〔施工前後〕
				施工状況	施工日に1回〔施工前後〕
71			視線誘導標 距離標	高さ	1施工箇所に1回〔施工後〕
72			落石防止網工	幅	1施工箇所に1回〔施工後〕
73			落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
74			防雪柵工	高さ、基礎幅、基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
75			雪崩予防柵工	高さ、基礎幅、基礎高さ、アンカー長	1施工箇所に1回〔施工後〕
76			遮音壁基礎工	幅、高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕
77			遮音壁本体工	支柱間隔、支柱ずれ、支柱倒れ、高さ	1施工箇所に1回〔施工後〕
78			排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回〔施工中〕
79			大型標識工(標識基礎工)	幅、高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回〔施工後〕
80			大型標識工(標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回
81			組立歩道工	幅	1施工箇所に1回〔施工後〕
82			組立歩道工 支柱基礎工	幅、高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回〔施工後〕
83			ケーブル配管工	配管状況 (ハントホール)厚さ、幅、高さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
84			照明工(照明柱基礎工)	幅、高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕
85		水路付属物工	排水構造物修繕工	厚さ、高さ	1施工箇所に1回〔修繕後〕
86			根固めブロック工 ブロック床版工	数量	全数量〔製作後〕
				ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕
87		沈床工	格子寸法、厚さ、割石状況、幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
88	共通	水路付属物工	捨石工	幅	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
89			杭出し水制工	径、杭長	1施工箇所に1回〔打込み前〕
				幅、方向	1施工箇所に1回〔施工後〕
90			集水柵工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕
91			コンクリート床版工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回〔施工後〕
92			本体工(床固め本体工)	天端幅、堤幅、水通し幅	測定箇所毎に1回〔施工後〕
93			水叩工	幅、厚さ	測定箇所毎に1回〔施工後〕
94		砂利舗装工	天端敷砂利工 天端補修工	厚さ、幅	各層毎200mに1回〔施工後〕
95		舗装工	アスファルト舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕
				整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕
				厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」により「厚さあるいは標高 較差」を管理する場合は各層毎1工事に1 回[整正後]
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」による場合は各層毎1工 事に1回[整正後]
96		アスファルト舗装工 粒度調整路盤工	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕	
			整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕	
			厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」により「厚さあるいは標高 較差」を管理する場合は各層毎1工事に1 回[整正後]	
			幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」による場合は各層毎1工 事に1回[整正後]	
97		アスファルト舗装工 セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕	
			整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕	
			厚さ	1,000㎡に1回〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」により「厚さあるいは標高 較差」を管理する場合は各層毎1工事に1 回[整正後]	
			幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」による場合は、各層毎1工 事に1回[整正後]	

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
98	共通	舗装工	アスファルト舗装工 加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕
				整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回[整正後]
99			アスファルト舗装工 基層工	整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕
				タックコート、プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回[整正後]
100			アスファルト舗装工 表層工	整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕
				タックコート、プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕
				平坦性	1工事1回〔実施中〕
100-2			橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工中に1回[施工中]
101			コンクリート舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕
				整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕
				厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回[整正後]
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は、各層毎1工事に1回[整正後]
102			コンクリート舗装工 粒度調整路盤工	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕
				整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕
				厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回[整正後]
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回[整正後]

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
103	共通	舗装工	コンクリート舗装工 セメント(石灰・瀝青)安定 処理工	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕
				整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕
				厚さ	1,000㎡に1回〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」により「厚さあるいは標高 較差」を管理する場合は各層毎1工事に1 回〔整正後〕
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕
104			コンクリート舗装工 アスファルト中間層	整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕
				タックコート、プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕
105			コンクリート舗装版工	石粉、プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕
				スリップバー、タイバー寸 法、位置	80mに1回〔据付後〕
				鉄網寸法位置	80mに1回〔据付後〕
				平坦性	1工事1回〔実施中〕
				厚さ	各層毎200mに1回〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」により「厚さあるいは標高 較差」を管理する場合は各層毎1工事に1 回〔整正後〕
				目地段差	1工事に1回
105			コンクリート舗装版(連続鉄 筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕
				鉄筋寸法、位置	80mに1回〔据付後〕
				横膨張目地部ダウエル バー寸法、位置	1施工箇所1回〔据付後〕
				縦そり突合せ目地部・縦そりダ ウエル目地部タイバー寸法、位置	80mに1回〔据付後〕
				平坦性	1工事に1回〔実施中〕
				厚さ	各層毎200mに1回〔型枠据付後〕〔ス リップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」により「厚さあるいは標高 較差」を管理する場合は各層毎1工事に1 回〔整正後〕
				目地段差	1工事に1回

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
106	共通	舗装工	転圧コンクリート版工	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕
				厚さ	各層毎200mに1回〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕
				平坦性	1工事に1回〔実施中〕
107			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕
				修正状況	各層毎400mに1回〔修正後〕
				厚さ	各層毎200mに1回〔修正後〕
				幅	各層毎80mに1回〔修正後〕
108			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	修正状況	400mに1回〔修正後〕
				タックコート、プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕
				平坦性	1工事1回〔実施中〕
109			歩道舗装修繕工 (歩道路盤工) (取合舗装路盤工) (路肩舗装路盤工)	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕
				修正状況	各層毎400mに1回〔修正後〕
				厚さ	各層毎200mに1回〔修正後〕
				幅	各層毎80mに1回〔修正後〕
110			歩道舗装修繕工 (歩道舗装工) (取合舗装工) (路肩舗装工) (表層工)	修正状況	各層毎400mに1回〔修正後〕
				タックコート、プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕
				平坦性	1工事1回〔実施中〕
111			切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所1回〔施工後〕
				タックコート	各層毎に1回〔散布時〕
				修正状況	400mに1回〔施工後〕
112			オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所1回〔施工後〕
				タックコート	各層毎に1回〔散布時〕
				修正状況	400mに1回〔施工後〕

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
113	共通	舗装工	路上再生工	敷均厚、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕
				整正状況、厚さ	各層毎400mに1回〔整正後〕
114			路面切削工	厚さ(基準高)、幅	1施工箇所1回〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回〔施工後〕
115		舗装打換え工		幅、延長、厚さ	1施工箇所1回〔施工後〕
				タックコート	各層毎に1回〔散布後〕
				整正状況	400mに1回〔整正後〕
116		橋梁下部工	橋台躯体工	厚さ、天端幅(橋軸方向)、敷幅(橋軸方向)、高さ、胸壁の高さ、天端長、敷長	全数量〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回
117			橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	厚さ、天端幅、敷幅、高さ、天端長、敷長	全数量〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回
118			橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ、天端幅、敷幅、高さ、長さ	全数量〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回
119			鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回〔原寸時〕
				製作状況	適宜〔製作中〕
				仮組立寸法、 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕
120			鋼製橋脚フーチング工 (I型・T型)	幅、高さ、長さ	全数量〔型枠取外後〕
121			鋼製橋脚フーチング工 (門型)	幅、高さ	全数量〔型枠取外後〕
122			鋼製橋脚架設工 (I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回〔架設中〕
123			鋼製橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回〔架設中〕
124			検査路工	幅、高さ	1施工箇所1回〔施工後〕
125		コンクリート橋上部工	プレテンション桁購入工 (けた橋)	断面の外形寸法、橋桁のそり、横方向の曲がり	1スパンに1回〔製作後〕
126			プレテンション桁購入工 (スラブ桁)	断面の外形寸法、橋桁のそり、横方向の曲がり	1スパンに1回〔製作後〕
127			ポストテンション桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕
				幅、厚さ、高さ	桁毎に1回〔型枠取外し後〕
				中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回〔施工時〕

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
128	共通	コンクリート橋上部工	プレキャストセグメント桁購入工	断面の外形寸法	全数量〔製作後〕
129			プレキャストセグメント桁組立工	組立状況	1スパンに1回〔組立時〕
130			PCホロースラブ製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕
				幅、厚さ	桁毎に1回〔型枠取外し後〕
				中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回〔施工時〕
131			PC箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕
				幅(上)、幅(下)、高さ	桁毎に1回〔型枠取外し後〕
				内空幅、内空高さ	桁毎に1回〔型枠設置後〕
				中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回〔施工時〕
132			プレビーム桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕
				製作状況	適宜〔製作中〕
				仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕
				幅、高さ	桁毎に1回〔型枠取外し後〕
133			PC押出し箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕
				幅(上)、幅(下)、高さ	桁毎に1回〔型枠取外し後〕
				内空幅、円空高さ	桁毎に1回〔型枠設置後〕
				中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回〔施工時〕
134				架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設支保工 (固定)(移動) 架設桁架設 (片持架設)(押出し架設)	架設状況
135		鋼橋梁上部工	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕
				製作状況	適宜〔製作中〕
				仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕 ※シミュレーション仮組立検査の場合は 仮組立寸法を省略
137			桁製作工 (仮組立による検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕
				製作状況	適宜〔製作中〕

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]	
138	共通	鋼橋梁上部工	架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回〔架設中〕	
139			現場継手工	継手部のすき間	1スパンに1回〔架設後〕	
140			橋梁現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量〔使用前後〕	
				ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別〔施工前後〕	
				塗装状況	各層毎1スパンに1回〔塗装後〕	
141			床版工 床版 横組工	床版の厚さ、床版の幅、鉄筋の有効高さ、鉄筋のかぶり、鉄筋間隔	1スパンに1回〔打設前後〕	
142			支承工 (鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回〔取付後〕	
143			支承工 (ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回〔取付後〕	
144			橋梁付属物工	(伸縮装置工) (ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回〔設置後〕
145				(鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1スパンに1回〔設置後〕
146				(地覆工)	地覆の幅、地覆の高さ、有効幅員	1施工箇所に1回〔施工後〕
147				(橋梁用防護柵工) (橋梁用高欄工)	高さ、幅	1施工箇所に1回〔施工後〕
148				踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	〈コンクリート工〉 各部の厚さ、各部の長さ	1施工箇所に1回〔施工後〕
		(ラバーシュー)		〈ラバーシュー〉 各部の長さ、厚さ		
		(アンカーボルト)	〈アンカーボルト〉 中心のずれ、アンカー長			
149		橋梁修繕工	鋼桁補強工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
製作状況				適宜〔製作中〕		
仮組立寸法 (撮影項目は適宜)				1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕		
150			伸縮継手修繕工 (ゴムジョイント)	厚さ、幅、延長	1施工箇所に1回〔修繕後〕	
151			PC橋支承修繕工 鋼桁支承修繕工 (鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回〔取付後〕	
152			PC橋支承修繕工 鋼桁支承修繕工 (ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回〔取付後〕	
153			沓座拡幅工 (アンカーボルト) 落橋防止装置修繕工 (アンカーボルト)	沓座取付状況	1スパンに1回〔取付後〕	

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
154	共通	仮設工	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位、根入長	40m又は1施工箇所1回〔打込前〕
				数量	全数量〔打込後〕
155			土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回〔削孔後〕
				配置誤差	1施工箇所に1回〔施工後〕
156			土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回
157			土留・仮締切工 (締切盛土)	天端幅、法長	250m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
158			土留・仮締切工 (中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
159		工場製作工	地中連続壁工 (壁式)	連壁の長さ、変位	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
160			地中連続壁工 (柱列式)	連壁の長さ、変位	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
161			羽口金物製作工	刃口高さ、外周長	1施工箇所に1回〔仮組立時〕
162			検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕
				製作状況	適宜〔製作中〕
163			鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕
				製作状況	適宜〔製作中〕
				仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕
164			落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕
				製作状況	適宜〔製作中〕
165			鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕
				製作状況	適宜〔製作中〕
166			ブレイム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕
				製作状況	適宜〔製作中〕
				仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕
167			橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕
				製作状況	適宜〔製作中〕
168			鋳造費 (金属支承工)	製作状況	適宜〔製作中〕
170			鋳造費 (大型ゴム支承工)	製作状況	適宜〔製作中〕
171			アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕
172			仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕
				製作状況	適宜〔製作中〕

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
173	共通	塗装工	工場塗装工 現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量〔使用前後〕
				状況(工場塗替) ケレン状況(現場塗替)	部材別〔施工前後〕
				塗装状況	各層毎に1回〔塗装後〕
174		コンクリート面塗装工		材料使用量 (塗料缶)	全数量〔使用前後〕
				素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別〔施工前後〕
				塗装状況	各層毎に1回〔塗装後〕
175		水門塗装			機械工事施工管理基準(案)参照
176		共同溝	現場打ち躯体工	厚さ、内空幅、内空高	200m又は1施工箇所(型枠取外し後)
177			カラー継手工	厚さ、幅、長さ	1施工箇所に1回〔設置後〕
178			防水工 (防水)	幅	100m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
179			防水工 (防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
180			防水工 (防水壁)	高さ、幅、厚さ	1施工箇所に1回〔施工後〕
181			プレキャスト躯体工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回〔埋戻し前〕
182			管路工	敷設状況	100m又は1施工箇所に1回〔敷設後〕
183			プレキャストボックス工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回〔据付後〕
184			現場打ちボックス工	厚さ、内空幅、内空高	100m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕
185		トンネル N A T M	吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回〔掘削中〕
				湧水状況	適宜〔掘削中〕
				吹付面の清掃状況	80mに1回〔清掃後〕
				金網の重合せ状況	80mに1回〔2次吹付前〕
				吹付け厚さ(検測孔)	80mに1回〔吹付後〕
186			ロックボルト工	位置間隔、角度、削孔深さ、孔径、突出量	施工パターン毎又は80mに1断面〔穿孔中〕
				ロックボルト注入状況	施工パターン毎又は80mに1断面〔注入中〕
				ロックボルト打設後の状況	施工パターン毎又は80mに1断面〔打設後〕
187		覆工	覆工コンクリート工 側壁コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回〔型枠組立後〕
				覆工 (厚さ)	1セントルに1回〔型枠取外し後〕
				幅、高さ	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
188			床版コンクリート工	幅、厚さ	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
189	トンネル N A T M	インバート工	インバート本体工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所1回〔埋戻し前〕
				幅(全幅)	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕
190		抗門工	抗門本体工	幅、高さ	1施工箇所1回〔埋戻し前〕
191	トンネル 矢板	抗門工	明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所1回〔型枠組立後〕
				覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所1回〔型枠取り外し後〕
				幅(全幅)、高さ(内法)	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕
192		矢板覆工	覆工コンクリート工	巻立空間	1セントルに1回〔型枠組立後〕
				覆工厚さ	1セントルに1回〔型枠取外し後〕
				インバート厚さ	40m又は1施工箇所1回〔埋戻し前〕
				幅(全幅)、高さ(内法)	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕
193			床版コンクリート工	幅、厚さ	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕
194			インバート本体工	厚さ	40m又は1施工箇所1回〔埋戻し前〕
				幅	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕
195	海岸	護岸基礎工	場所打コンクリート工	幅、高さ	200m又は1施工箇所1回〔型枠取外後〕
196			海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕
				ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕
				据付状況	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕
197		護岸工	捨石張り工	法長	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕
198			海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕
				ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔施工後〕
				法長、厚さ	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕
199		コンクリート被覆工	コンクリート被覆工	法長、厚さ	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕
				裏込材厚	40m又は1施工箇所1回〔施工中〕
200		天端被覆工	コンクリート被覆工	幅、厚さ	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕
				基礎厚	40m又は1施工箇所1回〔施工中〕
201		アスファルト被覆工	アスファルト被覆工	幅、厚さ	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕
				基礎厚	40m又は1施工箇所1回〔施工中〕
202		波返工	波返工	幅、高さ	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
203	海岸	突堤基礎工	捨石工	法長、天端幅	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
204			吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
205		突堤本体工	捨石工	法長、天端幅	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
206		突堤本体工	海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕
				ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕
				天端幅	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
207			石枠工	厚さ、高さ	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
				間詰石状況	1施工箇所に1回〔施工後〕
208			場所打コンクリート工	幅、高さ	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
209			ケーソン工 (ケーソン工製作)	壁厚、幅、高さ、長さ、底版 厚さ、フーチング高さ	1基毎に1回〔製作後〕
210			ケーソン工 (ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所に1回〔据付後〕
211			ケーソン工 突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)	厚さ、幅	1施工箇所に1回〔施工後〕
212			セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚、幅、高さ	1基毎に1回〔製作後〕
213			セルラー工 (セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所に1回〔据付後〕
214		消波工	消波ブロック工	数量	全数量〔製作後〕
				ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕
215	海域堤本体工	海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕	
			ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕	
			天端幅	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	
216	砂防ダム	コンクリートダム工	コンクリート本体工	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回〔施工中〕
				打継目処理、打込・養生	4リフト毎に1回〔施工中〕
				天端幅、堤幅、水通しの幅	測定箇所毎に1回〔施工後〕
217			水叩工	幅、長さ	測定箇所毎に1回〔施工後〕
218	工場製作工	鋼製堰堤 仮設材製作工	材料使用量 (塗料缶)	全数量〔使用前後〕	
			ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別〔施工前後〕	
			塗装状況	各層毎1スパンに1回〔塗装後〕	

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
219	砂防ダム	鋼製ダム工	鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ、幅、下流側倒れ	測定箇所毎に1回〔施工後〕
220			鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長、堤幅、高さ	測定箇所毎に1回〔施工後〕
			鋼製堰堤製作工(仮組立時)	仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕
221		側壁工	鋼製側壁工	長さ、幅、下流側倒れ、高さ	測定箇所毎に1回〔施工後〕
222			コンクリート側壁工	天端幅、長さ	測定箇所毎に1回〔施工後〕
223	地すべり防止	地下水排除工	集排水ボーリング工	削孔深さ、配置誤差	1施工箇所に1回〔施工後〕
224			集水井工	偏心量、長さ、巻立て幅、巻立て厚さ	1施工箇所に1回〔施工後〕
225		抑止杭・アンカー工	合成杭工	偏心量	1施行箇所に1回〔施工後〕
				数量	全数量〔打込後〕
226		抑止アンカー工		削孔深さ、配置誤差	1施工箇所に1回〔施工後〕
				削孔完了時の鉛直角	施工数量の5%以上かつ3本以上〔施工後〕
				削孔機据付時の水平角確認	施工数量の5%以上かつ3本以上〔施工後〕
227		ずい道工	ずい道工	中心線のずれ、厚さ	測定箇所毎に1回〔施工後〕
228	ダム	ダムコンクリート工	コンクリートダム工(本体)	天端幅、ジョイント間隔、リフト高、堤幅	測定箇所毎に1回〔施工後〕
229			コンクリートダム工(水叩)	ジョイント間隔、幅、長さ	測定箇所毎に1回〔施工後〕
				打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間リフトに1回
230			コンクリートダム工(副ダム)	ジョイント間隔、リフト高、堤幅、堤長	測定箇所毎に1回〔施工後〕
231			コンクリートダム工(導流壁)	ジョイント間隔、リフト高、厚さ	測定箇所毎に1回〔施工後〕
232		フィルダム盛土工	コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回〔施工後〕
233			フィルターの盛立	外側境界線、盛立幅	測定箇所毎に1回〔施工後〕
234			ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回〔施工後〕
235		フィルダム工	フィルダム(洪水吐)	ジョイント間隔、厚さ、幅、リフト高さ	測定箇所毎に1回〔施工後〕
236		ボーリング工	ボーリング工	ボーリング状況、水押テスト状況、グラウト状況、深度、配置誤差	ブロック毎に1回〔施工中〕
				コアー	地質変化毎全数量〔抜取後〕

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
237	ほ場整備	整地工	表土扱い	表土厚	おおむね10a当たり1箇所
238			基盤整地 表土整地	基盤面、表土戻し後	おおむね10a当たり1箇所
239			畦畔工	高さ、幅、その他必要な箇所	おおむね200～400mに1箇所 上記未満は2箇所
240		道路工	道路工(砂利道)	まき出し厚さ、幅、転圧状況	幹線道路は50～100mにつき1箇所 支線道路は100～200mにつき1箇所
241		暗渠排水	吸水渠工	埋設深、埋設間隔、その他必要箇所	1耕区に1～2箇所
242			集水渠工 導水渠工	埋設深、その他必要箇所	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所
243		農用地造成	農用地造成工 (テラス・階段畑)	法勾配、幅、耕起幅、その他必要な箇所	テラス延長100m～200mに1箇所 上記未満は2箇所
244			農用地造成工 (改良山成工)	基準高、法勾配、その他必要な箇所	測定点2～3箇所に1箇所
245			農用地造成工 (道路工・耕作道)	法勾配、幅、厚さ、側溝幅	100～200mに1箇所
246			耕起工	耕起深、つぼ掘り	おおむね1ha当たり2～3箇所、つぼ掘りは、2ha当たり1箇所
247			土壌改良材散布	サンプル採取、その他必要な箇所	おおむね2ha当たり1箇所
248	畑かん施設	管布設工	硬質ポリ塩化ビニル管工	布設状況、外観検査、ジョイント関係、その他必要な箇所	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所
249			強化プラスチック複合管工 ダクタイル鋳鉄管	布設状況、外観検査、ジョイント関係、その他必要な箇所	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所
250		管基礎工	砂基礎工	埋戻し厚さ、幅、まき均し、締固め状況	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所
251		畑かん施設工	散水器具工	埋設深	1ha当たり1～2箇所
252	ため池	堤体工	堤体盛土(鋼土)	法長、法勾配、盛土幅員、まき出し厚、転圧、法長、排水側溝、その他必要な箇所	施工延長おおむね20～40mに1箇所
253		洪水吐工	本体工	床掘、基礎、幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、パイプ布設、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所	おおむね2スパンにつき1箇所、箇所単位の構造物については適宜撮影する
254		樋管工同上付帯構造物(土砂吐ゲート等)	本体工	床掘、基礎、幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、パイプ布設、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所	施工延長おおむね10mにつき1箇所、箇所単位の構造物については適宜撮影する
255	治山	護岸流路	木製護岸工	幅	100m又は1施工箇所に1回
256			木製流路工	幅	100m又は1施工箇所に1回
257		山腹工	柵工	杭木形状寸法	適宜
258			張芝水路工	幅	100m又は1施工箇所に1回
259			積苗工	幅、高さ	100mに1箇所 上記未満は、1施工単位に2箇所

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
260	治山	山腹工	筋工	幅	100mに1箇所 上記未満は、1施工単位に2箇所
261			伏工・実播工	施工範囲	1施工単位に2箇所
262			土塁工	幅、法長	100mに1箇所 上記未満は、1施工単位に2箇所
263			法切工	斜長	1施工単位に1～2箇所
264		森林整備	本数調整伐工	施工前、施工後	1施工地1ha当たり1箇所
265			枝落し工	枝落し高	1haに5回
266			地拵え工	地拵え状況	1施工地1ha当たり1箇所
267			植栽工	苗木	樹種毎に苗木搬入毎に1回
				植穴の径、深さ	1施工地1ha当たり1箇所
				施工地遠景	0.5haに1回又は1施工箇所毎に1回
				植付状況	1施工箇所・樹種毎に1回
268			雪起し工	雪起し状況	100番に1回及び1番、最終番
269			追肥工	肥料	肥料搬入毎に1回
				溝の位置、施肥量	100本に1回
270			作業歩道工	幅	200m又は1施工箇所に1回
271	港湾・漁港	浚渫・床堀工	浚渫工	水深	測定状況写真
272			床堀工	水深	測定状況写真
273		地盤改良	置換工	天端高、天端幅、法面	40m又は施工箇所に1回(施工後)
274			敷砂工 砕石マット	天端高、天端幅、法面	40m又は施工箇所に1回(施工後)
275			サンドドレーン工 砕石ドレーン工	天端高、先端深度	杭全数の1/3
276			ペーパードレーン工	天端高、先端深度	杭全数の1/3
277			載荷工	天端高、天端幅、法面勾配	40m又は施工箇所に1回(施工後)
278			サンドコンパクションパイル工	天端高、先端深度	杭全数の1/3
				盛上り量	測定状況写真
279			ロッドコンパクション工	天端高、先端深度	測定状況写真
280			深層混合処理工	天端高、先端深度	測定状況写真
				盛上り量	測定状況写真

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
281	港湾・漁港	マット工	アスファルトマット	重ね幅	施工状況写真(施工後)
282			繊維系マット ゴムマット	重ね幅	施工状況写真(施工後)
283			合成樹脂系マット	重ね幅	施工状況写真(施工後)
284			摩擦増大用マット工		
285		捨石・均し	基礎工	天端幅、法面	20m又は施工箇所1回(施工後)
286			被覆石工及び根固石工	天端幅、法面	20m又は施工箇所1回(施工後)
287			裏込工	天端幅、法面	20m又は施工箇所1回(施工後)
288		杭・矢板	鋼杭工	杭頭中心位置	1施工箇所に1回(施工後)
289			コンクリート杭工	杭頭中心位置	1施工箇所に1回(施工後)
290			鋼矢板及び鋼管矢板工 (鋼矢板)	矢板壁延長	全数量(打込後)
				矢板法線に対する出入	20枚につき1回(打込後)
291			鋼矢板及び鋼管矢板工 (鋼管矢板)	矢板壁延長	全数量(打込後)
				矢板法線に対する出入	10本につき1回(打込後)
292			コンクリート矢板	矢板壁延長	全数量(打込後)
				矢板法線に対する出入	20枚につき1回(打込後)
293		控工	腹起し	継手位置、ボルトの取付け	1施工箇所に1回(施工後)
294			タイロッド取付	取付間隔、定着ナット取付	1施工箇所に1回(施工後)
295			タイワイヤー取付	取付間隔、定着ナット取付	1施工箇所に1回(施工後)
296		ケーソン	ケーソン製作工	高さ、幅、長さ、壁厚、底版 厚さ	各函毎(完成時)
297			ケーソン据付工	法線に対する出入、据付 目地間隔	各函毎(据付後)
298		ブロック工	ブロック製作 (L型ブロック) (セルラーブロック)	幅、高さ、長さ、壁厚	完成写真(全個数確認)
299			ブロック据付 (L型ブロック) (セルラーブロック)	法線に対する出入、隣接 ブロックとの間隔	1施工箇所に1回(据付後)
300			異形ブロック製作	型枠形状寸法、ブロック外 観	完成写真(全個数確認)
301			異形ブロック据付	天端幅、天端延長	1施工箇所に1回(据付後)
302		中詰	中詰工	締固め	完成写真(締固め後)
303			蓋コンクリート	蓋設置	完成写真(蓋設置後)

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
304	港湾・漁港	上部コンクリート工	防波堤	天端幅、法線に対する出入	1施工箇所1回(施工後)
305			岸壁	天端幅、法線に対する出入	1施工箇所1回(施工後)
306		付属工	係船柱工	岸壁前面に対する出入、中心間隔、直柱基礎コンクリート	1施工箇所1回(施工後)
307			防舷材工	中心間隔	1施工箇所1回(施工後)
308			車止め、縁金物工	岸壁前面に対する出入、取付間隔	1施工箇所1回(施工後)
309			防食工	取付位置	1施工箇所1回(施工後)
				電位測定	測定時
310		溶接・切断	現場鋼材溶接工(アーク溶接)	のど厚、脚長	溶接後
311			現場鋼材溶接工(水中溶接)	のど厚、脚長	溶接後
312			現場鋼材切断工(ガス切断)	形状寸法	切断後
313			現場鋼材切断工(水中切断)	形状寸法	切断後
314	漁場	漁礁工	単体漁礁ブロック製作	型枠形状寸法	ブロック20個に1個以上
				幅、高さ、長さ、壁厚	ブロック20個に1個以上
315			漁礁ブロック沈設	高さ、延長、幅	測定状況写真
316			コンクリート部材組立	幅、高さ、長さ ボルト等	ブロック20個に1個以上
317			化学系部材組立	特記仕様書の記載による。	
318			鋼製部材組立	幅、高さ、長さ	ブロック20個に1個以上
319			重錘コンクリート製作	幅、高さ、長さ	ブロック20個に1個以上

品質 写真管理

番号	工種	撮影項目	撮影頻度 [時期]	摘要
1	コンクリート二次製品	強度試験	試験の都度	
2	鋼材関係	強度試験		
3	その他の製品	強度試験		
4	コンクリート (下記を除く)	塩化物総量規制	試験の都度	
		スランブ試験		
		コンクリートの圧縮強度試験		当該現場供試体であることが確認できるもの
		空気量測定		
		コンクリートの曲げ強度試験		コンクリート舗装に適用
		コアによる強度試験	品質に変化が見られた場合[試験実施中]	
		コンクリートの洗い分析試験		
		ひび割れ調査	対象構造物毎に1回[試験実施中] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時の状況(全周)の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。	
		テストハンマーによる強度推定調査	対象構造物毎に1回[試験実施中]	
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時[試験実施中]	
	転圧コンクリート(施工)	コンシステンシーVC試験	試験の都度	
		マーシャル突き固め試験		
		ランマー突き固め試験		
		コンクリートの曲げ強度試験		
		温度測定 (コンクリート)		
		現場密度の測定		
		コアによる密度測定		
	コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	試験の都度	
		スランブ試験		
		空気量測定		
		コンクリートの圧縮強度試験		当該現場供試体であることが確認できるもの
		空気量測定		
		温度測定 (気温・コンクリート)		
		コンクリートの単位容積質量試験		
		コンクリートの洗い分析試験		
		コンクリートのブリーディング試験		

品質 写真管理

番号	工種	撮影項目	撮影頻度 [時期]	摘要
4	コンクリートダム(施工)	コンクリートの引張強度試験		
		コンクリートの曲げ強度試験		
5	土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め 管理要領」による場合は、写真管理を省略す	
		プルフローリング	工種毎に1回[試験実施中]	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合[試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合[試験実施中]	
		平板載荷試験	土質毎に1回[試験実施中]	
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		たわみ量	プルフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]	
6	既製杭工	外観検査	検査毎に1回[検査実施中]	
		浸透探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		放射線透過試験		
		超音波探傷試験		
		水セメント比試験		
		セメントミルクの圧縮強度試験		
10	吹付工(施工)	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回[試験実施中]	
		塩化物総量規制		
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合[試験実施中]	モルタルを除く
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合[試験実施中]	
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回[試験実施中]	
11	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め 管理要領」による場合は、写真管理を省略す	
12	Fe石灰処理工(施工)	現場密度の測定	各種路盤毎に1回[試験実施中]	
13	セメント安定処理路盤(施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		現場密度の測定		
		含水比試験	観察により異常が認められた場合[試験実施中]	
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合[試験実施中]	
14	路床安定処理工	現場密度の測定	路床または施工箇所毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め 管理要領」による場合は、写真管理を省略す	
		プルフローリング	路床毎に1回[試験実施中]	
		平板載荷試験		
		現場CBR試験		

品質 写真管理

番号	工種	撮影項目	撮影頻度 [時期]	摘要
14	路床安定処理工	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		たわみ量	プルフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]	
15	表層安定処理工	現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め 管理要領」による場合は、写真管理を省略す る	
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		プルフローリング	工種毎に1回[試験実施中]	
		平板載荷試験	材質毎に1回[試験実施中]	
		現場CBR試験		
		たわみ量	プルフローリングの不良個所について実施[試験実施中]	
16	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回[試験実施中]	
17	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜[試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験	材料毎に1回[試験実施中]	
18	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		プルフローリング	路盤毎に1回[試験実施中]	
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合[試験実施中]	
		土の液性限界・塑性限界試験		
		含水比試験		
19	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回[試験実施中]	
		粒度		
		平板載荷試験		
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合[試験実施中]	
		含水比試験		
20	粒調Fe処理工(施工)	現場密度の測定	各種路盤毎に1回[試験実施中]	
21	アスファルト舗装(プラント)	粒度	合材の種類毎に1回[試験実施中]	
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		貫入試験40℃	合材の種類毎に1回[試験実施中]	
		リュエル流動性試験240℃		
		水浸ホイールトラッキング試験		
		ホイールトラッキング試験		
		ラベリング試験		
		曲げ試験		

品質 写真管理

番号	工種	撮影項目	撮影頻度 [時期]	摘要
21	アスファルト舗装(施工)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回[試験実施中]	
		温度測定		
		外観検査		
		すべり抵抗試験	合材の種類毎に1回[試験実施中]	
		現場透水試験		
22	路上再生路盤工(材料)	修正CBR試験	材料毎に1回[試験実施中]	
		土の粒度試験		
		土の含水比試験		
		土の液性限界・塑性限界試験		
	路上再生路盤工(施工)	現場密度の測定	材料毎に1回[試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験		
		CAEの一軸圧縮試験	材料毎に1回[試験実施中]	
		含水比試験		
23	路上表層再生工(材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回[試験実施中]	
		旧アスファルトの軟化点		
	路上表層再生工(施工)	現場密度の測定	材料毎に1回[試験実施中]	
		温度測定		
		かきほぐし深さ		
		粒度		
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
24	プラント再生舗装工(プラント)	粒度	合材の種類毎に1回[試験実施中]	
		再生アスファルト量		
	プラント再生舗装工(施工)	外観検査	合材の種類毎に1回[試験実施中]	
		温度測定		
		現場密度の測定		
25	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回[検査実施中]	
		超音波探傷検査		
26	溶接工	引張試験	試験毎に1回[試験実施中]	
		型曲げ試験		
		衝撃試験		
		マクロ試験		

品質 写真管理

番号	工種	撮影項目	撮影頻度 [時期]	摘要
26	溶接工	非破壊試験	試験毎に1回[試験実施中]	
		曲げ試験		
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査		
		外観検査		
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて[試験実施中]	
27	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回[試験実施中]	
		ノッチ深さ		
		スラグ		
		上縁の溶け		
		平面度	試験毎に1回[試験実施中]	
		ベベル精度		
		真直度	試験毎に1回[試験実施中]	
28	ロックボルト(NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回[試験実施中]	
		モルタルのフロー値試験		
		ロックボルトの引抜き試験	適宜	
29	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回[試験実施中]	
		岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状		
30	アンカー工	モルタルの圧縮強度試験	適宜[試験実施中]	
		モルタルのフロー値試験		
		多サイクル確認試験		
		1サイクル確認試験		
32	砂基礎工	現場密度の測定		
33	ため池	現場密度の測定		
		現場透水試験		
34	間伐材	末口径確認		
		曲がり		
		防腐処理		

第6編 出 来 高 管 理

出来高管理基準

1. 目 的

出来形管理が発注者の意図する規格基準に対してどの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理するのに対し、出来高管理は契約数量が満足されているか、数量的なチェックの管理である。従って出来高管理はすべて契約(設計)数量と対比できるよう整理しなければならない。

2. 出来高数量総括表

2-1 作成要領

- (1) 契約(設計)数量及び付属明細書に対して作成する。
- (2) 出来高数量は出来形寸法によって計算する。この場合、出来形寸法が設計寸法に対し、出来形管理基準(第3編)に定める規格値を満足していれば、出来高数量は設計数量とする。

2-2 作成例

出来高数量総括表(完成検査対象用)

工事名	〇〇第〇〇号〇〇線道路改良工事			現場代理人	〇〇 〇〇		
工種	種別	細別	単位	契約数量	出来高数量	増減	摘要
道路土工							
	掘削工						
		掘削(土砂)	(m3) 式	(12,809) 1	(12,809) 1	± 0	
	路体盛土工						
		路体(流用土)	(m3) 式	(11,528) 1	(11,528) 1	± 0	
	法面整形工						
		法面整形(切土部)	m2	895	895	± 0	
ブロック積工							
	コンクリート ブロック工		(m2) 式	(204) 1	(204) 1	(± 0) 1	別紙明細書第1号表
排水構造物工							
	側溝工	プレキャストU型側溝	m	286	286	± 0	

コンクリートブロック工(204m2)1式 当り明細書 第1号表						
名称	規格	単位	数量			摘要
			契約数量	出来高数量	増減	
コンクリートブロック基礎		m	73	73	± 0	
コンクリートブロック積	控35cm	m2	204	204	± 0	
裏込碎石	再生クラッシャーラン	m3	100	100	± 0	
天端コンクリート		m	73	73	± 0	

出来高数量総括表(既済部分・中間検査対象用)

工事名	〇〇第〇〇号〇〇線道路改良工事			現場代理人	〇〇 〇〇			
工種	種別	細別	単位	契約数量	既済部分or中間	出来高数量	増減	摘要
道路土工								
	掘削工							
		掘削(土砂)	(m3) 式	(12,809) 1	(6,000) 1	(6,000) 1	± 0	
	路体盛土工							
		路体(流用土)	(m3) 式	(11,528) 1	(5,000) 1	(5,000) 1	± 0	
	法面整形工							
		法面整形(切土部)	m2	895	400	400	± 0	
ブロック積工								
	コンクリート ブロック工		(m2) 式	(204) 1	(100) 1	(100) 1	(± 0) 1	別紙明細書第1号表
排水構造物工								
	側溝工	プレキャストU型側溝	m	286	100	100	± 0	

コンクリートブロック工(204m2)1式 当り明細書 第1号表							
名称	規格	単位	数量				摘要
			契約数量	既済部分or中間	出来高数量	増減	
コンクリートブロック基礎		m	73	30	30	± 0	
コンクリートブロック積	控35cm	m2	204	100	100	± 0	
裏込碎石	再生クラッシャーラン	m3	100	50	50	± 0	
天端コンクリート		m	73	30	30	± 0	

第 7 編 施工計画様式、記載例

[illegible]

現 場 組 織 表

現 場 代 理 人 ○ ○ ○ ○	監理技術者 ○○○○ TEL0952-00-0000	施工管理	氏 名	TEL
現 場 事 務 所 TEL0952-00-0000		工 程 管 理	○ ○ ○ ○	0952-00-0000
夜間、休日緊急連絡先 TEL0952-00-0000 (○○○○宅)	連絡員 (専任特例1号) ○○○○ TEL0952-00-0000	品 質 管 理	○ ○ ○ ○	0952-00-0000
		出 来 形 管 理	○ ○ ○ ○	0952-00-0000
		写 真 管 理	○ ○ ○ ○	0952-00-0000
		副 産 物 管 理	○ ○ ○ ○	0952-00-0000
	監理技術者補佐 (専任特例2号) ○○○○ TEL0952-00-0000	機械管理		
		機械、器具管理	○ ○ ○ ○	0952-00-0000
		重 機 管 理	○ ○ ○ ○	0952-00-0000
		安全管理		
		労務安全管理	○ ○ ○ ○	0952-00-0000
		交通安全管理	○ ○ ○ ○	0952-00-0000
		安 全 巡 視 員	○ ○ ○ ○	0952-00-0000
		火 薬 類 管 理	○ ○ ○ ○	0952-00-0000
		事務、労務管理		
		現場事務管理	○ ○ ○ ○	0952-00-0000
		労 務 管 理	○ ○ ○ ○	0952-00-0000

※ 下請け合計金額が4,500万円未満の場合は、監理技術者を主任技術者に替える。

専任特例1号を適用する場合は、連絡員も記載する。

専任特例2号を適用する場合は、監理技術者補佐も記載する。

※ この様式に記載された個人情報は施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

安全衛生管理組織表

一般組織、労働者数10人以上50人未満の場合

安全衛生推進者 〇〇 〇〇 TEL000-0000-0000		労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000
		車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000
		重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000
		安全巡視員	〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000

一般組織、労働者数50人以上100人未満の場合

安全管理者 〇〇 〇〇 TEL000-0000-0000		衛生管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000
		産業医	〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000
		労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000
安全委員会 〇〇 〇〇 TEL000-0000-0000		車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000
		重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000
		火薬消費管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000
安全委員会 〇〇 〇〇 TEL000-0000-0000		安全巡視員	〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000

下請混在組織、特定工事、労働者数30人以上の場合

統括安全衛生責任者 〇〇 〇〇 TEL000-0000-0000		安全衛生責任者	〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000
			〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000
		産業医	〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000
元方安全衛生責任者 〇〇 〇〇 TEL000-0000-0000		労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000
		車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000
		重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000
		安全巡視員	〇〇 〇〇	TEL 000-0000-0000

※ この様式に記載された個人情報施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

[illegible]

工 事 資 材 使 用 届 出 書

県産 指定 資材 (※1)	材料名	規格	予定 数量	納入業者(※2)	納入業者の 住所又は所在地(※2)	製造業者名	製造業者の 住所又は所在地	摘要 (※3)
				上段…本店 下段…支店・営業所	上段…本店 下段…支店・営業所	工場名	工場の 住所又は所在地	
○	生コンクリート	18-8- 40BB	46.2m3	○○(株)	佐賀県○○市	○○(株)	佐賀県○○市	①
				○○支店	佐賀県○○市	○○工場	佐賀県○○市	
○	クラッシャーラン	C-30	217m3	○○石材(株)	佐賀県○○市	○○石材(株)	佐賀県○○市	②
				○○営業所	佐賀県○○市	○○工場	佐賀県○○市	
○	コンクリート ブロック	控え35cm	150m2	(株)○○商店	佐賀県○○市	(株)○○商店	佐賀県○○市	③
				○○営業所	佐賀県○○市	○○工場	佐賀県○○市	
○	コンクリート 土留杭	150×150 ×5.0m	50本	○○コンクリート(株)	佐賀県○○市	(株)○○	佐賀県○○市	④ 確認
				○○支店	佐賀県○○市	○○工場	佐賀県○○市	
○	コンクリート 土留板	400×60× 995	200枚	○○コンクリート(株)	佐賀県○○市	(株)○○	佐賀県○○市	④ 確認
				○○支店	佐賀県○○市	○○工場	佐賀県○○市	
	鉄筋	SD295A D-13	2.932t	(株)○○商店	佐賀県○○市	(株)○○商店	佐賀県○○市	⑤
				○○営業所	佐賀県○○市	○○工場	佐賀県○○市	
	山土	真土	2,179m3	(株)○○	佐賀県○○市	(株)○○	佐賀県○○市	⑥
	塩ビ管	Vu φ 100 L=4.0m	85本	○○有機材(株)	佐賀県○○市	(株)○○	佐賀県○○市	⑦
				○○営業所	佐賀県○○市	○○工場	佐賀県○○市	
	ガードレール	GR-C-4E	90m	○○金属建材(株)	佐賀県○○市	(株)○○	佐賀県○○市	⑧
				○○支店	佐賀県○○市			
	水管橋	L=10m	2箇所	○○鉄工所	佐賀県○○市	○○鉄工所	佐賀県○○市	⑨
				○○営業所	佐賀県○○市	○○工場	佐賀県○○市	

※1 県産指定資材については「○」を記入すること。(土木工事等共通仕様書「第1章第54節 下請負人等の県内優先活用」を参照)

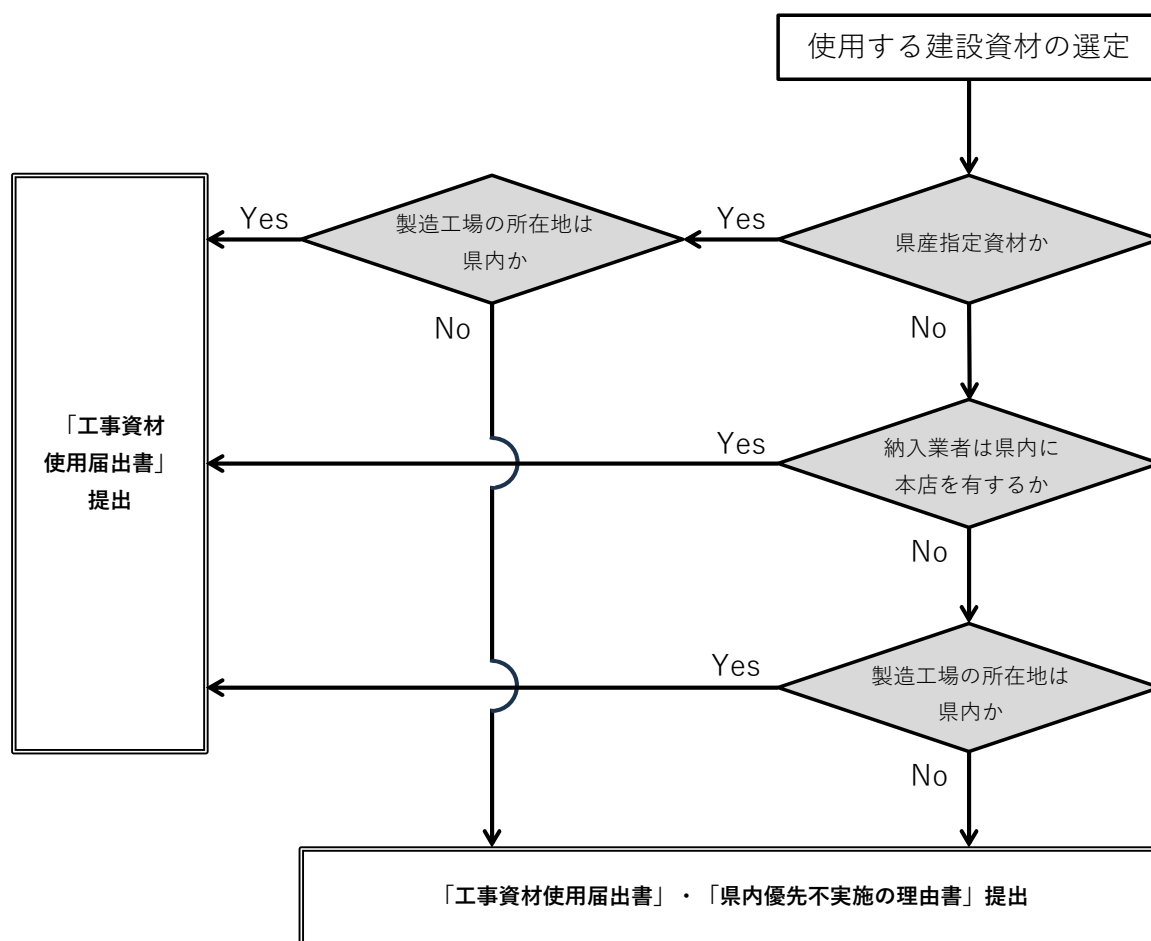
※2 納入業者は、契約の相手方を記入する。納入業者が県内の支店・営業所の場合は、本店名及び本店の住所又は所在地を上段()書で記入すること。

※3 摘要欄の確認は、事前に監督員の確認が必要な材料。摘要欄の番号は、整理番号。

※4 この様式に記載された個人情報は施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

使用する建設資材の選定フロー

(県産木材(木杭等)は別途掲載)



「県産指定資材」については、土木工事等共通仕様書「第1章第54節 下請負人等の県内優先活用」を参照すること。

※ この様式に記載された個人情報[※]は施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

[illegible]

出 来 形 管 理 計 画 (実 績) 表

工 事 名 ○○地区道路工事

受 注 者 ○○建設㈱

測 定 者 ○ ○ ○ ○ ○

工 種	種 別	測 定 基 準	測定回数		許容範囲 (mm)	測定値			摘 要
			計画	実施		最大値	最小値	平均	
切土・盛土	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心及び端部で測定。	51		±50				①
	幅		17		-100				②
	法長		34		-200				②
下層路盤工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心及び端部で測定。	51		±40				
	厚さ		8		-45				
	幅		9		-50				
ブロック積工									
基礎工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。	8		±30				
	幅		8		-30				
	高さ		8		-30				
ブロック積	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 厚さは、上端部及び下端部2箇所を測定。	8		±50				
	法長		8		-50				
	ブロック厚さ		16		-50				
	裏込め厚さ		16		-50				
暗渠工	基準高	図面の寸法表示箇所。	1式		±30				
	寸法		1式		-50				

※ 許容範囲は、土木工事及び林務工事は**規格値**、農業農村事業は**管理基準値**を記入する。

※ 摘要の番号は、資料整理番号

※ この様式に記載された個人情報情報は施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

撮影記録による出来形管理計画表

工 事 名	〇〇地区道路工事
受 注 者	〇〇建設(株)
測 定 者	〇 〇 〇 〇

[illegible]

※ この様式に記載された個人情報報は施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

品 質 管 理 計 画 (実 績) 表

工 事 名 ○○橋下部工工事

受 注 者 ○○建設㈱

測 定 者 ○ ○ ○ ○

工 種	種 別	試験項目	試験基準	測定回数		規格値	測定値			摘 要
				計画	実施		最大値	最小値	平均	
盛 土	土の締固め試験	最大乾燥密度	当初及び土質の変化した時	1	1	-				①
	(A法)	最適含水比	"	1	1	-				①
	現場密度の測定	現場密度	500m3に1回	5	5	-				②
		含水比	"	5	5	-				②
		締固め度	"	5	5	90%以上				②
下層路盤	締固め試験	最大乾燥密度	材料承認時の試験成績書	1	-	-				
		最適含水比	"	1	-	-				
	修正CBR	修正CBR試験	"	1	-	20%以上				
	現場密度の測定	現場密度	500m3に1回	6	6	-				
		含水比	"	6	6	-				
コンクリート		締固め度	"	6	6	93%以上				
	21N/mm2	スランプ	50m3毎に1回	4	5	±2.5cm				
		空気量	"	4	5	±1.5%				
		塩分量	"	4	5	0.3以下				
		外気温度	"	4	5	4～25℃				
鉄筋		圧縮強度	"	4	5	21以上				
	D10-D16	品質	ミルシートによる確認							
	U字溝	品質	検査成績書							
	積みブロック	品質	検査成績書							

※ 品質管理状況の撮影記録は、すべて行う。

※ 摘要の番号は、資料整理番号

※ この様式に記載された個人情報情報は施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

緊 急 時 の 連 絡 体 制



熱中症発生時(疑いを含む)の報告先

責任者 〇〇〇〇 (TEL〇〇〇〇)
代理 〇〇〇〇 (TEL〇〇〇〇)

発注機関

(開庁時)

所 属	氏 名	電 話 番 号	備 考
〇〇事務所 所長	〇〇〇〇	〇〇〇	
〃 総括監督員	〇〇〇〇	〇〇〇	
〃 主任監督員	〇〇〇〇	〇〇〇	
〃 一般監督員	〇〇〇〇	〇〇〇	

(閉庁時／夜間休日)

所 属	氏 名	電 話 番 号	備 考
〇〇事務所 〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	
佐賀県庁(代表)	—	〇〇〇	

※ 開庁時、閉庁時(夜間休日)を問わず、受発注者各々、連絡が取れる番号として2回線以上を記載すること。

※ この様式に記載された個人情報は施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

火薬庫、火薬取扱所及び火工所等の設備表

[illegible]

火 薬 類 取 扱 保 安 管 理 組 織 表

作業所長		〇〇〇〇	
火 薬 庫		消費場所	
担 当 職	氏 名	担 当 職	氏 名
取扱保安責任者		取扱保安責任者	
同上 代理		同上 代理	
出納責任者		出納責任者	
火 工 所		取 扱 所	
担 当 職	氏 名	担 当 職	氏 名
出納責任者		出納責任者	
火工責任者		取扱作業員	
火工作業員		運 搬 員	
見 張 員			
発破場所			
担 当 職		氏 名	
発破作業指揮者			
発破作業記録者			
発破作業員			
運 搬 員			

※ この様式に記載された個人情報 は 施工管理資料 としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

第 8 編 その他提出様式

品 質 証 明 員 通 知 書

年月日：

（発注者） 殿

（受注者）

○年○月○日付けをもって請負契約を締結した ○○○○ 第0000000-000号
○○○○○○○○○○○○○○○○ の品質証明員を下記のとおり定めたので資格及び経
歴を添えて通知します。

記

品質証明員氏名

生年月日

資格

経歴

工事名	職名	工期	従事期間
計			

※「資格者証（写し）」を添付する。

工 事 打 合 せ 簿

発議者	☐ 発注者 ☐ 受注者	発議年月日	
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 (ワンデーレスポンス)		
工事名			
(内容) (題名○○○○○) (受注者名○○○○○)			
添付図 葉、その他添付図書			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他 年月日：	
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 年月日：	

総 括 監督員	主 任 監督員	一 般 監督員

材 料 確 認 書

年月日：

工事名

標記工事について、下記の材料について確認されたく提出します。

記

材料名	品質規格	単位	搬入数量	確 認 欄				備考
				確認年月日	確認方法	合格数量		

主 任 監督員	一 般 監督員

工 事 履 行 報 告 書

工事名			
工期	～		
日付	(月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

主 任 監督員	一 般 監督員

支 給 品 受 領 書

物品又は分任物品管理官(官職氏名)
殿

年月日：

受注者（住所）

(氏名)
(現場代理人氏名)

下記のとおり支給品を受領しました。

記

工 事 名					契約年月日	
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			前回まで	今 回	累 計	

支 給 品 精 算 書

年月日：

物品又は分任物品管理官(官職氏名)
殿受注者 (住所)
(氏名)
(現場代理人氏名)

下記のとおり支給品を精算します。

記

工 事 名				契約年月日		
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			支給数量	使用数量	残 数 量	
※ 主任監督員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実と相違ないことを証明する。					※物品管理簿登記
	年月日：					
	(官職氏名)					

.....

(注) ※は主任監督員が記入する。

物品又は分任物品管理官(官職氏名)
殿

受注者（住所）

(氏名)
(現場代理人氏名)

現 場 発 生 品 調 書

○年○月○日付けをもって請負契約を締結した○○○○ 第0000000-000号 ○○○○ ○○○
○○○○○○○○工事（○○○○○○○）における下記の発生品を引き渡します。

記

品 名	規 格	単 位	数 量	摘 要

年月日：

品質証明書

〇〇〇〇 第0000000-000号 〇〇
工事名：〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事 (〇〇〇〇)

品質証明事項		品質証明箇所		品質証明員氏名		記	事
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名	記	事		

社内検査した結果、佐賀県建設工事請負契約約款、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所
氏名

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名		受注者名	
項 目	評価内容	実施内容	
☐ 創意工夫 自ら立案実施した 創意工夫や技術 力	☐ 施工	☐ 1. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 ☐ 2. コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫 ☐ 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に係る工夫 ☐ 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫 ☐ 5. 設備工事における加工や組立等又は、電気工事の配線や配管等に関する工夫 ☐ 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 ☐ 7. 照明などの視界の確保に関する工夫 ☐ 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 ☐ 9. 運搬車両・施工機械等に関する工夫 ☐ 10. 支保工、型枠工、足場工、仮架橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 ☐ 11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 ☐ 12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 ☐ 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 ☐ 14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 ☐ 15. ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事 ☐ 16. 特殊な工法や材料を用いた工事 ☐ 17. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事	
	☐ 品質	☐ 18. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 ☐ 19. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 ☐ 20. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 ☐ 21. 配筋、溶接作業等に関する工夫	
	☐ 安全衛生	☐ 22. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している ☐ 23. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 24. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 25. 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫 ☐ 26. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 ☐ 27. 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫 ☐ 28. 厳しい作業環境の改善に関する工夫 ☐ 29. 環境保全に関する工夫	
	☐ その他	☐ 30. その他	
☐ 社会性等 地域社会や住民 に対する貢献	☐ 地域への貢献等	☐ 1. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ	
		☐ 2. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った	
		☐ 3. 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った	
		☐ 4. 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した	
		☐ 5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った	
		☐ 6. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った	
		☐ 7. その他	

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名			
項 目		評価内容	
提案内容			

(説明)

①提案する理由

②取り組みの目的

③具体的な取り組み内容

④効果

(添付図)

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする

工事資材使用届出書

[illegible]

※1 県産指定資材については「○」を記入すること。(土木工事等共通仕様書「第1章第54節 下請負人等の県内優先活用」を参照)

※2 納入業者は、契約の相手方を記入する。納入業者が県内の支店・営業所の場合は、本店名及び本店の住所又は所在地を上段()書で記入すること。

※3 摘要欄の確認は、事前に監督員の確認が必要な材料。摘要欄の番号は、整理番号。

※4 この様式に記載された個人情報[※]は施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

[illegible]

※ この様式に記載された個人情報[※]は施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

県内優先不実施の理由書（下請業者）

[illegible]

上記の記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

※ この様式に記載された個人情報施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

県内優先不実施の理由書（資材）

[illegible]

上記の記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

※ この様式に記載された個人情報[※]は施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

県内優先不実施の理由書（技術者等）

[illegible]

上記の記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

※ この様式に記載された個人情報施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

年 月 日

施工体制台帳（作成例）

[会社名・事業者ID] _____

[事業所名・現場ID] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

工事名称 及び 工事内容				
発注者 及び 住所				
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日	年 月 日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
------	--	----------------	--

現場 代理人名		権限及び意見 申出方法	
------------	--	----------------	--

監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
------------------	-----------	------	--

監理技術者補佐 名		資格内容	
--------------	--	------	--

専門 技術者名		専門 技術者名	
------------	--	------------	--

資格内容		資格内容	
担当 工事内容		担当 工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

施工体制台帳、施工体系図及び作業員名簿の最新の作成例及び留意事項は、国交省HPを参照のこと
国交省HP(施工体制台帳、施工体系図等)：

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html

(記入要領)

1 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り

①各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印をつけること。全ての営業所で各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」に○印を付ける事。

②元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。

③健康保険の欄には、事業所整理番号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

④厚生年金の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

2 「権限及び意見申出方法」が発注者との請負契約書や下請契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。

3 監理技術者又は主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。

4 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者の資格を持つ者を記載する。

(監理技術者等が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

5 外国人技能実習生の従事状況について

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

※ この様式に記載された個人情報は施工管理資料及び社会保険等の加入状況把握として使用し、その他の目的には使用しません。

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

《下請負人に関する事項》

会社名・ 事業者ID		代表者名	
住 所			
工事名称 及 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

施工体制台帳、施工体系図及び作業員名簿の最新の作成例及び留意事項は、国交省HPを参照のこと
国交省HP(施工体制台帳、施工体系図等):
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html

(記入要領)

1 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り

①下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理番号等を記載すること。

②各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印をつけること。全ての営業所で各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」に○印を付けること。

③健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

④厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

2 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。

3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者の資格を持つ者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

4 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)

(1)経験年数による場合

- 1) 大学卒[指定学科]:3年以上の実務経験
- 2) 高校卒[指定学科]:5年以上の実務経験
- 3) その他:10年以上の実務経験

(2)資格等による場合

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1) 建設業法「技術検定」 | 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」 |
| 2) 建築士法「建築士試験」 | 6) 消防法「消防設備士試験」 |
| 3) 技術士法「技術士試験」 | 7) 職業能力開発促進法「技能検定」 |
| 4) 電気工事士法「電気工事士試験」 | |

5 外国人技能実習生の従事状況について

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

※ この様式に記載された個人情報(施工管理資料及び社会保険等の加入状況把握として使用し、その他の目的には使用しません。

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	
工事名称	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名	
主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

会長	統括安全衛生責任者
	元方安全衛生管理者

副会長	
-----	--

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

※ この様式に記載された個人情報施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

施工体系図

発注者名	
工事名称	

工期	

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名	
監理技術者を補佐する者	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

会長(統括安全衛生責任者)	
元方安全衛生管理者	
副会長	
副会長	
書記	

※この書類は、下請負業者編成表に基づき、元請業者が作成する。

番号	請負 次数	企業名・事業者ID	代表者氏名	工事内容	工期	建設業許可番号1	建設業許可番号2	安全衛生 責任者	主任 技術者	特定専門 工事該当 の有無	専門技術者	担当 工事内容
1	1											
	2											
	2											
	3											
2	1											
	2											
	3											
	2											
	3											
	3											
3	1											
4	1											
	2											
	2											
	3											
	2											
	3											
	3											
	2											
	2											
	3											
5	1											
	2											
6	1											
	2											
	3											
7	1											
	2											
	3											

作業員名簿

事業所の名称
・現場ID

事業所の名称
・現場ID

（ 年 月 日作成）

元請
確認欄

提出日

年 月 日

（次）会社名
・事業者ID

一次会社名
・事業者ID

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	職種 ※	生年月日		健康保険		建設業退職金 共済制度 中小企業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
			年齢		年金保険	雇用保険		雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	
			年 月 日								年 月 日
			歳								年 月 日
			年 月 日								年 月 日
			歳								年 月 日
			年 月 日								年 月 日
			歳								年 月 日
			年 月 日								年 月 日
			歳								年 月 日
			年 月 日								年 月 日
			歳								年 月 日
			年 月 日								年 月 日
			歳								年 月 日
			年 月 日								年 月 日
			歳								年 月 日
			年 月 日								年 月 日
			歳								年 月 日
			年 月 日								年 月 日
			歳								年 月 日
			年 月 日								年 月 日
			歳								年 月 日
			年 月 日								年 月 日
			歳								年 月 日
			年 月 日								年 月 日
			歳								年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。
(理) …現場代理人 (作) …作業主任者 (注) 2. (女) …女性作業員 (業) 18歳未満の作業員
(主) …主任技術者 (調) …職 長 (安) …安全衛生責任者 (能) …能力向上教育 (再) …危険有害業務・再発防止教育
(外) …外国人技能実習生 (1特) …1 号特定技能外国人
(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業場所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。
(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機庫等の運転者は一緒にしてもよい。
(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。
(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。若年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下 4 けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基礎技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。
(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

第 9 編 管 理 様 式

表 (實績) 計畫管理來出

工事名	〇〇地区道路工事
受注者	〇〇建設㈱
測定者	〇 〇 〇 〇

[illegible]

※許容範囲は、規格値を記入する。

※ 摘要の番号は、資料整理番号

※ この様式に記載された個人情報情報は施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

出来形管理図表

工種

種別

測定者

測点		略図										
設計値との差 0												
測定項目	測定項目			測定項目			測定項目			測定項目		
規格値	規格値			規格値			規格値			規格値		
測点又は区別	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差
平均値												
最大値												
最小値												
最多値												
データ数												
標準偏差												

出来形合否判定総括表

工 種		道路土工	測点	No.267～No.270
種 別		掘削工	合否判定結果	合格

測定項目		規格値	判定
天端 標高較差	平均値	-4.1mm	±50mm
	最大値(差)	143mm	±150mm
	最小値(差)	-150mm	±150mm
	データ数	2,234	1点/m2以上 (2,050点以上)
	評価面積	2,049.5m2	
	棄却点数	4	0.3%以内 (6点以下)
法面 標高較差	平均値	-22.8mm	±70mm
	最大値(差)	114mm	±160mm
	最小値(差)	-148mm	±160mm
	データ数	1,874	1点/m2以上 (1,592点以上)
	評価面積	1,592.0m2	
	棄却点数	1	0.3%以内 (5点以下)

規格値比(%)

+100
+80
+50
+20
±0
-20
-50
-80
-100

棄却点

平場
法面

規格値の±80% 以内のデータ数	2,218 (99.3%)	規格値の±80% 以内のデータ数	1,862 (99.4%)
規格値の±50% 以内のデータ数	2,153 (96.4%)	規格値の±50% 以内のデータ数	1,786 (95.3%)

平場の
ばらつき

法面の
ばらつき

出来形合否判定総括表

工 種

測 点

種 別

合否判定結果

測定項目				規格値	判定	測点	+100 +80 +50 +20 ±0 -20 -50 -80 -100 天端
天端 標高較差	平均値						
	最大値(差)						
	最小値(差)						
	データ数						
	評価面積						
	棄却点数						
法面 標高較差	平均値						
	最大値(差)						
	最小値(差)						
	データ数						
	評価面積						
	棄却点数						

品質管理計画（実績）表

工事名 ○○橋下部工工事

受注者 ○○建設㈱

測定者 ○ ○ ○ ○

工 種	種 別	試験項目	試験基準	測定回数		規格値	測定値			摘 要
				計画	実施		最大値	最小値	平均	
盛 土	土の締固め試験	最大乾燥密度	当初及び土質の変化した時	1	1	-	-	-	2.106	①
	(A法)	最適含水比	"	1	1	-	-	-	9.3	①
	現場密度の測定	現場密度	500m3に1回	5	5	-	1.993	1.936	1.969	②
		含水比	"	5	5	-	4.7	5.2	4.9	②
		締固め度	"	5	5	90%以上	94.6	91.9	93.5	②
下層路盤	締固め試験	最大乾燥密度	材料承認時の試験成績書	1	-	-	-	-	2.223	
		最適含水比	"	1	-	-	-	-	5.6	
	修正CBR	修正CBR試験	"	1	-	20%以上	-	-	50.5	
	現場密度の測定	現場密度	500m3に1回	6	6	-	2.178	2.118	2.146	
		含水比	"	6	6	-	5.0	4.3	4.6	
コンクリート		締固め度	"	6	6	93%以上	98.0	97.3	97.5	
	21N/mm2	スランプ	50m3毎に1回	4	5	±2.5cm	8.5	7.0	7.6	
		空気量	"	4	5	±1.5%	4.3	3.6	4.0	
		塩分量	"	4	5	0.3以下	0.010	0.008	0.009	
		外気温度	"	4	5	4～25℃	15℃	21℃	18℃	
鉄筋		圧縮強度	"	4	5	21以上	28.30	26.50	27.70	
	D10-D16	品質	ミルシートによる確認							
	U字溝	品質	検査成績書							
	積みブロック	品質	検査成績書							

※ 品質管理状況の撮影記録は、すべて行う。

※ 摘要の番号は、資料整理番号

※ この様式に記載された個人情報情報は施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

品質管理図表

工種	土工
種別	盛土
測定者	〇〇〇〇

測点	略図									
設計値との差										
	測定項目	現場密度		測定項目		規格値		測定項目		規格値
	規格値	90%以上		規格値		測点又は区別		規格値		測点又は区別
	測点又は区別	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差
	平均値	90.0	93.4	+3.4	90.0	92.6	+2.6	90.0	92.6	+2.6
	最大値	90.0	94.7	+4.7	90.0	94.7	+4.7	90.0	94.7	+4.7
	最小値	90.0	92.5	+2.5	90.0	93.4	+3.4	90.0	93.4	+3.4
	最多値				90.0	92.5	+2.5	90.0	92.5	+2.5
	データ数			n=5	90.0	93.8	+3.8	90.0	93.8	+3.8
	標準偏差			m=±0.91						

品質管理図表

工種

種別

測定者

測点	略図									
設計値との差 0										
測定項目	測定項目			測定項目			測定項目			差
	規格値	設計値	実測値	規格値	設計値	実測値	規格値	設計値	実測値	
測点又は区別				測点又は区別			測点又は区別			
平均値										
最大値										
最小値										
最多値										
データ数										
標準偏差										

第 1 0 編 契 約 関 係 様 式

建設工事請負契約書

収 入
印 紙

1 県 の 工 事 番 号

2 県 の 工 事 名

3 工 事 場 所

4 工 期 自 年 月 日 か ら

至 年 月 日 ま で

5 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

6 請 負 代 金 額

¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

7 請負代金額の支払地

8 契 約 保 証 金

9 建設発生土の搬出先等

10 請負代金額のうち解体工事に要する費用等

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の佐賀県建設工事請負契約約款の各条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙共同企業体協定書により頭書の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発 注 者 住 所

氏 名

印

受 注 者 住 所

氏 名

印

※ この様式に記載された個人情報 は 契約書類としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

請 書 （ 工 事 ）

様

工 事 名	第 号			
工 事 場 所	市 町 字		郡 村	
工 期	自	年	月	日
	至	年	月	日
契 約 金 額	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)			

上記の工事について下記条件によりお請けいたします。

1. 工事は別紙工事費内訳明細書により施行完了します。ただし、工事費内訳明細書に明示されない部分については、すべて県の指示に従います。
2. 県の承諾を得ないで、工事に関する権利、義務を他に譲渡し、又は担保に供しません。
3. 工事が完成したときは、書面をもつて通知します。
4. 物件の所有権は、県が合格と認定し、受領書を交付された時から県に移るものとし、その前に生じた一切の損失はすべて当方が負担します。
なお、引渡後1年以内に貴県の故意又は過失によらないで、破損その他不完全な箇所が生じた時は無償で手直し致します。
5. 工事に使用する材料は、県の担当者の検査に合格したものを使用します。
6. 当方が不可抗力その他正当な事由によらないで工期を誤った場合は工期末日の翌日から完成の日までの日数に応じ、契約金額に対し年利 %の割合で計算した額を遅延利息として支払います。
7. 当方の責に帰する事由により契約を解除されたときは違約金として請負金額の10分の1を支払います。
8. 県の都合でこの契約を解除されたときで損害がある場合は相当の補償の申し出を致します。
9. この件について、疑義が生じたときは協議のうえ定めます。

年 月 日

住 所

氏 名



※ この様式に記載された個人情報は契約書類としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

建設工事変更請負契約書

収 入
印 紙

1 県 の 工 事 番 号

2 県 の 工 事 名

3 工 事 場 所

4 変 更 工 期 自 年 月 日 か ら

至 年 月 日 ま で

変 更 前 工 期 自 年 月 日 か ら

至 年 月 日 ま で

5 工 事 を 施 工 し な い 日

工 事 を 施 工 し な い 時 間 帯

6 変 更 請 負 代 金 差 額

¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

7 工 事 の 変 更 内 容

8 請 負 代 金 額 の 支 払 地

9 変 更 契 約 保 証 金

10 建 設 発 生 土 の 搬 出 先 等

11 解 体 工 事 に 要 す る 変 更 費 用 等

年 月 日 に締結した請負契約の一部を上記のとおり変更する。

この契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発 注 者 住 所

氏 名

印

受 注 者 住 所

氏 名

印

※ この様式に記載された個人情報は契約書類としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

入 札 書

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(見積もった契約金額の110分の100に相当する金額)

工事又は
業務名称

第 号

工事場所又
は納入場所

市
郡

町
村 大字

佐賀県建設工事等入札心得及び仕様書等を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

収 支 等 命 令 者 様

※ この様式に記載された個人情報 は 契約書類 としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

(別紙様式1) (※ 記載する項目及び内容に漏れがない場合は、任意様式でも結構です。)

入 札 書 <記入例>

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額		¥	1	0	0	0	0	0	0	0

(見積もった契約金額の110分の100に相当する金額)

消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100の金額(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)を記入のこと

工 事 又 は 業務 名 称 災害防除 第〇〇〇号
 国道〇〇〇号道路災害防除工事

工事場所又 は納入場所 佐 賀 (市) 郡 大 和 (町) 村 大字 〇〇〇

佐賀県建設工事等入札心得及び仕様書等を承諾の上、入札します。

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

代表者が入札する場合は、代表者職氏名を記入、
 代理人が入札する場合は、代表者職氏名と委任状
 に記載された代理人氏名を記入してください。

住 所 町〇丁目〇番〇号

商号又は名称 〇〇 株式会社

代表者職氏名 代表取締役 佐賀 太郎

(代 理 人 土 木 太 郎)

収 支 等 命 令 者 様

※ この様式に記載された個人情報は契約書類としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

年月日：

(受注者)

工 事 名 ○○○○ 第0000000-000号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○工事 (○○○○)
 契約年月日 年 月 日
 工 期 ~

[illegible]

(直接工事費のうち、材料費	円)		
(直接工事費のうち、労務費	円)		
(現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額		円)	
(現場管理費のうちのうち、建退共制度の掛金		円)	
(工事原価のうち、安全衛生経費	円)		

工 事 費 内 訳 明 細 書

収支等命令者 様

市 郡 町 村 大字 番地

工 事 名 第 号 工 事

金

(総括表)

名 称	規 格 寸 法	数 量	単 位	金 額	摘 要

(内 訳 書)

名	称	摘	要	金 額				備	考

(明 細 書)

名	称	規格寸法	数 量		単位	単 価	金 額				備 考

上記のとおり工事内訳明細書を提出します。

年 月 日

受注者 住 所

氏 名

注 この明細書は、建築工事建築設備工事の場合に用いること。

※ この様式に記載された個人情報類は契約書類としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

見 積 書 (工 事)

収支等命令者 様

佐賀県財務規則第112条の規定に基づき、下記のとおり見積致します。

なお、下記見積金額は取引に係る消費税を含む金額です。

見積金額	¥
工 事 名	第 号
工事場所	市 町 字 郡 村
年 月 日 見 積 者 住 所 氏 名	

※ この様式に記載された個人情報 は契約書類としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

委 任 状

今般都合により
を代理人と定め次の事項に関する権限を委任
します。

委 任 事 項 次の工事(又は業務)に係る見積、入札に関する一切の権限

号

工 事 名
(又は業務)

工 事 場 所
(又は納入場所)

代理人氏名(署名)

年 月 日

住所

商号又は名称
代表者職氏名
(自 署)

収 支 等 命 令 者 様

※代表者氏名は本人が自署してください。ただし、以下のいずれかの方法に代えることができます。

- ・代表者氏名を記名(印字)し、代表者印を押印
- ・代表者氏名を記名(印字)し、下欄に書類作成責任者が役職・氏名を付記(自署)

※【書類作成責任者】

役職 氏名(自署)

※ 委任状は、同様の記載と委任者及び受任者双方による本人の署名がなされていれば、様式は自由です。

※ この委任状に記載された個人情報 は契約書類としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

収支等命令者様

上記のとおり技術者を配置する予定です。なお、次のことを承諾します。

①他の入札案件と重複して技術者を登録している場合で、他の工事を落札したこと等により上記の配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、その旨を入札を執行する者に速やかに申し出ること。

②入札執行の完了に至るまでに申し出をしない場合、入札参加資格を停止することがあり得ること。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

- 注) 1 主任技術者、専任主任技術者、監理技術者は、いずれか1つを選択すること。
- 注) 2 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者の配置を希望する場合（専任特例2号）は、それぞれの現場に専任の監理技術者補佐を配置すること。
- 注) 3 請負代金の額が4,500万円以上（建築一式工事の場合にあっては9,000万円以上）の工事については、専任の主任技術者を置かなければならない（建設業法施行令第27条）。
- 注) 4 監理技術者資格者証を有している技術者については、資格者証番号（工事实績情報サービス「CORINS」工事カルテに入力した番号）を記載する。

入 札 辞 退 届

工 事 又 は
業 務 名 称

号

工事場所又
は納入場所

市
郡

町 大字
村

上記について

により入札を辞退します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

収支等命令者様

※ この様式に記載された個人情報 は 契約書類 としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

現 場 代 理 人 等 通 知 書

年月日：

収支等命令者 殿

(受注者)

〇〇年〇月〇日付けをもって請負契約を締結した 〇〇〇〇 第00000000-000号 〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事(〇〇〇〇) について佐賀県建設工事請負契約約款第10条
に基づき現場代理人等下記のとおり定めたので別紙経歴書を添えて通知します。”

記

現場代理人氏名

主任技術者又は
監理技術者等氏名※

専門技術者氏名

※「資格者証(写し)」を添付する。

年月日：

経 歴 書

(現場代理人等氏名)

資格及び資格番号

＊職 歴

＊工 事 経 歴

＊は、必要により記載する。

年月日:

収支等命令者 殿

(受注者)

現場代理人等変更通知書

工事名 ○○○○ 第00000000-000号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○工事(○○○○)

○年○月○日 付けで通知した上記工事の現場代理人及び技術者を下記のとおり
変更したいので、別紙経歴書を添え、佐賀県建設工事請負契約約款第10条にもとづき通知します。

記

現場代理人等変更年月日	
変更する現場代理人等区分	

旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名
変 更 事 由	

※「資格者証(写し)」を添付する。

- (注)1. 新現場代理人等の記入内容は様式－1に準ずる。
2. 変更する現場代理人等区分には、下記から該当する区分を記載する
- ・現場代理人
 - ・主任技術者
 - ・監理技術者
 - ・監理技術者補佐
 - ・専門技術者

別添一

着 工 届 収支等命令者 様		
工 事 名	第 号 工事	
工 事 場 所		
種 別		
工事着手期日	年 月 日	
現 場 代 理 人	氏 名	
	略 歴	
主 任 技術者 専任主任	氏 名	
	資 格	
	略 歴	
上記のとおり着工いたしましたのでお届けします。 年 月 日 受 注 者 住 所 氏 名		

注 1 主任又は専任主任技術者は、何れか一方を記載する。

2 建設業法施行令第27条に規定する工事については、専任の主任技術者を置かなければならない。

※ この様式に記載された個人情報 は契約書類としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

表 程 II

年月日

收支等令者殿

[illegible][illegible]

記載要領

表 工 更 变

年月日 ..

收文等命令者

[illegible]

上	余裕期間	(變更前)	1	?	(○日間)
中	余裕期間	(變更後)	2	?	(○日間)

[illegible]

記載要領
当初契約の工程は黒実線をもって表示する。また、変更契約の工程は下段に黒点線もしくは赤実線をもって表示する。

一部下請負申請書

収支等命令者 様

下記のとおり工事の一部を下請に付することを承諾して下さるよう申請いたします。

元 請	工 事 名		第 号		契 約 年 月 日		年 月 日	
	工 事 場 所				契 約 金 額		円	
	工 期		年 月 日 から 年 月 日 まで		工 事 業 種			
下 請	業 者	許 可 番 号	(般 特) 第 号	(般 特) 第 号	(般 特) 第 号	(般 特) 第 号		
		許 可 業 種						
		商号又は 名 称						
		代表者又は 事業主 の氏名						
		住所又は 所 在 地						
	契 約 予 定 金 額		円	円	円	円		
	契 約 締 結 の 方 法							
	発注予定工事 の概要							

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者又は事業主

の氏名

許 可 番 号 (般 特) 第 号

- 注 1 下請契約をしようとする場合は、直ちに、この申請書を関係所(課)長に提出し、その承諾を得ること。
- 2 許可番号欄の「(般 特)」については、不用な文字を抹消すること。
- 3 下請の契約締結の方法欄には、下請実施契約約款(全建制定)、標準下請契約約款、会社独自の契約書等下請契約の形式を記入すること。

※ この様式に記載された個人情報 は 契約書類としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

承 諾 書

様

年 月 日 付けで申請の一部下請負については、下記のとおり承諾します。

元 請	工 事 名		第 号		契 約 年 月 日		年 月 日	
			工 事					
	工 事 場 所				契 約 金 額		円	
請	工 期		年 月 日 から		工 事 業 種			
			年 月 日 まで					
下 請	業 者	許 可 番 号	(般 特) 第 号	(般 特) 第 号	(般 特) 第 号	(般 特) 第 号		
		許 可 業 種						
		商号又は 名 称						
		代表者又は 事業主 の 氏 名						
		住所又は 所 在 地						
	契 約 予 定 金 額		円	円	円	円		
	契 約 締 結 の 方 法							
	発 注 予 定 工 事 の 概 要							

年 月 日

※ この様式に記載された個人情報 は 契約書類としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

収支等命令者 様

工 事 関 係 業 者 一 覧 表

工 事 名	第 号 工事			
工 事 場 所				
許 可 番 号	商 号 又 は 名 称	代 表 者 名	請 負 工 事 等 内 容	備 考
(般) (特) 第 号				
(般) (特) 第 号				
(般) (特) 第 号				
(般) (特) 第 号				
(般) (特) 第 号				
(般) (特) 第 号				
(般) (特) 第 号				

住所又は所在地
受 注 者 商号又は名称
(元 請) 代表者又は事業主
の氏名

注 500万円以上の請負契約締結業者(二次以降建設工事下請業者)について記載する。
受注者が把握した時点で、そのつどすみやかに関係所(課)長に提出する。
許可番号欄の「(般 特)」については、不用な文字を抹消すること。

※ この様式に記載された個人情報(住所等)は契約書類としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

年月日：

収支等命令者 殿

(受注者)

指 定 部 分 完 成 通 知 書

下記工事の指定部分は、 年 月 日 をもって完成したので佐賀県建設
工事請負契約約款第39条第1項に基づき通知します。

記

工事名 ○○○○ 第00000000-000号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

工 期 自 至

請負代金額 ￥

指定部分工期 自 至

指定部分に対する請負代金額 ￥

.....

年月日：

収支等命令者 殿

(受注者)

請 負 工 事 既 済 部 分 検 査 請 求 書

佐賀県建設工事請負契約約款第38条第2項により既済部分検査を請求します。

記

工 事 名	〇〇〇〇 第0000000-000号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇工事
工 期	自
	至
希 望 年 月 日	

年月日：

収支等命令者 殿

(受注者)

完 成 通 知 書

下記工事は 年 月 日 をもって完成したので佐賀県建設工事請負
契約約款第32条第1項に基づき通知します。

記

1. 工 事 名 ○○○○ 第00000000-000号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

2. 請負代金額 ￥

3. 契約年月日 ○年○月○日

4. 工 期 自 至

.....
(注) 本文の年月日は実際に完成した年月日を記載する

年月日：

収支等命令者 殿

(受注者)

引 渡 書

下記工事を佐賀県建設工事請負契約約款第32条第4項に基づき引渡します。

1. 工事名 ○○○○ 第0000000-000号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

2. 請負代金額 ￥

3. 検査年月日

年 月 日

収支等命令者 殿

(受注者)

修 補 完 了 届

年 月 日の() 検査において、指示されました
修補部分については、下記のとおり完了しましたのでお届けいたします。

記

工 事 名 ○○○○ 第0000000-000号 ○○○○○○○○
○○○○工事

契 約 額

工 事 場 所

契 約 年 月 日

期 限 年 月 日

完 了 年 月 日

修補、改造箇所及び補修内容

(注) 本文() 内には検査種類を記入する。

年月日：

受信者：「受注者名」又は『支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）』
殿

発信者：「支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）」又は『受注者名』

工事の部分使用について

標記について、下記のとおり部分使用することを、佐賀県建設工事請負契約約款
第34条第1項に基づき（協議 ・ 承諾 ）する。

記

1. 使用目的
2. 使用部分
3. 使用期間 自
 至
4. 使用者
5. その他

-
- （注）1. （協議・承諾）には、いずれかに印をつける。
2. 協議の場合は、受信者を「受注者名」、発信者を「支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）」として、発注者が作成する。
3. 承諾の場合は、受信者を『支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）』、発信者を『受注者名』として、受注者が作成する。

年月日：

請求書（ ）

収支等命令者 殿

請求者（住所）

（氏名）

下記のとおり請求します。

請求金額 ￥

ただし、次の工事の（ ）として

工事名 ○○○○ 第00000000-000号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

契約日 ○年○月○日

契約金額 ￥

振込希望金融機関名

☐ 銀行
☒ 金庫
☐ 組合

店

預金の種別

口座番号

口座名義

フリガナ

振込指定コード番号

-
- (注)1. （ ）には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金の別を記入すること。
2. 部分払金を請求する場合は、請求内訳書（部分払の場合又は国債部分払の場合）を添付すること。
3. 指定部分完済払代金を請求する場合には、請求内訳書（指定部分払の場合）を添付すること。

(部分払の場合)

請 求 内 訳 書

- | | | | | |
|---------------|---------------------------|----------|---------|---|
| 1. 請負代金額 | (A) | <u>¥</u> | | |
| 2. 前払金額 | (B) | <u>¥</u> | | |
| 3. 出来高金額 | (C) | <u>¥</u> | | |
| 4. 前回までの出来高金額 | (D) | <u>¥</u> | | |
| 5. 今回の出来高金額 | (E=C-D) | <u>¥</u> | | |
| 6. 請求し得る金額 | $(E \times (9/10 - B/A))$ | <u>¥</u> | $B/A =$ | % |
| | | | $\div$ | % |
| 7. 今回請求する金額 | | <u>¥</u> | | |

-
- (注) 1. (6) 欄の末尾にはB/Aの割合を記入すること。ただし、B/Aの率は1%未満は切上げ、今回請求する金額は1,000円単位に切り下げて丸めること。
 2. 佐賀県建設工事請負契約約款第38条第6項及び第7項により算出

年月日：

収支等命令者	様
--------	---

(受注者)

認 定 請 求 書

佐賀県建設工事請負契約約款第35条第4項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

契 約 日 ○年○月○日

工 事 名 ○○○○ 第0000000-000号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

工 期 自 至

工事場所

請負代金額 ￥

認 定 調 書

工事番号	
工事名	
施工場所	
工 期	
契約金額	
請負者名	
摘 要	
上記の工事について、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。 年 月 日 職名 氏名	

(別紙 1)

建築物に係る解体工事

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 分 別 解 体 等 の 方 法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	①建築設備・ 内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・ 上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・ 基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

・変更契約の場合は変更前と変更後の費用の差額を記載する。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注) ・運搬費を含む。

・契約変更の場合は変更前と変更後の費用の差額を記載する。

* この様式に記載された個人情報は、分別解体等や再資源化等の履行確保のためのみに使用し、その他の目的には使用しません。

(別紙 2)

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） 該当なし

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

(注) ・変更契約の場合は、変更前と変更後の費用の差額を記載する。

・運搬費を含む。

* この様式に記載された個人情報は、分別解体等や再資源化等の履行確保のためのみに使用し、その他の目的には使用しません。

(別紙3)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品・	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。
- ・変更契約の場合は変更前と変更後の費用の差額を記載する。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・変更契約の場合は、変更前と変更後の費用の差額を記載する。

- ・運搬費を含む。

* この様式に記載された個人情報、分別解体等や再資源化等の履行確保のためのみに使用し、その他の目的には使用しません。